



裏面白紙

国立公文書館	
国立公文書館	
分類	法務省
	平成11年
排架番号	4 A
	18
	2055

Opening Statement
about opium

6904B-1

主題 中國ニ於ケル一般人其他ニ對スル諸多ノ

癡癡行為及ビ阿片其他ノ麻藥使用

檢察官 向 濟

提出

副檢察官 トマスエツテ・モロウ大佐

ケネス エンバーキンソン

ギル 勃 恆 (中國)

デービト エヌ・サットン

ジョンユフ・ハメル少佐

アーサー・エー・ワシダスキ大尉

國際檢察部

日本、東京

一九四六年六月 日

序 論

中國ニ於ケル一般人其他ニ對スル癡癡行為及ビ
阿片其他ノ麻藥使用ノ件

向 濟 檢察官ニ依ル報告

以上起訴狀中訴因第四十四乃至五十及ビ第五十三
乃至五十五ニ於ケル對華戰爭ノ經過中發生シ、且
ツ右戰爭ノ性格及ビ日本人ノ目的ヲ語ル一般人其
他ニ加ヘラレタル諸多ノ癡癡行為ノ或ルモノヲ論

裏面白紙

6904B-2

裏面白紙

述スベシ

余ガ今論ゼントスル所ハ單ニ一般人ニ對スル諸
多ノ惡行爲及ビ人道ニ對スル諸多ノ罪ノ全而中
其一部ノミ。是ニ關シテハ更ニ後段比律演國代
表團檢察官ベドロ ロベズ小佐ニ依リ本問題ニ關
スル序節ニ引續キ論ゼラルベキ檢察部所理事項ノ
一部面ニ於テ詳論セラルベシ。余ハ以下中國
ニ於ケル戰爭ニ關シテノミ論ゼントス。要出セン
トスル證據ハ一般人ニ對スル加害行爲ガ

殺人及ビ虐殺

拷問

凌辱

(I)(2)(3)(4)

財産ノ掠奪及ビ不法破壊

ヲ含ムモノナル事ヲ要カニスベシ。

人道ニ對スル日本軍ノ是等犯罪行爲ハ中國ノ凡
ニル占領地域ニ於テ一九三七年乃至一九四五年ノ
全期間ニ亘リ行ハレタルモノナリ。是等行爲ノ顯
著ナル一事例ハ一九三七年十二月十三日南京陷落
後發生ヲ見タリ。即チ中國軍ガ凡テノ抵抗ヲ停止
シ南京市ガ全ク被害松井大將指揮下ノ日本軍ノ制
禦下ニ置カレタル後暴行ト犯罪ノ大狂亂ガ始マリ、
之レガ結果ナク曰十余日ニ亘リ行セラレタリ。
日本兵等ハ彼等ヲ指揮スル將校及ビ東京ノ統帥首

6904B-3

裏面白紙

債務ノ完全ナル了知及ビ同意ノ下ニ預カル債務行
爲ニ依リ中國民衆ノ凡ユル就債意識ヲ永久ニ消却
セント企圖シタルモノナリ。是等犯罪（史上總括
的ニ「前清」ノ暴行）トシテ知ラルルニ至リタルモ
ノ一ノ詳細ハ證據ニ依リ明カニサルベシ。此處ニ
ハ是等犯罪多ノ犯罪ガ、余ガ能ニ述ベタル範圍即チ
華人及ビ虐殺、擄略、凌辱、財產ノ掠奪、及
ビ不法強迫等各種ノ犯罪ノ幾多ノ事例ヲ包含スル
モノナル事ヲ證明スレバ足ル。

南京ニ於ケル日本兵ノ行爲ガ孤立的事例ニアラ
ザル事ヲ明カニサレン。右ハ典型例ナルモノナリ。
支那各地ニ於ケル司法官署ノ害ラセル公報ニ登ス
レバ、此種幾多事件ニシテ一九三七年乃至一九四
五年ニ亘ル期間中中國占領地全土ニ於テ行ハレ
タル個々ノ事件ハ總數九万五千余ニ上ル。中國ニ
於ケル日本兵ノ是等組織的幾多犯罪行爲ニ關スル
情報ハ東京ニ於ケル日本總領事館及ビ日本政府
ニ密ラセラレタル所ナリ。最近ノ通告及ビ抗議ニ
モ拘ハラズ是等ノ犯罪行爲ハ引續キ行ハレタリ。
是レガ犯罪進行ノ日本の種々ナリ。是等ノ犯罪行
爲ニ關シテハダアイジニア裁判所所長デーザイド
ネルスン、サットン氏、モロ、大佐、バーキンソ
ン氏及中國代表何氏ニ依リ當法庭ニ於テ報告セ

6904B-4

ラルベシ。

更ニ中國ヲ征服セントスル彼等ノ計畫ノ一部トシテ日本海軍等ガ中國ニ於ケル侵蝕ニ備ヘ且ツ之レヲ擴大スル爲メノ武器トシテ阿片其他ノ麻薬ヲ使用セル事實ヲ明ラカニセントス。是レハ阿片其他ノ麻薬ヲ使用抑制ニ關スル三箇ノ條約即チ日本ガ締結國ノ一ツタルモノニシテ總條約第十七、十八及第十九條トシテ現在證據中ニ包括サレ居ル條約規定ノ義務ニ違背スルモノナリ。

何レノ地域ニ於テモ日本ノ武力侵蝕ノ前進ニツレ日本ノ海軍及ビ民間諸機關ハ嘗ニ日本領界ノミナラズ、中國ノ凡ユル地域ニ於テモ阿片及ビ麻薬ノ流通ナル不正取引ニ從事セリ。是等諸機關ハヘロイン、モルヒネ及ビ他阿片製劑ヲ從來其使用ガ流通サレ居ラザリシ諸地域ヘ其生産ヲ導入セリ。是等ノ機關ハ中國ニ於ケル日本ノ治外法權ノ存在ノ故ニ殆ンド制限ヲ受クル事ナク活動シタル所ナリ。此非合法的活動ノ意圖及ビ所達ハ麻薬ノ賣渡ヲ抑制セントスル中國側ノ企圖ヲ凡テ中和シ度ハ完全ニ破砕セントスルモノナリ。阿片耽溺ノ生理的影響ガ如何ナルモノナルカハ周知ノ事ニ屬シ、日本ガ中國幾百萬ノ民衆ヲ之レニ依リ侵略反抗ニ無應覺且ツ無能力化セシメント企圖セシ事實ニ徴

裏面白紙

6904B-5

裏面白紙

シ明カナル所ナリ。

此非合法的活動ノ公的任務ハ日本人ノ腐敗不正
取引従事ヲ防遏シ、東ハ中國其他ノ警察官憲ノ手
ニ歸還シ、西ニ國境ヲ越サレタル日本人ヲ追索ニ所
在スルタメ積極的ナル行動ヲ爲ス日本郵傳當局
ガ急リタル事實ニヨリテ示サル、所ナリ。此意候
ハ日本人ガ同國人ニ對シ腐敗ヲ宣明セシ場合日本
官憲ガ取りタル所ナリト云フナル對照ヲ爲
ス。

次ニ明カニセントスルニ日本ハ中國各地域ノ
腐敗ニ成功スルヤ、是等各地域ガ日本ガ「和平」
ト呼ビスル武力支配ノ一基幹ノ爲メ指定サレタル
次ノ地域ニ對スル腐敗政策ノ行爲若シトシテノ後
目ヲ暴セル事實ナリ。

此腐敗ニ對シ、滿洲國ニ於ケル偽滿政府ノ樹立ニ
對マリ、更ニ華北華中奉天ヲ通ジ、逐次樹立セラ
レタル日本傀儡下ノ偽滿政府ハ夫々阿片其他ノ腐
敗ニ對シ、中國ノ法令規程ノ一定型ヲ踏襲シタル
モノニシテ、且ツ阿片專賣制ヲ創設セルニ當リ、
是レガ表面策カモ阿片使用抑制ニタルガ如ク工
作セラレタル所ナルガ、而モ此等腐敗ハ事實ニ於
テ右政府治下ノ各地域ニ於ケル阿片販賣其他ノ腐
敗ノ不正取引ノ總元ト化シタルモノナリ。茲クシテ

6904B-6

日本側察下ノ諸地較ニ於テ阿片需ノ大増加、罂粟栽培面積ノ増大、阿片其他ノ麻薬ノ大量輸入及び阿片専賣制ノ前述ノ如キ計畫的目的ノ線ニ沿ヒ抑制措置ノ弛緩ヲ誘致セリ。

阿片使用抑止ヲ装フ統制ノ下ニ日本側察下ノ是等他國政府ハ阿片及び麻薬賣買ニ依ル巨大ナル收入ヲ手中ニ收メタリ。

滿洲國ニ於ケル他國政府ノ諸施策ノ財源ヲ賄フ爲阿片取引ニ依ル諸收益ヲ擔保トシテ日本債ガ成立セシ事實アル事ヲ明カニスベシ。

約言スレバ、前記證據ハ阿片及び麻薬ノ賣買ガ以上ニ違フル二ツノ目的ヲ以テ日本ニ依リ誘致セラレタルモノナル事ヲ明カニスルモノナリ。

(1) 中國民衆ノ体力ヲ低下セシメ、以テ抗戰能力ヲ弱体化セシメントスル事。

(2) 日本ノ軍事の經濟的便益ヲ賄フ巨大ナル收入ヲ擧ゲントスル事。

麻薬ニ關スル證據ハサットン氏、米軍所屬ジョン・エフ・ハメル少佐及びブライザー・エー・サングラスキ1大尉ニ依リ提出セラレベシ。

序 論

主 題 支那ニ於ケル一般人其他ニ對スル諸多ノ
虐行爲及ビ阿片其他ノ麻薬使用

検 察 官 Che Chun Hsiang

提出

副検察官

トマスエツチ・モロウ大佐
ケネスエン・バーキンソン
ヘンリ・チュウ（中國）
デービト・エヌ・サットン
ジョン・エフ・ハメル少佐
アイサー・エー・サンダスキー大尉

國 際 検 察 部

日本、東京

一九四六年六月

日

序 論

支那ニ於ケル一般人其他ニ對スル虐行爲及ビ
阿片其他ノ麻薬使用ノ件

Che Chun Hsiang 検察官ニ依ル報告

以上起訴狀中訴因第四十四乃至五十及ビ第五十三
乃至五十五ニ於ケル對支戦争ノ経過中發生シ、且
ツ右戦争ノ性格及ビ日本人ノ目的ヲ語ル一般人其
他ニ加ヘラレタル諸多ノ虐行爲ノ或ルモノヲ論

述スベシ。

余ガ今論ゼントスル所ハ單ニ一國民ニ對スル諸多ノ殘虐行爲及ビ人道ニ對スル諸多ノ罪ノ全面中其一部ノミ。是等ニ關シテハ更ニ後段比律賓國代表副檢察官ベドロ ロベズ少佐ニ依リ本問題ニ關スル序論ニ引續キ論ゼラルベキ檢察部所理事項ノ一部面ニ於テ詳論セラルベシ。余ハ以下支那ニ於ケル戰爭ニ關シテノミ論ゼントス。提出セントスル證據ハ一國民ニ對スル加害行爲ガ

(1) 殺人及ビ虐殺

(2) 拷問

(3) 凌辱

(4) 財産ノ掠奪、劫掠及ビ不法破壊

ヲ含ムモノナル事ヲ明カニスベシ。

人道ニ對スル日本軍隊ノ是等犯罪行爲ハ支那ノ凡ユル占領地域ニ於テ一九三七年乃至一九四五年ノ全期間ニ亘リ行ハレタルモノナリ。是等行爲ノ顯著ナル一事例ハ一九三七年十二月十三日南京陥落後發生ヲ見タリ。即チ支那軍ガ凡テノ抵抗ヲ停止シ南京市ガ全ク被虐松井大將指揮下ノ日本軍ノ制禦下ニ置カレタル後、暴行ト犯罪ノ大狂亂ガ始マリ、之レガ弛ム事ナク四十余日ニ亘リ續行セラレタリ。日本兵等ハ彼等ヲ指揮スル將校及ビ東京ノ統帥首

6904-3
 部ノ完全ナル丁知及ビ同意ノ下ニ新カル處行
 爲ニ依リ支那民衆ノ凡ユル抗議欲ヲ永久ニ滅却
 セント全圖シタルモノナリ。是等犯罪（史上無類
 的ニ「南京ノ暴行」トシテ知ラル、ニ至リタルモ
 ノ）ノ詳細ハ證據ニ依リ明カニサルベシ。此處ニ
 ハ是等諸多ノ犯罪ガ、余ガ無ニ述ベタル類重即チ
 殺人及ビ虐殺、擄略、凌辱、財産ノ掠奪、劫掠及
 ビ不法破壊等各種ノ犯罪ノ幾多ノ事例ヲ包含スル
 モノナル事ヲ指摘スレバ足ル。

南京ニ於ケル日本兵ノ行爲ガ獨立的事例ニアラ
 ザル事ヲ明カニサレン。右ハ典型的ナルモノナリ。
 支那各地ニ於ケル司法官署ノ閉ラセル公報ニ徴ス
 レバ、此種幾多事件ニシテ一九三七年乃至一九四
 五年ニ亘ル期間中支那占領地全域ニ於テ行ハレ
 タル個々ノ件後ハ總數九万五千余ニ上ル。支那ニ
 於ケル日本兵ノ是等組織的幾多虐行爲ニ關スル
 情報ハ東京ニ於ケル日本統帥部及ビ日本政府
 ニ齊ラセラレタル所ナリ。屢次ノ通告及ビ抗議ニ
 モ拘ハラズ是等ノ虐行爲ハ引續キ行ハレタリ。
 是レガ戰爭進行ノ日本の型態ナリ。是等ノ虐行
 爲ニ關シテハヴァージニア裁判所所屬デーヴィド
 ネルスン、サットン氏、モロ、大佐、パーキンソ
 ン氏及中國ヘンリーデュー氏ニ依リ當法廷ニ於テ報告セ

ラルベシ。

更ニ支那ヲ征服セントスル彼等ノ計畫ノ一節トシテ日本指導者等ガ支那ニ於ケル侵略ニ備ヘ且ツ之レヲ擴大スル爲メノ武器トシテ阿片其他ノ麻薬ヲ使用セル事實ヲ明ラカニセントス。是レハ阿片其他ノ麻薬ヲ使用抑制ニ限スル三箇ノ條約即チ日本ガ締結國ノ一ツタルモノニシテ證據物第十七、十八及ビ十九號トシテ現在證據中ニ包括サレ居ル條約規定ノ要旨ニ違背スルモノナリ。

何レノ地域ニ於テモ日本ノ武力侵略ノ前進ニツレ日本ノ軍事及ビ民間諸機關ハ嘗ニ日本租界ノミナラズ、支那ノ凡ユル地域ニ於テモ阿片及ビ麻薬ノ販賣ナル不正取引ニ從事セリ。是等諸機關ハヘロイン、モルヒネ及ビ他阿片製劑ヲ從來其使用ガ流布サレ居ラザリシ諸地域ヘ其生産ヲ導入セリ。是等ノ機關ハ支那ニ於ケル日本ノ治外法權ノ存在ノ故ニ殆ンド制限ヲ受クル事ナク活動シタル所ナリ。此非合法的活動ノ意圖及ビ所産ハ麻薬ノ脅威ヲ抑制セントスル支那側ノ企圖ヲ凡テ中和シ或ハ完全ニ破砕セントスルモノナリ。阿片販賣ノ生理的影響ガ如何ナルモノナルカハ周知ノ事ニ屬シ、日本ガ支那幾百萬ノ民衆ヲ之レニ依リ侵略反抗ニ無感覺且ツ無能力化セシメント企圖セシ事實ニ徴

シ明カナル所ナリ。

此非合法的活動ノ公的性質ハ日本人ノ麻薬不正取引從事ヲ防遏シ、或ハ支那其他ノ警察官憲ノ手ニ麻薬違犯ニ因リ逮捕サレタル日本人ヲ適當ニ所斷スルタメ積極的ナル行動ヲ屢々日本領事館當局ガ怠リタル事實ニヨリテ示サル、所ナリ。此怠慢ハ日本人ガ同國人ニ對シ麻薬ヲ賣却セシ場合日本官憲ガ取りタル所乎タル所置ト明確ナル對照ヲ爲ス。

次ニ明カニセントスル點ハ日本ハ支那各地域ノ制度ニ成功スルヤ、是等各地域ガ日本ガ「和平」ト呼稱スル武力侵略ノ一運体ノ爲メ指定サレタル次ノ地域ニ對スル麻薬攻勢ノ行動基地トシテノ役目ヲ果セル事實ナリ。

此點ニ關シ、滿洲國ニ於ケル傀儡政府ノ樹立ニ始マリ、更ニ北中南支ヲ通ジ、逐次樹立セラレタル日本制度下ノ傀儡政府ハ夫々阿片其他ノ麻薬ニ關シ、支那ノ法令廢棄ノ一定型ヲ踏襲シタルモノニシテ、且ツ阿片專賣制ヲ創設スルニ當リ、是レガ表面宛カモ阿片使用抑制機關タルガ如ク工作セラレタル所ナルガ、而モ此專賣制ハ事實ニ於テ右政府治下ノ諸地域ニ於ケル阿片及ビ其他ノ麻薬ノ不正取引ノ總元締ト化シタルモノナリ。斯クシテ

69045-6

日本創製下ノ諸地域ニ於テ阿片竊ノ大増加、罂粟栽培面積ノ増大、阿片其他ノ麻薬ノ大量輸入及び阿片専賣制ノ前述ノ如キ計費的目的ノ線ニ沿ヒ抑制措置ノ弛緩ヲ誘致セリ。

阿片使用抑止ヲ装フ統制ノ下ニ日本創製下ノ是等他僑政府ハ阿片及び麻薬賣買ニ依ル龐大ナル收入ヲ手中ニ收メタリ。

滿洲國ニ於ケル他僑政府ノ諸施策ノ財源ヲ賄フ爲阿片取引ニ依ル諸收入ヲ確保トシテ日本債ガ成立セシ事實アル事ヲ明カニスベシ。

約言スレバ、前記證據ハ阿片及び麻薬ノ賣買ガ以上ニ述ブル二ツノ目的ヲ以テ日本ニ依リ勸奨セラレタルモノナル事ヲ明カニスルモノナリ。

(1) 支那民衆ノ体力ヲ低下セシメ、以テ抗戰能力ヲ弱体化セシメントスル事。

(2) 日本ノ軍事、經濟的侵略ヲ賄フ巨大ナル收入ヲ擧ゲントスル事。

麻薬ニ關スル證據ハサットン氏、米軍所屬ジョン・エフ・ハメル少佐及びアーサー・エー・サンダスキ大尉ニ依リ提出セラルベシ。

Logan 21-8-15

1920

嬉しや元旦の雑

南京で祝は

進軍の

「戦線の流行語」 里何とあへ京南

【江南戦線丹陽にて五日 日浅海特派員發】戦線に
あると目的の戦つのが戦法に早い、
はなから歩いて日野の出来ると
ころで砲火を交へてゐたのはつい
昨日のやうな気がすると思へば早
くも五十里あまりも離れたところ
で戦つてゐるのだ、このころめつ
きり少くなつた支那の軍隊の音
ももう古い戦線といふわけ、砲定
に入つて五日、だが戦野は日中は
十月の終りのころのやうな暖かさ、
夕陽の光もまた青々として
ゐる、戦の野も半分しか枯れて
ゐない、天が星の雲を挟けて
くれるのか、この一週間といふも
のは晴天続きで、雲が流つた

百人斬り大接戦

勇壯！向井、野田兩少尉

89—78
【句客にて五日 日浅海、光本
特派員發】戦線に立つて戦
入戦線までの戦線は向井少尉は
八十九名、野田少尉は七十八名と
いふ戦線となつた

皇軍の大行進

マイクに聞く 今晚、AKから放送

わが國の戦つたる決意と無敵
皇軍の威容を知らしめるため
を以て、六日午後九時十五
分より三十分間にわたつてわ
が國の戦つたる決意と無敵
皇軍の威容を知らしめるため
を以て、六日午後九時十五
分より三十分間にわたつてわ
が國の戦つたる決意と無敵
皇軍の威容を知らしめるため
を以て、六日午後九時十五
分より三十分間にわたつてわ

百人斬り競争の兩將



百人斬り超

兩少尉

向井106

【紫金山麓にて十二日浅海、鈴木兩特派員發】戦線に
あると目的の戦つのが戦法に早い、
はなから歩いて日野の出来ると
ころで砲火を交へてゐたのはつい
昨日のやうな気がすると思へば早
くも五十里あまりも離れたところ
で戦つてゐるのだ、このころめつ
きり少くなつた支那の軍隊の音
ももう古い戦線といふわけ、砲定
に入つて五日、だが戦野は日中は
十月の終りのころのやうな暖かさ、
夕陽の光もまた青々として
ゐる、戦の野も半分しか枯れて
ゐない、天が星の雲を挟けて
くれるのか、この一週間といふも
のは晴天続きで、雲が流つた

の雑 祝は 軍の

戦 射

あるA区の方
に、戦とが富
下にマイク
を、を、を、
サバの、
かな、の、
なく、へら
民の、な
て、るとい
が、一、

戦に、と、

う、り、と、が、さ、る、の、一、兵、

百人斬り超記録

向井106—105野田

兩少尉さらに延長戦

【紫金山麓にて十二日浅海、鈴木兩特派員發】 兩少尉入りまで百人斬り超記録
といふ戦争をはじめたのは、紫金山麓の野田少尉と向井少尉は十日の紫金山麓戦のどく
きに百六對百五といふレコードを作つて十日正午兩少尉はさすがに
刃をばれた日本刀を片手に對面した

野田「おいおれは百五だ、貴城は
向井「おれは百六だ」……兩
少尉は「アハハハ」……いつまで
にいつれが先に百人斬つたかこ



百人斬り競争の兩將校

(右)野田少尉 (左)向井敏明少尉
——常州にて佐藤(攝)特派員撮影——

れは不憚、一、ちや、ド、ロ、ン、ゲ
ムと、戦、さ、う、だ、が、改、め、て、百、五、十、人
は、と、う、ち、で、と、他、ち、一、致、し、て
十、一、日、か、ら、い、よ、く、百、五、十、人、斬、り、が
は、じ、ま、つ、た、十、一、日、紫、金、山、麓、を、對、
下、に、見、下、す、紫、金、山、で、戦、兵、隊、を、對、
中、の、向、井、少、尉、が、一、百、人、斬、り、ド、ロ、ン、ゲ
ム、の、戦、果、を、得、つ、て、の、ち
知、ら、ぬ、う、ち、に、兩、方、で、百、人、を、超、え、
て、た、の、は、快、楽、ち、や、他、の、戦、果、
六、が、及、こ、ば、れ、た、の、は、一、人、を、斬、
り、た、も、と、も、に、勝、つ、た、に、し、た、か、ら
ち、や、戦、ひ、勝、つ、た、ら、こ、の、日、本、刀
は、貴、社、に、寄、贈、す、と、約、束、し、た、よ
十、一、日、の、午、前、三、時、友、軍、の、兵、隊、
紫、金、山、麓、あ、り、出、し、に、は、他、ち
あ、り、出、さ、れ、て、雨、雨、の、中、を、一、人、
い、ま、よ、と、刀、を、か、つ、い、で、立、
ち、な、つ、て、た、が、一、つ、も、あ、た、ら
ず、こ、れ、も、こ、の、戦、果、の、お、け、だ、
と、來、る、中、で、百、六、の、生、血
を、流、した、兵、隊、を、記、者、に、示、した

裏面白紙

1937. 12.
南京城、マツジ

21-8-16
(1)
P. 2227-1
E343

私コト、ジョン・G・マツクジール以下ノ供達ヲ
致シマス。
一九一二年三月ヨリ一九四〇年五月迄支那ノ南京
デアメリカ監督派教會ノ傳道師トシテ奉職シマシ
タ。

一九三七年十二月十三日南京市ヲ陥落シタ時ニハ
支那側ノ抵抗ハ一切止ミマシタ。又南京市民ニ對ス
ル兵士達ノ暴行ガ始マツタノハ日本軍ガ同市ヲ完
全ニ其ノ手中ニ收メタ後デアリ、奉行ハ六週間以
上モ續キマシタ。日本軍ガ同市ヲ占領シテカラ約
二日後私ハ日本兵ニ依ツテ行進セラレニユク長
イ二列ノ文部市民達ヲ見マシタ。コレ等ノ人達ハ
四列縱除ヲ作り手ヲ前デ縛ラレテキマシタ。コノ
二ツノ群デ數千人居リマシタ。後ニナツテ私ハコ
レ等ノ群衆中ニ居タ數名ノ生存者ヲ病院デミマシ
タ。彼等ハ私ノ謂ベタ所デハ群衆ガ機關銃デ撃タ
レタ時傷ツキ死ンダ眞以ヲシテキタ者デアツタ事
ガ解リマシタ。

數日後私ハ支那市民ノ群ガ日本兵ニ依ツテ道路上
ニ集合サセラレテキルノヲ見又望遠鏡ノレンズニ
依リ寫眞ヲ取リマシタ。一人ノ老人ト數名ノ婦人
ガ一語ニナツテ日本軍ノ前ニ膝マズキ男達ガ這レ
テユカレナイ様ニ歎願シマシタ。
同ジ時私ノ運轉手ノ兄第二人ハ日本軍ニ依ツテ捕
ヘラレテ五百人ニ近イ群衆ノ中ニ入レマシタ。

裏面白紙

2227-2

田中氏

其ノ群衆ハ日本ノ兵隊ニ依リ一箇ニ集メラレソレ
カラ行進サセラレマシタ。私ハ運搬手ノ家内ト違
立ツテ日本ノ二首ニ二人ヲ見シテモラハウトシ
シマシタガ立去ル様ニ命ゼラレマシタ。

一九三七年十二月十七日一人ノ支那人ガ急イデ二
人ノ日本兵カラ脱レトウトウ脱レル等ガ出来ナイ
竹垣ノ處ニ來タ時彼等ニ撃レタノヲ見マシタ。彼
ハ二人ノ日本兵ガ彼カラ約五ヤードノ近クニ來タ
時ジツト立ツテ居タガ二人ノ日本兵ハソレゾレ後
ノ顔ヲ撃チマシタ。一人ノ露西亞人ボドシイザア
ロフハソノ時私ト一箇ニ居リマシタ。

兵士達ハ支那人ヲ撃殺シタ時オ互ニ話ヲ止メ様ト
サヘシマセンデシクシ撃殺シタ後彼等ハ街ヲドン
ドン歩イテユキマシタ。

一九三七年十二月十八日日本總領事田中氏ハ私ニ
下關市ノ端ニアル外國人所留地ヲ訪問スル爲ニ彼
ト一箇ニ同市ニ來テクレル様ニト云ヒマシタ。所
有地ノ一ツ一ツノ入口ニ彼ハ日本總領事館附警官ヲ
シテ指示ヲ附ケサセ日本兵ニ立入ラス様ニ告示シ
マシタ。

私ガ市ノ門ヨリ出ラレマシタノモトダ私ガ田中氏
ト一箇ニ居リカラデアリマス。田中氏ハ彼ノ運搬
手ニ命ジ車ヲ返ヘサセ監督傳道館ニ沿ツタ裏路ニ
入ラウトシマシタガソノ裏路ニハ市民ノ服ヲ着タ
死体ガアマリゴロゴロシテキマシタノデソコヲ通

2227-3

リ抜ケル事ガ出来ズ又引返ヘテ不バナリマセンデ
シタ。バンドデハ田中氏ト警官カバタフィールド
スウイヤー所有地ニ入ツテキツダ間ニ私ハ自動
車ヲ出テ河ヲ見下スコトノ出来ルバンド路ノ河ベ
リヘ歩イテ行キマシタ。湯子江ノ土堤ノ上ニ幾百
人モノ死体ガ三ツノ山ニナツテアリマシタ。彼等
ハ火ヲ付ケラレタト見エ彼等ノ遺物ハ焼ケテ居リ
身軀ハ焦ゲテ黒クナツテキマシタ。日本ノ兵士達
ハ田中氏カ立ニタ揭示ニハ少シモ注意ヲ拂ヒマセ
ンデシタ。

數日後私ハ彼ト一語ニ居リマシタソシテ吾々ノ安
全地帯司令部ニ近ク彼ガ居ル處テ日本兵ガ自動車
ヲ取ツテユクノヲ見マシタ。彼等ハソノ様ナ行爲
ニ對スル田中氏ノ抗議ナンカニハ少シモ耳ヲ借ソ
ウトハシマセンデシタ。南京陥落ニ對イテ日本兵
ニ依ル組織的掠奪ガ幾週間モ続間モ續キマシタ。
掠奪ニ係シ歷々日本ノ民間人ガ兵隊ト一語ニ居リ
マシタ。十八日數名ノ將校ガテキサス・オイル會
社ノ支配人ノ住居ニヤツテ來マシタ。ソコハ吾々
ノ避難中心地ノ一ツデアリマシタ。
屋敷ノノール・ト氏ニ依ツテ掘ゲラレタ揭示トア
メリカ大使館ニ依リ掲ラレアリルノ財産ナル事
ヲ示シ大使館ノ封印ノツイタ揭示ヲ指サシ門ヲ鎖
サウトシムガ彼等ハ私ヲ押ノケマシタ。彼等ハ自

2227-4

裏面白紙

樂事ヲ享得カテ持出サウトシマシタガ或ル重要ナ
 部分ガ取除カレテアツタノデ持出ス真ガ出来マセ
 ンデシタ。一ハノ日本人ガ大工手ナ持出デシノ
 法行証ニツキ等ホマシタノデ私ハソレヲ殺ニ示シ
 マシタ。数日後私ハ數名ノ日本兵ヲ中山路ノ支那
 商店カラ電氣冷蔵庫ノ荷ヲ積ンデ自動車ヲ驅ツテ
 行ツタノヲ見マシタ。兵士達ハハタノ時計萬年筆
 ソノ他彼等ガメズラシク思ツタ色々ノ品物ヲ取上
 ゲ積ケマシタ。日本兵ニ依ル諸人ノ強姦ハ毎日續
 イタ。私ハ被害ヲ受ケタ數多クノ婦人ヤ少女ヲエ
 ニヴァーステイ病院ニ引取りマシタ。多クノ場合
 反抗シタ婦人ハ銃剣ヲ突刺レタリ殺サレタリシマ
 シタ。私ハ皆ツケラレタ婦人ヤコレ等殺サレタ死
 体ヲ見タリ又或ル時ハ眞實ヲ取リマシタ。街街ハ
 婦人ヲ強シ過ル兵隊ノ小サナ持デ一杯デアリマシ
 タ。私ハ幾度モ色々ノ建物ノ婦人宿舍カラ彼等ヲ
 追出シタ等ガアリマシタ。
 十二月十八日ノ午後一人ノ支那人ノ男ナル願ヒニ
 依リ吾々ノ安全地帯委員會ニ居タドイト人スパー
 リング氏ト一諸ニ新住宅地區ニ行キマシタ。吾々
 ガ家ニ入ツタ時一階デ泣イニキル婦人ヲ見マシタ。
 ソシテ、弱メタ結果彼女ハ強姦サレタノダト解リ
 マシタ。未ダ上ニ兵隊ガ一人居ルト聞イテ三階ノ
 室ニ上ツテユキマシタソノ室ニハ鐘ガ掛ラレテ
 アリマシタ。スパーリングト私ハ一諸ニ大聲デ叫

2227-5

ビ戸ヲタ、キマシタ。暫ラクシテ一人ノ日本兵ガ
出テ來テ階段ヲ下リテユキマシタ。室ノ内ニハ一
人ノ支那婦人ガ隠サレテキマシタ。
十二月二十日午後一支那人ノ隠ニ依リ、私ハ十カ
十一ニナル小サナ少女ヲ病院ニ引取りマシタガ後
女モ日本兵ニ依リ強奪サレテキマシタ。
病院カラ歸ヘツテ來ル時私ハモウ一ツノ家ヘ行キ
マシタ。ソコデハ兵士達が隠ラ退ヒマハシテ居
リマシタ。私ハ二階デ三人ノ兵隊ヲ見タソシテ家
カラ出テ行ツテクレト云ヒマシタ。ソコデ居アハ
セタ支那人ガ一ツノ戸口ヲ指サシマシタ。私ハソ
ノ戸口ニ向ツテ突進シ室ノ内ニ入ツテ見ルト一人
ノ日本兵ガ一端人ヲ強姦シテキル意中デアリマシ
タ。私ハ彼ニ怒鳴リ室ヲ立退カサセ建物カラ立去
ル迄彼ノ跡ヲツケマシタ。同じ朝私ハ又モモウ一
人ノ兵隊ヲ告々ノ避難中心ヲ一ツ試ケテキタ場所
ノ婦人宿舍カラ追ヒ出シマシタ。
其ノ日多分其ノ日デアツタと思フガ田中總領事ハ
日本高級指揮官ガ既ニ日本兵ガ兵ノ様ナ行爲ヲ中
止スル様ニ二ツノ命令ヲ出シタト私ニ語りマシタ。
シカシ何等顯著ナ結果ハアリマセンデシタ。ナゼ
ナラ暴行ハ依然トシテ減ラナニツタカラ
十二月二十一日午後私ハ同市ニ居ル實際全部ノ外
國人ヲ集メテ人道ノ名ノ下ニ毎日毎日殺ケラレル

家々ノ遺跡ヲ尋ラ止メテモラフ様ニ日本當局者ニ宛テタ彼等ノ欲願書ヲ日本領事館ニ提出ニ行キマシタ。火葬ハ大抵目ニ見エマシタ。日本兵連ハ使徒傳道館ヤキリスト教男子青年會ノ幾ツカノ建物ヲ焼イタ如ク吾々監督傳道館ノ建物モ焼キマシタ。ソシテソノ他多クノ公共建物ヤ個人住宅ヲ焼キマシタ。會談ニ預イテ私ハ后援ツテ數日前吾々ノ監督教會ノ避難中心地ノ一個處ヨリ十四名ノ群ニ入レラレテ拉致サレタ吾々支那傳道師ノ十五ニナル息子ノ事ニツイテ田中氏ト話シタ。ソシテ私ハ田中氏ニ次ノ様ナ事ヲ話シマシタ即チ同日ニ連れ去ラレタ一人ノ男ガ約五日後歸ヘツテ來テ彼等ハ約一千名ノ若ト一語ニ下關ノ河堤迄行進サセラレ其處デ機關銃デ撃タレタコト又此ノ男即チ陸軍外(From the Japanese)ハ地上ニ自ラ倒レテ幸ジテ助カツタ事ヲ語リマシタ。ソシテ又吾々ノ仲間ノ傳道師ノ息子ハ射撃ガ始マル前ニ群衆カラ外ヘ突キ出サレタ等ノ事ヲ此ノ男ハ私ニ語リマシタ。シカシソノ小供ハ一向歸ヘツテ來ズ田中氏ハ領事館附近巡査ヲ派シ私ト一語ニ小供ヲ捜シマシタ。巡査ハ小供ガ最後ニ見カケラレタト云フバンド(土塊)ノ近クニハ私ヲドウシテモ行カセヨウトシマセンデ彼ハ私ガ其處ヘ行ツタナラバ兵隊達ガ銃剣デ突刺シテシマフデアラウト云フノデシタ。其ノ巡査ガ私ヲ連れテ行クノヲ拒ンダ場所ト云フノハ且ツテ火ヲ

2227-7

掛ケラレタ支那人ノ屍体ガ三ツノ内ニナツテキル
ノヲ見タ場所デアリマシタ。

同ジ會見ノ席上田中氏ハ私ニ當時南京ニ居タ英國
ハ固モナクモツト良イ英國ニ變ハルデアラウ又英
艦ハ十二月二十四日迄ニハモツト落着デアラウト
考ヘルト語リマシタ。シカシ私ハ十二月ニ於テ南
京ノ情報ガ改善サレタ様ニハテツトモ思ヒマセン
デシタ。博士(Dr. Eric Ch'eng-Ying)ト一語ニ私ハ

個人的ニ密門ノ内ニアル門東(Men Tung)ト
呼バレル街ノ一區劃ニアル新聞館知七番地(No. 7

Sing Sing Road)ニナニガ起ツタノカ調査シマシタ。

私ノ調査ニ依レバコノ家ノ十三人ノ住人ノ内十一
名ハ日本兵ニ依ツテ殺サレタ事ガ確リマシタ。

一九三八年二月一日一人ノ若い少年ガ當時アーネ
ストフォースター師ト私が留マツテキタ家ヘヤツ
テ來マシテ日本兵ガ一人ノ少女ヲ追ヒカケ廻ハシ
テキルト告ゲマシタ。吾々ハ彼ノ後ニツイテ約百
ヤード先ニアル家ニ隠ケツケマシタ。吾々ガ入ッ
タ時少女ノ父デアルト云ハレタ一人ノ支那人ガ一
ツノ戸ヲ指示シ吾々ハソレヲナントカ開ケヨウト
試ミマシタ。吾々ガイクラ叫ンデモ返事ガナイノ
デ吾々ハ身体ヲソレニブツケ本裏ノ門ヲ壊シテシ
マヒマシタ。室ノ内ニハ二名ノ日本兵ガ十五才ノ
少女ト癡癡ノ上ニ居リマシタ。吾々ハ叫ビナガラ
彼等ニ驅ケ寄リマシタ。一人ハ飛上ツテ彼ノビス

2227-8

トルト藥莢 帶ヲツカムヤ急イデ起ダ去リモウ一人
ハ幾分碎ツテキマシタガ讀イテ迷ゲマシタ。シカ
シソノ時ニハ此ニ少女ハ彼等ニ強姦サレテキマシ
タ。

本一九四六年六月二十五日自ラ誌ルス

ジョンGマツクジ

以上ノ陳述ハ一九四六年六月二十五日東京ニ於テ
ジョンGマツクジニ依リ私ノ面前デ署名、宣誓
セラレタ。

裏面白紙

私、オカザキカツオ（岡崎勝男）ハ以下ノ通り
供進致シマス。

私ハ明治三十年（一八九七）ニ生レ、私ハ現在
日本政府ノ外務省總務局長デス。私ハ大正十一
年（一九二二）ニ日本ノ外務省ニ入りマシテ、時
期ヲ異ニシ、ロンドン、上海、長春、瀋陽、加爾各答
ニ勤務シマシタ。私ハ昭和八年（一九三三）カ
ラ同十二年（一九三七）マデワシントンニ駐在シ、
昭和四年（一九二九）ヨリ同八年（一九三三）マ
デト、昭和十二年（一九三七）十月カラ同十三年
（一九三八）十月マデ上海ニ居マシタガコノ後ノ
間中私ハ無任所總領事デシタ。昭和十二年（一九
三七）十月カラ同十三年（一九三八）二月ニ至ル
期間中、私ハ上海及南京地域ニオケル外國ノ權益
ノ保護ニツイテ、松井大將或ハ同司令官麾下ノ將
校ト、少クトモ每週一二回會見シマシタ。私ハ南
京占領後數日ノ後同所ニ至リ、ソシテ約一通問位
ソコニ逗留シマシタ。私ハ亦昭和十三年（一九三
八）ノ一月及二月中屢々ソコニシタ。

松井大將ハ私ニ南京ニ行キ、同地ニ於ケル外國
ノ權益ノ回復ヲ見ルヤウ求メマシタ。

私ガ最初同地ニ到着シタ時ハ、事態ハヒドク惡化
シテキマシタ。軍隊ハ全く無統制デアリマシタ。

2071-2
ジョン・エイチ・デ・レブ氏ヲ委員長トシ、ルイス・エス・シ・スミズ博士ヲ書記トシテイタ南京安全地帯國際委員會ハ同市内ニオイテ行ハレタト主張セラレテ居ル暴行ニ關スル報告ヲ南京駐在ノ日本領事ニ行ヒ、ソシテ私ガ南京駐在中同市内ノ事象ニツイテ殆ンド毎日私ノ所ヘ話シニ來マシタ。福田トクヤス氏ハ當時大使館付ノ外交官補デアリマシタ。又ソノ當時ノ南京ニオケル總領事代理ハゼ、福井氏デアリマシタ。大使館事務官エス、日高氏モ亦屢々ソコニキマシタ。後ハソノ後伊太利駐劄大使トナリマシタ。

南京安全地帯國際委員會ノ報告書ヲ南京ノ日本領事館デ受取リマシタ時、ソノ報告書ノ紙張ハ電報デ東京ニ送ラレ、報告書其物モ亦郵便デ東京ノ外務省ニ送ラレマシタ。

昭和十二年（一九三七）十二月ノ後半ニ私ガ南京運賃中毎日、又ハ殆ンド毎日、コレヲ報告書ヲ受取リマシタ。南京ノ日本領事館ハ、受取ル廣ニ此等報告書ニ松井大將或ハソノ部下將校ノ注意ヲ促シタ。私ガ南京ニ居タ間松井大將モ亦ソコニキマシタ。南京ニ起リツ、アツタ事ニツイテ、ソノ後松井大將ト會話シタ時、同大將ハ「何等關係ノ警モナイ」ト言ハレマシタ。コノ日本語ノ語句

ハ此等兵隊ノタメナナルベキ何等ノ關係ノ際モナ
イト言フ事カ、又ハ全軍ノタメニナナルベキ何等
ノ關係ノ際モナイト言フ事カノ意味ニナルノデセ
ウ。一二度松井大將ハ私ノ面前デ、同大將ト松本
大佐トノ間ノ關係ヲ説明セラレマシタ。松井大將
ハ松本大佐ノ取ツタル行動ニ當テ不満足デアツタ
ヤツデアリマシタ。

右證據トシテ私ハ本昭和二十一年（一九四六）六
月二十日、コ、ニ署名印スルモノデアリマス。

自署
カカサキ カツオ 印

右ハ昭和二十一年（一九四六）六月二十日私ノ面
前デ署名宣書シタモノデアルコトヲ證明スル。

米軍防務部

自署

エム、エスライ、シ、フレン大尉

21-8-6 m2

繼續發言 二八

● 今次の滿洲事變に對する中華民國政府の措置は實を失してゐる。即ち友邦日本と戦を起し負き人命を害した。余は甚だ之を憫む。茲に眞實の蒙庭教師である張山猛雄を日本に派遣し余に代りて陸軍大臣南大將を慰問し余の責のある所を帰還せしめろ。

我が朝は人民の苦しみに忍びぬ故に政務を漢民族に任つたのである。其後二十年も経過したのであるが中華民國の政治は進めば進むほど紊亂するに至つた。之は實に我が朝の考へ及ばざる所であつた。

● 東亞の團結を謀らんと欲するならば勢ひ中日兩國の提携なくしては此の責を果すことが出来ないのである。若し前途の險害を解決するに不徹底なれば恐るべき状態が續き終に安定の日もなく其結果必ず共產黨の頭を見るに至り禍を無窮に惹き起こすこととなるのである。此れ實に余が日夜心痛する處である。時局は多難である未來は大難である故に共に奮勵することを望む次第である。

一九三二年（昭和六年）九月一日

今上御筆 一九三四年（昭和九年）二月二十日

裏面白紙

DEF. DOC. # 31
EXHIBIT # 280

和 女

書簡ヲ以テ啓上儀此大瀨州事變以來貴國ニ於カレテハ船隻全壊ノ治安ヲ維持スル爲ニ力ヲ竭サレ爲ニ貴國ノ軍隊及人民ニ均シク重大ナル損害ヲ來シタルコトニ對シ本執政ハ深ク感謝ノ意ヲ暢クト共ニ今茲貴國ノ安全發展ハ必ス貴國ノ援助指揮ニ賴ルヘキヲ確信シ茲ニ左ノ各項ヲ開陳シ貴國ノ允可ヲ求メ候

一 貴國ハ今茲ノ國防及治安維持ヲ貴國ニ委託シ其ノ所要經費ハ總テ瀨州國ニ於テ之ヲ負擔ス

二 貴國ハ貴國軍隊カ國防上必要トスル限り既設ノ鐵道、港灣、水路、航空路等ノ管理並新設ノ建設ハ總テ之ヲ貴國又ハ貴國指定ノ機關ニ委託スヘキコトヲ承認ス

三 貴國ハ貴國軍隊カ必要ト認ムル各種ノ施設ニ關シ極力之ヲ援助ス

四 貴國人ニシテ選識名望アル者ヲ貴國參戰ニ任シ其ノ他中央及地方各官署ニ貴國人ヲ任用スヘク其ノ委任ハ貴國司令官ノ推薦ニ依リ其ノ解職ハ同司令官ノ同意ヲ要件トス

前項ノ規定ニ依リ任命セラル、日本人參戰ノ員及ビ參戰ノ總員數ヲ

DEF. DOC. # 31
EXHIBIT # 280

侵襲スルニ當リ貴國ノ權利アルニ於テハ兩國協約ノ上之レヲ増減スベ
キモノトス

英 右各項ノ趣旨及規定ハ將來兩國間ニ正式ニ締結スベキ條約ノ基礎タル
ヘキモノトス

以 上

大日本帝國閣議司令官 本庄 錦 殿

大同元年三月十日

澤 儀 花 押

裏面白紙

漿

第原外務大臣ヨリ在天津桑島錫嶺等處

本府昭和元年十月一日

宜氣帝權立憲動典條

電信七八一號(暗至急極秘)

貴連木四五号ニ属ス

一今次事件ニ関シ支那側トノ交渉ハ容易ニ進歩セザヘク從ツテ是當リ我方トシテハ滿洲各地ニ於テ治平維持機關ノ内各ヲ

21-2-30 (rev 1)

教諭三市分記

(潮平夜渡)

英、聯合成立ス。トカ又ハ統轄者ヲ選出ス。トカニフ方法ニテ

全記ノ纏リヲ見ニコト自然ノ行方ト思、考シ居ニ次ヲナリ

支那側ト交渉依リ我方ノ希望スルカ如キ事能ハコト

五下解ハ國キリ之ニ照キタルコトナシ

此際南洋二租立國ヲ形成スル如キ八直于三華府

一、國幣
二、國庫券
三、國債
四、國庫券
五、國債
六、國庫券
七、國債
八、國庫券
九、國債
十、國庫券

此矣

直王統王集及上國冬
又宣統帝

萬
三
於
一
州
獨
立
國
計
畫
各
小
見
分
可
帝

力自発的ニ脱出ヲシ
形式ヲ執トスモ外
部ニテハ容

信又斯禮事件真相必密附

10

策

第原外務大臣ヨリ在天津桑島總領事宛

本眉昭和六年十月一日發

宜氣帝權立憲彭庚修

通信七八号(暗至急極秘)

寶庫 453号ニ属シ

今次事件ニ関レ支那側トノ交渉ハ容易ニ進歩セザヘク從ツテ
 差當リ我方ト羊ハ滿洲各地ニ於ケル治安維持機關ノ各ヲ
 充實シ其地地方ニ漸次其ノ予備力收拾セラヘキコトヲ希望
 スト共ニ從來蹂躪セラレタル我權益ノ確保ニ付テハ支那人側
 ト商取引ノ事實向題トシテ滿蒙等ヲテ可然ノ實行セシ
 ム外ナク而シテ時日ノ経過ト共ニ漸次此等自治機關發達シ
 其聯合成立スルトカ又ハ統轄者ヲ選出スルトカ又ハ方法ニ
 全却ノ纏リヲ見ユコト自カノ行方ト思ヒ考シ居ル次ナリ
 (支那側トノ交渉ニ依リ我方ノ希望スルカ如キ事能ハヨリ
 進シ得ハ固ヨリ之ニ思ヒタルコトナシ)

二此ニ此ノ際南洲ニ独立國ヲ形成スル如キハ直ニ華府ニ
條約ヲ一條ノ一項抵觸ノ問題ヲ生シ必スヤ米國其他
九五條約調印國向ニ重大ナル紛議ヲ生スヘク（此英ハ
中東軍部ニ於テ天首肯シ居ン所ナリ）又宣統帝ノ
玄慮ハ直ニ独立ニ建没ト肉後ナストスモ外部ニハ我
方ニ於テ南洲独立國ヲ計畫シ居モト見ヘク（日帝
力目染ムニ脱出スラレタ形式ヲ執トスモ外部ニハ容
易ニ之ヲ信ヤサレヘク又斯種事件ノ真相ヲ秘密ニ附

Doc. 1767

4-1-222

スゴトハ極メテ困難ナリ何レノ途ニ際口帝、運出ハ十月
十六日理事會同會ヲ控ヘス々々世界輿論、激昂ヲ来
我方ニ取リ極メテ不利ナル状況ヲ展開シ今後世界
輿論、鎮靜ニ伴フ次ヲ現出於ケル建設的方面
ノ仕事ニ事實止取掛ラケル我方折角ノ計画ニ
多ク大ニ支障ヲ生スヘシ

三又現今滿洲住民、殆ト全部ヲ漢民族ナルコトニ
顧ミ宣統帝ノ擁立ハ滿洲自身ニ於テ不評
判ナルハ況ヤ其ノ支那本部及世界各國ニ興
スル影響ハ反革命、反民主主義陰謀等
ノ標語、下ニ相心ニ余リアル次第ニシテ斯クテ
ハ日支ノ了解ハ將來永久ニ不可能トナルカ如キ
事能ラ發生スヘシ何ニスス宣統帝擁立、如キ
ハ今ノ時代錯誤ノ計画ト申ス外ナリ右ノ將來
ニ於ケル帝國ノ滿蒙經管ニ對シ重大ナル禍根
トナルノ虞アリト存ス

四將又本大臣宛奉天發電報一第百一六號
驛掌ハ目下本邦ニ滞在シ各方面意向ヲ探
リ居ル模様ナル處何ノ向ニ反對ノ氣配強キ
如ク現ニ南陸軍大臣モ反對ノ意向ヲ有シ又
坂西中將モ反對ニ對シ本件ノ時代錯誤ヲ
云々云々同帝ノ自重ヲ不メタル趣ナリ
五就テハ敍上、次ヲ御旨ノ上本件宣統帝連
出計畫ヲ中止セシムル極力御努力相成ル一

No. 2

No3 正

1767
4-1-222

可然方法ニテ同帝ニ訂シ切實ニ自重ニテ申入レ
ラント共ニ敬言成此上共仰注意相成度
在支公便、北平、奉天ニ轉覆アリ

31

裏面白紙

1767
4-1-222

ワシントン文書局 第 号
国際検察部 第四一三二号

実據及び公正ニ関スル證明

余、林 馨ハ余が下記ノ資格ニ於テ、即チ外務大臣官
房文書課長トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモノナルコト、
茲ニ該官吏トシテ余が茲ニ添所セラレタル、三頁ヨリ成ル、
一九三一年ノ昭和六年十一月一日附、下記題名、即チ幣原
外務大臣ヨリ在天津桑島總領事宛電信第八号寫
ノ文書ノ保管ニ任シ居ルコトヲ茲ニ證明ス。
余ハ更ニ添附ノ記録及び文書が日本政府ノ公文書ナル
コト、並ニ右が下記名稱ノ省又ハ部局ノ公文書類及び綴
ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラハ綴番号又ハ引用、其ノ
他公文書類又ハ綴ニ於ケル該又書ノ正規所ノ在ノ公文名稱ヲ
モ特記スベシ)

一 外務省

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ八月二十四日

東京ニ於テ署名

当該官吏署名欄 林 馨

右ノ省ノ公的資格 外務大臣官房文書課長

證 人 尾 戸 長春

公式入手ニ因テル證明

1767
4-1-222

余、Edward P. Monaghan は、余が聯合國最高指揮官總司令部ニ關係アルモノナルコト、茲ニ上記題名ノ文書ハ余が公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

八月二十四日

東京ニ於テ署名

氏名欄

Edward P. Monaghan

右ノ君ノ公的資格國際檢察部調査員

證人

Richard H. Lusk

Doc P1767
4-1-223

Aug 27-283
Ex 287

第 11 號

在天津桑島總領事署、幣原外務大臣宛

天津 昭和六年十月一日後發
同 六年十月二日前着

電信第四五七號(暗)

姚震、館員ニ対スル内話ニ依リ、福洲問題善後措置ニ関シ
數日前東三省民衆代表トシテ劉恩格、丙克莊、劉振生、
何果忠、趙沈、金鼎勳、朱津安、福派ト密議シ、上列電第
四五八號東三省地方自治法案、含ム左記數項ヲ協定
シ、三十日發大連經由奉天ニ向ヘリ
(一)先ツ學費、計征、通電ヲ發スルコト
(二)南京政府ヨリ一時離脱シ、法治ヲ勵行スル五種共和政府ノ
回復ヲ圖ルコト

(三)中央政府元首ハ國家ニ功勞アリ内外ニ対シ信望顯著
ナル元老ヲ推舉シ、擔任セシムルコト(段祺瑞ヲ指ス)
(四)右過渡期間ニ於ケル東北ノ統治ハ別電第四五八號ノ機
関ニ依ルコト

尚右代表ハ本庄司令官等日本督辦ヲ了解得テ、実行
移ル意嚮ナル由御參考ス(當今發表見合ハアリシ)
本電別電ト共ニ公使奉天、北平(轉電セリ)

正

裏面白紙

Doc 1767
4-1-223

明書

アシントン文書局

國際検定部

第四ノ一二三

號

典據及び公正ニ関スル証明

余、林馨、ハ余が下記ノ資格ニ於テ、即チ外務大臣官房
文書課長トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモノナルコト、註ニ該
官吏トシテ余が茲ニ添附セラレタル、二頁ヨリ、成ル、千九百三十一年
昭和六年ノ十一月一日附、下記題名、即チ在天津奉天島嶼領
事コト、幣原外務大臣宛電信ヲ四五頁ヲ寫ノ文書、保管ニ在
リ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及び又書カ日本政府ノ公及又書ナルコト、
註ニ左ノ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類及び綴ノ一部ナル
コトヲ證明ス。

一、外務省

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ八月二十四日

東京ニ於テ署名者

當該官吏署名者

林馨

右ノ者ノ公的資格
外務大臣官房文書課長

尾戸長春

ハ公式入手ニ関スル証明

余ハ更ニ添附ノ記録及び又書カ日本政府ノ公及又書ナルコト、
註ニ左ノ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類及び綴ノ一部ナル
コトヲ證明ス。

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ八月二十四日

東京ニ於テ署名者

氏名

Edward P. Monaghan

右ノ者ノ公的資格
國際検定部調査員

Rickard H. Hawk

Aug 27-283

P1767

4-1-229

正

Ex 288

電信第×六(略)
二日、当地漢字新聞ハ日本側ハ東三省、独立ヲ煽
動シ恭親王ハ既一切ヲ承諾セルモ宣統帝ハ峻拒
シ居、角ノ上肥原大佐ハ敎室裡ニ來津スルトト
ナリ廿九日大連ヨリ大結ニ着シ日本側ハ小蒸ニ來
テ入申セシメ目下極秘裡ニ種々ノ手段ヲ用ヒテ
宣統帝ヲ奉天ニ連レ出サント畫策中ナルモ皇帝
ハ依然拒絕セラレツツアル爲日本側ハ脅迫手
段ニ出テ居ル旨ノ天津來電ヲ掲載セリ
公使ハ報電シ天津、北平、奉天、南京へ報電
セリ

在上海村井使領事ヨリ幣原外務大臣宛

上海

昭和六年十月廿日後發
同年十一月廿後着

裏面白紙

證明書

第 一 號

國際檢察部

第一一三號

根據及公正關スル證明

余林馨ハ余ガ下記資格ニ於テ、即チ外務大臣官房文書課長トシテ日本政府ト公的関係ニ在ルモノナルコト、並ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレタル、一頁ヨリ成ル、千九百二十一年、昭和六年十一月二日付、下記題名、即チ在上海村井總領事ヨリ幣原外務大臣宛電信第七六一号寫ノ文書ノ保管官ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。
余ハ更ニ添附ノ記録及文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、並ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公文書類又ハ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラハ綴番号又ハ引用、其ハ公文書類又ハ綴ニ於ケル該文書、正規所在ノ公文式名稱ヲ所持記スベシ)

一、外務省

千九百四十六年、昭和二十一年八月二十四日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄

林 馨

右者ハ公的資格

外務大臣官房文書課長
尾戸長春

證人

ハ公文式入手ニ關スル證明

余ハ余ガ聯合國軍最高指揮官トシテ、
司令官ニ關シアルモノナルコト、並ニ上記題名ノ文書ハ余ガハム
務上日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ
茲ニ證明ス
千九百四十六年、昭和二十一年八月二十四日

東京ニ於テ署名

右者ハ公的資格
證人

Edward P. Menaghan
國際檢察部調査員
Richard H. Smith

DaeP/767
4-1-230

証289

在天津桑島組、領事より幣原外務大臣宛

天津 昭和六年十一月二日 午後
同 六年十一月三日 午後

電信四六〇号(暗、至急、極秘)

二日館員より不取取土肥原ニ對シ貴電ハ一ノ趣旨ニ

（前記）
（前記）
（前記）

又ハ少キニ至レテ以テ既ハ除ク
旧政府ニ氣兼シ之ト機成キ通ス
於テ豫期セラルカキ事想ハ

自然的發展ハ至度重ミ無キコト

（一）日本ガ帝ノ運出シニ無由依ナレテ裝フ多ニハ營口ニ上陸
セラルベシ処、昨日遼延セハ口港ハ結永スヘキコト

（二）奉天ヨリ現ニ金銀米庫シ居ンニ付同人力帝ヲ迎ヘ
旨宣傳ン得ルコト

正

（四）百四ヨリ支那汽船ヲ備船使用スル關係モテコト

（五）滿洲ニ於テ支那人間ニ本件ニ關スル聲カヤハ本々
決ビ如クヲ氣遣ヒ又日本側ニ對スル遠慮ニ依ルモノトコト

從テ帝ニ於テ身命ヲ堵ス覺悟及直ニ渡海ノ決意
アリ其方法アルコト判明セバ支那側ノ輿論ヲ高メシメ

帝ヲ迎ス聲明書ヲ發表セラル等表面上支那側ノ運動
タラシメ得ヘキコト等ヲ述ベタルヲ以テ館員ヨリ特ニ國際

關係及支那本部トノ關係ニ付重ネテ注意シ、尚私見
トシテ假令帝ノ出立カ滿洲ニ於テ支那側ノ希望止旨

No.1

No. 1

正

DaeP/1767
4-1-230

証289

在天津桑島總領事館外務大臣宛

昭和六年十一月二日
同六年十一月三日
昭着

電信四六〇号(暗至急極秘)

二日館員ヲテ不取取土肥原ニ對シ實電ヲハ一号ノ趣ニ依リ夫々説得ニ努メカ方ノ云分ハ一最近張蔣ノ團結固ク張學良沒落ノ見込少キニ至レテ以テ熙洽ヲ除ク滿洲現地方政府ハ愈旧政府ニ負兼シ之ト機取ヲ通スルコトトシテ結果政府ニ於テ豫期セシカキ事起ノ自然的發展ハ到底望ミ無キコト

(一)日本ガ帝ノ運出シニ無由依ナルヲ裝フ多ニハ營口ニ上陸セシムル要アル処時日遷延セハ口港ハ結永スヘキコト
(二)奉天ヨリ現ニ金梁東軍シ居ニ付同人力帝ヲ迎ヘン旨宣傳シ得ルコト

(四)吉地ヨリ支那汽船ヲ備給使用スル關係モテコト
(五)滿洲ニ於テ支那人間ニ本件ニ關スル聲カヤハ本々決心如何ヲ氣遣ヒ又日本側ニ對スル遠慮ニ依ルモノモテコト
從テ帝ニ於テ身命ヲ捨スル覺悟及道ニ渡南ノ決意アリ其方法アルコト判明セバ支那側ノ輿論ヲ高メシメ帝ヲ迎ス聲明書ヲ發表セシム等表面上支那側ノ運動ヲシメ得ヘキコト等ヲ述ベタルヲ以テ館員ヨリ特ニ國際關係及支那本部トノ關係ニ付重ネテ注意シ、尙私見トシテ假令帝ノ出處カ滿洲ニ於テ支那側ノ東望ニ旨

裏面白紙

No. 2

正

Doc. 1767
4-1-230

宣傳し得るトモ、十六日、聯盟理事會、結果ヲ見ルコ
ト望ミ、又事與及、那人ノ希望アリ、且充分ノ予配ヲ
爲シ得ル場合ハ上陸地カ、管口ナリヤ大進ナリヤハ問題
ナラセムヘリ、尚同人ノ東洋ハ既ニ固知ノ事實ナリ、付少クモ
此際ハ計畫ヲ中止ス、ヤウ勸告シタモ、同人ハ聽入ルル模
様無ク、結局、帝ノ意、獨ヲ確カシ、上若シ此ノ際危険ヲ
冒シ、我々ス決心ナキト判明セハ、帝ニ對シ、母ヒ機會無キ
旨、捨台、討ヲ成ヘ引取、且奉天軍部ニ對シ、本計畫ノ
見込無キヲ以テ、別途ノ方法ヲ考究ヲ申ス、旨、電報
ス、外無レト述ヘタル由
支、武平、奉天ハ、解電セリ、

裏面白紙

明書

第 四 一 一 三 〇 號

典據及公正なる證明

余、林啓者ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ外務大臣官房文書課長ト
シテ、日本政府ト公約關係ニ在ルモノナルコト、並ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ
添附セシタル三頁ヨリ成ル、千九百三十一年ノ昭和六年ノ十一月三日附
下記題名、即チ在天草、桑島總領事ヨリ幣原外務大臣迄電信
第四六〇号ノ寫、文書、保管ニ任セラルコトヲ茲ニ証明ス。
余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、並ニ右ノ下記名
稱ノ省又ニ部局ノ公式書類及ビ綴、一都立コトヲ証明ス。(右ノアラハ綴
番号又ニ引用、其ノ他ノ公式書類又ハ綴ニミケル該文書、正現所在、公式
名稱ヲモ行記スベシ)

千九百四十六年ノ昭和三十一年ノ八月二十四日

東京ニ於テ著名

痛該官吏署名補
 外務大臣官房文書課長
 林馨
 人
 戸長春
 証
 署名、公印資格

公式入手の証明

余 *Shunichi* *Maruyama* 余が聯合國最高指揮官總司令部
ニ同休アルヲ十二ト並ニ上記題名ノ文書ハ余が公務上日本政府ノ上記
四者名實大ヨリ入手ニタルモノナリトテ茲ニ証明ス。

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ八月十四日

東京 於 署名

氏名稱
後者的資格
証人
Schmidt P. Monaghan
國際檢察部調查員
Richard H. Kanter

22 P1767
4-1-231

第

在天津乘員総領事ヨリ幣原外務大臣宛

天津 昭和六年十月三日發

同六年十月三日發着

電信第四六二號 一附、至急、極秘

住電第四六二號 一附、至急、極秘

（通譯）
（通譯）
（通譯）

滿州、事態ヲ現況ニシテ

活動ニシテ今更ニ於ケル收

立ヲ必要トスル場合若シ現政

如キ態度ニ出ツルハ奇怪ナ高

ニシテ果シ然リトセハ或ハ関東軍ハ政府ト離レ

如何ナル行動ニ出スルヤモ保シ難ク又内地ニ於テ

モ目下拘禁中ノ暗殺計画者以外ニ更ニ内ニ殺

事態ノ發生スヘキヲ恐ル此際政府ノ方針ノ

如キハ問題ニアラス若シ帝ニ於テ出處ノ決心

アラハ権道ニ依リテモ連レ出スヘシト敢テ言フ

由ナルカ同人ヲ朝鮮總督ト接シタル関係アルハ

抑承知ノ通ニシテ今次ノ事変亦趙欣伯ヲ奉天

派ヲ圧倒スル要アルハ日本有力者ニ内話ニシテ

旨同人ニ申出テタル際直ニ總督ヲ紹介シタルク

如キハ（廿一日各同人ノ直話ニ依ル）之ヲ類證

ニシテ又現ニ本庄司令官ヲ同人等ヨリ総領事

ノ諒解ヲ求メラレタル際軍事ヲ焦ラサル様

スヘキ旨注意スルニ止メ（二日同人ノ談ニ依ル）而モ

第一
在天津乘船總領事ヨリ幣原外務大臣宛

天津 昭和六年十一月三日發

同六年十一月三日發着

電信第四六二號 一階、至急、極秘

住電第四六二號 一階、至急、極秘

22 P1767
4-1-23

土肥原ハ館員ニ対シ滿州ノ事態ヲ現況ニシテ
ケルハ一ニ出先ノ軍部ノ活動ニシテ今后ニ於ケル收
拾上是非共帝ノ擁立ヲ必要トスル場合若シ現政
府カ之ヲ阻止スルカ如キ態度ニ出ツルハ奇怪千萬
ニシテ果シ然リトセハ或ハ関東軍ハ政府ト離レ
如何ナル行動ニ出スルヤモ保シ難ク又内地ニ於テ
モ目下拘禁中ノ暗殺計画者以外ニ更ニ内々殺
事態ノ発生スヘキヲ恐ル此際政府ノ方針ノ
如キハ問題ニアラス若シ帝ニ於テ出處ノ決心
アラハ権道ニ依リテモ連レ出スヘト敢テ言フ
由ナルカ同人ハ朝鮮總督ト接接ナル關係アルハ
抑承知ノ通ニシテ今次ノ事変ニ趙欣伯ヲ奉天
派ヲ圧倒スル要アルハ日本有力者ニ内話ニテキ
旨同人ニ申出テタル際直ニ總督ヲ紹介シタルク
如キハ(廿一日各同人ノ直話ニ依ル)之カ類證
ニシテ又現ニ本庄司令官ヲ同人等ヨリ総領事
ノ諒解ヲ求メラレタル際軍ニ事ヲ焦ラサル様
スヘキ旨注意スルニ止メ(二日同人ノ談ニ依ル)而モ

2

正

1767
4-1-25

一才ニ於テ住電第四四九番ノ如キ処置ニ出テ
タルフトハ司令官スラ左有カナル背景ヲ遠慮
シ居ルエト見ル外方ニ從テ当地ニ於ケル中止
勸告ノ如キハ末節ノ向題ニシテ若ト効果ヲ
期待シ難シト認テラレ尚希ニ對レテハ側近者ヲ
通シ重テ自重ヲ促シタルカ此上如何ナル程な
ニ話スヘキヤ抑指示ヲ請フ
公使北平奉天へ轉電セリ

裏面白紙

1767
4-1-231

證明書

ワシントン文書局 第 四一三三號
國際檢察部

典據及び公正に關する證明

余、林馨、ハ余が下記、資格に於て、即チ外務大臣
官房文書課長トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモ、
ナルヲ、茲ニ該官吏トシテ余が茲ニ添附セシムルニ頁ヨリ
成ル、千九百三十一年ノ昭和六年ノ十一月三日附、下
記題名、即チ在天津桑島總領事ヨリ幣原外
務大臣宛電信第四六一號寫、文書、保管ニ任シ居ル
コレヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナ
ルヲ、茲ニ右カ下記名稱、者又ハ部局ノ公文書類及
ビ綴、一部ナルコトヲ證明ス。一若シテハ綴番號又ハ引
用、其ノ他公文書類又ハ綴ニ於ケル該文書、正規所
在ノ公文名稱ヲ特記スヘシ。

一外務省

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ八月二十四日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄 林 馨

右、者、公的資格、外務大臣官房文書課長
證人 尾戸 長春

公式入手ニ關ス證明

余、Edward P. Mangrove、ハ余が聯合國最高司令部
ニ關係ナルナルヲ、茲ニ上記題名ノ文書ハ余が公務上、

裏面白紙

日本政府、上記署名官吏より入手し、
十九百四十六年、昭和二十一年、八月二十五日
東京、於て署名

氏名欄 Edward P. Monaghan.
在、省、心の資格、國際検査部調査員
謹人 Richard H. Davis

P/1767
4-1-232

22

第 2 號

在天津桑島總領事より幣原外務大臣宛

天津 昭和六年十月三日 後發

同 六年十月三日 後着

電信第四六三號(暗、至急極秘)

往電第四六〇號ニ関シ

同人ハ二日衣帝ニ會見シテ三日鄭重内話ニ依リ同

様會ヲ逸セシテ十六日以前ニ是

一の場合ハ日本ハ直ニ帝ヲ主班

テ同盟ヲ結フヘク又聯盟ノ干

渉スルハ萬一閣内等ヨリ

出動スル向アルトキハ閣東軍ニ於テ之ヲ擊破ス等充分

援助ノ方法ニ出フヘシ尚獨立成ラハ相当財源自由トナル

以テ作相始メ閣内分子ノ懷柔ニ當リ得ヘシ將又我

皇室ニ於テス帝ノ再建ニ對シテハ歡迎セラルル趣(ヲ)

述ヘタルヲ以テ帝ノ意思大ニ動キタル模様ナルヲ日本政

府自体トシテ如何ニ程度ニ援助スル意向ナルヤ又當地

脱出付如何ニ具体方法ニ依ルヤニ付詳細承知シテ

旨申出テラレタルヲ以テ考慮ノ上回答方ヲ約シ引取り

タル趣ナリ尚同人來津ノ事實ハ三日ハスタニ報道

アリ又同日公安局ヨリハ本件並ニ反動分子煽動ノ便

命ナル趣傳タル處事實ナリヤト照會ニ越セリ

文、止平、奉天へ轉電アリ

正

裏面白紙

22

P1767
4-1-232

在天津桑島總領事より幣原外務大臣宛

天津 昭和六年十月三日 後發

同 六年十月三日 後着

電信第四三三號(暗、至急極秘)

往電第四六〇號ニ関シ

同人ハ二日衣帝ニ會見シテ三日鄭重内話依ルハ同
人より滿洲事能並ニ此、機會ヲ逸セス十日以前ニ是
非共渡滿アリキ旨並ニ然ル場合ハ日本ハ直ニ帝ヲ主班
トスル獨立國家ト秘密攻守同盟ヲ結フヘク又聯盟ノ下
海モリ獨立宣言、羽目ヨリ撤兵スヘク萬一閣内等ヨリ
出動スル向アルトキハ閣東軍ニ於テ之ヲ擊破ス等完全
援助ノ方法ニ出フヘシ尚獨立成立ハ相當財源自由トナ
ル以テ作相始メ閣内分子ノ懷柔ニ當リ得ヘシ將又我
皇室ニ於テ又帝ノ再登ニ對シテハ歡迎セラルル趣(ヨ)
述ヘタルヲ以テ帝ノ意思大ニ動キタル模様ナルヲ日本政
府自体トシテ如何ニ程度ニ援助スル意向ナルヤ又當地
脱出付如何ニ具体方法ニ依ルヤ付詳細承知シテ下
旨申出テラレタルヲ以テ考慮ノ上回答方ヲ約シ引取り
タル趣ナリ尚同人來津ノ事定ハ三日ハスラニ報道
アリ又同日公安局ヨリハ本件並ニ反動分子煽動ノ使
命ナル趣囑タル處事定ナリヤト照會ニ越セリ
文、此平、奉天へ轉電アリ

正

1767
4-1-232

ワシントン 文書局 第 號
國際檢察部 第四一三三號

典據及び公正ニ關スル證明

余、林啓ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ外務大臣
官房文書課長トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ル
モノナルコト、並ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレ
タル、二頁ヨリ成ル、千九百三十二年ノ昭和六年ノ
十一月三日附、下記題名、即チ在天津ノ梁島總領
事ヨリ海軍外務大臣ニ宛電信第四六二號寫、文書、
係管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。
余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナ
ルコト、並ニ右ガ下記名称ノ省又ハ部局ノ公式書類及
ビ綴、一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ綴番號又ハ
引用、其、他公式書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ正規所在、公
式名称ヲモ特記スベシ)
一、外務省

一九四四年ノ昭和二十一年ノ八月二十四日

東京ニ於テ署名者

當該官吏署名欄 林 啓

右、者、公的資格外務大臣官房文書課長

證 人 尾戸長春

公式入手ニ關スル證明

余、Edward P. Muragahan ハ余ガ聯合國最高指揮官
總司令部ニ関係アルモノナルコト、並ニ上記題名ノ文書
ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手

裏面白紙

2

1767
4-1-232

シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年/昭和二十一年八月二十四日

東京ニ於テ署名

氏名欄

右ノ公的資格國際検察部調査員

證人

Richard H. Lusk

裏面白紙

47

Doc 1767
4-1-239

76292 第

號

在天津桑島總領事署前蒙原外務大臣宛

天津

昭和六年十月四日後發

同 六年十月四日後着

電信第四一號(略)

四日盆世報ハ土肥原、秘密来津セルハ日本陸軍省、命

煽動シ東北ニ運出シ獨立政府

本人ヲ使喚シ華人ト事ヲ構ヘ

作ルニ在リ。廢帝ハ既ニ赴奉

ハ迫手致ヲ用ヒ、今ヤ帝ハ出發

ハ見出ニテ報ニ居リ

支北平奉天ニ轉電セリ

正

Doc 1767
4-1-239

証292 第

號

在天津桑島總領事ヨリ幣原外務大臣宛

天津

昭和六年十月四日後發
同 六年十月四日後着

電信第471號(略)

四日益世報ハ土肥原ノ秘密來津ナルハ日本陸軍省ハ命
令ニ依リ廢帝ヲ海濱ニ煽動シ東北ニ連去シ獨立政府
ヲ組織セシメ及當地日本人ヲ使喚シ華人ト事ヲ構ヘ
シメ以テ不撤兵ノ口實ヲ作ルニ在リ。廢帝ハ既ニ赴奉
拒絶シラルモ彼ハ種々脅迫手段ヲ用ヒ今ヤ帝ハ去發セ
サルヲ得サル狀態ニ在リ云々ト大見出ニテ報ニ居リ
支北平奉天ニ轉電セリ

正

裏面白紙

Doc 1767
4-1-232

證明書

ワシントン文書局

國察檢察部

典據及公正ニ関スル證明

第 四 號

第四一三九號

余林馨ハ余ガ下記資格ニ於テ即チ外務大臣官房文書課長トシテ日本政府ト公的関係ニ在ルモノナルコト、茲ニ該官更ニテ余ガ茲ニ添附セラレタル一頁ヨリ成ル、千九百三十一年即初六年十一月四日附下記題名、即チ在天津桑島總領事ヨリ幣原外務大臣宛電信第四七一子寫ノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス、

余ハ更ニ添附ノ記録及文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、並ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公文書類及綴ノ一部ナルコトヲ證明ス、(若シテ綴番号又ハ引用其ノ他公文書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ正規所在ノ公式名稱ヲモ特記セシム)

一、外務省

千九百四十六年即昭和二十一年八月二十四日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄 林 馨

右ノ者ハ公的資格 外務大臣官房文書課長

證明 氏 戸 長 春

余ハ更ニ添附ノ記録及文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、並ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公文書類及綴ノ一部ナルコトヲ證明ス、(若シテ綴番号又ハ引用其ノ他公文書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ正規所在ノ公式名稱ヲモ特記セシム)

千九百四十六年即昭和二十一年八月二十四日
東京ニ於テ署名
氏 戸 長 春
Richard H. Arnold

裏面白紙

DocP/767
4-1-2PD

10293

第 號

在天津桑島總領事署、幣原外務大臣宛

天津 昭和六年十月十二日前發

同 六年十月十二日後着

電信第五一三號(略)

21-7-30 (Am 8)
金澤市立病院
(病室)

午後三時日本軍小蒸汽船一隻
エラ東日佛租界ヨリ出テ下航シタ
送セリト推測シ居ル旨ヲ報シ又益
休動及新政權設立計畫ハ失
敗ニタルカ、第二段トシテ
夕完全ニ承認セサルモ、側近者ハ之ニ同意シ復辟計畫
モ大体議定齊ッ付、土肥原ハ近日中帝ヲ擁シ大連經
由赴奉スル由ノ記事ヲ掲ケ居リ、
公使、北平、奉天ニ轉電セリ

正

DocP/767
4-1-2PO

in 293

第

號

在天津桑島總領事官幣外務大臣宛

天津

昭和六年十月十二日前發

同 六年十月十二日後着

電信第五一三號(略)

十二日新聞ハ昨日午後三時日本軍小蒸汽船一隻
便服ノモ、數人及兵四五ヲ乗セ日佛租界ヨリ去テ下航シタ
ル處一般ニ宣統帝ヲ運送セリト推測シ居ル旨ヲ報シ又益
世報ハ土肥原ノ天津暴動及新政權設立計畫ハ失
敗シタルガ、第三段トシテ帝ヲ赴奉ヲ強迫シ居リ、帝未
タ完全ニ承認セサルモ、側近者ハ之ニ同意シ復辟計畫
モ大體議定齊ッ付、土肥原ハ近日中帝ヲ擁シ大連經
由赴奉ナル由ノ記事ヲ掲ケ居リ、
公使、北平、奉天ニ轉電セリ

正

裏面白紙

證明書

「ワレントン」文書局 第 〇 號

国際検察部 第 四一〇二八 號

典據及び公正に因る證明

余、林 馨 ハ余が下記、資格ニ於テ、即チ外務大臣
官房文書課長 トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモノ
ナルコト、茲ニ該官吏トシテ余が茲ニ添附セルモノ、一頁
ヨリ成ル、千九百三十一年ノ昭和六年ノ十一月十二日附、
下記題名、即チ在天津桑島總領事ヨリ、幣原
外務大臣宛 電信ヲ五二三號寫ノ文書、保管ニ任
ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書
ナルコト、茲ニ右ノ下記知稱ノ省又ハ部局ノ公文書類
及ビ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シテハ綴番號又ハ
引用、其ノ他公文書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ正規
所在ノ公式知稱ヲモ特記スベシ)

一、外務省

Doc 1767 4-1-280

裏面白紙

千九百四十六年／昭和二十一年／八月二十四日

東京ニ於テ署名ス

當該官吏署知欄 林 馨

右、着、公的資格 外務大臣官房文書課長

證 人 尾戸長春

公式入手ニ因スル證明

余、Edmund P. Mangham、ハ、余が联合国最高指揮官總司令
部ニ因係アルモノナルコト。這ニ上記題知、文書ハ余が公
務上、日本政府ノ上記署知官吏ヨリ入手シタルモノナルコ
トヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年／昭和二十一年／八月二十四日

東京ニ於テ署名ス

氏名欄

Edmund P. Mangham

右、着、公的資格 國際檢察部調査員

證 人 Richard H. Lorch

正

D6E1767

4-1-287

昭和4

第

號

在牛莊駐屯領事ヨリ幣原外務大臣宛

牛莊 昭和六年十一月十三日午後

同六年十一月十三日午後

九六號(暗、極秘)

往電九五號ニ因シ

夜路丸船長ノ渡又所ニ依レハ天津ニ於テ工肥原大佐主

不シ密カニ租界ヨリ自動車ニテ埠

頭関銃ニテ有スル軍隊ニ警戒護サレ

泊ニ赴キ漢路丸ニ乗込ミタル趣ナリ

三北平天津間ヲ往來シ帝ノ母及

妃ノ脱出ヲ劃策シツアル由

尚昨十二日未營セル森下守備隊司令官及同副官

一昨日奉天ヨリ来レル憲兵軍曹及甘粕正彦並往電

九四號所載光榮ノ支那人三名モ皆帝一行ト同列車

ニテ離陸セリ前電ニ帝カ当地ニテ支那服ニ着替(タ

リトセル人誤ニテ軍服ノ儘ナリニ趣ナリ)

前電ノ通譯電セリ

第 號

在牛莊駐屯領事ヨリ幣原外務大臣宛

牛莊 昭和六年十一月十三日發

同六年十一月十三日發着

九六號(暗、極秘)

往電九六號二回シ

夜路丸船長ノ渡ス所ニ依レハ天津ニ於テ工肥原大佐主
導トナリ帝ノ脱出ヲ策シ密カニ租界ヨリ自動車ニテ埠
頭ニ連行シ一行ハ更ニ機關銃ニテ有スル軍隊ニ警戒護サレ
タルコトヲ知リ後糖沽ニ赴キ漢路丸ニ乗込ミタル趣ナリ
工肥原大佐ハ目下頻リニ北平天津間ヲ往來シ帝ノ身及
妃ノ脱出ヲ劃策シツアル由
尚昨十二日未營セル森下守備隊司令官及同副官
一昨日奉天ヨリ来レル憲兵軍曹及甘粕正彦並往電
才九四號所載先發ノ支那人三名ヲ皆帝一行ト同列車
ニテ離營セリ前電ニ帝カ当地ニテ支那服ニ着替(タ
リトセル人誤ニテ軍服ノ儘ナリ)ニ趣ナリ
前電ノ通譯電セリ

正

D61767

4-1-287

1924

1767
4-1-287

證明書

ワシントン入書局

第四一七號

典據及び公正に關スル證明

余林馨ハ余が下記ノ資格ニ於テ、即チ外務大臣官房文書課長トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモノナルコト並ニ該官吏トシテ余が茲ニ添附セラレタル二頁ヨリ成ル、千九百三十五年ノ昭和六年ノ十一月十五日附、下記題名、即チ在牛莊荒川領事ヨリ幣外務大臣宛電信第九六号ノ寫ノ文書ノ保管ニ任じ居ルコトヲ茲ニ證明ス

余ハ更ニ添附ノ記録及ヒ文書ハ日本政府ノ公文書ナルコト、並ニ在下記名稱ノ有又ハ部局ノ公式書類及ヒ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス、(若シテ右綴番號又ハ引用、其他公式書類又ハ綴ニ於テ該文書ノ正規所在ノ公式名稱ヲモ特記スルハ) 一外務省 有

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ八月二十四日

東京ニ於テ署名者

常設官吏署名欄

右ノ者ノ公的資格

林馨

外務大臣官房文書課長

公式入手ニ關スル證明

余 Edward P. Monaghan ハ余が聯合國最高指揮官總司令部ニ關係アルモノナルコト並ニ上記題名ノ文書ハ余が公務上ノ日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス
千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ八月二十四日

東京ニ於テ署名者

右ノ者ノ公的資格

Edward P. Monaghan
國際検査部調査員

證人 Richard H. Savak

No. 1

正

Doc P1767
8-1-289

第295号

在天津桑島總領事より銀原外務大臣宛

天津

昭和六年十月十三日前發
同 六年十月十三日 後着

電信五〇号(暗至急、部外秘)

十三日朝本官又部側ト交渉、意外出テ司令部員未館レ
今迄隠シタルモ奥ハ(不明)必事ト考ヘ尙帝及関東軍部(司
令官ナリト又向セシ處)司令部ト答ヘタリ、ノ希望モアリ、日
夜私カニ屋敷ヲ脱出セシ事ヲ自動車ニ乗セ十日塘波發
込路ヲテ營口ニ送リ、由打明ク此ノ責任ハ軍側ニ於テ負フ
今モ免角總領事及館署員ニ迷惑ノカニテ快レル旨謝
シ、仍舊トキハ出未得ハ全ク無由係ナリト押レ直ス積リニ
シテ又差當リバレル見込ナキ模様ニ力合ノ場合ハ
「右ハ事自身ノ計畫ニシテ之未滿洲ニ對スル一筋ニ企圖ヲ
有レ居ル」此最近爆彈事件脅迫狀ヲ依リ一身ノ危險ヲ
感レ居タル矢先八日夜事件勃發セシテ之ヲ好機トシ日本
租界ヲ逃レ數日同特秘行動ノ後渡海セシ旨發表ス、コト
帝ト打合セ済ニ付特ニ屋敷ヲ脱出セシ時日ニ注意シ、外務
側ト齟齬セサヤ致シ度レト述ベタルヲ以テ館員ヨリ詳細ハ
公使ニ傳達ス、ヤモ如ク志國策カハ知ラヌカ豫テノ方ハ
勸告ヲ疎離シ、而モ其結果内外對レ拾モ亦方ガ暴動ヲ
利用シ脱出セシタルカ如キ印象ヲ與ヘ、コトハ衷心之ヲ
遺憾トスル旨並右様ノ策動ハ斷レテ又對志力此上ハ

裏面白紙

No. 2 国

Doc 1767
4-1-289

民衆ノ總意ニ反テ帝ヲ抑レ付ケ若ハ利用スニトナキ様
閣下軍ニ於テ慎重考慮スル様申送ラレ度キ旨此ハ
置キテ申
公使武平、奉天へ轉電セリ

裏面白紙

明書

ワシントン 文書局

國際檢察部
第四一、二八九

號 號

典據及ヒ公正ニ示スル證明

余、林馨ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、
即チ外務大臣

官房文書課長トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモノナリ

コト、茲ニ該官吏トシテ余が茲ニ審付セラルタル二員ヨリ成

九、千九百三十一年／昭和六年／十月十三日付、下記題名

即予在天津桑島密領事日川榮市人及大主之弟中五

二〇 號寫ノ文書ノ保管ニ王少

佐中ニ任シ居ハニトラ茲ニ証明ス

余カ更ニ滿洲ノ乱命及ヒ文書ヲ日本政府ノ公文書ナルコト

左カ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類及ビ綴ノ一部

ハヤ右シアラバ綴番号ヲ又ハ引用、其ノ他公

式書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ正規所存ノム式名解ヲ凡

特記スペース

一、外省

一九四十六年／昭和二十一年／八月二十四日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名櫛

右一者、公的資格

人
尾
戶
長
春

公式入手二圖を証明

余
Zaward, P. Mungahar, 余
か联合国最高指揮官團全部

二箇係アルモノナルコト、
茲ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公務

上、日本政府、上記署名官吏ヨリ入手シタシモノナルコトヲ

$\frac{y}{x} = \frac{2}{3}$
 明久
 百四十六
 五五
 五五
 八
 月
 二十
 四

東京二於テ署名スル者由シ

Curran, P. Maughan

証人 Richard L. East

[illegible]

正

22P1767

4-1-290

証296

第

在天津來島就領事ヨリ華原外務大臣宛

天津

昭和六年十一月十三日午後發

同 六年十一月十三日午後着

電信第五四號(附大至急極我)

住電第五四號(附大至急極我)

十三日支那新聞ハ帝ノ前晚當地ヲ脱出汽船(詳報ニ
本ハ已至速リニ)

大澤ニ赴タル旨ヲ報レ又本
就領事ヨリモ周合セアリ此ノ際當
ヤ發表スルコト然ルヘント考ヘラル
電アリ

青島ヲ離ルルハ於テ前清宣統帝傳儀仗ノ擁立運動
ヲ爲スモアル事ナルヲ以テ當館ハ帝國政府ノ訓令ニ依リ
果ス其ノ輕舉妄動ヲ戒メ來リテ處分全ク之ニ同意ハ
セラルモ未タ其ノ時機ニ非スト思フ考スル旨譯達シ
述ヘテリク而シテ十一月六日夜何若ヲ生果ノ贈物中ニ
爆彈一個(民國十六年製)ヲ入レ之ヲ屬ク又ハ中國共產
黨天津支部鉄血團本部ノ名義若ハ匿名ヲ以テ脅
迫狀ヲ送レレ有アリ次ニ八日夜當地華街方面ニ於テ
暴動發生セル事當館ヨリハ側止者ヲ通シ特ニ警護
スルヲ身止、危害ニ付テハ必スアリクヤ旨申入レテ同人ハ
爾來不快ト稱シ引籠リ居ラレタルカ最近當地中國
新聞ニ其ノ脱出ヲ傳ヘラルヲ以テ側止者ニ就テ取調ヘ
タル処八日(冒頭往電参照アリ)暴動突發ノ際密
ニ脱出セラレタルト判明セリ行先地ニ付テハ未タ當地ニ於テ
判明セス

22P1767
4-1-290

天津
電信第五四號 (附大至急極致)
住電第五四號 (附大至急極致)
同日六年十一月十三日發着

天津來島說領事ヨリ華界外務大臣宛
十月一日即新聞ハ市ノ前晚当地ヲ脱出汽船(詳報)
依六驅逐艦刈萱ニテ大澤ニ赴タル旨ヲ報レ又本
邦新聞及通信米國總領事ヨリ毛周合セアリ此ノ際當
館(又ハ本省)ヨリテ也ヲ発表スルコト然ルヘント考ヘラル
ル処即意向折返シ同電アリ
豫テ豫州方面ニ於テ前清宣統帝尊儀氏ノ擁立運動
ヲ爲スモ、アル噂ナルヲ以テ當館ハ帝國政府ノ訓令ニ依リ
果テ其ノ極端運動ヲ戒メ來リシ處全ク之ニ同意ハ
セラレサルモ未タ其ノ時機ニ非スト思考スル旨譯達シ
述ヘテレタリ而シテ十一月六日夜所若ク生果ノ贈物中ニ
爆彈一個(民國十六年製)ヲ入レ之ヲ展ク又ハ中國共產
黨天津支部鉄血團本部ノ名義若ハ匿名ヲ以テ脅
迫状ヲ送レレ有アリ次ヲ八日夜当地華界方面ニ於テ
暴動發生セル事當館ヨリハ側近者ヲ通シ特ニ警護
スヘク身止、危害ニ付テハ中ハアリタキ旨申入レリ同人ハ
爾來未快ト稱シ引籠リ居ラレタルカ最近当地中國
新聞ニ其ノ脱出ヲ傳ヘラルヲ以テ側近者ニ就テ取調ヘ
タル処八日(冒頭往電参照)暴動突發際密
ニ脱出セラレタルト判明セリ行先地ニ付テハ未タ当地ニ於テ
判明セス

正

證明書

ワシントン文書局

第

号

國際檢察部

第四一七二九〇号

典據及び公正に關スル證明

余、林 蔭ハ、余が下記ノ資格ニ於テ、即チ外務大臣
日本政府トハ公的関係ニ在ルモノナルコト、並ニ該官吏トシテ余が
茲ニ添附セラルタル二頁ヨリ成ル、千九百三十一年ノ昭和六年ノ
十一月十三日附、下記題名、即チ在天津 奉天島總領事ヨリ
駐中京外務大臣宛電信ヲ五二四号ノ寫ノ文書ノ保管ニ任ジ居ル
コトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、並ニ右
下記名稱ノ者又ハ、部局ノ公文書類及ビ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。
(若シテハ綴番号又ハ引用、其他公文書類又綴ニ於ル該文書正體所存ノ公文
名稱ヲモ特記セハシ)

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ八月二十四日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名者

林 蔭

右者ノ公的資格

外務大臣官房文書課長

證人

尾 田 長 春

公式入手に關シ證明

余、Edward P. Hongkian ハ、余が聯合軍最高指揮官總司令部ニ關係アルモノ
ルヲ、並ニ上記題名ノ文書ハ余が公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタル
モノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ八月二十四日

東京ニ於テ署名

氏 名

右者ノ公的資格

Edward P. Hongkian
國際檢察部調査員

Richard F. Lenth

正

22 P 1767
4-1-291
丙 297

第

號

在奉天林總領事官幣原外務大臣宛

奉天

昭和六年十月十三日

後 發

同 二年十一月十三日

後 着

電信第一二二二號(暗、至急、極秘)

十三日軍司令官ハ本官ニ對シ、宣統帝ハ十三日午前十

時、宮口ニ到着シタルカ、一先ッ湯崗子ニ赴リ、翌ナリ、

軍トシテハ、帝ヲ湯崗子若ハ五龍背ニ送リ着カシメ、外

レテ所謂軟禁状態ニ置キ、當

治の一策動ヲ防リコトトシ、且右ハ

ハシムルコトトシキ意向ニテ目

リト述ヘタリ

公使、北平、天津、哈爾濱、吉林へ轉電アリ

第

號

在奉天林總領事より幣原外務大臣宛

奉天

昭和六年十月十三日

後發

同 二年十一月十三日

後着

電信第一二二號(暗、至急極秘)

十三日軍司令官ハ本官ニ對シ、宣統帝ハ十三日午前十時、宮中到着シタルカ一先ッ湯崗子ニ赴リ、古ナリ、軍トシテハ帝ヲ湯崗子若ハ五龍背ニサシ、着カシメ、外部ト交通ヲ遮断シテ、所謂軟禁、状態ニ置キ、當分帝ヲ中心トシ、諸政治的ニ策動ヲ防ノコトトシ、且右ハ関東廳、手ニ依リ行ハシムコトトシ、キ意向ニテ目下同廳ト交渉中ナリト述ヘタリ

公便、北平、天津、哈爾濱、吉林へ轉電アリ

正

Doc 1767
4-1-29

證明書

ワシントン文書局

第

號

國際檢察部

第四ノ一二九一號

典據及正ニ関スル證明

余、林馨ハ余が下詔ノ資格ニ於テ、即チ外務大臣
官房文書課長トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ル
モノナルコト、茲ニ該官吏トシテ余が茲ニ添附セラルル一
頁ヨリ成ル、千九百三一年ノ昭和六年ノ十一月十三日附、下記
題名、即チ在奉天林總領事ヨリ幣原外務大臣宛電信
オ一七二一号寫、文書ノ保管ニ任じ居ルコトヲ茲ニ證明ス。
余ハ更ニ添附ノ記録及文書が日本政府ノ公文書ナルコト
註ニ右カ下記名稱ノ者又ハ部局ノ公式書類及綴ノ一部
ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ綴番號又ハ引用、其ハ公式
書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ正規所在ノ公式名稱ヲモ
持記スベシ)

一、外務省

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ八月二十四日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄

林馨

左ノ者ノ公的資格

外務大臣官房文書課長

證人

尾戸長春

公式入手ニ関スル証明

余、Edmund D. Morrisonハ、余が聯合國最高指揮官總司令部ニ
關係アルモノナルコト、茲ニ上記題名ノ文書ハ余が公發シ、日本政府
ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ八月二十四日

東京ニ於テ署名

Edmund D. Morrison

左ノ者ノ公的資格

國際檢察部調査員

証人

Richard H. French

裏面白紙

22p/767

4-1-292

昭和298

第

在連陽山嶺

遠陽

昭和大年十月十日午後
同六年十月十日午後

電信第五四號 (暗・至急)

宣統帝ハ従者十數名ト共ニ本十三日午後湯崗子
着外。翠閣ニ投宿セリ公使、北平、奉天、天津

4-1-292 (暗・至急)
宣統帝ハ従者十數名ト共ニ本十三日午後湯崗子
着外。翠閣ニ投宿セリ公使、北平、奉天、天津

229767

4-1-292

第298

正

第

在遼陽山崎

遼陽

昭和六年十月十日發
同六年十月十日發着

事代理ヨリ幣原外務大臣宛

電信第五四號(暗・至急)

宣統帝ハ從者十數名ト天・本十三日午後湯崗子
着外。翠園ニ投宿セリ公使、北平、奉天、天津
ハ電ヲリ

裏面白紙

Kloc 1767
4-1-292

裏面白紙

證明書

ワシントン 文書局

第四一三三三 號

令、林 馨 八余の下記ノ資格ニ於テ即チ外務大臣官房文書課長トシテ、日本政府ト公約關係ニ在ルモノナルコト、茲ニ該官更トシテ余カ茲ニ添附セラルル一頁ヲ成ル。千九百三十一年（昭和六年）十一月十三日附下記題名、即チ在滬陽山崎領事代理ヲ勤メ、有外務大臣宛電信第五四号ノ寫ノ文書ノ保管ニ任レ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余更ニ添附ノ記録及ビ文書ハ日本政府ノ公文書ナルコト、茲ニ在下記系統ノ者又ハ部局ノ公文書類及ビ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス、（左ノ綴ハ綴番號又ハ引用、其他公文書類又ハ綴ニ於ル該文書ノ正副所存ノ公式書類ヲ指シ記スベシ）

千九百四十六年（昭和二十一年）八月二十四日

東京ニ於テ署名 署名者

當該官吏署名者 欄 林 馨

右ノ者公的資格 外務大臣官房文書課長

證明 人 尾 戸 長 春

公式人トシテ署名證明

余 Edward P. Monaghan ハ、余カ聯合國最高指揮官總司令部ニ關係スモノナルコト、茲ニ上記題名ノ文書ハ余カ公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年（昭和二十一年）八月二十四日

東京ニ於テ署名者 署名者

右ノ者公的資格 Edward P. Monaghan

證明 人 Richard H. Lenth

NO 1

22 DocP176Z.3221

昭299

昭和六年十月十五日

本十五日陸軍大臣より関東軍司令官に対し左の通り電訓あり
一、支那人の溥儀の行動乃至支那人の溥儀に対する行為は論
理上帝國の関知する所非ざるを論ずるに雖溥儀の進退は獨
蒙方面に於ける新政權の動向に付ては列國の鋭意に受ける
アルコト貴官熟知の通りニシテ而も滿洲現下状況に於てハ
新政權の樹立ハ帝國の軍了解を待たずしてハ成立せざるハ
中外等より認識する所ナルヲ以テ今日急遽溥儀の新政權

（昭和六年）
（満洲事変）

令形式的に滿蒙民衆の名ヲ以テスルモ
事ニ就てハ抱カレタ今日迄ニ至ル
傷ハ帝國の對列國策上極メテ不
慮アリ特ニ聯盟の空氣改テ努力

正

カ、結果見最近漸々好轉曙光ヲ認め来ル時期ニ於テ敢
テ此種速急なる行動に出ルハ策ヲ得タルモ非ス仍テ茲暫
ク溥儀の行動主軸トシテ反動タルトハ問ハス政權問題ニ全
然関係セシメザル如ク一般指導者ヲシテ度シテ来新政權樹
立ニ関シテハ帝國の態度及直敷ヲ失スルニ於テハ九國條約ニ
立脚スル米國ノ干渉又ハ列國會議ノ開催ヲ見ルコトナキニ保マス
然レテ之ニ善處スルハ策ニ關シテハ外務省局トモ聯繫ニ深
謀熟議ヲ進メアリ如何ナル場合ニテモ帝國の利益ヲ列國ノ相
ニシテ合理的の斷ヲ得ル如ク内外形勢ヲ諒フコト肝要
ナリ此、支那特許承認ノ置カレ度尙將來溥儀の民衆に依リ
東北四省統一政權ノ主眼タルコトニ關シテハ外務省側ニ於テモ
考慮ニ付ル處ナリ然レテ統一政權ノ主眼タルコトニムルコ

170 1

22 Doc P176 Z. 2221

正

昭和六年十月十五日

本十五日陸軍大臣より閣議軍司令官に対し左の通り電訓あり
 一、支那人の溥儀の行動乃至支那人の溥儀に対する行為の論
 理上帝國の関知する所非ざるを論ずるに溥儀の進退は論
 蒙の面々たる新政権の動向に付ては列國の鋭意に受ける
 アルト貴官熟知の通りニシテ而も現下状況に於てハ
 新政権の樹立ハ帝國軍の了解を待たずしてハ成立せざるハ
 中外等より認識する所ナルヲ以テ今日急遽溥儀の新政権
 樹立の端中に入ルハ假令形式的に滿蒙民衆の名ヲ以テスルモ
 世界に於て帝國軍の人事に或るハ抱カレタ今日迄に於ケル
 帝國の公明な態度を傷つ帝國の對列國策上極メテ不
 利ナル状態ヲ造成スル虞アリ特ニ聯盟の空氣改善ニ努
 フ、結果最近漸ク好轉曙光ヲ認ムル時期に於テ敢
 テ此種速急な行動に出ルハ策ヲ得タルモノ非ス仍テ茲斷
 ク溥儀の行動主として受動タルト問ハス政権問題ニ全
 然関係セシメザル如ク一般指導者として度シテ未來新政権樹
 立ニ関シテハ帝國の態度宜敷ク失スルニ於テハ九國條約ニ
 立脚スル米國の干渉又ハ列國會議の開催を見ルコトナキニ保マス
 然レテ之ニ善處スルハ策ニ關シテハ外務省當局とも聯繫を深
 謀熟議ヲ進メアリ如何ナル場合ニテモ帝國の列國の相
 手ニ合理的の關手ヲ得ル如ク内外形勢ヲ誘フコト肝要
 ナリ此点特ニ諒承シ置カレ度尙將來溥儀の民衆に依リ
 東北四省統一政権ノ主腦タルコトニ關シテハ外務省側ニ於テモ
 考慮ニ付ル處タルカニシテ統一政権ノ主腦タラムルコ

裏面白紙

No. 2

Doc. 1767-
4-1-302

正

ト決行付テ、席時中央部ト密接ナル連絡ヲ保持シマテ
内外大勢ニ則往ムルコトスヘシ

裏面白紙

Doc 1767
4-1-302

證明書

ワシントン文書局 第 四 一 三 〇 二 號
國際檢察部

典據及公正に開スル證明

余、林馨ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ外務大臣官房文書課長トシテ、日本政府トムノ關係ニ在ルモノナルコト、並ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添付セラレタル、二頁ヨリ成ル、千九百三十一年昭和六年十一月十五日附、下記題名、即チ陸軍大臣發關東軍司令官宛電信寫ノ文書、保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添付ノ記録々文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、並ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公文書類又綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。若シ了スル綴番号又ハ引用、其ノ他ハ公文書類又綴ニ於ケル該文書ノ正規所在、公式名稱ヲモ特記スベシ。

一、外務省

千九百四十六年（昭和二十一年）八月二十四日

東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄

林 馨
外務大臣官房文書課長
尾 戸 長 春

ハ公式入手ニ開スル證明

余、Edmund P. Menaghamハ余ガ聯合國最高指揮官總司令部ニ關係スルモノナルコト、並ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公務上日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年（昭和二十一年）八月二十四日

東京ニ於テ署名

氏 名 欄
Edmund P. Menagham
右者ハ公的資格國際檢察部調査員
證 人
Richard H. Kanof

裏面白紙

No. 1

DocP1767

4-1-306

後300

第 號

在天津聚島總領事ヨリ幣原外務大臣宛

天津 昭和六年十月十七日 後發

同 六年十一月十七日 後着

電信第五五三號一 (暗至急、部外極秘)

上肥原未津、目的ハ関東東軍、意ヲ体シ滿洲独立
前提トシテ至急宣統帝ヲ連シ出シ張半良ノ勢力

ノ一ノ三〇 (一ノ五)
ノ一ノ三〇 (一ノ五)
ノ一ノ三〇 (一ノ五)

暴動ヲ起サシメ而モ計畫ノ手違ヒヨリ失敗ニ帰セリ
ト見ルヤ全市ノ暴動ヲ機會ニ帝渡滿ヲ敢行セシ
モノニシテ其ノ無謀ナシ行動ハ到底我々ノ想像ニ得
サルモノナリ同人謀策ノ後ヲ内査スルニ彼ハ未津先
ツ安福派ト聯絡ヲ試ミタルカスニ應スルモノナキ爲
結局当地ニ保安隊ト聯絡アル張辟及無賴漢及青
幫等ト關係深キ本隊者並ニ于學忠部下ノ間ニ信
頼アル馬廷福等ヲ説服シ夫々保安隊ノ買収便衣
隊ノ組織及學忠部隊ノ抱込ミニテ五萬元ノ運動
費ヲ給シ又駐屯軍ノ二ニ名ヲ動カシ関東軍ヨリ輸送ヲ
受ケタル兵馬ヲ切ニ李ニ補給セシメ且一切ノ暴動計
畫ニ參加セシメタルト歴然タル確證アリ右策動ニ付テ
ハ本館ニ於テモ多量ノ間ハアリ而モ張辟カ学銘ニ買収
サレタル旨牒報アリシヲ以テ七日序ヲ以テ軍側ニ付シ

No. 1

DocP1767

4-1-306

第 號

在天津桑島總領事ヨリ幣原外務大臣宛

天津 昭和六年十月十七日 後着

同 二年十一月十七日 後着

電信五五三號一 (暗至急、部外極秘)

上肥原未津自的ハ因東軍敗ノ意ヲ体シ滿洲独立
ノ前提トシテ至急宣統帝ヲ連シ出シ張半良ノ勢力
ヲ切崩ス爲ニシテ何人ノ勸告及干渉モ之ヲ排除シ時ニ至
策ト相反スル七國東軍独自ノ立場ヨリ自由ナル行動ヲ
執ルハ已ムヲ得スト決心ヲ以テ政界有力者ノ隠レタ
ル支持ノ下ニ有ル策ヲ弄シ又手段ヲ論セス遂ニ八日
暴動ヲ起サシメ而モ計畫ノ手違ヒヨリ失敗ニ帰セリ
ト見ルヤ全市ノ暴動ヲ機會ニ帝渡滿ヲ敢行セシ
モニシテ其ノ無謀ナレ行動ハ到底我々ノ想像ニ得
サル者ナリ同人謀策ノ後ヲ内査スルニ彼ハ未津先
ツ安福派ト聯絡ヲ試ミタルカニ應スルモノナキ爲
結局當地ニ保安隊ト聯絡アル張辟及無賴漢及青
幫等ト關係深キ李際春並ニ干渉忠臣下ノ間ニ信
頼アル馬廷福等ヲ説服シ夫々保安隊ノ買収便衣
隊ノ組織及學忠部隊ノ抱込ミニ當ラシメ五萬元ノ運動
費ヲ給シ又駐屯軍ノニ、ニ名ヲ勸カシ因東軍ヨリ輸送ヲ
受ケタル兵馬ヲ六切ニ李ニ補給セシメ且一切ノ暴動計
畫ニ參加セシメタルコト歴然タル確證アリ右策動ニ付テ
ハ本館ニ於テモ多少聞ヒアリ而モ張辟カ字銘ニ買収
サレタル旨牒報アリシヲ以テ七日序ヲ以テ軍側ニ討シ

裏面白紙

No. 2

Doc 1767

4-1-308

萬一斯ル計畫ニ關係アラハ速ニ縁ヲ切ルコト得策ナルヲ述ヘタルニ拘ラス軍ハ全然之ヲ否定シタルカ内実ハ當時既ニ八日夜十時ヲ期シ暴動實行ニ決定シ居リ援キ差シテラサル破目ニアリタルモノ如ク一方公安局ハ張一派モ内通アリシヲ以テ八日ノ發言戒ヲ嚴ニシタルト保寧隊カ豫期ノ通呼應セサリニ事ニテ本ノ集メタル便衣隊ノ活動ニ拘ラズ暴動ハ完全ニ失敗ニ歸セリ(續ク)

第 五 號

在天津桑島總領事ヨリ幣原外務大臣宛

天津 昭和六年十一月十七日午後發

同 六年十一月十七日 後着

第五五三號ノ二(暗至急 却外極秘)

其後事能ノ推移ハ屢次往電ノ通ニテ暴動變ニテ日支同ノ衝突トナリ土肥原ノ投ニタル一石ハ我居留民ニ迷惑ヲ及ホセルノミナス天津ノ治安ヲ攪乱シ帝室ノ威信ト實際的立場ヲ損ニタルコト甚タシク殊ニ彼ノ操縦セル及動分子カ其命令ニ依リ目ニ余ル行動ヲ執レルハ想像ニ難カラス内外ノ疑惑強キモ無理カラヌ次第ト存セラル同人ニ對シテハ再度斯ノ如キ暴舉ヲ為ササル稱尊ト懇談シタルモ引續キ倒張計畫ヲ進メ居ルカ如ク或ハ近ク京津地方ニ於テ再々何等カノ事變發生ス一シト懸念セラル

裏面白紙

No. 3

Doc 1767
4-1-308

右局長宛 往電才四七三號 未段、如ク支那側ハ
土肥系、未津後同ノ策動ヲ懸念シ居リタル
實係モアリ従テ今次ノ暴動カ彼ト密接ナル
係アルヤト信シ居レルカ如ク同人今後ノ行動ニハ
一層注意スニシト認ム
支、北平一轉電セリ

裏面白紙

裏面白紙

Doc. 1767
4-1-306

ワシントン文書局 第 四 號
國際検査部 第四一三六號

典據及公正に關する証明

余、林 啓、ハ余が下記ノ資格ニ於テ、即チ外務大臣官房文書
課長トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモノナルコト、並ニ該官房
トシテ余が茲ニ添附セルモノ、四頁ヨリ成ル、千九百二十一年ノ昭和
六年ノ十一月十七日附、下記題名、即チ在天津張島總領
事ヨリ幣原外務大臣宛電信ヲ五五三三號、宛ノ文書ノ保
管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ証明ス

余ハ更ニ添附ノ記録及文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、並ニ
右ガ下記名稱ノ省々、部局ノ公式書類及綴、一部ナルコトヲ
証明ス、(若シアラバ綴番号ヲ引用、其他公式書類ス、綴
ニ於テ該文書ノ正規所在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ)

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ八月二十四日
東京ニ於テ署名ス

當該官房署名欄 林 啓
右ノ者ノ公的資格 外務大臣官房文書課長
証人 尾 戸 長 春

公式入手ニ關スル証明

No. 1 余、Edward D. Donaghy ハ余が聯合國最高指
揮官總司令、即チ關係アルモノナルコト、並ニ上記題名ノ文
書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官房より入手シタ
レモノナルコトヲ茲ニ証明ス

No. 2

Doc. 1766
4-1-366

千九百四十六年／昭和二十一年／八月二十四日

東子ニ於テ署名

氏名欄

右ノ者ノ公的資格

Richard D. Monaghan
日本陸軍部調査員

証人

Richard G. Farrel

裏面白紙

22

第

宛

蒙本國東長官より終原外務大臣宛

昭和六年十一月廿二日發

同六年十一月廿二日發

DooP176 7

4-1-320

301

電信第一四〇号(暗)

本官宛天津宛電報第一八号

貴官宛外務大臣宛電報第五七六号ニ關シ

皇太后、東旅ハ恙アリハハモ我方ニ於テ目下皇太后ノ所在

秘密ニ附シ居ル由候上皇太后今更ニ旅行ハ一切外部ニ漏

ル事致レリ

外務大臣ハ電セリ

貴電ト共ニ公使、武官、奉天ハ電セリ

正

證明書

ワレントン 文書局 ヤ 號

國際檢察部 ヤローー一二。號

奥據及び公正ニ関スル證明

余、林馨、ハ余が下記ノ資格ニ於テ、即々外務大臣官房文書課長トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモ、ナルコト、這ニ該官吏トシテ余が茲ニ添附セラレタル、一頁ヨリ成ル、千九百三十一年ノ昭和六年ノ十一月二十二日附、下記題知、即々塚本内閣東長官ヨリ幣原外務大臣宛電信ヲ一回。號寫、ノ文書、保管ニ任シ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ、更ニ添附、記録及び文書が、日本政府ノ公文書ナルコト、這ニ右が下記名稱ノ省又ハ部局、公式書類及ビ該ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シテハ添附號又ハ引用、其他公式書類又ハ該ニ於ケル該文書、正規所在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ)

一、外務省

Doc 1767
4-1-320

No. 1

Doc 1767
4-1-320

千九百四十六年／昭和二十一年／八月二十四日

東京ニ於テ署知

常設官吏署知欄

林 啓

右、着、公的資格

外務大臣官房文書課長

證人

尾戸長春

公式入手ニ関スル證明

余、Edward P. Manganham ハ、余が联合国最高指揮官
総司令部ニ関係アルモナルト、茲ニ上記題知ノ文書ハ
余が公務上、日本政府、上記署知官吏ヨリ入手シタルモ、
ナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年／昭和二十一年／八月二十四日

東京ニ於テ署知

知欄

Edward P. Manganham

右、着、公的資格

国際觀察部調査員

證人

Richard H. Lorch.

No. 2

正

Doc P1767
4-1-322

第 302 号

在牛莊荒川領事ヲ幣原外務大臣宛

牛莊昭和六年十月廿二日午後
同 六年十月廿二日午後

電信第一〇一號(暗)
往電第九五号ニ関シ

トノノ一三〇ノ一ノ一
多額金ニ付テハ
(前 100% 未定)

在牛中ナリシカ無差ノ訪問者ノミ多
側ハ一先ニ十日竊ニ帝ヲ放順ニ
リ左同地大和ハナシニ勝一在ノ趣

公使北平天津奉天へ轉電セリ

20-75

正

Doc. 1767
4-1-322

第 302 号

在牛莊荒川領事ヲ幣原外務大臣宛

牛莊昭和六年十月廿二日午後
同 六年十月廿二日午後

電信第一〇一號(暗)
往電第九五号ニ関シ

宣統帝ハ其ノ後湯崗子ニ帝在中ナリシカ無差ノ訪問者ノミ多
ク甚タ不都合ナリシヲ以テ軍側ハ一先ニ十日竊ニ帝ヲ旅順ニ
移シ奉天ノ情勢見極メ付ク迄同地大和ホテルニ帝一在ノ趣
ナリ
公使、北平、天津、奉天へ轉電セリ

裏面白紙

22
75

1767、
4-1-322

ワシントン大書局
国際検査部

第四二二二號

典據及ビ正ニ関スル證明

余、林馨ハ余が下記ノ資格ニ於テ、即チ外務大臣官房
文書課長トシテ、日本政府トハの關係ニ在リモノナルコト、
此ニ該官吏トシテ余が茲ニ添付セザレバ、一頁ヨリ成ル、
千九百三二年（昭和六年）十一月三日付、下記題名、
即チ在中亞細亞川嶺事ヲ豫察外務大臣宛電信
オ立テ寫シ、文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ証明ス。
余ハ更ニ添付ノ記録及ビ文書ハ日本政府ノ公文書ナ
レト、此ニ右ノ下記名録ノ有ル部有、公文書類
及ビ綴ノ一部ナルコトヲ証明ス。（若シアラバ綴番附又
ハ引用、其ハ他ハ文書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ正
規折在ノ公文名稱ヲモ特記スベシ）

一、外務省

千九百四十六年（昭和二十年）八月二十四日
東京ニ於テ署名

シテ該官吏署名欄

林馨

右、右ノ公的資格

外務大臣官房文書課長

證人

尾ノ長春

公カ入手ニ関スル證明

余、Edward P. Munnaghan ハ余が聯合國最高指揮官
總司令部ニ關係アルモノナルコト、此ニ上記題名ノ文書ハ
余が公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手

裏面白紙

2

1767
4-1-322

シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。
千九百四十六年（昭和二十一年）八月二十四日
東京ニ於テ署名
氏名 横田 Edward P. Monaghan
右者ノハ資格 國際検察部調査員
証人 Richard H. Larrick

裏面白紙

77

Doc 1767
4-1-331

22

36302

第

號

在北平尖野谷事官ヨリ張中丞外務大臣宛

北平昭和六年十一月廿六日午後發

同 十一月廿七日午前着

電信第六七九號(暗)

宣統皇后側近者ヨリノ密ニ依レハ最近川島芳子ハ板垣東軍参謀ノ依頼ニ依リ密ニ男装シテ來津シ皇后ヲ滿洲ニ運レ出サントシ皇后側近之ヲ疑ヒ土肥原ヲ要スタル

近ク船便ニ依リ渡滿ノ由

轉電セリ

11-1-30 (11/8)
板垣東軍参謀ノ依頼ニ依リ
(滿洲ノ事)

Doc 1767
4-1-331

22

36308

第

號

在北平尖野山軍事官ヨリ張家口外務大臣宛

北平昭和六年十一月廿六日午後發

同日十一月廿七日午前着

電信第六七九號(暗)

宣統皇后側近者ヨリノ密ニ依レハ最近川島芳子ハ板垣東軍参謀ノ依頼ニ依リ密ニ男装シテ天津ノ皇后ヲ滿洲ニ運レ出サントシ皇后側近ノ之ヲ疑ヒ土肥原ヲ以テ不タル處右ヲ肯定セル爲皇后ハ近ク船便ニ依リ渡滿ノ由大臣ト南京天津奉天(轉電セリ)

正

裏面白紙

書

第 四 一 三 三 號

一、外務省

千九百四十六年ノ昭和三十一年ノ八月二十四日

東京ニ於テ著名

庸該官吏署名據

林
茂層

証人 趙人

人
虎
長
春

公式入手證明

余 *Edwards* *P. Macgregor* 令、聯合國最高指揮官總司令部
關係アルモノト。並ニ上記題名、文書ハ、今、公務上、日本政府、上記
署名官吏ヨリ入手ニタルモノトナリ。茲ニ証明ス。

千九百十六年／昭和二十一年／八月二十四日

東京ニ於テ署名

氏名蘭

Edward P. Munnellan

丁府公的資格

國際檢察司調查員

人

Richard H. Loeck

P1767
4-1-332

76304

算
號

在天津桑島總領事ヨリ嶺原外務大臣宛
天津
昭和六年十一月廿七日前發
同 六年十一月廿七日發着

（暗、極秘）
ニ関シ

（暗、極秘）
ニ関シ

出迎、川島芳子ト共ニ當地駐屯軍
吉田通譯ノ妻子同伴セ七日長山丸
ニテ大連ニ向ヘル由軍ヨリ通報アリタリ
関東廳ニ轉電セリ

正

P1767
4-1-332

証304

算 號

在天津桑島總領事ヨリ幣原外務大臣宛
天津 昭和六年十一月廿七日 前發
同 六年十一月廿七日 後着

電信第六〇九号(暗、極秘)
往電第五七六号ニ関シ
宣統白五后ハ廿六日夜内密邸内ヲ脱出シ
出迎、川島芳子ト共ニ當地駐屯軍
吉田通譯、妻子同伴セ七日長山丸
ニテ大連ニ向ヘル由軍ヨリ通報アリタリ
関東廳ニ轉電セリ

正

裏面白紙

1767-332

ワシントン文書局 第 號
國際檢察部 第四一三三三號

典據及公正ニ関スル證明

余、林慶ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ外務大臣
官房文書課長トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ル
モノナルコト、並ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレ
タル、一頁ヨリ成ル、千九百三十一年ノ昭和六年ノ
十一月ニ付、下記題名、即チ在天津
桑島總領事ヨリ幣原外務大臣宛電信第六九
号寫、文書ノ保管ニ任ズルコトヲ茲ニ證明ス。
余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書
ナルコト、並ニ右カ下記名稱ノ省又ハ該局ノ公文書
類及ビ綴一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラハ綴番号
又ハ引用、その他公式書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ
正確性、在リ公式名稱ヲモ特記スベシ)
一、外務省

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ八月二十四日

東京ニ於テ署名
當該官吏署名欄 林慶
右ノ省ノ公的資格 外務大臣官房文書課長

1767
4-1-332

証人 尾戸長才

余、Edmund P. Menasckin、ハ、余が聯合國ニ高指揮官
總司令、親ニ関係アルモノナルコト、茲ニ上記署名、
文書ハ余が公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ
入シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十六年ノ昭和二十一年ノ八月二十四日
東京ニ於テ署名

氏名欄 Edmund P. Menasckin
右ノ者、公的資格 國際検査部調査人
証人 Richard H. Lank

裏面白紙

Doc. P1767
4-1-345

第 22 號

10308

在奉天森島總領事代理ヲ幣原外務大臣宛

奉天

昭和六年十二月六日午後發
同 六年十二月六日 後着

死電報 (暗、極秘)

各地ニ於テ掠奪ヲ爲シタル不良分子ナリシヲ以テ、支那側商民ハ甚タ不安ヲ感シ公安隊ニ迎ヘルヲ嫌ヒタル爲一時ハセテ解散セシメタルモ漸次調査シタル處右ハ関東軍板垣參謀ヲ中心トスル所謂高等政策ヲ基調トスル浪人並ニ馬賊團ノ合作ニ加フルニ巨流河駐屯軍ノ聯絡更ニ当地電話局ヲ策源地トシ同局長外在留民ニ名參加シテ断行セル芝居ナル事判明セリ、斯ル裏面策動アルニ鑑ミ右自衛軍ノ即時解散ヲ差控ヘ結局一部ヲ改編シ表面ヲ緩ヒセテ採用スル事トシタルカ、將來山海關以東各縣ヲ同標手段ヲ以テ乘取リ

Doc. P1767
4-1-345

16305

第 22 號

在奉天森島總領事代理ヲ幣原外務大臣宛
奉天 昭和六年十二月六日午後發致
同 六年十二月六日 後着

電信第一四七七號 (暗、極秘)
新民府宛 本官宛 電報
第四五號

往電第四四二号末段「國民自衛軍ハ入城前
各地ニ於テ掠奪ヲ爲シタル一不良分子ナリシヲ
以テ、支那側商民ハ甚タ不安ヲ感シ公安隊
ニ迎ヘルヲ嫌ヒタル爲一時ハセテ解散セシト
シタルモ漸次調査シタル處右ハ閩東軍板
垣參謀ヲ中心トスル所謂高等政策ヲ
基調トスル浪人並ニ馬賊團ノ合作ニ加フル
ニ巨流河駐屯軍ノ聯絡更ニ当地電話
局ヲ策源地トシ同局長外在留民ニ名
參加シテ断行セル甚居ナル事判明セリ、
斯ル裏面策動アルニ鑑ミ右自衛軍ノ即
時解散ヲ差控ヘ結局一部ヲ改編シ表
面ヲ護ヒセテ採用スル事トシタルカ、將來
山海關以東各縣ヲ同標手段ヲ以テ乘取リ

裏面白紙

正

日本勢力ヲ扶植スル計劃ナルカ如シ
右其居、筋書ハ往電第九號其他ノ
拙電ノ通大槪示知ハシ居ル處ナルモ
從來曰本軍ニ多大ノ信頼ヲ寄セ居タル
有識支那人モ今回ノ如キ流言其儘ノ実
現ニ依リ、日本軍ノ陰險ニ甚カラス呆レ
居ル次第ニシテ、當地ノ實狀ニ適セサリシ
見エ透キタル斯ル策動ハ大局上成功
セリト認メラレサルノミナラス將來當館カ
豫想シタル如ク市中ノ治安維持困難
ニ陥ラサレハ幸ナリト懸念今セラル
尚右策動ノ裏面ハ鬼ニ角對外的
關係ヲ考慮シ當館モ表面之ヲ秘密ニ
セントシワ、アルニ拘メテ自衛軍自身ハ得
意ニ日本軍ノ後援アル事ヲ支那人間ニ
吹聴シ居ル趣ニテ心得ナキ浪人又ハ馬賊
操從ノ缺陷此處ニ存シ甚タ憂心ニ耐
ヘスト思考セラル爲今心
大臣、支、北平、天津へ轉電アリタシ

裏面白紙

1767
4-1-345
ワシントン文書局
国際検査部
第 四 一 三 四 五 号

典據及び公式ニ関スル證明

余、林啓、ハ余カ下記ノ資格ニ於テ、即ケ外務大臣官房
文書課長トシテ日本政府ト公的関係ニ在ルモノナルコト、
並ニ該官吏トシテ余カ茲ニ添付セラルタル二頁ヨリ成ル
千九百二十一年ノ昭和六年ノ十二月二日附ノ下記題
名、即ケ在奉天森島總領事代理ヨリ幣外務
大臣宛電信第一四七七号ノ前ノ文書ノ保管ニ任セ居ル
コトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添付ノ記録及ビ文書カ日本政府ノ公文書ナ
ルコト、並ニ右カ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公文書類及
ビ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シテアハ綴番號又ハ引
用、其ノ他公文書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ正抄所在
ノ公式名稱ヲモ特記スベシ)

千九百二十一年ノ昭和二年ノ八月二十日

右ノ者ハ公的資格

外務大臣官房文書課長

林啓

証人 尾戸長春

公式入手ニ関スル證明

余、Edmund P. Mungahan、ハ余カ聯合島最高指揮官
總司令部ニ関係アルモノナルコト、並ニ上記題名ノ

2

1767
4-1-345-

又書ハ余がい務上、日本政府、上記署名官吏ヨリ入
手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

一九四四年四月二十一日 昭和二十一年八月二十日

右署名ニ於テ四者名

氏名欄

Edward P. Monaghan

証人

Richard H. Larch

裏面白紙

E 306
P1921-1

南京大學 南京・支那

ルイス・エス・シイ・スミス博士口述著

私「ルイス・エス・シイ・スミス」ハ次ノ陳述ヲ
致シマス。

私ハ千九百一年ニ「ワシントン」前二生レマシタ。
私ハアイオワ州ノ「デイモインズ」ニ在ル「ドレ
イクル」大學ヲ卒業シテ哲學博士ノ學位ヲ千

「大學」教授ケラレマシタ。

ン「デイヤナ州」イン「デイヤ

基督教傳道協會」管下ノ南

京大學ニ社會學部ヲシテ支那ニ來マシタ。私ハ

ソレ以來ズツト南京ニ居リマシタ。私ガ支那ニ居

ナカツタノハ二度ノ賜暇歸省ノ時丈ケデ、ソノ一

ツハ千九百三十四年六月カラ千九百三十五年ノ九

月マデデアリモウ一度ハ千九百四十四年六月カラ

千九百四十六年一月マデデアリマシタ。私ハ千九

百三十五年九月カラ千九百三十八年七月迄ノ間千

九百三十七年七月カラ八月ヲ除ク全期間引續キ南

京ニ居リマシタ。

千九百三十七年十一月ニ南京國際安全地區委員會
ガ結成サレタ時私ハ準備審議會ニ參加シマシテ委
員會ノ幹事ニ選バレマシタ。コノ委員會ガ十二月
一日ニ寧海路五番地ニ正式ニ事務所ヲ開設シテカ
ラ委員長ノ「ジョン・エイチ・デイ・レーブ」氏

南京大學 南京・支那

ルイス・エス・シイ・スミス博士口述

私「ルイス・エス・シイ・スミス」ハ次ノ陳述ヲ
致シマス。

私ハ千九百一年ニ「ワシントン」府ニ生レマシタ。
私ハアイオワ州ノ「デイモインズ」ニ在ル「ドレ
イク」大學デ勉強シ卒業シ「哲學博士」ノ學位ヲ千
九百二十八年ニ「シカゴ」大學デ授ケラレマシタ。
千九百二十八年十月ニインディアナ州インディア
ナポリス市ニ在ル合衆國基督敎傳道協會管下ノ南
京大學ニ社會學教授トシテ支那ニ來マシタ。私ハ
ソレ以來ズツト南京ニ居リマシタ。私ガ支那ニ居
ナカツタノハ二度ノ賜暇歸省ノ時丈ケデ、ソノ一
ツハ千九百三十四年六月カラ千九百三十五年ノ九
月マデデアリモウ一度ハ千九百四十四年六月カラ
千九百四十六年一月マデデアリマシタ。私ハ千九
百三十五年九月カラ千九百三十八年七月迄ノ間千
九百三十七年七月カラ八月ヲ除ク全期間引續キ南
京ニ居リマシタ。

千九百三十七年十一月ニ南京國際安全地區委員會
ガ結成サレタ時私ハ準備審議會ニ參加シマシテ委
員會ノ幹事ニ選バレマシタ。コノ委員會ガ十二月
一日ニ寧海路五番地ニ正式ニ事務所ヲ開設シテカ
ラ委員長ノ「ジョン・エイチ・デイ・レーブ」氏

1921.2

裏面白紙

ト、私ハソコデ一諸ニ勸ク事ニナリマシタ。
日本人ガ南京ヘ入城ノ後一盤支那住民ヤ武裝ヲ解
除サレタ兵士ニ對スル虐待行爲ニ關シテ我々ガ抗
議ヲ提出セザルヲ得ナイ事件ガ幾ツモ明ニナツテ
來マシタ。私ノ役目ハ抗議書ノ下書キヲ作ル事デ
シタ。「レ！ブ」氏ノ意見デ我々外國人達モソノ
抗議書類ニ署名スル事デ一役手傳ヲスル事ニナ
リマシタ。我々ハ日本軍占領以來ノ六週間モノ間
殆ンド毎日二通ノ抗議書ヲ提出シ續ケマシタ。大
抵ノ場合ソノ一通ハ「レ！ブ」氏ガ私ガ日本ノ大
使館ニ持參シ他ノ一通ハ使ノ者ニ届ケサセマシタ。
私ハ事件ノ顛末ヲ書キ上ゲ大使館ニ届ケラレル前
ニソレガ果シテ正確カ否カラ検討スルノニ出來ル
丈ケノ努力ヲ拂ヒマシタ。出來得ル限り如何ナル
時デモ私ハソノ事件ヲ檢分シタ委員會ノ代表者ニ
會フ事ニシテ居マシタ。私ハ自分デ考ヘテ適確ニ
報告サレテ居ルト思フ事件丈ケヲ日本大使館ニ報
告シテ居リマシタ。
私ハ只今手許ニコレ等報告書ノ寫シヲ持ツテ居リ
マセン。コレ等スベテノ書類ノ寫ハ南京ノ米國大
使館ニ綴ジ込ミニシテアリマス。報告書、傳達文
書ソノ他委員會カラ日本大使館宛ニ送ツタスベテ
ノ文書ハ徐淑希氏ノ「南京安全地區書類」ト云フ
著述ニ完全ニ歸ツテ居マス。「レ！ブ」氏ト私ガ
毎日ノ様ニ行ツタ日本大使館デノ會談デ彼等ヘ日

1921-3

本人ハコレ等報告ノ正確サヲ否定スル暇モアリ
マセンデシタ。彼等ハ何等カノ處置ヲ執ルト云フ
口約ヲ續ケルノミデアリマシタ。然シコノ状態ヲ
改善スベキ如何ナル手段モ講ゼラレナイデ千九百
三十八年ノ二月ニナツテシマヒマシタ。
私ハ千九百三十八年ノ春ニ南京地區ノ戦災ノ状況
ヲ檢分シマシタ。

ソノ結果ガ千九百三十七年十二月ヨリ千九百三十
八年三月ニ於ケル南京地區ノ戦禍及都市村落ノ調
査レト云フ報告ニナツタワケデアリマス。コノ本
ハ千九百三十八年六月附テ南京國際救恤委員會デ
發行サレマシタ。

千九百四十六年六月四日中華民國南京市ニ於テ

リルイス、エス、シースミス 署名

1921-4

(印)

右ハ本官ノ面請ニ於テ管一九四六年六月七日署名
シ宣達セルモノナリ。

中華民國江蘇省南京市

アメリカ合衆国大使館 SS

正式ニ任命サレ且受給ヲ附與サレタル

アメリカ合衆国副領事ロバート・ビー・ムーディ

(署) ロバート・ビー・ムーディ

裏面白紙

E377
P.1947-1

供 述 書

一八八三年（明治十六年）一月二十三日中華民國孫
州ニ生レ「アメリカ」市民デアル私、「デヨーデ・
エー・フイデ」ハ最初ニ正式ノ宣誓ヲ行ツタ上、以
下ノ陳述ヲ致シマス。

即チ

（一）
（二）
（三）
（四）
（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（十）
（十一）
（十二）
（十三）
（十四）
（十五）
（十六）
（十七）
（十八）
（十九）
（二十）
（二十一）
（二十二）
（二十三）
（二十四）
（二十五）
（二十六）
（二十七）
（二十八）
（二十九）
（三十）
（三十一）
（三十二）
（三十三）
（三十四）
（三十五）
（三十六）
（三十七）
（三十八）
（三十九）
（四十）
（四十一）
（四十二）
（四十三）
（四十四）
（四十五）
（四十六）
（四十七）
（四十八）
（四十九）
（五十）
（五十一）
（五十二）
（五十三）
（五十四）
（五十五）
（五十六）
（五十七）
（五十八）
（五十九）
（六十）
（六十一）
（六十二）
（六十三）
（六十四）
（六十五）
（六十六）
（六十七）
（六十八）
（六十九）
（七十）
（七十一）
（七十二）
（七十三）
（七十四）
（七十五）
（七十六）
（七十七）
（七十八）
（七十九）
（八十）
（八十一）
（八十二）
（八十三）
（八十四）
（八十五）
（八十六）
（八十七）
（八十八）
（八十九）
（九十）
（九十一）
（九十二）
（九十三）
（九十四）
（九十五）
（九十六）
（九十七）
（九十八）
（九十九）
（一百）

私ハ一九〇九年（明治四十二年）十二月カラ一九
十二月二十一日迄ノ間、時新
ニ居タ時ヲ除キ、「ニユ」
合ノ國際委員會ノ登記トシテ、
十年、十二月二十一日カラ今
日迄「アンラ」ノ地方副部長トシテ支那ニ居リマッ
タ。私ハ一九三六年（昭和十一年）夏カラ一九三八
年（昭和十三年）二月十五日頃迄、又日本軍部隊ニ
ヨル南京占領當時ニ、ソシテ安全地帯ノ委員長ノ役
ヲ勤メテ居タ一九三八年（昭和十三年）二月十五日
頃迄南京ニ居リマシタ。私ガ當時登イタ日記カラ採
ツタ以下ノ陳述ハ實際ハ眞實デアリマス。

數百ノ無垢ノ人民ガ我ハ射殺サレル爲ニ、或ハ銃
創デ刺殺サレル爲ニ我々ノ目前ニ迫出サレル。吾々
ハ彼等ヲ殺ス銃聲ヲ聞カネバナラヌ。走ル者ハ誰デ
モ射殺スルカ、銃創デ刺殺スルカガ此處ノ規則デア

供 通 書

一八八三年（明治十六年）一月二十三日中華民國孫
州ニ生レ「アメリカ」市民デアル私、「デヨード・
エー・フイデ」ハ最初ニ正式ノ宣誓ヲ行ツタ上、以
下ノ陳述ヲ致シマス。

即チ

私ハ一九〇九年（明治四十二年）十二月カラー一
四五年（昭和二十年）十二月二十一日迄ノ間、時折
馬喰デ合衆國其他ノ地ニ居タ時ヲ除キ、「ニュー・
ヨーク」ノ慈善教育年會ノ國際委員會ノ書記トシテ、
又一九四五年（昭和二十年）十二月二十一日カラ今
日迄「アンラ」ノ地方副部長トシテ支那ニ居リマシ
タ。私ハ一九三六年（昭和十一年）夏カラ一九三八
年（昭和十三年）二月十五日頃迄、又日本軍部駐ニ
ヨル南京占領當時ニ、ソシテ安全地帯ノ委員長ノ役
ヲ勤メテ居ター一九三八年（昭和十三年）二月十五日
頃迄南京ニ居リマシタ。私ガ當時書イタ日記カラ採
ツタ以下ノ敘述或ハ意圖ハ異ナルアリマス。

數百ノ無垢ノ人民ガ或ハ射殺サレル爲ニ、或ハ銃
創デ刺殺サレル爲ニ我々ノ目前ニ進出サレル。吾々
ハ彼等ヲ殺ス銃聲ヲ聞カネバナラス。走ル者ハ誰デ
モ射殺スルカ、銃創デ刺殺スルカガ此處ノ規則デア

1747-2
ルラシイ。私共ハ偶々當時陸軍省ノ側ニ居タガ、多クノ無類ノ人民ヲ交ヘタ數百ノ體レナ武裝解除サレタ兵隊達ニ對シ死刑執行ガ進行中デアツタコトハ餘リニモ明白デアツタ。

十二月十五日私ハ私共ノ本部近クノ吾々ノ野營所ノ一ツカラ進レ出サレタバカリノ平原ヲ進ウタ約一千三百名ノ人々ガ着劍シタ銃ヲ持ツタ兵隊ニヨツテ約百名ノ集團ニ整列サセラレ互ニ進デ陣ラレテ居ルノヲ見受ケタ。私ガ隊長ニ抗議シタニモ拘ラズ、彼等ハ射撃サレル爲ニ進レテ行カレタ。十二月十九日ハ全く無政府状態ノ一日デアツタ。兵隊ノ手デ放火サレタ機ツカノ大火ガ荒レ延ビ、其後モ尙多クノ火事ガ約京サレテ居タ。「アメリカ」ノ旗ハ多數ノ場所デ引キ張カレタ。軍當局ハ兵隊ノ統制ガ出來ナイ。

十二月二十日、月曜日、暴行及ビ暴行ガ阻止サレルコトモ無く進行サレタ。市街中後福要ノ商店街、太平陸ハ全ク火災ニ包マレタ。私ハ火ヲ放ツ前ニ店舖カラ取り出サレタ掠奪品ヲ積ムツタ數多ノ日本軍兵隊自働車ヲ見受ケ、又兵隊ノ一口ガ建物ニ現空ニ放火シテ居ルノヲ目撃シタ。次デ私ハ明ラカニホンノ總力前ニ放火サレテ既に火災ニ包マレテ居タ。差遣青年合體ノ方ヘ車ヲ回ツタ。其ノ夜私ハ窓カラ

1947-3

見テ十四ノ火事ヲ致ヘタガ、其ノ中ノ幾ツカハ可
成リ度イ區域ヲ被ワタモノデアツタ。

日本人ハ吾々ノ野營所カラ人々ヲ捕ヘル場合何
等規則ニ従ハナイ。手ノ押込ヤ坊主刈デアルコト
ガ其ノ男ガ會テ兵隊デアツタコトノ十分ナ證據デ
アルトサレテ死刑ニサレルコト請合ヒデアル。私
共ノ野營所ノ殆ド全部ガ度々射撃シタイト思フ者
ヲ引出シニ來ル兵隊ノ群ノ侵入ヲ受ケタ。

一九三七年（昭和十二年）十二月二十二日私ハ
私ノ事務所ノ東方四分ノ一區ノ地面ニアル池中ニ
約三十個ノ死骸ヲ見受ケタ。孰レモ平服ヲ纏ヒ、
其ノ中ノ多クハ手ヲ後ニ縛リ上ゲラレ、尙一名ハ
頭ノ上半部ヲ完全ニ斬取ラレテ居タ。其後私ハ數
百ノ支那人ノ死骸ヲ、ソレ等ハ殆ンドガ身デ女ハ
少カツタガ、同様ナ狀態デ池中ヤ、街路シヤ、家
ノ中ニ見受ケタ。

吾等ノ委員會ハ毎日日本大使館ニ遺虐行為ノ報
告ヲ出シタ。

「ジョーデ・エー・フイツチ」

右ハ一九四六年（昭和二十一年）六月十八日當職
ノ面前ニテ署名宣誓セリ。

陸軍大佐「トーマス・エツチ・モロー」

E308 P1736-1

陳瑞芳女史ハ次ノ如ク証言スル。

私ハ七一歳ニシテ、金陵大學ノ合塾ヲヤツテ居ル。
私ハ現在ニ至ル迄二十二年間繼續シテ該大學ニ關係
シテ居タ。昭和十二年十二月十七日南京市ノ陷落ニ
次イデ、該大學ノ校庭ハ一安全地帯トシテ宣告サレ
タ。全市内ヲ遍ジテ、二十箇所以上ノ安全地帯ガ有
ツタ。

（陳瑞芳女史ノ証言）

萬名以上ノ婦人並ビニ兒
ノ大部分ハ彼等ノ着ラル
器具ヲ有シテ居ナカッタ。

ハ私共ノ娘達ヲ捜シテ居タ。
ウアウトリン女史ハ、此處ヲ監督シテキル外國ノ婦

人デ兵達ヨリ私共ノ娘達ガ還ビ去ラレルコトヲ引キ
止メルノニ大シタ仕事ヲナシタ。

彼女ト私ト他ノ者達ガ昭和十二年十二月十七日ノ夜
間モ勸誘シテ居タニ拘ハラズ、兵隊達ガ校庭ニ入り、
十一名ノ娘達ヲ還ビ去ツタ。此等ノ娘達九名ガ日本
將校ニヨリ悉クモ強姦、汚辱セラレ後ニ校庭ヘ
逃ゲ返ツテ來タ。ミルズ氏ハ彼女達ヲ見タ。私達ハ
其ノ他ノ二人ノ娘達ニ就イテソレ以上何モ聞カナカ
ツタ。一人ノ娘ハ校庭ニ還レモトサレタ。彼女ハ歩
ク事モ出來ナイ程悉ク傷イテ腫レテソシテ彼女

E3-8 P1736-1
藤瑞芳女史ハ次ノ如ク証言スル。

私ハ七一歳ニシテ、金沢大學ノ舎監ヲヤツテ居ル。
私ハ現在ニ至ル迄二十二年間繼續シテ該大學ニ關係
シテ居タ。昭和十二年十二月十七日南京市ノ陷落ニ
次イテ、該大學ノ校庭ハ一安全地帯トシテ宣告サレ
タ。全市内ヲ通ジテ、二十箇所以上ノ安全地帯ガ有
ツタ。

私共ハ金沢大學ノ校庭ニ一萬名以上ノ婦人並ビニ兒
童ノ避難者ヲ持ツタ。彼等ノ大部分ハ彼等ノ着ラル
物以外ニ衣類ハナク殆ンド道具ヲ有シテ居ナカッタ。
日本兵達ハ兵達ノ搜索ダト稱ツテ校庭ニ入り、事實
ハ私共ノ娘達ヲ攫シテ居タ。

ヴァウトリン女史ハ、此處ヲ監督シテキル外國ノ婦
人デ兵達ヨリ私共ノ娘達ガ運ビ去ラレルコトヲ引キ
止メルノニ大シタ仕事ヲナシタ。

彼女ト私ト他ノ者達ガ昭和十二年十二月十七日ノ夜
間モ勤務シテ居タニ拘ハラズ、兵達達ガ校庭ニ入り、
十一名ノ娘達ヲ運ビ去ツタ。此等ノ娘達九名ガ日本
將校ニヨリ恐ロシクモ強姦、汚辱セラレ後ニ校庭ヘ
送ケ返ツテ來タ。ミルズ氏ハ彼女達ヲ見タ。私達ハ
其ノ他ノ二人ノ娘達ニ就イテソレ以上何モ聞カナカ
ッタ。一人ノ娘ハ校庭ニ運レモドサレタ。彼女ハ歩
ク事モ出来ナイ程恐ロシク傷イテ置レテソシテ彼女

1736-2
 ハ四名又ハ五名ノ兵ニヨリ繰返シ、強姦サレ汚辱サ
 レタ事ヲ告ゲタ。彼女ハ強姦症ニ襲ハレテキタ。最
 初ノ四週間ト云フモノハ每晚兵隊達ガ私共ノ娘達ヲ
 手ニ入レル爲ヤツテ來タ。ウアウトリン女史ハ、助
 力ノ限リ娘達カラ兵隊達ヲ近ツケナイ様ニシタ。最
 最モ悪カツタ時ハ最初ノ四、五週間デアツタ。アル
 時ハ私ハアル兵ヲ部屋カラ追ヒダシタ。晝間彼ハ其
 ノ室ニ入ツテ一人ノ娘ヲ襲ツテ強姦シタ。他ノ兵隊
 共モ公然ト大學校庭ニ居ル娘達ヲ強姦シヤウト試ミ、
 ヲアウトリン女史並ビニ保護者連中ニ追ヒ返ヘサレ
 タ。ウアウトリン女史ハ何度モ日本領事ニ行キ兵隊
 共ノ行爲ヲ報告シ、娘達ニ對スル保護ヲ求メタ。其
 ノ後ナ行爲ガ下火ニナル迄ニハ四、五週間カ、リ危
 險ガ過ぎ去ル迄ニハ數ヶ月カ、ツタ。
 兵隊達ハ夜、個人ノ家屋ヲ全市ヲ通ジテ競技ノ様ニ
 又ハ彼等ヲ暖タメル爲ニ焼イタ。現在コノ村デ働ラ
 イテキル一人ノ女ガ居ル。ソノ人ノ夫ハ商人デ日本
 兵ニ惹サレ又三ヶ月ニナル子供ト一篇ニ彼女ノ家ハ
 日本兵ニ依リ焼カレタ。他ノ安全地帯デハウアウト
 リン女史ノ娘ニ彼等ヲ助ケル外人ガ居ナカツタ爲、
 事態ハ金陵大學ヨリ更ニ悪カツタ。避難者ハ大學ノ
 校庭ニ五ヶ月間滞留シ、其ノ時六百名許リノ女子ヲ
 持チ學校ヲ開ク様努力シタ。其ノ主ナル目的ハ婦女

1736-3

ノ保護ニ有ツタ。

一九四六年四月八日宣誓ヲナシ署名ス。

署名 陳瑞芳女史

前述セシ口供書ハ陳瑞芳女史ニヨリ私ノ面前デ、記
録書トシテ中華民國南京ニ於テ昭和廿一年四月八日
私ノ面前デ捺印サレタ。

署名 デヴィット、ネルソンサットン

辯護人、東京國際検事局

裏面白紙

寶泉

キー・エイ・マックラム氏手記、日記録

日本學士古領 一九三七年十二月 / 一九三八年一月

一九三七年十二月十九日

又今ト序ニ初編ニ又那軍が山崩壊シテ下度一週間日ヲス。

本學が月曜日ニ病院前ヲ過ヤテ中山路ヲ行進シテ入城シ日本園

復々此處ニ現レ始メシヲ。我等ハ退却スルモ、陣が甚心

起シテ、恐慌ト總崩ノ後ニ、
 諸王、回復スルデアラウト
 云フテ、ホツトニ

無空機ハ何ヲノ
 縣今ニモ収束張
 主起スニ成等ノ
 讀ニテ

第一回 同の経島 ミナト、ソレハ此世ノ地獄デアリツミナ。或ベヨウト

私ハ金ク何処カウテナクニ

テ
ミ
ワ
テ
宜
イ
カ

解^{のチ}
リ
セ
ン。

私ハ今迄ニ一度モ内子様ナ残刃ニテ同

イタコトモ。
 龍一ツトモアリマセン。
 龍一ツトモアリマセン。
 龍一ツトモアリマセン。
 龍一ツトモアリマセン。
 龍一ツトモアリマセン。

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

2466

ヲ見ルト膝マデナリ 時ニ所謂叩頭サシモ致シラス 彼等ハ敵助
ヲ求ムルナリ 又士人雖も有る者ハ(其他人等ト同様ナルカ)
市街ノ外部ニ寧ろ行キテ何百人トナリ銃殺サレマシタ。
ペン 時計 金銭 其地已ノ貧困ヲ避難氏スラモ再三再四
奮マシテ最後ノ一ベンス殆ンド最後ノ一枚ノ着目物或ハ旦那
残マシ一寢具迄モ奪ハレテ了ヒマシタソレ此等ノ物ハ向
モ無ク処分サレルカモ知シナイ。

女子ハ毎朝毎日毎晩泣レ去ラレマス 日本軍ハ凡テ何
処ヘテモ好きナリ処ニ出入出来又勝手ニ振舞ヲシテモ自
由ニ様デアル。亜米利加国旗ハ屢々金陵大ニヤ
ヒルワレストニあり振舞カラ引剥サレマシタ。

神ヲモテ ばぶマナト教ヲ師訓傳ナリ

大ニ金陵大ニヤ

中ニあり 登ビルディング

図書館 其地ニあり 場所

ニあり 毎朝強ク強ク射殺

件 等カ起リマス

外人カ其地ニ居合セタ時ハ大概斯様ニ事件ヲ防
カコトが出来マス 然レ利用シ得ル私共ナリ人或ハ二十
人デハ到底常時金ヲ建场内ニ居ルコトが出来ラス

一九三七一年十二月二十九日

2466

私ハ毎書中ト一週向中ノ五晩モタラテアツクテ書
 時間カ有リマセンデシタ。外ハ人ハ病院ニ於テ日本人ノ
 訪問客ヲ接待シテ二十四時モ勤務ニ服サネバナリマ
 セン。雪ガ降リテ非常ニ寒イ時デアリマス。私共ノ胸ハ
 貧弱ナ遊藝所ニ任シテアリ様ナ寒ガコシテ場所ニ同
 ケ込メラレテ数々人ノ身ヲ思フト痛ミマス。

私共ノ病院ハ満員デス又輕患者ハ大ニ多ク宿舎
 建物ヲ占メテ居リマス。

私共ハ此等ノ人々ガワケベキ場所ガ無いノデ退院するん
 カ出来マセン。前週中ニテ五人或ハ二人ノ赤子が生シタ。
 クリスマスノ日ニ人ノ赤子が生シタ。

ハイミス嬢ヲ見ユスハウダ見ナコトデアリマス。彼女ハ
 赤子ノ全群ヲ世話シテ常ニ六月也ツムニ居リマス。カ
 フリスツスノ日ニ冬フテ皆々様ノコトヲ相心ヒ諸君ガ幸ナ
 ナ時ヲオ過シタル様希望シマシタ。

私共ハ諸君ガ来リニ枯樹ニ居ルコトト相心儀ニシタ。

2466

拙領ハ引棒ツカモ知レタト云フ噂ガ我々方へ届イテ
居リマシタ。私共ハ金此ノ世ノ人々ト院縁シテ
居リマス。誰レモ申シ入ルコトハ出来マセン又南
カウアルコトモ大度困難デアルラシイ。私共共仲同ノ
或者ヲ遣シテ此地ニ養生シテ又ハ養生シテ居ルハ
ンベキ事件ノ報達ヲ持テ出サウト相談シマシタ。此
私共ハ仲同が一歩出立シラカハ二歩ト還ラヌ
ウト云フコトヲ知ッテ居リマス。

私ハ目下此地ノバツハウスニミルス・フィデス・ミル・サンス
ウ・ソ・ン・ベイ・ウ・リ・イ・スノ諸君ト住ンテ居リマス。

私共ニ皆ニ倍ノ勤務ヲ被レテ居リマス。私共ガ食料
ニ就テト常ニ約五合同置キ誰カが入ッテ来テ援助ヲ
求メルベシ。食物ハ丸吞ミマス。ソレヲ食フ物自動
車ガ運マレタガニ又モット屢々女子士カウ保護
スル者ニ急ニ出テリカネバナリマセン。私共ハ皆同時ニ
食ヲニ就テコトハ強ントアリマセン。私共ハ日ガ暮シ
カラハ取テ一人歩キハセズニニコ但々外に出ス。

No. 4

2466

私ハ毎日若ハ隔日ニ我々教會所屬ノ財産調査ニ
外出シマシウ。私ハ出掛ケル途ニ此夏路ニアル私共ノ家ニ
ハ訪問客ガ居リマシク。外ハ人ノ家ハ皆一日ニ目ニ見エマス

——テ日本軍ガ到着スル迄ハ觸レラ居リマセン。其後
ハ觸レヌモノハ何モアリマセンデシク。總テノ銃ハ破壊サ
レ總テノトラップハアサリ捜サレマシク。日本軍ハ金銀ヤ
貴重物品等ヲ捜シ遂ニハ煙道ヤピアノノ内部迄捜
査シマシク。私共ノ蓄音機ノ主音盤ハ全部破壊サ
レテ居リマス。四ハ掠奪ノ後投ケ棄テラレタ他物ト共
ニ床ニ破壊サレテ積み重シテ居リマス。

ピアノノ前部ハ取除カレ又總テノ琴槌ハ重畳ニアル
何物カデ叩カレテアラフ。私共ノ家ハお全地帯ノ外部ノ
ニアリマシク。デニハ期待シテ居リマシク。此ノ地帯内
ノ家屋モ同ジ運命ニ遭ヒマシク。私共ノ男ノ子供ハ
その様ノ建物ニツハ救大サレ。一ツハ完全ノ損害アリ
マス。南東ハ今物淋シイ様相ヲ呈シテ居リマス。
日本軍ガ南京市ニ入場シテ時ハ建物等ニ余リ損害

No. 5

2466

が無かつた。入城後店舗・商賈ヲ奪ハシ其
多クハ焼カレテアヒマシク。

太平、中華事変上市中、總テ他ノ主要商業
道路ハ廢墟・堆積アル。而テ市内ノ主要街路
ノ後方地帯ノ大部分モ亦焼カレマシク。私共ハ毎日
新シイ火事ヲ見マス。ソレテ何時ニナツテラスナ
残ルナ破壊カ終熄スルヲウケト疑フ。テス。

又シ民衆ニ対シテモフト要イニトガ起ツテ居リマシク。
彼等ハ心怖中ニ在リマシク。コレモ不思議テハアリ
マセン。彼等ノ多クハ者ハ現在彼等ノ肩ノ周圍ニ煙
ヲクツテ一炊ノ着物シカ残サレテアリマセン。

身賣リナリ。武器ノナイ彼等ハモトモトカ儘ニテ
ワテ居リマシク。而シテ兵士モ寧ハ好キナ地ニ自由ニ徘徊
スルコトヲ許可サレテ居リマシク。何ノヲ規律モ無ク兵士
達ノ多クハ者ハ酒ニ酔ワテ居リマシク。日中彼等ハ好
マシイ婦人ヲ捜シニ私共ノ安全地帯地ニ在ル建物
内ニ入ツテ来テ、我ニナルト婦人ヲ連レニ歸ツテ来マス。

No. 6

2466

若し姦女が隠れて居うナイト其の仕度アル者ハ現場で銃剣で殺せしマス。十一ニオ、少女ト五ナオ、拘人達ハ逃ケラレマセンデシタ。抵抗スルト生命ニ害シマス。最要ナ事ハ病院ニヤテ来マス。

抵抗シタ姦婦ニケ月、婦人ハ顔面ヤ身体ニナニ所ノナイフ創ト腹部ニ一ケ所、大傷ヲ受ケテ私共ノ所ニ送リマシタ。

彼女ハ赤キヲモリマシタカ彼女ノ生命ハ助カルデセウ。

生命ヲ助ケテヤルカウト約束シテ日本軍ニ身ヲ任セタ澤山ノ人々ノ中ノ一人(此等ノ人々ノ中何ナ者ハ極ク少数デシタ)カ生命永ラヘテ仲間ノ運命ヲ語りマシタ。彼ハ日本軍ハ彼等ノ頭上ニ石油ヲ注イテ、ソレカウ放火シマシト云言シテ居リマス。此ノ男ハ他ニ何ナノ負傷モシテアツマセンデシタカ頸部ヤ頭部ノ周圍カ破ロレイ程大傷シテ居リマシタノデトモ此ノ世ノ人トハ思ハレセデシタ。同日ニ身体ハ半分大傷シタ他ノ一人ガ病院ニ入ッテ来シタ。此ノ男ハ又銃ヲ射マシタ。

No. 7

No. 8

2466

多分令ノ彼等、群ハ機銃射撃ヲモ身体ヲ積ニ上
ケラレ燒カレタノデアリケセウ。

私共ハ詳報ヲ得ルコトハ出来マデシタガ此ノ因カハ
明ラカニ爾ニ出テトウヤウノ救助ヲ求メニ病院ヘ来マ
シノデアリ。此等ノ者ハ二人共死セシマシタ。此ノ故ニ私
ハ諸君ガ数日向合窓ヲ失フ様ナコシナカレシイ
物語ヲ話スコトが出来マシタ。ソレハ全ク信セラレヌコト
デアリマスガ先ツ數千人ガ残カニモ屠殺サレマシタ
幾人アルカ相ノ像スルモ困難デス——其ノ數ガ〇〇〇人
ニ近イカウト信ジテ居ル人々モ有リマス。

礼儀アリ而モ尊敬シテ私共ヲ処遇シテ呉ラレマシタ。
若干ノ大変愉快ナ日本人ガアリマシタ。他ノ者ハ非常ニ
殘忍ナ私共ヲ脅迫シ殴打シテ平手打等ヲヤリマ
シタ。リイクス氏ハ最もヒトリ平手打ヲサレマシタ。
私ハ時々日本兵ガ若干ノ支那人ヲ助ケタリ又遊
ブ為ニ支那人ノ妻子ヲ拾ヒ上ケテ居ルノヲ目撃シマ
シタ。日本兵ガ一人ナラズ戰皇ノ婦ヲ亦モ歸還

裏面白紙

2466

シタイト私共ニ譲リマシタ。日事大使館員が親切テ
私共ヲ救ヒ出サウトシマシタが彼等ハ無力デアリマシタ。
而シテ良心的ナ日事兵ハ極ク少シ。全然有ルカモ
カデス。サテ病院ヲ巡廻スル時有ラス。職員ハ百人モ
居リマス。私共が水ト燈火ヲ再ニ得ルナラバ仕事ハ非
常ニ容易ニナルベシ。其ノ決ハ挫シ出ス燈火ト汲
ミ出ス水カアレバ毎日私共ノ仕事ハカナク増カサレマス。ウ。
一九三七年十二月三十日

天事快晴外出スルハ決ニ事持カ良イ。大妻
平和的デアール。矢ッ良イトニロテハナイ。(全然反對
デアール)人ノ男が今日腸ヲ銃ヲ負通サレテ四ツイートモ
難ビ出シテ儘ニ病院へ入院シテ来マシタ。彼ハ恢復見
込ハナク一位デアール。(全ク助カレ見込ハ無イ)
ボブ・ウィルソン氏ハ針ヲ運ハウトシテ朝ノ時有ノ大部分
ヲ費シマシタ。夕ノ食前ナニオニナルカ女が面ヲ自動
車ヲ駆ツテ来タニ名ノ日事兵ニ請拂サレマシタ。

No. 9

2466

数名の男子が兵士のアーマー、鎧、刀、盾、矢、金
 陵や其の場所から運来して置かれていた。

此等ノ男達ハ其ノ仲間ニ彼等カ兵士デ無イト証明ス
 ルコトノ出来ル友達が居タノデスガ、此等ノ者が手ニ解
 カルト云々理由ヲ抗議ヲ發表シタケレドモ更ニ進シテ
 調査モセズニ兵士デアルト。烙印ヲ押シマシム。

タラノ人力車夫や船頭等が他ノ労働者達ト同
 様ニ四軍ニ彼等ノテニ兵士面目ヲ勤方ノ印カアルノテ射殺
 サレマシム。

江安集合自動車停留所ノ附近ノ一独逸人ノ住宅
 ニ居ル一老年ノ官理人カ昨日殺害サレタト云フコトガ報
 道サレテ居リマス。日本兵ハ道路上ニ居ル若者ヲガ
 働ニ徴用シヨウトレテモ殺り出スルマセン。其ノ男ハ自ラ
 進ンデガ働ニリコトニ思フ漢ヲ申シテマシムカウ私ハ今
 日ハ可成リ静カナ日ト申シマシマデセリ。

デスカウ諸君ハ私カゲワトレテ筆ヲ取ル暇ニ有イ時
 ニハ何ナ事件カ起ラテ居ルカ其切の像を写スルカ。

2466

私共ハ病院ノ人々トラムクワノ教会ニ住ンデ居ル支那人ノきりすと教信者達ノ為ニキチテ供給スルニ付テアリマシタ。デ其ノ等ノ支那人ノキチテと教信者達ハトラムクワノ教会ニ居住シマシタ。五十個ノ大型ノ袋ヲ移動シマシタ。其ノ重量ハ約六十五擔デアリマシタ。日本軍ハ支那人ノ警備隊及支那人ノ取締ヲ強化シ始メテ居リ。又外支人ニ対シテ強化シテ制限ヲ加ヘト示唆シテ居リマス。オキ氏ハ我々亞米利加人ハ一所ニ敬告付テ集合スルコトヲ提議サレマシタ。斯ノ様ナ場合ニハトノ位ノ自由ヲ許可セラルカ全ク解リマセン。私共ハ少し疑ヲ持ツテ居リマス。登録ガ始ツテ居リマス。ソレヲ登録証明書ヲ所持シテ支那人ハ目下安全地帯カラ自由行動ヲ制限サレ且該地帯カラ出ルコトヲ拒絶サレテ居リマス。今マ私ハ筆ヲ擱カナリテハナリマセン。私ハ若キ名ノ患者ヲ病院車デカキニ送り居ケナケレバナリマセン。病院ヲ退院スル者ハ皆外支人ニ伴ハレネバナリマセン。私ハ公ノ護衛兵デス。支那人ノ警備官ニ対シテスラモ護衛兵トナリマス。私共ハ非常ニ込

2466

合フテ居リマスノデ誰カヲ出スノハ好シイコトデス。
 此ツレハウベキ処モ無ク、金錢モ無ク又着物モ無ク者ガ
 非常ニ沢山居リマスノデ全ク問題デス。私共ハ此等
 ノ者ヲ治癒シソレカウナホザリト飢餓デ死セサセム様
 ニ蹴リ出スコトハ出来マセン。又殺スコトモ再々迫害
 サセルコトモ出来マセン。此等ノ者ノ大部分ハ此ノ市ガ占領
 サレテカウ銃剣ヤハ銃ノ負傷デ入院シテノデス。

一九三七年十二月三十一日

今日ハ年ノ最後ノ日デアル。新年ヲ祝賀スルメニ
 大々的ニ準備ガ目下ナサレテ居リマス。ソレハ私共ノ日
 本人友達ガ好ム休暇デナケレバナリマセン。

三日間ノ休暇ガ表表ニナツテ居リマシタ。

私共ハモット自由ガ許サレルト何ナ事カ勃然スルノ
 カト野々合シマシタ。好轉ノ徴候ガ有リマス。

今日私ハ民衆ノ群ガ該地帯カラ中山路ヲ横断シテ
 集ルノヲ目撃シマシタ。後デ彼等ハ行政院調査部
 カラ日軍軍ノキニ依ッテ配分サレタ米ヲ携帶シテ歸ッテ

No. 12

2466

来マシタ。今日ハ若干ノ幸初メ人々ガ居リマシタ。
 私共ハ病院デ非常ニ多クノ女子ヲ取扱ヒマシタ。ソレ
 テ母ト女子ハ彼等ハリクヘキ住ミ良イ場所ガアル
 ケデハナリ。單ニ一室ニ數百人モ居ル充満シテ收容
 所ガアルデケデアルノニホテ退院スルコトヲモテ居リマス
 祖母ト他ノ三人ノ子供達ガ坐シテ好シイ女子ヲ所謂
 之ヲ大事ニ送シテワノケト病院ニ来テサターデ私
 ハ此等ノ者ヲ全部病院車ニ一踏ニ收メテ二〇〇〇人
 ノ避難民ガ我ガ氣取ニ住ンデサトル大女子ヘ送レテリ
 キマシタ。其ノ兄ハ彼ノワサナホ坊ノ弟ヲ收メタル
 ト主張シテ彼等ハ事持ノ良イシカシ時間ノ短イ自
 動車ニ乗ツテ火ヒコケテ居リマシタ。此等ノ彼等ハ幸
 初メアル者メニ何ヲ持ツテサトルデヤウカ。マア私ハ
 彼等ノ手ニ女子ヲ手淫シマス。彼等ハ其ノ境遇ニモ
 マケスニ立派ニ云フ上ケマシタ。亞米利加大使館カウ他
 ノト使カ最後ノ診断ヲシテト銃ノ創口カラ縫合
 ヲ取リ除イテ世々ツノニ病院ヘ来マシタ此ノ男ハ大要あり

No. 13

2466

シテ居リマシタ。登録ハバツテと云々師訓練ヨリ我
 テハレテ居リマス。朝一部分ヲ私共ノ病院ノ職員ヲ
 登録サセル為ニ暮リヤシマシタ。私共カ近ブコトカ
 出来タ程混雜シテ居リマシタ。私共ノ仲間ハ時間ノ
 制限ガ満アシタ若シ應ルコトカ出来タレバ殺サレ
 ル。テハ無イカト心配シテ登録ヲ希望シテ居リマス。
 私共ノ多忙ノ仲間ハ非常ニ沢山ナ仕事ガアル時ニハ毎日
 毎日行列ヲ作ツテ待つコトハトテモ出来マセン。其ノ朝
 ノ残餘ハ私共ニ百人ノ家族ニ食物ヲ得ルニ費
 ヤシマシタ。彼等ハ夕シヤニ毎日良ク食ベル。テスガ食
 物ヲ手ニ入レルハ困難デス。私共ハ城郭附近ノ市
 街ノ西南部ニ入ッテキマシタ其処ニ行ノニ困難ヲ極メ
 タ。デス。其ノ理由ハ火災ノ若干ガ非常ニ多ク、堆積
 物ヲ市街ニ撤布シタノデ人ハ処々通ルコトガ出来ナカ
 ヲツノデス。

No. 14

食糧問題ハ直ニ何ラカノ策ヲ講ビテ外部ヨリ採
 入レナイト重大ナ問題トナルデセリ。

2466

新しき赤子が生れ他一婦人が行へば場所モ意
ノ金モ無う友達モナクソレ赤子ニ毎ヘル食物モ煮イ
ノニ退院スモナト主張シテ居リマス。

彼女ノ良人ハ数日前ニ逆シテ行カレテ未だ帰宅
シテ居リマセン。現ウ良人ハ還ラヌデセウ。

彼女ハ諸所ヲ探シヨリテ良人ヲ尋ネニ出掛ケ

タイト希望シテ居リマス。彼女ハ金ヲ盡カテ失フテ

居ルニ何ウシテ探シ出スコトナド出来ヨウカ。

No.15

2466

私ハ友達が隣人ヲ尋ネテヤウトシテ彼等ノ名前ヲ告
テ、收容所ニ付ヘテミナカ無駄ナシ。

噫、何モ悲慘事ヲ見ルコトナ
我々ハ新政府が明日南京ヲ開始スルヲ期待
シマス。—— 午飯ニハ祝賀會が鼓樓附近ヲ催サ
レマス。

以前ノ五色旗が復活シマス。ソレヲ六〇〇〇不
國旗が日本國旗ト並ニテ掲揚サレル様ニ註文シ
テ製作サレタト云フデス。

一九三八年一月一日

一年ノ年ト日ハ輝クシテ出發シマス。私ハ盛ニ爆
發スル爆竹ニ起キ止ッテ何事カアノカト訝ワテ目
ヲ開キマシム。空ニハ大キナ赤玉ノ様ナ太陽が輝イ
テ此ノ上ナリ良イ日デシム。時が経ッテ紫色ノ山ハ
恰モキヤスカード山脈ガ塵ニロエスル様ニサ藍色ニ
ナッテキマシム。今日ハ明瞭ニ祭日デアッ。爆竹
—— 澤山ノ爆竹が支那人ニ無料デ合配サ

No 16

2466

No 17

レマシヤガ、彼等ハ氣持ヲ晴カスルニ、良イ音ヲ出サ
 セルニ耽溺スニテ、拒絶スルモ、ガアラウカ。彼等ハ
 昨日、数ナリカノ二百ボンド、ワノ米袋ヲ遣ッテ
 シマツタ、フツヲ知リマシタ。常ニ度ニヌ新年、挨拶ガ
 交換サレタ。一昨日、晩和共ハ、ギョシ、ラベ氏、家
 ニ招待サレタ。其處ニ、夕ク、蠟燭デ、火サレタ
 美シイ、くりすます、飾リ、樹ガ有リマシタ。和共、事
 ヤ子僕ガ出席シ、以外ハ、万事、完全デシタガ、
 妻ト子僕、居ヤイト云フコトハ、大キナ、空虚デシタ。
 和共、諸君、身、上ヲ、按ジテ、居リマシタ。和共ハ、東
 京、ウノ、短文、無電デ、諸君、全部、祐嶺、ヲ、退
 去、シ、ワ、ア、ト云フコトヲ、聞キマシタ。和ハ、時々、諸君ガ
 皆、西米利、加ニ、居ワラ、良イナト、希シマシタ。和
 共、客トシテ、トウイネン、婦人、マギー氏、フオスター氏
 並ニ、金陵出身、鄭氏ト、新年、晩餐、ヲ、トリ
 マシタ。和共ハ、最後、我、鳥、食ベマシタ。我、カ、タ
 食、食、ベ、終ヘリ、頃ニ、我、ハ、お、シ、目、ハ、メ、ヤ、メ、ヤ
 ニ、ツ、テ、来、マシタ。二人、田、カ、マギー氏、屋敷、カ、ラ

No. 18

2466

裏面白紙

走つて来つた。(デ・マリー氏ハ避難民デ一杯ニナリ
ミケ所ヲ所有シテ牛ヲデス)——此ノ人、男ハ
日本兵ニテ侵入シテ女子ヲホク居ント申シマ
シメ和共ハ行機ノ自動車ニ乗り、ビッチ氏ガマ
ー及フオスリー両氏ヲツレテ行キマシタ。時遅テ彼ハ二
人ノ婦人ヲ病院ヘ連レテ来シタ。一婦人ハ強姦
シ、ヒドク改訂サシ、婦人ハ父ノ助力ニ依ッテドウ
ヤウ逃ゲルコトヲ出来マシタ。彼女ヲ窓ヨリ跳シ、時
ニ負傷シタ。彼等五人ハ、むすりの病状ヲ呈
シテ居リマシタ。其市街ノ東南部ニ在リテ、院
ノ尼サニガ人我々ノ所ニ連レテ来シマシタ。彼女
ハ十有十四日傷ヲ受ケテ、デシタ。彼等、五名ハ
地下壕内デ安全ヲ求メ、デシタ。日本兵ガ名入
ロカウ侵入シテ五名ノ中、三名ヲ殺シ、他ノ二名ヲ傷
ケテ、デシタ。此等ノ二名——即チ此ノ尼サニト
オニナル小サナ兄弟ノサセハ、後デ友達ノ死体
ノ下ニ身ヲ隠シテ、助カワツデシタ。彼等、又二十
八日間モ治療ヲ受ケズ、又五日間モ食物無シ過

2466

シタリテ近隣一人、因カテ、^酷負傷シ
 厄サリヤト、コト病院迄連シテ来リ、テモ此、カ
 セハ背中ヲ刺サレタリ、テ、病院車ヲヤツテ連シテ
 来リ、テスト厄サハ、^語彼女、傷ハ大度良
 フナツテ居リマシタ。テ彼女ガ必要ナラハ食物ト入
 沿ソレニ居心地、良イ環境デモ、市街、南東
 地区ニ住ニテナリ民衆ハ日本兵ニ包圍サレテ居
 テ怖シイ運命ノ者達デス。私共ガ其、クセヲ付
 ヲテナリ時、彼等ハ我々、同回ニ集ツテ来マシタ。――
 テ此等、日本兵ハカテリ礼儀ノ正シイ者達デシタ
 然レ我々ガ其、處ニ立ツテナリ時、一人、^酷酈酈シタ
 日本兵ガ一人、支那人ヲイゲメナカテ来マシタ。此等、
 支那人ハ非常ニ恐レテナリ、我々、處ニ来テ救助ヲ
 求メタ。私共武裝ヲ酈酈シ、日本兵ハ怖シイ
 ニツテ、白状ス。然レニ三人、眞面目ナ日本兵ノ
 助力ニ依リ、此、ノニダレ兵カラ、注意ヲソラセテ、
 老年ノ支那人ハ逃ゲ、機合ヲ得タ、テス――今ヤ彼

No. 19

2466

No. 20.

等ハ一目算ニ述ケテ行キマシム此ノ邸町ニ兵
 明ニ和ヲ思フ馬ニマシム一憤怒ニ由リ兵ニ
 一人ガ棍棒ヲ毆打シテ私ガ病院車ニ急イデ
 戻リタリ他ノ一組ノ日本兵ガ私ノ看護人ニ寧
 日看護人一人ヲ連テマシムトテ発見シマシム此ノ者ハ
 料理人デ彼ハ好奇ニウテ我々ト一緒ニ来リマシム請
 願ニテ許可サレマシムデシム彼ノ赤十字ナル腕章
 ハトウレテオリマシム彼ハ嚇カサレテ慥ニ射殺サレマシム
 ト思ハレタ私ハ彼ヲ救助シマシムコノ時迄ニ私ハ我々ノ病
 院車ハ取リテオリマシム知ヌトハ配ニ始メマシム然レ
 シ急イデ戻ッテ見マシム礼儀正シク日本兵ノ一隊
 カ木ダ自動車ヲ包围シテオリマシム見マシムデ我々ハ
 天ヲ其處ヲ去リマシム最近ノ数日私共ハ人
 カ殆ト敢テ行カウマシム三ツタ市街ノ場末迄
 行キマシム其ノ都反無ク澤山ノ食物ト患
 者ヲ連テ歸リテ来シム今日ハ賊ニ産破壊サレ
 タ範圍ヲ見積ルベシ試ミマシム病院ヲ中山路ニ

裏面白紙

2466

No. 21

北夏路迄、3%—ソレカ先、稱ニ下リ—南
部、場末ハ広、範圍ニ燃エタトイフコトモ無
エ、ウーロシカラ東城郭ニ向ッテハ、2%カラ3%
位、損害ガ或ハ地域ニ集中ニテ居リマシム。今日、
午後南京陥落前、負傷シ、一婦人ガ病
院ニ入院シマシム。彼女ノ家ハ南京南部ニテ、
村、茂ニ在リ、彼女ハ五人ノ子供ヲ連テ家ヲ
出タ、テモ、一番末ハ生シテ三ヶ月、赤ニ坊ト
一番年六才ニオテ、子供テモ、日本軍飛行
機ハ機銃掃射ヲシ、頭上ヲ飛ビ、一弾ハ彼
ノ眼ヲ射テ、頸部ニ近ク、抜ケ、彼女ハ赤子ヲ
連テ押シ進マ、ワ、坊カシマシムガ、遂ニ断念シテ自分
ノ近クニ子供達ヲ置セテ、一處ノ大部会ヲ人事不省
ニナリテ横タハラズ、ナラリ。午後ニテ、彼女ハ
赤子ヲ連テハトテモ、赤子ヲ知ツタ、赤子ヲ人
ノ居テ一軒ノ家ニ置キ、マシム。或ハ村人ノ處ニヤ、ト
歩イテ来、ト村人ガ助ケテ、彼女ヲ避難所、一個所、

裏面白紙

2466

入レテ呉レシヲ十八日後ニ彼サハ我々ノ處ニ着キマ
シテ治療ヲ受ケマシタ今夜暗クナリ和ハ市街ノ諸所
ニ五ヶ所ノカサリ大キナ火災ヲ算ヘシタ又大事ノ豫
奪及強姦ガ繼續ス。安全地帯デハ日本兵ガ優
入シテ来テモツダ大変ス。然シ我々ノ海島ヲ日数
ヶ所デ一応ニ日本兵ノ侵入ス。止ムコトニテナリ當時
ト比較スルト今日ハ割合ニ平和ヲ靜メテ時ス。
サウトモ我々ハ筆ヲ取リザケル時ノ間ハ有リ。

一九三八年一月三日

今日ハ病院職員ノ半数ノ登録ヲスルニ成功シ
タ私ハ若干ノ日本兵ニヨリテ為サレタ善行ヲ報告セ
テバナリマセン。最近セハ八名ノ大衆ニ立派ナ日本兵
ガ病院ヲ訪問シタル。私共ハ彼等ノ病人ニ興
ノ食物ノ缺乏ヲ語りタル。今日彼等ハ若干ノ牛
肉ヲ附ケテ百ノ斤ノ豆ヲ持ッテ来リタル。我々ハ一箇月
モ病院デ肉ナシヲ食ベナリタル。此等ノ贈物ハ大
ニ歡迎サレタル。彼等ハ我々ニ他ニ何ナキガ欲スル
トフ事ナシ。然シ毎日毎日氣振リ悪キ報告ノ連続

No. 22

2466

一人、男、昨日、午後、政清本部、附近、殺され
 三、午後、日本兵、婦人、強姦、つとまら
 彼女、良人、之、妨害、彼女、助、て、抵抗、し、
 然、午後、此、兵、良人、殺、サ、ワ、レ、テ、戻、テ、来、
 今、日、他、一、婦人、が、憐、れ、有、存、デ、而、ス、思、ハ、物、語、
 行、テ、来、マ、シ、タ、彼、ハ、日本、軍、が、衛、生、部、隊、一、隊、へ
 連、行、シ、五、名、ノ、女、子、一、人、デ、ア、リ、即、チ、晝、間、日
 本、兵、ノ、衣、類、ヲ、洗、濯、シ、夜、ハ、強、姦、セ、ル、タ、ム。彼女
 等、中、ニ、在、リ、無、理、ニ、十五、名、ヲ、至、ニ、テ、殺、シ、
 満、足、セ、シ、メ、ラ、レ、一、番、美、人、一、婦人、ハ、毎、夜、四、十、五、分、
 日本、兵、ヲ、満、足、セ、シ、メ、ラ、レ、タ、私、共、處、ヘ、来、テ、此、婦
 人、ハ、三、名、ノ、日本、兵、ニ、離、レ、タ、場、所、ヘ、呼、ビ、入、ラ、レ、テ、其、處
 デ、彼、等、ハ、彼、等、ノ、頭、部、ヲ、切、リ、落、サ、シ、テ、計、画、シ、マ、シ、
 頭、部、ノ、一、部、肉、ヲ、切、リ、ガ、兵、士、達、ニ、脊、髓、ヲ、切、リ、隔
 ス、ニ、失、敗、シ、マ、シ、タ、彼女、一、死、シ、タ、風、ヲ、装、フ、テ、二、病、院、迄
 マ、ト、ノ、ア、リ、テ、ド、リ、着、キ、マ、シ、タ、一、即、チ、此、ハ、日本、兵
 ノ、残、忍、サ、ヲ、立、証、ス、ル、事、件、ノ、他、一、デ、ス、
 ウ、イ、ン、ソ、ン、傳、テ、彼、等、ノ、傷、ヲ、縫、ヒ、合、セ、ヨ、ウ、ト、試、ミ、テ、
 19

110.23

2466
 又、ソラスト彼等ハ生ラシ機合ヲ得ルヲ知ラセシ。
 毎日毎日私共、仲間ハ此等ノ怖レベキ事情ヲ其
 一ハ肋ヘ報告シマシム。其ハ肋ノ者ハ緊張シテ命令
 ヲ出シマシムカ然レ毎日暴行が起リマシム。

一月四日

今朝早ク十二機、日本軍飛行機が頭ニテ飛行
 スルヲ目撃シマス。露店ヤ天幕ニ住ネバサマ此等ノ
 怖キ人々ニトワテハ今日ノ天候ハ晴天デアルガ、恐ロシ
 ク度々イ日デス。私ハ月曜日に我ラダ支那軍ヲ度
 際ニ空襲セシト云フコトヲ記録スルヲ忘レシム
 此ハ空襲ハ日本軍ニ不意打デ、日本軍ニ
 全ク用意意が出来テ居リマデシム。

24
 遂ニ日本軍、航空機がミナミヲ狂人ノ存ニ金連
 カデ飛ビテ行キマシム。私ハ郵便が貴君ノ所へ届
 リナレテ者(マシ)。貴君ノ最後ノ手紙ハ十一月二十
 五日ノ日附デシガ、私ハ友達ト一緒ニサマシ雪中
 デモミナ面白イコトヲミテ居ルハ、校ノ果シキ仲

2466

間トミテ貴君ヲ画キテ大印ニ保存シテ下サツテ
 セハネ我々ノ生活ハ全ク退屈ス我々ノ生活ハ非常
 ニ馬鹿デシク而テ不必要ノ斯ク残忍ト困苦ト全ク
 満ミテ居ラス。病院ニ於ケル我々ノ全時間ハ日本兵ノ鉄砲
 ヲ銃剣ヲ犠牲ニシテ人達ヲ縫ヒ上テ救助スルコトニ費
 合ス。日本軍ハ凡テノ無事ノ人質ヲ支那人ヲ救済ス
 ルコトヲモテテソレニ日本軍ヲ新キ際ニ国民黨ハ
 支那民衆ノ困苦ヲ救ヒ配イマス。ト言フ主張ヲ演説ラレ
 タ時ハ我々日本軍ヲ犠牲トスルコトヲ我々ノ病院ノコ
 ンテヘス。居ラレヤン。支那ノ國情ニ就テ外國
 救助ト支那ハ過去可キ事ト云フコトニ就テ疑フ余能
 ケシ

十月五日

No. 25

公クハハス。我々ノ支部長ヲ日本ヨリ眺ムト全ク此ノ上無ク
 良イ朝デ美事ヲ眺望スアル。病院ノX光線室ヲ其
 處此処ヲ拾フリヤゲハゲリ装束取カフコトヲ言フ。ヒエケ
 テ昨夜役立ッ存ニナリタリ。通信ヲ再ビ開設セリ
 ワケテス。病院車ニ乗リテ我々ノ大家族ノ為ニ自害スヤ
 ハリ。ヨリ購ハスヘリ。南市迄行ッテ来マシ。病院中ノ外ハ大
 災ヲ目撃ス。

一月六日

2466

赤文字ノ口トハノ日本大使館ノ福井氏カラ今日三名ノ
重利利加大使館員が南京ニ到着スルガフウトノ報知アリノ
彼等ハ十日間ノ約束ニ居リマシタガ、明カニ軍ノ許シヲ
受ケレノニ若干ノ困難ガアリマシタ。

我々ハ日本軍ノ手ヲ経テ彼等ノ歸故ヲ伝言スベク試
ミマシタガ日本軍ハ伝言ヲ拒絶シマシタ。彼等ハ全部

ヲ南京カラ退去セシメタカッタセウ。然シコニ長ク滞在
シ余リ多クノ事ヲ知り過ヤタノデ我々ハ主タル事ヲ許サレヌ

我々ハ實情上捕虜ノ集ス。私ノラヂオハ結局余リ役立

タナカッタ。我々ハ第ニラヂオヲ購入シマシタガ役立ツ短波ヲ

得ルコトが出来マセン。我々ハ東京マシラ、上海カラ英語ノ報

知ヲ受ケマス。又若干ノ良イ音楽モ入ツテ来マス。私ハ昨日

ラヂオヲ聴イテ数時間過シマシタ。デ凡エル方面カラ同ジレ

コード放送が度々アリマシタノ私ハ家族ノ者達ニ致ツテ聞

カセルコトが出来マシタ。——即チ、俺ハ水夫ノホパイカヨノ

俺ハ水夫ノホパイカヨノ。俺ハ夜後草ヲ食ベタカラ人最後マ

デ頑強ルガ、俺ハ水夫ノホパイカヨノ。

No. 26

2466

斯シイ仕事かフルダ赤子ノ搬送ダアーサウダトレ
トウイレソノ両者が赤子ヲ搬送スルト私が家庭へ——即チ
避難民ノ充滿シタ大幕へ連行スルダ、殆んど隔日ニ私ハ
白菜、米、其他ノ食糧ヲ得ルタメニ病院車ヲ出マシタ。

外ハ人々交付ヲ保証スルタメニ進ンテ行カネバナリマセン。
最近ニ匹ノ托車ヲ救助シヌ將士人ガ我々ニ若子ノバクヲ
送ツテクレマス。

我々独身仲間ハ廬州(ICHUANG)産ノ桃ノ罐詰ニ
六打得、先月中ハソレヲ毎日食ベテ居リマシタ。

我々ハ澤山米ヲ食ベマス又白菜ハ充分アリマス、私ハ日本軍
ガ林檎ヲ一個十セントヲ制限販賣シテ居ルヲ知ツテヤマス。

若干ノ他ノ食糧モ入ツテ来テ居リマス、享時ノ最大ノニエ

スガハリマシタ、亞米利加領事館ノ代表者ガマンカフタトリマ

リ、ミルズ、スマイル、四家ノ家族ガニヤ日ニ漢口カラ香港ニ向ッ

クト語リマシタ、彼等十一月末ニ書イタ諸君ノ手紙ヲ配布

シテクレマシタ、コレガ一月以上ノ間ニ我々が受ケタ最初ノ報

道デアリ又手紙デアリマシタ——ガカラドンニ歓迎サレ

タコトカ!

No. 27.

2466

定メシ諸君ハ多ク不便ト爲一ノ危険ニ身ヲ曝サレタリト
セウカ愉快ナ旅行ヲナレト望ニテ居タム。私ハ諸君ガ
今何処ニ居テ又次ノ行動ハ何ニカト耳ニスル時ハ全ク安心
ナレマス。私ハ若シ諸君ガ上海ヘ来ルコトヲ許サレルナラ
バ諸君ハソウシテアラウ。ソニテ子供達ヲ學年ノ残余
ヲ終了サセシメ、其ノ土地ノ至利加學機ニ入レルデアラウト
一人ヲ推斷シマシタ。是非イフツシヤツテ下サイ。ソニテ
レナラバ同セナク諸君ニ面会出来モカモ知レマセン。ケレドモ
我々ガ此處ヲ去レコトヲ許サレル保証ヲマダ持タセン。我
ハ此處ニ居テハ滞在シテ白カツタと思ヒマス。我々外
人ニワズウニ二十名デアリマシタ我々ハ安全地帯ノ諸所ノ
收容所ヲナリ救助スルコトが出来マス。若シ我々が日本軍
五万名ニ対シテ百名居タラバモット多クテ遂行シ得テアラ
ウガ。金陵大學ハ一、二名モ支那人ヲ收容シマシタ。即
チ大學建物ニハ約二十名。神學校及ば二、三名と教師
訓練學校ニハ十、二名。又、附近ノ各家
ハ一、二名迄收容シマシタ。

NO. 28

2466

男等ノアリモ今石炭ヲホラ運搬ニテ居リマス。我々ハドウ
シテモ荷車ヲ自動車ヲ見エナイ処ニ置クコトハ出来マセン。

一月七日

オカサモ我々ノ屋敷内ニ一死体が有リマス。他ノ死
体が我々ノ南門七子用建物ノ二階ニ又一死体がプロバ氏ノ園
内ニアリマス。一即チ此等ノ死体ハ十二月十三日頃ニ運命ニ会
ツタ。プロバ氏ノ庭ニ王後六ヶ月位ノ嬰兒が居リマス。赤子
ハ日本兵ガ母親ヲ強姦スル間泣キ叫ビマシタ。其兵ハ手ヲ
赤子ノ鼻ヤ口ニ塞テ、窒息サセマシタ。埋葬許可証ハ手ニ
入リマセンデシタ。松ハ自分ヲ病院ノ地下壕ニ38以上ノ死体
ヲ埋メマシタ。死体ハ阿直ノ街路カラ集メ彼等ノ大部分ハ兵
隊ガシタ。王命ノ預メハ恐シイモノデアル。凡エルハ頃ノ
男、女、子供ガ死ルベキ價值ヲ支拂ツタ。何故ニ戦争ハ斯ノ
惨々致シテラネバラスカ。日本人ハ支那民衆ヲ夫々ノ
家ニ歸ヘシテ再び高價ヲ始メサセ日本商品ヲ大量ニ持ツテ
来ルノダト云ヒマス。外交團體ハ市政府ヲ樹立スル希望ヲ
持ツテ居ル。然レ軍ハ其レヲ許可シマセン。

NO. 29

2466

彼等ハ支那民衆ヲ家ニ歸サウト思ワナリ。然シ軍ハ民衆ヲ敢テ收容所カラ退去セズ迄ニ怖ヲシ続ケマス。彼等ハ商業ガ再び開始サレルヲ希望シマス。然ルニ軍ハ凡テ在任ヲ奪ヒ店舗ヲ焼却シマシタ。彼等ハ再び其等ヲ生産ヨウトラス。然シ軍ハ凡テ鶏豚キ及生物ヲ殺戮シマシタ何ト皮肉ナルコトヨ！

一月八日

四五名ノ新聞記者ガ收容所ノ入口ヘ来テ菓子ヲ林檎ヲ配給シ避難民ヘ若干ノ金銭ヲ手渡シタ。ソシテ活動寫真機カ此ノ親切ナ行爲ヲ映寫シマシタ。

No. 30

今時日本兵一団ヲ園内ノ裏壁ヨリ登リテ十三人位ノ女子ヲ強姦シマシタ。取り消シテ寫真機ハトモアリマデシタ。建設國々電氣ト水道ヲ回復スルヲ希望シマス。ラビ氏ヲ通ジ職人ヲ仕事ニ就カセシム。最後ノ取極メカ馬ヲ前日ニ下官ヲ長ヨリ陸軍一隊ガ英國輸送會社ノ工場ヘ行キマシタ。ソレヲ電氣會社所屬僱人四十三名ヲ整列サセテ彼等ヲ機銃掃射シマシタ。

此ノ電氣會社ハ個人経営団体ナリ。該兵士達ハ調査モヤミニ射殺ヲタリテ遂ニ政府ノ僱人ナルト主張シマシタ。斯レナコトハ一

2466

月後一般の狀態ヲ殆ド恢復ノ望ミハアリマセン。

今日日本兵に安全地帯ニ於ケル我々ノ協力ヲ信用セヨウニ試ミテ居
リマス。彼等ハ貪欲ハ支那人ノ脅迫ニ我々ガ云フコトヲ否認セヨウ
トシマス。又支那人ノ或者ハ容易ニ掠奪淫殺及燒打等ハ支那軍
ガマシテ日本軍ガヤリテハ無イト立証スヲ致シマス。

我々ハ今狂人マ馬鹿者ヲ相手ニシテハゴト時々考ヘマス。又我々外國
人ハ全部生チ此ノ嚴シク試煉ヲ經タト不思議ト思ヒマス。我
々何等南京ヲ還スベシト許可セルノカ利ヲマシマス。我々仲間ガ非常
去シテアリマセン。我々ハ独身部屋ガ成程に通ニ生活シテ来マシタ
ソシテ一掃ニ暮シテ樂シク一國デシタ。我々ハ全部ハ重大ナル場面向同様
ニ又多クノ樂シク場面モ遭遇シマシタ。ソシテ我々ハお互ニ開眼
セテ愉快ナ時ガ有リマス。我々ハ食物トシテ盧州府產ノ餅ヤ又
那產ノキヤベソカラ換ヘルヲ大観ニスルコトが出来タ。良實ハバ
ーヤ鶏卵ハ何チ良イ味覺ガスルコトカリ。然シ我々ハ多量ノハ
麥粉、米ヲ所有シ又庭園ハ未ダニ整サズ。人蔘、甜瓜、生
ジヲ居リマス。若シ軍部ニ依ツテ利用サレルナラバ、中實拾遺人
ノ人ロヲ養フニ足ル充分ノ米ガ都市ニアルハ吉デアラウ。然シ
經濟的形勢ハ思フタニ憐シクモシタル。無生産ノ一タ消費
アルニ。家族ガ無事ニ香港ニ到着シタコトヲ聞キマシタ。

有難ヤ、如何ニシテ、何處ニ。

一月十一日

アメリカ大使館員ガ二日前晚餐ニ来マシタ。又今日ドイツ
大使館員 並ニ英國大使館員ガ来マシタ。ソレハ全ク愉快
ナ事デシタ。我々ハ一月以上モ外部ノ都ト會ハナカッタ。

NO.31

NO 32

2466

諸君が澤山アツテ、今ウチにシノ、彼等が心でシテ、我々ハ彼
 等が話スコトヲ一語モ、我々ハト傾キシマシタ。然シ人々モ言フ
 度イ復旧が澤山アツマス。病院事務ハ危険状態に於テ、破
 マシタ。電氣が有リマス。世界ノ他ノ人々ト接近セサルヲ以テ
 受信機を供ヘマス。我々がモント澤山、病院資材が得ラレルヲ以
 テ、正當ナ状態ニ接近シタト、感ズルヲセ。強姦、掠奪
 手が終熄シテ、ナリ。斯ナリ。事務が、軍を繰リ返サレモ、何ラノ
 價值ヲ増サヌ位ニ、昔話トナリマシタ。所ハ、或ハ賄賂が行ハマス
 一即チ現在ノ政治材料、閉ラ、毀損シヨウトナリ。更ニ
 他ノ者ハ、燃料や食糧ヲ供給スル事ニ従事シテ、ワマス。国際赤
 十字會ハ、ソレヲ一、食料ヲ、買却シテ、マシタ。彼等ハ日本軍
 カラソレヲ一、食料ヲ、買却シテ、マシタ。日本軍ハ、唯一ノ、錢モカ
 マセン。戦利品ヲ、マシタ。私ハ、今日更ニ、四匹ノ、牛ヲ、提供サレ
 マシタ。若シ、私ガ、ソレヲ、牛ヲ、飼養スル場所が、アレバ、牛乳ヲ、用フル
 事が出来リ。今、シノ、又、ケタテ、ラウガ、今ハ、我々が、既ニ、手ニ、入
 リ、牛ノ、飼糧モ、問題ナシ。今日、情報ノ、粒選、一ツハ、日本領事
 館勤務、事務、家、タカマ、タニ、関スルコトナリ。

彼ハ、我々ノ、所有ノ、掠奪サレ、外、財産ヲ、掠シ、モ、タ。時ニ、我々ヲ
 引キ、廻ハシマシタ。彼ハ、我々ニ、幾回モ、ソコ、コ、場所カラ、若キ
 細小ノ、物ヲ、拾ヒ、ヒールヲ、目撃サセ、マシタ。又、昨日、ス、パ、リ、ン、グ、氏ハ
 彼ガ、疑モナク、非常ニ、高貴シ、見、事、十、美、術、資、料、四、人、カ
 車ニ、二、台、分、ノ、荷物ニ、シテ、立、派、ナ、ドイツ人ノ、邸宅カラ、出、テ、来、ル
 ニ、達、セ、マシタ。

裏面白紙

2466

一月十二日

遂ニ我々ハ今日貴君が上海ニ到着スル筈デアルト
 ニ云フコトヲ耳ニシマス。ソウスルト澤山ノ質向モ
 解決シマス。又私ハ貴君ハ直ニ重米利加總校へ行
 カレルコトヲ思ヒマス。貴君ハ我々ノ處ニ手紙ヲ持ッ
 テ来テ下サルコトが出来ルヤウ希望シマス。
 英國、独逸及重米利加大使館員ハ非キヤニ親切
 デアル。若シ彼等が入ッテ来ルヲ知レルナラバ日本、
 新聞記者が我々ノ處ニ若干ノ手紙ヲ齎シマシタ
 カ、其等ハ勿論開封デシタ。貴君がホシノ僅カ
 手紙シカ持ッテ来ラレナカッタ思ヒマス。又私ハ貴
 君が殘サレテ行カネバナラヌカモ知レヌ事柄ニ就
 イテ決シテ樂觀的デアリマセン。我々ハアラデイ博
 士ヲ非キヤニ必要トシマス。又博士ヲ連レテ来ル
 方法がアレハ良イカト希望シマス。我々ハ助手
 が必要デス。ミニーサンハ、持ニ女子ノ独身ノ助手
 ハ要トシテオリマス。来ル者ハ誰デモ自身ノ給與品
 一寢具ハ勿論食物ヲ持ッテ来ナケレバナラス
 我々ノ家ニハ家具ノ外何一ツ頼ルモノガアリマセン
 我々ハ余リ忙シクテ財産ノ管理が出来マセニシタ
 我々ハ病院近クノ場所へ屢々行キマシタが大ニ利
 益ハアリマセン。

日本軍が都市ニ侵入シタ最初ノ数日間ハ日本及
 重米利加兩大使館ノ封印ハ破ラレ又完全ニ無視
 サレマシタ。又各地ハ時々掠奪サレマシタ。

33

2466

群集ヲ出スルハ法ヲ講スル迄彼等ヲ清掃スルコ
トハ何ノ益モアリマセン
土地ニ管理人が居ルヲ安心ニテ財産ヲ利動シ得
ル場所ハワスカ―ニ所シカアリマセンデシタ
財産ハ今迄日本大使館カラノ聲明書目マニ書カ
日本軍ニ進取サレヌノタカラ安全トモテハアリマセン
支那人ノ財産ハソレカ外國所屬デアラウガ無カラウ
カ皆差押ヘニテ強奪サレヌハ銃剣デ示サカレルマ
デアル
我々バ或ル場合ニハ日本人ノ守衛ヲ得
マシタガ、彼等ハ不潔ストーブ、食物、寝具
ヲ要求シテ、之ヲ持ツテ行キマス。寒ケレバ暖
ヲトルタメニ其場デ家具類ヲ燃シマス。亜米利加
大使館員ハ日本人ノ守衛ヲ備ヒマシタガ二日目
ニハ解雇シマシタ

一月十三日

萬歳、萬歳、上海デ書イタ貴君ノ手紙サ
來マシタ。今ヤ私ハ貴君ニ手紙ヲ書イテ大使館
員ニ託スト貴君ハ安心ニテ受取ルデセウ。
ソレテ貴君モ亦同様ニ出來ルデセウ。多ク忙ナ
日デアリマシタ。今朝早ク牝牛ノ飼料ヲ求メ
ニ和牛内造行キマシタ。然シ其處ハ前日燃
ケテ了ヒマシタ。ソレカラ我々ハ比叻湖附近
或場所迄行キマシタ。其處デ我々ハ半荷車
ノ飼料ヲ得マシタ。他ノ場所デ一荷車ノ飼料ノ
賣ノ探摸ヲ手ニ入レマシタ。我々ノ病院車ハ

No

34

2466

近頃ハ二倍ノ働キヲシテ居リマス 再ヒ他ノ為ヲ取
 リニ戻リマス ソレカラ私ハ「ENSHIM」カラ来テ居ル監
 督福音傳道師ノ一人デアルデヨシ マギーノ為
 ニ推ヲ用意シマシタ 今ハ慥カニ現状ニ抗議シ
 テ自殺シタリデアリマス ソレカラ私ハ三八〇斤ノ重
 量ノアル大型一樽ノ豆油ヲ手ニ入レマシタ 今ハ我々
 ハ手許ニ三月ハノ食糧ガ有リマス 私ハ暇サ
 ヘアレバ此ノ様ナ食糧事務ニ取越サスルトイ
 昨日私ハヒルエイ・テイデ苦力カラ一袋一〇〇斤
 ノ米ヲ十五袋手ニ入レマシタ 此ノ米袋衣ノ大部ハ
 ハドム・クワ・教會ニ居ル支那人ノきりすと
 教信者達ニ與ヘルタメデシタ 實直ナ南門
 ノ人達ノ中四五名ノ若カ其處ニ避難シテ居リ
 マスガ彼等ハ今迄少しモ苦シメラレタコトハ有リマ
 セン 福音傳道者勤人又ハ他ノ勤役員
 ハ一人モ南京ニ在ル我國大使館ニハ係ハレテ居リ
 マセン 此處ニハワズカニ都市勤役ノ牧師が一

35

私ハ更ニ四匹ノ牝牛ト二匹ノ犢トラを受領スベク
 決意シマシタ 此等ノ四匹ノ牝牛ハ一月ノ内一
 ツノ小屋ニ閉テ込メコレテ中テ調子カ非キヤニ
 要カワタ 此ハ此ノ四匹ノ犢ト一匹宛ノ山羊
 ト山羊トテ駈リ集メス 一行ノ病院迄派遣シ
 マシタ 盛ニ叫ビ声ヲ出シ又彼等ノ或ルモノハ
 不承々々行キマシタ我々ハ彼等ヲ正面ノ自勤

2466

車庫ニ入レマシタコレが病人用ノ余分ノ供給
 牛乳トナル譯デス。又我々が昔時使用スル三
 乳ヲ手ニ入レルコトが出来ナカッタ我々モ其牛
 乳ヲ必要トシタ。私ハお母ケテ白芥ヲ病院
 車一杯手ニ入レル。又那民衆ハ白芥ヲ持ッテ
 来ルコトが出来ヌカラ、誰レかが求メニ行カネバナ
 ラス。我々今日一人ノ優等者ナリ看護婦ヲ發見シマ
 シタ。燕湖病院出身ノ者デス。本當ノ看護
 婦ハ五丁名ノ中約十名位デス。五米利加大使館
 員が今晚晚餐ニヤッテ来マシタ。トリマー氏モ
 亦大使館員ニ面會シタコトが無カッタノデ来マ
 シタ。大使館員ハ此ノ様ナ樂コイ時か全ク有リ
 マセン。彼等ハ熱、電氣、水等ヲ得ルコトが出来
 マセンデシタ。家事ヲヤリ又食糧ヲ得ルコト
 モ困難デス。カカラ勿論彼等ハ我々ノ残余ノ
 方々カヤル様ナ興味モ活動モアリマセン。ソシテ
 又新聞モ外出モ又何ナ種類ノ活動モ無クテ
 只内題ばかり取扱ッテハ人ハ相當退屈ニナッ
 テ来マス。由々龍ッテテハ分團氣ハ非昔ニ
 陰鬱ニ又退屈ニナルニ違ヒナイ。我々ハ皆家
 族ニ面會スハタメニ上海ヘ行キ度クテタマナシ。
 今夜一英國人か上海ヘ行クノデ我々が送り度イ
 手紙ヲ持ッテ行ッテ六レルト約束シマシタ。
 私ハ今迄ニ書イタが郵送出來ナカッタ手紙
 今デハ可ナリ澤山アリマス。ヲ貴君ニ送りマス。

36

2466

状態が好轉シマシタカ未ダ怖シイ事件が引續キ
起リマス。二日前ニ我ハ施薬所へ行フト四日我ハ
一部ト賜ノ若干カ露出シタナカオノ思カ机
ノ上ニ居ルノヲ目撃シマシタ。

傷ハ二日前ノモノデシタ。彼ハ和平方内ノ近クニ生キ延
ビテキル。兵カ彼ヲ野菜運搬ノ労働者トシテ連
行シタノデシタ。彼カ仕事中終ラシタ時ニ彼等ハ彼
ノ衣類ヲ調べテ発見シタ。ホロセントヲ奪ヒマシタ
ソレカラ銃剣デ數回彼ヲ突キ刺シマシタ。我々
ノ英國大使館ノ友人ハ我々ノ話ヲ聴キ信シナカ
ワタ。彼等ハ証據が無ク、物語ヲフシ解スルコトカ
出来ヌノデ可成リ和ラゲネバナラナカッタ。

然レ彼等ハ自身デ可ナリ怖シイ事件ニ衝キ當
ツテ直接ニ体得シマシタ。彼等ハ英國所屬
ノ財産ヲ調査ニ旅リシタ。和平方内ノエービー
スイー附近デある子打球棒ヲ無理ニ内部ニ入
シラレタ一婦人ノ身体ヲ発見シマシタ。

ソニテソノ一部カ露出シテ居リマシタ。今ヤ
諸君ハ何故ニ民衆カ避難所ニ留リ又何故ニ
戦慄シテキルカラ了解スルデセウ。我々ハ居ル間
ハ亜米利加所屬ノ財産上ニ彼等ヲ保護スルコトハ
出来マシタ。然レ我々が出来タコトハ水桶ノ一滴ノ
水ノ如キモノデアッタ。一日ノ大部ノ分ヲ我々ノ
乳牛ヲ飼養スル乾草ヤ綿ヤ海貝ノ採取ヲ
求メテ過シマシタ。

37

2466

未週、私ハ米ヤ石炭ヲ忙シク求メネハナラヌデセウ
 私ハ今日一病院車デ外出シマシタ。カレース、ボ
 嬢ハ白菜ヲ購入ニ他ノ病院車ヲ用ヒマシタ。彼女
 ハ荷ヲ求メテ通濟門ヘ行ツテ馬車ニ歸ワテ來マ
 シタ。我々外國人ハ無事ニ制限区域ヘ行ケル
 ハ不易ヲ感ス。最近到着シタ外交官ノ或者ハ
 何故ニ我々全部が射殺セシテ射殺カレナカフタ
 ト不思議ニ思フデセウ。其ノ理由ハ我々ハ運良ヲ逃
 ゲマシタカラ、私ハ貴君が上海ニ才住ヒニナリ又子
 供達ガ學校ニ通ツテナルハ嬉シイコトデス。
 我々ハ非キルニ接近シテ未テ向モナク一緒ニナ
 レルコトヲ希望シマス。私ハ貴族ヲ貴君ノ
 ノ責任ニ殘シテ何ントモ申澤アリマセン。私ハ家
 族ノ者ニ面倒ヲカケタカラ死又前ニハ退去シタ
 イト期待シマシタ。私ノ使命トスル仕事ガ終
 了シテ、ソロソロ退去スルコトが出来ル時ニ病院ガ
 事務管理人ヲ非キルニ必要トシ且ツ人手不足デ
 アツタノデ、病院ノ人々ガ私ニ助けテ呉レヌカト請
 願サシタトキニ拒否スルコトハ出来マセンデシタ。
 一度病院ニ留マツタカラニハ、私ハ全ク仕事ノ渦卷
 ノ中ニ捕ハレタ。トテモ脱出シヨウトシテモ出来マセ
 ンデシタ。私ノ思ヒト祈リハ貴君ノ處迄何回
 モ何回モ届キマシタ。私ハ現在退去シタ者ヲ批
 判シヨウトト思ヒマセン。私ハソレハ爲スベキコト
 デアルト思ヒマシタ。

38

2466
又私ハ我々ノ凡テノ支那ノ友人ヤ勤務者ヲ退去
スル様ニ遂メタコトヲ神ニ感謝シテ居リマス。然レ私
トシテハ如何ニ困難ニモ止マラズ之等ノ支那民衆ヲ
幾分カテモ救助スルコトニ幾人カノ力ヲ持ツコトヲ
嬉シク思ヒマス。若レ貴君ガ書店デスホーティンゲニス
ヲ一部御覽見ニナリマシタラドローソ家族ノ方々待望
ノ手紙ト一緒ニ是非御送り下サイ。

予デエイチマウカラムハ前述ノ日記録ハマアガ
中華民國南京ニ於テ一九三七年十二月及一九三八
年一月ニ作製シタル日記録ノ真ニ安見ニシテ且正確ナル寫
書デアリ、又其ノ中ニ具陳セラレタル事實ハ真
實ナリ。而シテ予ノ原本タル日記録ハ現在所有
セズ。

前述ノ日記録ハ十一頁ニ亘ルタイプライター打
字ヨリ成リ該記録ハ一九四六年一月二十七日
予ニ依リ手交サレタルコトヲ證明ス。

チャス・エイチ・マウカラム

No. 39
中華民國共和國
南京領事官轄區
江西省
南京
アメリカ合衆國大使館
一九四六年一月二十七日 中華民國南京領事

等

2466

309

アメリカ合衆國副領事

ロバート・ビー・ムーデー

面前三於テ宣誓署名ス

區ヲ管轄スルアメリカ合衆國ノ正當ニ任命サレ
且權能ヲ附與セラル予副領事ロバート・ビー・
ムーデー

予ゼー・エー・マックラム前記日記手記ハ一九三七
年十二月及一九三八年一月支那南京ニ於テ予
ニヨリ作ラレタル手記ノ真実ナル正確ナル寫ナル
コト、其内ニ述ベラレタル事柄ハ正確ナルコト、而シテ
予ノ日記手記ノ原本ハ現在手ニ入ラザルコトヲ
證明ス上記日記手記ハタイプライター具十校
ニ當ルコトヲ證明ス

一九四六年一月二十七日宣誓ス

ゼームス・エー・マックラム(署名)

中華民國

南京領事區

江蘇省南京市

合衆國大使館

SS

本一九四六年一月二十七日支那南京領事區ノ及ビ
區内ノ正式ニ任命サレタル資格ヲ與ヘラレタル合衆
國副領事予ロバート・ビー・ムーデーノ面前三正
式ニ署名シ宣誓セリ

合衆國副領事

ロバート・ビー・ムーデー(署名)



NO. 40

P 1718
E 310

22

1718

登頂一七一八

昭和二十一年四月七日

孫永成ノ陳述
(SUN YUEN CHENG)

南京(1937年4月)
南京(1937年4月)
南京(1937年4月)

私ハ南京デ育テラレマシテ當年四十才結婚シテ居リマス、サウシテ南京占領當時ハ米穀商デアリマシタ、避難民ノ宿舎合ニ居リマシタガ日本軍ソノ宿舎合カラ出サレマシタ、取調ベノガ日本軍ノ得心スル迄押ツテ私ハ日本軍マシタ、重慶ノ坎事場ニ廻サレテ湯沸シニ居ツタ當時南京ニ於ケル人民ノ虐殺ヲ見マシタ、日本軍ガ避難民ノ宿舎合ヘヤツテ参リマシテ證明書ノ檢査ヲ致シマシタ、日本軍ノ兵營ハ南京驛ノ附近ニアリマシタ、人民共ハ日本軍司令部デ證明書ノ交付ヲ受ケル様云ハレマシタ最初彼等ガヤツテ参リマスト皆抑留サレマシタ、二回目モ同ジデシタ之等ノ人々ハ虐殺サレタ人々ダツタノデス、人々ハ河ノ堤ノ上ニ點呼ヲ受ケル爲ニ行クヤウニ云ハレマシテ河ノ堤坊ノ上ニ男女共ハ並列シテ居リマストトウツウガ機關銃ヲ据付ケテヤツテ参リマシタトウツウ中ノ日本兵ハ人民共ニ向ケ發砲シマシタ、十五名乃至二十名ノ兵士ガ各トウツウニ乘ツテ居リマシタ又軍刀ヲ佩イタ日本軍將校一名宛各トウツウニ乘ツテ居リマシタ、私ハ發砲サレタ人々ノ所カラ約四十 離レタ坎事場ニ居リマシタコノ慘劇ハ六十分即チ一時間

登頭一七一八

昭和二十一年四月七日

孫永成ノ陳述
(STW YUEH CHENG)

私ハ南京デ育テラレマシテ當年四十才結婚シテ居リマス、サウシテ南京占領當時ハ米穀商デアリマシタ、避難民ノ宿舎ニ居リマシタガ日本軍ガ私ヲ重人デアルト考ヘマシタ爲ソノ宿舎カラ出サレマシタ、取調ベノ結果私ガ一故人デアルト云フコトガ日本軍ノ得心スル迄判ツテ私ハ日本軍ノ爲ニ肉體労働ノ仕事ニ就カサレマシタ、重慶ノ決事場ニ廻サレテ湯沸シヲサセラレマシタ、サウシテ其處ニ居ツタ當時南京ニ於ケル人民ノ遺骸ヲ見マシタ、日本軍ガ避難民ノ宿舎ヘヤツテ参リマシテ避難民ノ遺骸ヲ致シマシタ、日本軍ノ重警ハ南京附近ニアリマシタ、人民共ハ日本軍司令部デ證明書ノ交付ヲ受ケル様云ハレマシタ最初彼等ガヤツテ参リマスト皆抑留サレマシタ、二回目モ同ジデシタ之等ノ人々ハ重慶サレタ人々ダツタノデス、人々ハ河ノ堤ノ上ニ點呼ヲ受ケル爲ニ行クヤウニ云ハレマシテ河ノ堤坊ノ上ニ男女共ハ並列シテ居リマストトウツクガ機關銃ヲ据付ケテヤツテ参リマシタトウツクノ中ノ日本兵ハ人民共ニ向ケ發砲シマシタ、十五名乃至二十名ノ兵士ガ各トウツクニ乗ツテ居リマシタ又軍刀ヲ佩イタ日本軍將校一名宛各トウツクニ乗ツテ居リマシタ、私ハ發砲サレタ人々ノ所カラ約四十
離レタ決事場ニ居リマシタコノ慘劇ハ六十分即チ一時

還讀キマシタ、私が見テ居リマシタ間ニ上達ノ如ク發聲シテ射倒サレタ
人々ガ一萬名アツタト思ヒマス

証人 名

右ニ名前ヲ添テ居ル少女ト男トハ亦前述ノ光景ヲ見マシタサウシ
テ彼等ハ私ト共ニ攻撃場デ動イテ居ルモノデス

私ハ此レヲ大部分ノ屍體ト人々ガ河中ニ日ニ兵ノ手ニヨツテ殺込マ
レルノヲ見マシタ間ニ人々カハ堤坊ノ上ニ散置サレテ居マシタ、約三
百名ノ兵士ガ沿岸ヲ巡ルニ直リ人々ヲ河中ニ投ズルノニ從事致シマシタ、
屍體ハ河カラ約二十ツノ間ニ所ニアリマシタ、ソレヲノ中ニハ堤坊上
ニ散置サレタモノモアリマスガ之ハ數ヶ月間ソノ處其處ニ置カレテアリ
マシタ、横濱陸軍墓地ノ音ハ非常ニ身近ダツタモノデスカラ私ハ多少左耳
ヲ遠クシマシタガ今尚ソノ影響ガ残ツテ居リマス、私ハ更ニ三ヶ月其處
ニ留キマシテカラ逃亡ノ途中ニ負傷シマシタ

本文ハ支那語ツツ(H.C.) 大佐ガ私ノ爲ニ翻譯シテ呉レマシタ、ソシ
テ此ノ翻譯ハ正確デアリマス、遺骸ノ生起ハ昭和十三年十二月デシタ

昭和二十一年四月七日

南京市警察廳附屬第七

(支那語署名) 孫 永 成

證人 社 長 康 大 佐 (CH. YING-KUANG)

榮 大 佐

THOMAS H. HORROW

裏面白紙

證人

Thomas H. MORROW
(Thomas H. MORROW)

右記證人ハ本昭和二十一年四月九日余ノ前ニ來リ上述ノ如ク宣誓セリ

署名

Thomas H. MORROW
(Thomas H. MORROW)
米國海軍大佐
米國海軍總監部
(I.G.D., U.S. Army)

中華民國、南京

一九四六年四月七日

李蔭生ノ陳述。二八才。南京生レ。南京終所巷七
號居住。既婚

一九三七年十二月十五日頃午前八時頃下關與中門
内北垣廊廡西六號ノ八百屋カラ出テ來マシタ時ニ

21-8-29 (A)
南京事件
(支那方面)

タ、ソノ時私ハ手ニ米ヲ入レタ鉢ヲ持ツテキタノ
デ板ノ上ニ鉢ヲ置コウト身体ヲ屈メマシタ。

日本兵ハ私ガ直ニ停止シナカッタノガ氣ニ入ラナ
クテ私ノ鉢ヲ平手デ打チ人夫ノ仲間ニ私ヲ入レテ

シマヒマシタ。我々ハ下關與中門ヘ行進サセラレ
タ、戰爭中日本人ノ通行ヲ阻止スルタメ政府軍ニ

ヨツテ門ノ前ニ積マレタ砂袋ヲ取り除ク様ニ命令
サレマシタ。初日ハ何事ナク經過シタ。第二日目

再ビ私ハ仕事ニ行キマシタガ人夫デ働イテキタ三
人ノ市民ガ日本人ニ射殺サレテキルノヲ見マシタ

殺サレタ連中ハ日本人ガ命令シタ事ガヨク判ラナ
カッタタメデシタ。ソレカラ私ハソノ日ノ仕事ガ

終ツテカラ逃亡シヨウト決心シマシタ。

中華民國、南京

一九四六年四月六日

李蔭生ノ豫述。二八才。南京生レ。南京終所巷七號居住。既婚。

一九三七年十二月十五日頃午前八時頃下關與中門内北鎮廟處西六號ノ八百屋カラ出テ來マシタ時ニ二人ノ日本ノ兵隊ガ私ノ方ニヤツテ來ルノヲ見マシタ。ソノ日本人ハ支那人ノ市民ヲ人夫ニ徵發シテキタノデシタ。既ニ約三十名ノ支那人市民ヲ連レテキマシタ。日本人ハ私ニ止ル様ニ命令シマシタ、ソノ時私ハ手ニ米ヲ入レタ鉢ヲ持ツテキタノデ板ノ上ニ鉢ヲ置コウト身体ヲ屈メマシタ。日本兵ハ私ガ直ニ停止シナカッタノガ氣ニ入ラナクテ私ノ頭ヲ平手デ打チ人夫ノ仲間ニ私ヲ入レテシマヒマシタ。我々ハ下關與中門ヘ行進サセラレタ、隨中日本人ノ通行ヲ阻止スルタメ政府軍ニヨツテ門ノ前ニ積マレタ砂袋ヲ取り除ク様ニ命令サレマシタ。初日ハ何事ナク經過シタ。第二日目再ビ私ハ仕事ニ行キマシタガ人夫デ働イテキタ三人ノ市民ガ日本人ニ射殺サレテキルノヲ見マシタ殺サレタ連中ハ日本人ガ命令シタ事ガヨク判ラナカッタタメデシタ。ソレカラ私ハソノ日ノ仕事ガ終ツテカラ逃亡シヨウト決心シマシタ。

1729-2

裏面白紙

翌日忽ち避難民地帯ニ居リマシタガ再ビ他ノ三名
ノ者ト一室ニ集テ日本ノ荷物ヲ竹竿デ運
ブ様命令サレマシタ。我々ノ中ノ一人ハ荷物ヲ運
ベル運テ夫デオランダノテ離宅ヲ許シテ貰ヘナイ
ダラウホ。日本ハ二騎ンダ。日本人ハ跪ク様ニ命
ジテカラ。表シテ勇ヲ竹竿デ添リ殺シタ。
十二月二日三頃迄ハ北京路ノ家ニ住ンデキマシ
タ午前十時頃二人ノ日本人將校ト數名ノ日本兵ガ
一人ノ支那人通譯ヲ運レテ我々ノ宿ニヤツテ來マ
シタ。日本人ハコノ近所ニ居ル者ニ全部家カラ出
テ來ル様ニ命ジコノ支那人通譯ニ、居住民ハ全部
日本人カラ居住證明書ヲ貰ハネバナラヌ旨ヲ言ハ
セマシタ。以前支那軍ノタメニ働イタ者、軍隊勤
務ニ服勞シ得ル者、支那軍ノ人夫ニ徵發サレタ者
等ハ一步前ニ出ル様ニ申渡サレタソノ人達ハ日本
軍ガ面倒ヲ見ルト言ハレタ日本人ノタメニ管ケバ
ソノ仕事ニ對シ俸給ガ與ヘラレ、宿舍モ支給サレ
日本軍ノ使役カラ止メタケレバ何時デモ家ニ歸ッ
テ差支ヘナイト言ハレタ。約五、六十名ガ一列ニ
ナツテ一步前ニ出タ。是等ノ人々ハ大抵家族無シデ
仕事モナイノデ日本人ノ約束シタ事ハヤツテクレ
ルダラウト思ツタ。ソレカラ私ハ家ニ歸ツテ二階
ノ窓カラ監視シテオマシタ。私ハ日本人ガコノ五、
六十名ノ人ヲ虎踞關ト云フ街路ノ地ノ端ニ連レテ

1729-2

行クノヲ見マシタ。コノ五、六十名ハ佛ノ修ノ地ニ一列ニ並ベテ全部機關銃デ射殺サレマシタ私ハ夫ダ一人ガ生キテ居テモガイテ居ルノヲ見マシタ。ソレカラ日本人ハガソリシテ全部ニカケテ皆倒イラシマシタ。

十二月二十七日頃午前十時頃私ハ上陸路ヲ歩イテキマシタ。此ニ兵船難地帯附キノ支那警官ノ傍ヲ日本兵ガ通り過ルノヲ見マシタ。警官ハ兵隊ガ通ル時ニ挨拶シマシタ。警官ハソノ日本兵カラ動クナト命ゼラレ、警官ハ下腹ヲ銃刺デササレ即死シマシタ。

コノ陳述ハ蓋物恒テヨリ支那語ニ通譯サレ正確ナモノデアル

李 藻 生 (自署)

證 人

ジョン・J・クロウレー
蓋 物 恒

E 3/2 21P 1739-1

2-8-29 (2)
檢察州立役組附
(支那方面)

マシテ私ヲ連れ去ラウト雖
テ子供達ガ其時泣イテ居リ
テ切ラシテ寡ヲ出テ行キ
テ遠レテ行キマセンデシタ

21-8-29 (日)
横濱市立中央病院
(大野 重)

マシテ私ヲ連れ去ラウト雖
テ子供達ガ其時泣イテ居リ
テ切ラシテ寡ヲ出テ行キ
テ遠レテ行キマセンデシタ

LOH SUNG SZR 婦人ノ陳述書 一九四六年四月六日

私ハ現在南京ニ居住致シテ居リマス四十五歳ニナル
露露デ御座イマス。一九三七年十二月二十一日
ノ頃、日本兵ノ一集団ガLOH HUKト云フ南
京街カラ河ヲ越シテ私ノ家ニ参リマシタ。

私ノ良人ハ教師デアリマシタ。約二十名程ノ其
ノ日本兵達ハ女子ヲ提供スル様ニ要求シ其ノ中ノ
八名ノ兵士ハ私ヲ圖ミマシテ私ヲ連れ去ラウト致
シマシタガ、私ノ四人ノ子供達ガ其時泣イテ居リ
マシタノデ兵士達ハ麻痺ヲ切ラシテ察ヲ出テ行キ
マシタノデ、彼等ハ私ヲ連れテ行キマセンデシタ。
此ノ事件ハ夜分ノ七、八時頃ノコトデシタ。

其後暫クシテ約五、六名ノ日本兵ガ再び私ノ家ニ
参リマシター（此ノ兵士達ハ聯隊ノ別ノ集団デシタ）
彼等ハ私ノ良人ヲ勞働者達ノ仲間ニ入レテ使役ス
ル考ヘデ連れ去ツタノデス。日本軍ハ良人ニ強
制ノ入ツタ荷物ヲ背中ニ背フ様ニ要求シマシタガ、
良人ハ其仕舞ヲ巧ク爲スコトガ出来マセンデシタ
ノデ、日本軍ノ爲ニ約一〇〇ヤード離レタ所デ、
良人ハ彼等所ヲ鋭劍デ刺レテ殺サレテ了ヒマシタ。
私ハ日本軍ガ良人ニ何ンナコトヲ爲スノカト思ッ
テ良人ノ後ヲ附ケマシタノデ此ノ有様ヲ目撃シ
マシタ。

1770-1

良人ハ類部、管部、前部、其他全部デセケ所ヲ
 銃創デ刺サレマシタ。良人ガ銃創デ刺サレルノ
 ラ見テカラ、私ハ家ニ逃ゲ歸リマシタ。
 私ハ私ノ父ト歸宅登シマシター（父モ此ノ有様ヲ
 目撃シタノデス）只今父モ亦南京ニ住ンデ居リ
 マス。他ノ人達モ亦此ノ有様ヲ目撃シマシタ。
 私ノ父ノ姓名ハ S U N G S O O N G Y E N ト申
 シマス。

此ノ陳述書ハヘンリー・チイウ サンニ翻譯シテ
 貸ヒマシタ、デ此ノ陳述書ハ正確デ御座イマス。

証人

トーマス・エツチ・モロ
 大佐・亞米利加合衆國
 デエー・デエー・クローレイ
 ヘンリー・チイウ

(10
 68)

一六三七年二月
 一六三七年二月
 一六三七年二月
 一六三七年二月

一六三七年二月
 一六三七年二月
 一六三七年二月
 一六三七年二月

一六三七年二月
 一六三七年二月
 一六三七年二月
 一六三七年二月

一六三七年二月、日本兵が市街に侵入シ
 テ、家々を略奪シ、私ハ既に避難地ニ移ツテ居タ。
 十二月十五日、日本兵ハ私ノ居住シテ居ル街路ノ
 住宅ヲ略奪シ、同時に掠奪ヲ行ツテ居タ。日本兵
 ガ私ノ居住シテ居ル家宅ニ到着シタ時、日本兵ハ
 其掠奪品ヲ運搬セヨト私ニ命令シタ。其時ニハ日
 本兵ハ既に掠奪品ヲ運搬サセルタメニ尙若干ノ支
 那民ヲ集メテ居タノデアアル。
 日本兵ガ庭にシテ居タ和平門外ノ幕府山ニ行ク途
 中、沿道ノ往家カラ日本兵ガ掠奪シタ物品ヲ運搬
 スルタメニ尙若干ノ支那民ガ一隊ノ中ニ加ヘラレ
 タ。幕府山ニ到着後、私等全部ハ其處ニ留マツ
 テ、待ツテ居ルト命令サレタ。
 十二月二十日又ハ其前後、約午後七時頃、日本兵
 ハ勢弱ノタメニ追レテ來タ支那民等ノ掌ヲ検査シ
 テ、其中五人ハ手ニ解錠ガアルコトヲ發見サレ日
 本兵ノタビニ解錠ヲ突キ殺サレタ。
 私モ現場ニ在ツテ手ノ検査ヲ受ケタノデ此事ヲ目
 撃シタ。日本兵ガ私ヲ幕府山ニ追行スル時、私ハ

22
 145

1732

多量ノ支那人ノ死骸ヲ遺蹟又ハ其ノ他ノ處ニ尋ガ
ツテ居ルモノ見奉ル。私ハ約二〇〇ノ死骸ヲ見
タノデスガ、其中ニ小兒モ多量ニハツテ居タ。
小兒ヲ含メタ太多クハ骸骨ヲ突キ割サレテ死ンダ
ノデアアル。

此種死ハ其ノ爲ヘンリー・テユウヨリ支那人ニ
歸セラレタモノ歟正確デアアル。

「吳 經 才」 署名

ジョン・ジェイ・クローリー

證人

ヘンリー・テユウ

證人

P0.1-

E 3/4

P1219

22

朱帝筋 (CHU YONG JONG) 及張建祥 (CHANG CHI)

HSANG) 其同陳述言

言々ハ前本紅 (CHEN PEN HANG) トイフ同じ町ニ共ニ間

近ニ住シ居タ。日本兵ガ市街ニ入リ来リ最初ノ日之等ニ人

有ハソノ家族ト... トイフ郊外ヘ逃レハシテ其處ヘニ住

イハル... (9)

言々ハ前本紅 (CHEN PEN HANG) トイフ同じ町ニ共ニ間

近ニ住シ居タ。日本兵ガ市街ニ入リ来リ最初ノ日之等ニ人

有ハソノ家族ト... トイフ郊外ヘ逃レハシテ其處ヘニ住

イハル... (9)

言々ハ前本紅 (CHEN PEN HANG) トイフ同じ町ニ共ニ間

近ニ住シ居タ。日本兵ガ市街ニ入リ来リ最初ノ日之等ニ人

有ハソノ家族ト... トイフ郊外ヘ逃レハシテ其處ヘニ住

イハル... (9)

言々ハ前本紅 (CHEN PEN HANG) トイフ同じ町ニ共ニ間

近ニ住シ居タ。日本兵ガ市街ニ入リ来リ最初ノ日之等ニ人

有ハソノ家族ト... トイフ郊外ヘ逃レハシテ其處ヘニ住

イハル... (9)

言々ハ前本紅 (CHEN PEN HANG) トイフ同じ町ニ共ニ間

近ニ住シ居タ。日本兵ガ市街ニ入リ来リ最初ノ日之等ニ人

有ハソノ家族ト... トイフ郊外ヘ逃レハシテ其處ヘニ住

イハル... (9)

言々ハ前本紅 (CHEN PEN HANG) トイフ同じ町ニ共ニ間

近ニ住シ居タ。日本兵ガ市街ニ入リ来リ最初ノ日之等ニ人

有ハソノ家族ト... トイフ郊外ヘ逃レハシテ其處ヘニ住

イハル... (9)

言々ハ前本紅 (CHEN PEN HANG) トイフ同じ町ニ共ニ間

近ニ住シ居タ。日本兵ガ市街ニ入リ来リ最初ノ日之等ニ人

P1719

E314

40.1

朱帝翁 (CHU YONG JUNG) 及張建祥 (CHANG CHAI HSIANG) 其同陳述書

言ハ前本紅 (CHEN PEN HANG) トイフ同ジ町ニ共ニ間

近ニ住シ居タ日本兵が市街ニ入リ来リ最初ノ日之等ニ人

有ハソノ家族ト……トイフ却テハ逃カハシテ其處人ニ位

シテ日本兵ハ吾等ヲ中國兵ト責メタリ

軒ノ家ニ十四人 (ニ家族) カ居リタル日本兵隊が来リ

朱帝翁翁ノ息子ヲ殺シタ (息子ハ三才歳又當時姪娘中

テア二指ヲ殺サレタ) 娘ハ蹴殺サレ息子ハ射殺セタ

吾等ハ二人共之ヲ見タ 吾等ハ家ノ前ニ立バサレタ

ソレ又他ノ二人 當時十三歳ノ張建祥ノ父ト伯父カ

殺セタ 約ハ十歳ノ日本兵が居タ

父ハ射タレ伯父ハ射タレ上銃剣ヲ刺サレタ

吾等二人ハ之ヲ目撃シタ 吾等ハ其時比日本兵ニ膝

ヲツキタ

射殺サレ銃剣刺殺カ終リタ残リ者ハ逃之シタ此ノ中

一人トテ兵隊ヲハナリ全部南京ノ住民ヲアツタ

本陳述書ハ五々二人ノ前ヲ讀ミシフヘリトテユウ

カ翻譯シ陳述ハ正當ナル

NO. 2.

1719

「トリス・エフ・モル」
「ジェー・ジェー・クローリー」

文庫ノ下

張廷祥 (CHANG CHIH-SHANG)

押印

周子長 (CHU YONG-UNG)

押印

148

裏面白紙

（一）
（二）
（三）
（四）
（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（十）
（十一）
（十二）
（十三）
（十四）
（十五）
（十六）
（十七）
（十八）
（十九）
（二十）
（二十一）
（二十二）
（二十三）
（二十四）
（二十五）
（二十六）
（二十七）
（二十八）
（二十九）
（三十）
（三十一）
（三十二）
（三十三）
（三十四）
（三十五）
（三十六）
（三十七）
（三十八）
（三十九）
（四十）
（四十一）
（四十二）
（四十三）
（四十四）
（四十五）
（四十六）
（四十七）
（四十八）
（四十九）
（五十）
（五十一）
（五十二）
（五十三）
（五十四）
（五十五）
（五十六）
（五十七）
（五十八）
（五十九）
（六十）
（六十一）
（六十二）
（六十三）
（六十四）
（六十五）
（六十六）
（六十七）
（六十八）
（六十九）
（七十）
（七十一）
（七十二）
（七十三）
（七十四）
（七十五）
（七十六）
（七十七）
（七十八）
（七十九）
（八十）
（八十一）
（八十二）
（八十三）
（八十四）
（八十五）
（八十六）
（八十七）
（八十八）
（八十九）
（九十）
（九十一）
（九十二）
（九十三）
（九十四）
（九十五）
（九十六）
（九十七）
（九十八）
（九十九）
（一百）

B G S Z E 夫人（六六歳）口供書

私ノ住所ハ南京ヲス日本軍ガ最初ニ同市ヲ攻略シ
タ時モ同市ニ住ンデ居リマシタ當時私ハ息子及婦ト
一諸ニ居リマシタ婦ハ射殺サレ息子ハ連行サレテ終
ニ歸リマセン私ノ婦ハ會計係デ息子ハ裁判所書記デ
アリマシタ婦ハ日本軍ニ射殺サレタトヲ達達地帯ニ
居リマシタ婦モ息子モ兵士デハナク軍役ニモ從テ居
リマセンテシタ私ハ際マツイテ婦ノ助命ヲ乞ヒマシ
タシカシ其甲斐ガアリマセンデシタ其所ニハ五人カ
六人ノ日本兵ガ群集ノ中ニ居リ其中ノ一人カ二人ハ
劍ヲ持ツテ居リマシタ彼等ハ銃殺ノ理由ハ何モ告ゲ
マセンデシタ當時婦ハ四六歳デ息子ハ四一歳デシタ
私ハ六六歳ノ寡婦デス私ハ當時南京ヲ澤山ナ死体ヲ
見マシタシカシ私ノ目前テ他人ガ殺サレタノハ見マ
センデシタ私ハ此口供書ヲ H E N R Y C H I U ガ讀
ミ支那語ニ譯シテ呉レタノヲ聞キマシタ口供書ニ間
違ハアリマセン M R S W A N G K I A N G S Z E
證人
トマス・エッチ・マロー

大佐 亞米利加合衆國

ヂェー・ヂェー・クローレイ

一九四六年四月六日

WANG KIANQ SIZE 夫人(六六歳)口供書

私ノ住所ハ南京テス日本軍ガ最初ニ同市ヲ攻略シ
 タ時モ同市ニ在リマシタ當時私ハ息子及婿ト
 一語ニ居リマシタ婿ハ射殺サレ息子ハ連行サレテ終
 ニ歸リマセン私ノ婿ハ會計係デ息子ハ機務所書記デ
 アリマシタ婿ハ日本軍ニ射殺サレタトヲ避難地帯ニ
 居リマシタ婿モ息子モ兵士デハナク軍役ニモ從テ居
 リマセンテシタ私ハ膝マツイテ婿ノ助命ヲ乞ヒマシ
 タシカシ其甲斐ガアリマセンデシタ其所ニハ五人カ
 六人ノ日本兵ガ群集ノ中ニ居リ其中ノ一人カ二人ハ
 劍ヲ持ツテ居リマシタ彼等ハ銃殺ノ理由ハ何モ告ゲ
 マセンデシタ當時婿ハ四六歳デ息子ハ四一歳デシタ
 私ハ六六歳ノ寡婦デス私ハ當時南京テ澤山ナ死体ヲ
 見マシタシカシ私ノ目前デ他人ガ殺サレタノハ見マ
 センデシタ私ハ此口供書ヲ HENRY OHLIU ガ讀
 ミ支那語ニ譯シテ呉レタノヲ聞キマシタ口供書ニ間
 違ハアリマセン MRS WANG KIANQ SIZE
 証人
 トーマス・エッチ・マロー

大佐 亞米利加合衆國

ヂェー・デェー・クローレイ

登頭 P 一七二四

昭和二十一年四月七日

CHU TU SIN (HU TU SIN) ノ稟述

ホデ生レマシタ、ソジテ私ハ本年二十七才
デ居リマシタ、私ハ一殺人デス
ハノ右手ニ手豆ガアルト云フ理由デ一日本
ヲ見マシタ、日本人共ハコノ手豆ヲ見レ
バ彼ガ兵士デアルコトガ分カルシソノ手豆ハ銃ヲ殺ツタ爲ニ出来タノダ
ト云ヒマシタ

然シソノ男ハシラ作ル一殺人デアリマシタ

私モ同ジ理由デ検査サレマシタガ私ノ手ニハ手豆ガアリマセンデシ
タ、コノ射殺事件ハ當時私ノ住ンデ居タ家ノ庭デ起リマシタ

私ハ二人ノ日本兵ニヨリ一人ノ支那ノ婦人ガ家ノ中ニ引籠リ込マレ
ルノヲ見マシタ、ソノ時ソノ婦人ハ泣イテ居リ反抗シヤウトシテ居リマ
シタ、又私ハ二週間位後ニ日本人ガ十三才位ノ少女ヲ或ル家ニ引籠リ
込ムノヲ見マシタ、ソシテソノ少女ハソコデ強姦サレタトソノ後ニ聞キ
マシタ

私ノ稟述ヲ讀ム。CHIU, Henry)ガ私ノタメニ翻譯シテ呉レ
テ居マス

證人

THOMAS H. NORROW (THOMAS H. NORROW)

JOHN J. CROWLEY (JOHN J. CROWLEY)

HENRY (CHIU, HENRY)

登録P一七二四

昭和二十一年四月七日

ウー・シン (HU TU SIN) ノ稟述

私ハ南軍ニ在リテ居リ南京デ生レマシタ、ソシテ私ハ本年二十七才
デ生レテカナダニシテコニチンデ居リマシタ、私ハ一役人デス

十二月十四日一人ノ友人ノ右手ニ手豆ガアルト云フ理由デ一日本
人ガソノ一役人ヲ射殺シ死スヲ見マシタ、日本人共ハコノ手豆ヲ見レ
バ彼ガ兵士デアルコトガ分カルソノ手豆ハ銃ヲ發ツタ爲ニ出来タノダ
ト云ヒマシタ

然シソノ男ハウツラ作ル一役人デアリマシタ

私モ同ジ理由デ検査サレマシタガ私ノ手ニハ手豆ガアリマセンデシ
タ、コノ射殺事件ハ當時私ノ住ンデ居タ家ノ庭デ起リマシタ

私ハ二人ノ日本兵ニヨリ一人ノ支那ノ婦人ガ家ノ中ニ引留リ込マレ
ルヲ見マシタ、ソノ時ソノ婦人ハ泣イテ居リ反抗シヤウトシテ居リマ
シタ、又私ハ二週間位後ニ日本人ガ十三才位ノ少女ヲ或ル家ニ引留リ
込ムヲ見マシタ、ソシテソノ少女ハソコデ強姦サレタトソノ後ニ聞キ
マシタ

私ノ稟述ヲ終ルヘンター (CHIU, Henry) ガ私ノタメニ翻譯シテ呉レ
テ居マス

證人

トーマス・H・ノーロウ (THOMAS H. NORROW)

ジョン・J・クロウリー (JOHN J. CROWLEY)

ウー・シン (CHIU, HENRY)

王 陳 氏 ノ 陳 述

(四一才 南京出生 未亡人)

一九三七年十二月二十六日、私ノ夫ハ日本人ニ依
リ被害セラレマシタ。午後四時頃四人ノ日本軍人
ガ着録第一號ノ私ノ家ヘ来マシタ。彼等ハ將ニ私
ヲ強シヤウトシ、ソノ中ノ三人ハ、無理矢理私
ヲ服ノ上部ヲ脱ガセカ、ツタ
守リニ来マシタ。ソシテ彼ハ
シタ。私ノ子供達ハ同ジ室ニ
マシタ。私ノ子供達ハ二ヶ月
ト四才デシタ。私ノ夫ノ被害後、彼等ハ私ヲ強
セズニ、私ノ家ヲ去リマシタ。私ハ之ヲヘンリー
テュニシテ貰ヒマシタ。

人

トーマス。エイチ。モロー
ジェイ。ジェイ。クラウレー
ヘンリー テュ

(捺印)

王 陳 氏 ノ 陳 述

(四一才 南京出生 未亡人)

一九三七午十二月二十六日、私ノ夫ハ日本人ニ依
 リ被害セラレマシタ。午後四時頃四人ノ日本人
 ガ洋館第一號ノ私ノ家ヘ来マシタ。彼等ハ皆ニ私
 ノ衣服ヲ剥ギ、私ノ衣服ノ上部ヲ脱ガセカ、ツタ
 時ニ、私ノ夫ガ私ヲ守リニ来マシタ。ソシテ彼ハ
 立チ處ニ倒サレマシタ。私ノ子供達ハ同ジ室ニ
 居リ泣キ叫ンデ居リマシタ。私ノ子供達ハ二ヶ月
 ト四才デシタ。私ノ夫ノ被害後、彼等ハ私ヲ強
 セズニ、私ノ家ヲ去リマシタ。私ハ之ヲヘンリー
 テュニ託シテ貰ヒマシタ。

證 人

トーマス。エイチ。モロー
 ジエイ。ジエイ。クラウレー
 ヘンリー テュ

(印)

2-2-29 (13)
檢案例在檢閱
(支那事務)

師妹、彼ノ妻、私ノ母及私
。私ノ兄弟ハ制服ノ上ニ普
タ。彼ハ直グ死ニマシタ。
南京ノ近クノ村デ起ツタコ

ヘンリー・チュー 反譯 吳 着 清
證人 米國大佐 トーマス・エツチ・モロ

吳着清ノ申立

日本ノ兵士達ガ私ノ兄弟ノ前ニ膝間付ケト云ヒマシタガ彼カ直グソウ致シマセンデシタノデ兵士達ハ銃劍ヲ兄弟ノ左ノ胸ニ突射シマシタ。私ノ兄弟ハ其ノ時ハ武器ハ持ツテ居リマセンデシタ。コノ事ハソノ兄弟ノ義理ノ飾、彼ノ妻、私ノ母及私ノ面前デ行ハレマシタ。私ノ兄弟ハ制服ノ上ニ嘗段ノ服ヲ着テ居リマシタ。彼ハ直グ死ニマシタ。是レハ一九三八年一月南京ノ近クノ村デ起ツタコトデス。ヘンリー・チューガ私ノタメニ之ヲ翻譯シテ呉レテ其ノ申立ハ間違ツテオリマセン。私ハ其ノ日ノ午後男女澤山ノ支那市民カ或ハ銃劍デ突射サレ或ハ段グラレテ死ンデキルノヲ見カケマシタ。

ヘンリー・チュー 反譯 吳着清

証人 米國大佐 トーマス・エツチ・モロー

E319 P1722

一九四六年（昭和二十一年）三月七日

段 王 則 (Y I E N W A N G S Z E) 氏

四十七歳 南京宅院四五七 (C H I N G

C H E N R O A D) ノ住民ノ陳述

私ノ兄弟王生英 (W A N G S H I N Y I N G) ハ地方志ニ一員デアリマシタガ、日本軍ガ一九

南京ヲ陥メテ占領シタ時ニ日ソシテ後ヲ三週程、背骨ヲ私ハ之ヲ直視見マシタ。

シテ居リマシタ。私共ハ其ノ事件ノ時ニハ陰陽營ニ在ツタ連日無敵所ニ住ツテ居リマシタ。彼ハ殆ド即死デシタ。此ノ志願ハ其軍ヲ防止スル爲メニ復募サレタモノデス。此ノ事件ガ起ツタ時ニ他ノ文部ノ常長連ノ屍骸ヲ近クデ見マシタ。此ノ志願ハ軍人ノ口傳デハナクテ市販ノ知ニ市デハツタモノデス。此ノ語ハ「ジョージ」李氏カラ私ニ傳セラレタコトデ事案相違アリマセン。

証人「トーマス。エイチ。モロー」
同「ジョージ」李 上海租界四路六一一

第五十六巻

一九四六年（昭和二十一年）三月七日

段 王 則（YIEN WANG SZE）氏

四十七歳 前東京宅附四五七（CHING

CHEN ROAD）ノ住民ノ氏

私ノ兄弟王生英（WANG SHIN YING）ハ地方志士ノ一員デアリマシタガ、日本軍ガ一九三七年（昭和十二年）南京ヲ陥メテ占領シタ時ニ日本軍ニ捕ヘラレマシタ。ソシテ後ヲ三週程、骨ヲ散道館側デ突カレマシタ。私ハ之ヲ直視見マシタ。彼ハ其ノ時常民ノ服装ヲシテ居リ道民トシテ行動シテ居リマシタ。私共ハ其ノ時ニハ陰陽營ニ在ッタ連日隊所ニ住ツテ居リマシタ。彼ハ殆ド即死デシタ。此ノ志士ハ我等ヲ防止スル爲メニ微募サレタモノデス。此ノ事件ガ起ツタ時ニ我ノ支隊ノ常長連ノ屍體ヲ近クデ見マシタ。此ノ志士ハ軍人ノ服装デハナクテ市民ノ服装ニテツタモノデス。此ノ所ハ「ジョージ」李氏カラ私ニ語セラレタコトデ事象ヲアリマセン。

証人「トーマス・エイチ・モロー」

同「ジョージ」李 上陸軍第六一

獨立十六卷館

一九四六年（昭和二十一年）三月七日

殷王則（YIEN WANG SZE）氏

四七才 南京京宅路四五七（CHING

CHEN ROAD）ノ住民ノ陳述

私ノ兄弟王生英（WANG SHIN YING）ハ地方志願
 隊ノ一員デアリマシタガ、日本軍ガ一九三七年（昭和十二年）
 南京ヲ陥メテ占領シタ時ニ日本軍ニ捕ヘラレマシタ。ソシテ
 額ヲ三遍程、背骨ヲ數遍銃創テ突カレマシタ。私ハ之ヲ
 直接見マシタ。彼ハ其ノ時常民ノ服装ヲシテ居リ避難
 民トシテ行動シテ居リマシタ。私共ハ其ノ事件ノ時ハ陰
 陽營ニ在ッタ避難民收容所ニ住ツテ居リマシタ。彼ハ殆ド
 即チ死デシタ。此ノ志願隊ハ掠奪ヲ防止スル爲メニ徵募サレ
 タモノデス。此ノ事件ガ起ツタ時ニ他ノ支那ノ常民達ノ
 屍骸ヲ近クデ見マシタ。此ノ志願隊ハ軍人ノ団体デハナ
 クテ市民ノ爲メニ市ヲ作ツタモノデス。此ノ話ハ「ジョージ」
 李氏クラ私ニ通訳セラレタフトテ事實相違アリマセン。

證人「トーマス・エイチ・モロー」

同「ジョージ」李 上海愚園路六二一号里十六番館

押印

DOC 1722 22

110.1

E 320
DOC.

P 1731

72

支那南京一九四六年（昭和二十一年）四月七日調
南京市九兒園四〇号

南京住民 二十四歳 王潘氏陳述

日本軍が一九三七（昭和十二年）十二月十三日南京市
内ニ入リテ来タ時ニ私ヤ父ヤ姊ハ避難区域ノ上海路
市百番ノ家屋ニ移リテ住ンデ居タ。ソノ家ニハ約五
百人が住ンデ居タ。私ハ屢々日本人が女子ヲ尋ネ
探シニ来ルヲ見タ。或時一人ノ婦人が何も無い庭
ヲ強サレタ。コレハ夜ノ事デ我々ノ凡テノ者が級女

（支那事）
（支那事）
（支那事）

近クノラ開クコトが出来タ

女ハ見当ラナカッタ。級等ハ級
ヲ。私ハ日本ノ貨物自働車
が私達ノ家ニ住ンデ居ル婦子ヲ待立テニ来ルヲ二度
見タ。連レラシテ行ツタ女ハ皆歸ラテカッタ。タゞ例外
トシテ一人ノ女ノ子ハ強サレタガ何ラニカシア家ニ歸
ツタ。級女ノ言フコトニハ貨物自働車デ連レテ行カレタ
女ハ全部何回トナク代ル日本人ニ強サレタ。
コレヲツタ女子が私ニ言ツタコトハ他一人ノ女子ハ

支那南京一九四六年（昭和二十一年）四月七日調
南京市九児園四〇号

南京住民ニ十四歳 王潘氏陳述

日本軍が一九三七（昭和十二年）十二月十三日南京市
内ニ入リテ来タ時ニ私ヤ父ヤ母ハ避難区域ノ上海路
市百番ノ家屋ニ移リテ住ニテ居タ。ソノ家ニハ約五
百人が住ニテ居タ。私ハ屢々日本人が女子ヲ尋ネ
探シニ来ルヲ見タ。或時一人ノ婦人が何も無い庭
ヲ強ササレタ。コレハ夜ノ事ヲ我々ノ凡テノ者が彼女
が強ササレテ居ル間過クヲ聞クコトが出来タ。

日本人が云ツタ時ハ彼女ハ見当ラナカッタ。彼女等ハ彼
女ヲ連レ去ツタノデアッタ。私ハ日本ノ貨物自働車
が私達ノ家ニ住ニテ居ル婦子ヲ待立テニ来ルヲ二度
見タ。連レラシテ行ツタ女ハ皆歸ラナカッタ。タゞ例外
トシテ一人ノ女子ハ強ササレタガ何ラニカシテ家ニ歸
ツタ。彼女ノ言フコトニハ貨物自働車ヲ連レテ行カレタ
女ハ全部何回トナク代ル日本人ニ強ササレタ。
コノ疾ツタ女子が私ニ言ツタコトハ他ノ人ノ女子ハ

No. 1

E 320
Doc.

P / 731

72

11731
 漢姦シテ後テ日本人ヨリ腫ノ中ニ草ヲ押込マシテコノ
 取扱ヒノ爲ニ死シダノヲ見タ後ハノ頃私ハ十五歳デアツタ
 私ハ私ノ住ンデ居タ家ノ近クニ日本人ガ来タ度毎ニ隠レタ
 爲日本人ニ捕ヘラシメカッタ。

1102
 私ノ伯母ヤ三人ノ叔父ハ上海路ノ私ノ住ンデ居タ所カ
 ラハ遠クタイノ置ノアル小屋ニ住ンデ居タ。一九三七年
 (昭和十二年)五月十六日午右一時頃ノ小屋ニ伯母ヲ尋
 ネテ時ニ三人ノ日本兵ガ来テソノ小屋カラ人ノ婦人ヲ
 連レテ行ツタ。コノ婦人ハ天ヤ義理ノ母ト同居シテ居タ
 テアツタ。夫ハ止メヨウトシテオラ日本兵ニ續イテ行ツタ
 日本兵ハ彼ヲ捕マヘテ針金ヲ彼ノ鼻ニ通シテキヲ
 縛リ付ケル様ニシテ樹木ニソノ針金ノ他ノ一端ヲ縛
 リ付ケタ。ソシテ幾箇所トナクソノ男ノ体ヲ銃剣ヲ突
 イタ。此ノ男ノ母モ出テ来テ地面ノ上ニ響ツテ泣イテキタ。
 コノ事ハ日本兵ヲ嫌ガラセタノヲ日本兵ハ續キテ銃剣ヲ
 突イタ。日本兵ハ老母ニ家ノ中ニ遠入ラナイト殺スト言ッタ
 息子ノオハシノ場デ傷ノ爲ニ死シタ私ハ戸ノ内部ニ立チ
 通シテ成行ブツト見タ外ノデ私ハ是ヲ全部見タ。

No.3

Dec. 1931

コノ陳述ハ私ノ爲メニヘンリー、ケニウガ支那文ニ訳シテ
見セタガ固違ッテキナカワタ

證人

ジョン・セイ・クローリー

ヘンリー・ケニウ

押印

裏面白紙

金井井四十一號居住、支那南京生レ、年齢三十一才

約二週間後、當時ハマダ結氏夫人ハ、アメリカ大使館ノ前ヒニ在リ、且ツ以前ハ獨逸人ノ醫師ガ住ンデキタ家ヘ、彼女ノ家族ト共ニ行キマシタ。支那人ハ、其ノ家ガアメリカ大使館ニ近イカラ多少安全ダト考ヘタノデ、コヽニ大勢住ンデキマシタ。日ハ記憶シテナイガ、或ル日ノ午後三時頃、三人ノ日本兵ガ其ノ家ヘヤツテ來タ。家ニ居タ人々ハ、十八才位ノ一人ノ少女ノ外ハ皆家ノ上ノ方ヘ逃ゲタ。此ノ少女ハ階段ヲ昇ル前ニ日本兵ニ捉ヘラレテ三人ニ次々ト代ル代ル強姦サレタ。此ノ若い娘ハ強姦サレテカラ間モナク死ンダ。日本兵ガ去ツタ後獨リノ人々ガ下ヘ降りテ來テ、少女ガ死ンデ居ルノヲ知リ且ツ身体ノ下部カラ出血シテキルノヲ發見シタ。死体ハ、獨逸人醫師ノ門番ニ備ハレテキタ彼女ノ父ニ依ツテ直チニ埋メラレタ。

證人 吳 張 氏 (捺印)

上述ノ証言ハ記録ヲ作製シタル、後証人ニ對シ讀ミ聞カセタル處、誤リナキコトヲ自認セリ。

一九四六年四月七日

袁 勳 恒

金沙井四十一號居住、支那南京生レ、年齢三十一才
吳張氏夫人ノ供述

日本軍が南京ニ入ツテ約二週間後、當時ハマダ結
婚シテキナカツタ吳張氏夫人ハ、アメリカ大使館
ノ前ヒニ在リ、且ツ以前ハ獨逸人ノ醫師ガ住ンデ
キタ家ヘ、彼女ノ家族ト共ニ行キマシタ。支那人
ハ、其ノ家ガアメリカ大使館ニ近イカラ多少安全
ダト考ヘタノデ、コヽニ大勢住ンデキマシタ。
日ハ記憶シテナイガ、或ル日ノ午後三時頃、三人
ノ日本兵ガ其ノ家ヘヤツテ來タ。家ニ居タ人々ハ、
十八才位ノ一人ノ少女ノ外ハ皆家ノ上ノ方ヘ逃ゲ
タ。此ノ少女ハ階段ヲ昇ル前ニ日本兵ニ捉ヘラレ
テ三人ニ次々ト代ル代ル強姦サレタ。此ノ若い娘
ハ強姦サレテカラ間モナク死ンダ。日本兵ガ去ツ
タ後、死リノ人々ガ下ヘ降りテ來テ、少女ガ死ンデ
居ルノヲ知リ且ツ身体ノ下部カラ出血シテキルノ
ヲ發見シタ。死体ハ、獨逸人醫師ノ門番ニ備ハレ
テキタ後、女ノ父ニ依ンテ直チニ埋メラレタ。

證人 吳 張 氏 (捺印)

上述ノ証言ハ記録ヲ作製シタル、後証人ニ對シ証ミ
問カセタル處、誤リナキコトヲ自認セリ。

一九四六年四月七日

袁 勤 恒

P 1740-1



本兵ニ出迎ヒマシタ。佩劍ノ日本兵ノ一人、是レヲ私ハ將校デアツタト見タノデシタガ、此日本兵ガ私ノ義理ノ妹ヲ圖ミ、其時一縷ニ殺サレタ彼女ノ夫ト小供等ノ面前デ暴行ヲ加ヘ、其上殺害シタノデアリマシタ。彼女ノ夫ハ妻ヲ庇ツテ格闘中殺サレタノデシタ。又二人ノ小供等ハ母ガ凌辱ノ苦メヲ受テ居ル其場デ泣キ叫ンダノデ殺サレタノデシタ。五才ニナル女ノ兒ハ彼女ノ體フテイタ着働ヲ口ヘ喰マサレ窒息死セシメラレタノデス。男ノ兒ハ銃劍デ突キ刺サレタノデシタ。私ノ義連ノ母モ銃劍デ刺サレ十二日後亡クナリマシタ。私ハ一旦地上ヘ打倒レマシタ。ガ暫ラクシテ私ノ小供等二人ト其場カラ逃レタノデシタ。此事ハ皆朝ノ十

一九四六年四月六日

陳賈氏夫人ノ申立

日本軍南京侵入ノ第一日 日本兵ハ我々ノ住宅ニ
放火シ、是レヲ焼拂ヒマシタ。斯クテ私共ハ難民
收容所ヘ移リツツアツタノデアリマシタ。此一國
ノ中ニハ私ノ義理ノ母、私ノ兄弟一名及ヒ彼レノ
妻、私宅ノ子供二人、私ノ義理ノ兄弟ノ家ノ五才
ト二才ニナル小供等二人モ一緒デシタ。

移動ノ途中南京市ノ老王府ト云フ所ヘ参リマシタ
時其處デ佩劍武裝ノ数人ノ將校ヲ含ム十二人ノ日
本兵ニ出迎ヒマシタ。佩劍ノ日本兵ノ一人、是レ
ヲ私ハ將校デアツタト見タノデシタガ、此日本兵
ガ私ノ義理ノ妹ヲ瀕ミ、其時一端ニ殺サレタ彼女
ノ夫ト小供等ノ面前デ暴行ヲ加ヘ、其上殺害シタ
ノデアリマシタ。彼女ノ夫ハ妻ヲ庇ツテ格闘中殺
サレタノデシタ。又二人ノ小供等ハ母ガ凌辱ノ苦
メヲ受テ居ル其場デ泣キ叫ンダノデ殺サレタノデ
シタ。五才ニナル女ノ兒ハ彼女ノ體フテイタ着物
ヲ口ヘ喰マサレ窒息死セシメラレタノデス。男ノ
兒ハ銃劍デ突キ刺サレタノデシタ。私ノ義理ノ母
モ銃劍デ刺サレ十二日後亡クナリマシタ。私ハ一
旦地上ヘ打倒レマシタ。ガ暫ラクシテ私ノ小供等
二人ト其場カラ逃レタノデシタ。此事ハ皆朝ノ十

E322

P1740-1

1740-2

時頃ニ起ツタ事デス。而カモ白臺南京ノ街中デノ
出来事デアリマシタ。私ハ私自身ノ此目デ此出来
事ノ憶テヲ見テトツタノデス。私ハ難民收容所ヘ
参リマシタ。其途中女性ヤ一般ノ男子ノ方々ノ多
クノ死体ヲ見マシタ。是等ノ婦人ハ着物ヲ纏クリ
上ゲラレテ居リ暴行サレタモノト見受ケラレタノ
デシタ。約廿バカリノ死骸ヲ見マシタ。其大部分
ハ婦人デアリマス。
私ノ爲メ、ヘンリチユウガ此申立ヲ認メシテ呉レ
マシタ。

右申立ノ証人

米大佐 トマス エツテ モロウ
ジェー ジェー クロウリー

(捺印)

黃俊卿署名ニヨル証人供述書

昭和十二年ハ一九三七年十二月南京陥落後日本
軍ノ南京デ行ツタ虐殺ヲ立証シ得ル証人ハ多数キ
タノデアリマスガ、何分ニモ九年間ノコトデアリ
マスシ又コノ犯罪ノ行ハレタ當時ノ恐怖ト混亂ガ
餘リニ深刻デアリマシタ爲今日眞像行ハレタ犯行
ノ多クラーツツ追ッテ行ク事ハ相當困難デアリ
マス。併シ乍ラ私自身捕虜ノ一デアリマシタシ
ソノ上幸運ニモ生き延ビル事カ出来マシタノデ、
私ハ茲ニ私ガ當時實際コノ眼デ見タトコロヲ左記
ノ通り陳述シマス。

1937.12.

南京残存、黄俊卿

P.1733-1

(2)

一、昭和十二年ハ一九三七年十一月ハ太陰曆一
九日、日本軍ハ光華門近クノ城壁ヲ破壊シテ侵入
シ、避難民地區ニ迫リマシタ。ソレカラ二日後日
本軍ハ家宅搜索ヲ開始シマシタ。

地上各處ニ遺棄セラレタ武器ヲ見テ彼等ハ多クノ
軍人ガ避難民地區ニ潜伏シテキルニ違ヒナイト推
斷シマシタ。ソコデ彼等ハ國際道義ヲ無視シテ殺
戮ヲ開始シタノデアリマス。十八才カラ四十才迄
ノ人々ハ一切國民軍ト看做サレテ捕ハレマシタ。
最初ノ日ニ捕ハレタ者ノ數ハ二千ヲ越シマシタガ
私モソノ中ノ一人ダツタノデアリマス。捕ハレタ
人々ハ四列艦隊トナリ避難民地區ヨリ揚子江ノ堤
ニ沿ツタ各處ハ寶塔橋、四所村、老江口、草鞋峽

1733-2

蒸子嶺一帶ニ行進サレマシタガソノ行列ハ
長サニシテ一里(約三哩)ニモ及ビマシタ。夜ニ
入ッテ日本軍ハ之ヲ殆ト殺戮シマシタ。
二、私ホカ七人ノ捕虜ハ繰テ一見勞働者ノヤウニ
ミエル服装ラシテラリマシタ爲日本軍兵士ノ背囊
ト毛布ヲ運ブヤウ命ゼラレマシタ。ソシテソノ曉
ハ四所村デ停ツタノデアリマス。次ノ朝東京生レ
ノ屋部郡太郎ト云フ日本軍ノ一兵卒ガ筆談ヲ以テ
我々ニ入室ヲ命ジ脱衣サセタ上綿着ニ身体検査ヲ
行ヒマシタ。我々ノ誰カガ偶々兵隊ラシイ体ツキ
ヲシテキルノヲ發見サレマストソノ男ハ立チ所ニ
新發サレルノデシタ。幸ヒニシテ我々ハ、江陰生
レデ年恰好三十位ノ一人ノ男ヲ除イテ皆検査ヲ無
事ニ通りマシタ。ソノ男ハ訊問ノ際吃ツタ爲ソノ
場デ殺サレマシタ。前記日本ノ兵卒ハ我々ニ國民
軍ニハ此ノ様ナ刑罰ガ加ハラレルノデ既ニ數千名
ガ機關銃デ銃殺サレタト警告シマシタ。
三、日本軍ハ前項ニ述べタ事件ガアリマシテカラ
一日休息ヲトリマシタ。ソノ翌日再ビ龍潭、鎮江
方面ニ向ツテ東進ヲ開始シタノデアリマス。
我々五人ハカノ服部ヲ含メタ五人ノ日本兵ニ所屬
シテヲリマシタ。彼等ハ何レモ中島部隊ノ者デシ
タ。彼等ハ自分達ノ爲ニ支那煙、豚、鶏、酒、煙
草ナドヲ採シテ來イト銃劍デ我々ヲ脅迫シマシタ
ノデ我ハ彼等ニ避難民地區以外デハ市ノ内外ヲ同

1733-3

ハズ入手不可能ナル旨ヲ告ゲマシタ。ソコデ彼等ハ我々ヲ山西路ト海路トノ十字街ニ行進サセマシタ。ト云フノハ其處ナラ何デモ好キナモノガ手ニ入ルダラウト私ガ彼等ニ告ゲタカラデアリマス。彼等ハ其處ニ着クヤ早速掠奪ヤ貢物ヲ始メマシタ。ソノ際、私ハ群衆ノ中ニ紛レテ逃亡シタノデアリマス。

四、私ハ下關カラ城内迄湯子江岸ノ沿道到ル所景々タル屍體ヲ見マシタ。其他大方港、五臺山、古林寺及之等ノ山ノ附近デモ皆ガ日本軍ニヨリ殺戮セラレタノデアリマス。

五、南京大學ハ東瓜市所在ノ校庭デ大會ガ開催サレ約一萬ノ避難民ガ参集シマシタ。ソノ時詹榮光ト云フ義切者が起ツテ一場ノ演説ヲナシ之等ノ國民軍ニ向ヒ手ヲ舉ゲテ降伏スル様要求シソウスレバ危害ハ一切加ヘラレナイダラウト約束又ハ保護シマシタ。七百名位ノ者がコレヲ信ジ手ヲ舉ゲマシタ。ソノ結果コレヲ人々ハ上新河監獄ニ連れて去ラレ其處デ殺害サレタノデアリマス。

六、陶鑄三ハ同氏ハ地方維持會ノ會長モ兼任シテキタノデアリマスガ一ツ會長トスル南京赤十字社ハ埋葬隊ヲ組織シマシタガ、同隊ニヨリ埋葬サレタ屍體ハソノ數六萬ヲ越エタノデアリマス。

七、私自身モ日本軍ニヨル飽クナキ破壊ヲ蒙ツタノデアリマス。

裏面白紙

1732-4

即チ私ノ家ハ家具諸共焼キ拂ハレマシタ。ソノ上
私ノ家族ハ私ガ故デ公表ヲ憚ルヤウナ非道イ凌辱
ヲ受ケタノデアリマス。

上達シタトコロハ唯一途的殺害ニ止マルモノデ
アリマス。

昭和二十一年四月七日

黄俊郷 署名

テルマン・ダーディンノ陳述

昭和二十一年三月三十一日

私ハ現在中國デ紐育タイムスノ通信員（中國局長ニシテ居マス。ソシテ昭和十二年ニハ南京デ同社ノ爲ニ僱イテ居マシタ。私ハ陥落ノ二、三日後中國ノ兵隊ガ四十人カ至十八ノ團體ヲ作ツテ引出サレ南京ノ湯子江近クデ日本軍ニ依リ小銃ヲ撃テ殺サレルノヲ見マシタ。又射タレタリ銃創デ突カレタリシタ一般市民ノ死体ガ南京ノ街上ニ横タハツテ居ルノヲ見マシタ。私ハ日本軍ガ入ツテ來タ時南京ニ居マシタ、ソシテ夫レ迄ニ約三ヶ月南京ニ居タノデス、私ハ同様ニ證言出スル阿蒙君ノ右證ヲ提出シマシタ、私ハ南京占領後間モナク米國ノ砲艦ニ乗ツテ南京ヲ離レマシタ、私ハ南京デ松井大將ヲ見マセンデシタ、私ハ南京ノ状況ニ就テ紐育タイムスニ記事ヲ書キマシタガソレハ昭和十二年ノ十二月二十四日頃同紙上ニ出マシタ。

私ハ又漢口占領ノ時ニモ其處ニ居リマシタガ、其處デハ中國兵ノ死体ハ壽山見マシタガ、一般人ノ死体ハ見マセンデシタ。私ハ漢口ノ砲艦事件ハ若シアッタトシテモ見マセンデシタ。漢口ガ行ハレタト云フ報道ハアリマシタガ私ハ一ツモ見マセンデシタ。ジャック・ベルデンハ多分上海ニ居リマス、ソシテ、コリアーズノ

1792.2

通信員ハ昭和十二年ニ中國ニ、ユナイテッド・プレス
ト共ニ居リマシタ。

上海、ブロードウニイ・マンシヨンス

又ハ

上海米國陸軍司令部

公共關係士官氣付

テルマン・ダーデイン

以上昭和二十一年三月三十日私ノ前デ宣讀セリ。

米國陸軍總監部

陸軍大佐トマス・エイテ・モロウ

マイナー・シール・ペイテスノ陳述書

私、マイナー・シール・ペイテスハ一八九七年五月二十八日オハイオ州ニューアークテ生レマシタ。私ハ一九二〇年ヨリ一九四一年マデ支那南京（綜合）大學ノ歴史ノ教授トシテ居リマシタ。而シテ又、一九四五年ニハ其ノ教授ノ職ニ復歸致シマシタ。私ハ一九三七年ヨリ一九四一年マデ教職員及學生ノ多クカ南支ノ自由地帯ヘ移動シタ際ノ學校ノ財産其他ノ權利ノ保護ノ任ニ當ル同大學ノ非常時委員會ノ委員長ヲ勤メマシタ。私ハ又、一九三七年ヨリ一九三八年迄國際安全地帯委員會（南京）ノ委員デアリマシタ。コノ委員會ハ一九三八年カラ一九四一年マテ南京國際救済委員會トシテ繼續致シマシタガ私ハ一九三九年ヨリ一九四一年マテコノ後者委員會ノ委員長デゴザイマシタ。

私ハ一九三八年「南京地區ニ於ケル戦争被害」ト題シテ出版サレタ國際救済委員會ノ調査ニ前記南京大學ト教授ルイス・エス・シー・スミス氏ト共同シテ從事致シマシタ。私ハ一九三八年カラ一九四一年ニ至リマスマデノ間、常ニ主トシテ南京及東中央支那ノ被占領地帯ニ關スル經濟、沒收状況及摩碎劑等他ノ三・四ノ調査ヲ致シマシタ。是等三・四ノ調査ハ

南京残虐

ペテイス
Witness了
29.4.4
2247-1

22-7-2

南京國際救済委員會「チャイニーズ・レコーダ」、
「チャイナ・クリスチャン・イヤー・ブック」及「
シヤンハイ・イブニング・ポスト」ニ依り公表セラ
レマシタ。私ハ是等報告書ノ寫ヲ、公表ニ先チ常ニ
「日本官路官登」御参考ノ爲ニ「ト記シ南京駐在ノ
日本國總領事ニ送り正誤ト追補ヲ請ヒマシタ。報告
書ハ謝意ヲ以テ承認セラレ、正誤ノ申出ハ皆テゴザ
イマセンデシタ。右報告ニ就テ遺憾ノ意ノ表セラレ
タノハ唯麻酔劑ニ關スル報告ノ際ニ憲兵隊ヨリデア
ツテソレニハソノ取引（麻酔劑ノ）ニ依り不當ノ利
益ヲ得タ合社ヲ示シテオイタコトテゴザイマシタ。
私ハ國際安全地帯委員會ノ現役委員會ノ秘書デア
ルルイス・エス・シー・スミス教授一諸ニ慕シテオ
リマシテ、一九三七年十二月カラ一九三八年一月マ
デノ間ニ南京駐在ノ日本政府官憲ニ提示致シマシタ。
其ノ合ノ報告ト事件ノ表トヲ善ク存ジテ居リ而シテ
又確信シテオリマス。コノ報告ト事件ノ表ノ副本ハ
米國大使館（南京）ニ提出デテゴザイマス。是等ノ
報告ト事件ノ表トハ後ニ渡、シ、フ教授ニ依り印刷
セラレ一九三九年ニ「ケリー・ウォルンユ」有限責
任合社ニ依リ「ドキュメント・オブ・ザ・チナキン・セイフ
ティ・ゾーン」書類ト題シテ出版セラレマシタ。
一九三七年十二月十三日ヨリ一九三八年二月ハツ

224/1-3

裏面白紙

ハイノ南京ニ於ケル日本軍ニヨル非道イ亂棒ト監擾
ノ幾週間ノ國際安全地帯ニ於ケル私ノ特別ノ仕事ハ
其ノ管理ト云フコトデアリ、南京大學ノ學内及建物
ノ此處彼處ニ避難シテキル三萬ヲ超ユル人々ノ保護
ニ努メマシタ。大學ノ財産ハ米國ノ所有デアリ米國
ノ國旗ト共ニ米國ト日本官憲ニ依リ總テコノ表示カ
ナサレテ居リ又大學ノ建物ハ日本大使館ト直接隣合
ツテ居リ且ツ日本官吏達モ其處ニ住ンデ居リ、我々
外國人居住者モ日々接觸致シマシタノデ、國際安全
地帯委員會ノ委員ノ間テ一時私ハ委員會秘書デア
ルスミス教授ニ依リナサレル報告ヲ追捕シ(同時ニ)
南京大學ノ爲ニ區分、追捕記述スルコトニ決定セラ
レマシタ。幾週間ニ亘ツテ私ハ毎日手紙ヲ認メソレ
ヲ日本大使館ニ住ンデキル領事級ノ役人ニ私自身デ
手渡シ而シテ現狀ニ就キ彼等ト論議ヲスルノガ通例
デアリマシタ。ソノ後米國大使館ヘ提出シマシタ
是等手紙ノ文章ノ一部ヲ二三編覽ニ入レルニ當リ私
ハ以下ノ諸點ニ御注意ヲ拂ツテ頂キタイト存ジマス。
ソレハ(一)、日本軍ガ十二月十二日ノ夜カラ十三日ニ
カケテ入城致シマシテカラハ聊カノ抵抗モゴザイマ
センデシタ。ソシテ十日程後ニナツテ一水兵ガ負傷
ヲシタト云フ曖昧ナルモノノ外狙撃サレタト云フ申
出ハ日本軍ニ依ツテハナサレマセンデシタ。□日本

224-4
軍將等ニ依ツテ常ニ軍隊ノ秩序ヲ恢復スル對策カ
ラレタ其ノ趣意ノ命令ノ或ル部分カ發表セラレルノ
テシタ。四日本軍將校ハ常ニ意兵ノ數カ不足デア
ガ間モナク増員セラレルデアロウカラ寛大ナル判
斷ヲ顯イタイト諒解ヲ求メラレタ。一時ハ十七名ノ
意兵カ居ルト云ハレ、又或ル時ハ七十名ト云ハレタ
ニモ抱ラズ南京陥落後幾週間モ經ツテカラ五萬ヲ超
ユル秩序ノナイ日本兵カ南京城内ニ居リマシタ。四
入城後日幾々ノ苦情ニ依ツテ、總テノ外國人建造
物ノ入口ニ、日本兵立入ルベカラズト日本軍デ誓カ
レタ日本軍意兵隊ノ布告カ貼ラレマシタ。是等ノ布
告ハ日ニ百度モ便サレタバカリデナク屢々日本兵ニ
依ツテ取り取ラレテ仕舞ヒマシタ。私ハ軍ノ秩序維
持ニ關スル新ル軟弱對策ヲ侮辱スル意ヲ表ハスタメ
ニ、破壞セラレタ布告ノ片々ヲ日本大使館ニ持込ミ
マシタ。此ノ無秩序其ノモノノ七週間中我々ハ唯
ノ一度モ新ル兵士隊ニ對シテ懲メノ管カ加ヘラレタ
ノヲ見タコトモ聞イタコトモゴザイマセンデシタ。
況ンヤ現實ニ所罰セラレタモノオヤデアリマス。私
ノ外國人ノ友人ノ或ル者ハ、日本軍人ニ因ル掠奪ヤ
傷害ノ犠牲ヲ加害者ヲ立合ハサシテ日本軍ニ示シマシタガソノ時
は日本兵士ニ對シテ唯挨拶セヨト要求シタダケデ、名前モ

2247-5

替キ留メズ加害者ハ其體自分ノ仕事ニ戻ツテ行ケル
 ノデシタ。幾月モノ間兵士ニハ個人モ所屬部隊モ判
 ルヤウナ符號ヲ着ケマセンデシタ。内日々持込マレ
 ル苦情ヤ抗議ノ現狀ヲ何ウニモ出来ナイ當惑ト失望
 カラ日本大使館ノ役人達ハ、改善ハ現實ニ進行中ダ
 ト主張シツ、屢々最近ノ特別ノ情報ヲ訊ネテ問題ノ
 解決ヲ延バサウト致シマシタ。此ノ事ニヨツテ私カ
 大使館ヘ提出シタ或ル書面ノ調子ヤ替キ無リノ意味
 ガ解リマス。假令ヘバ一九三七年十二月十六日ニ私
 ハ、其ノ前日及前々日ノ二日間ノ掠奪、雇ノ破壊、
 米國國旗及米國大使館布告ノ破壊、コノ布告ハ英語
 及支那語デアルト同時ニ日本語デ書カレテアリマシ
 タ。婦女ノ掠奪及十二月十五日ノ夜大學ノ一建物ノ
 中ニ於ケル三十人ノ婦女ヲ含ム大學構内ノ凌辱ヲ報
 シタ手紙ヲ提出致シマシタ。

十二月十七日ニ私ハ替キマシタ。

「貴君ノ建物ヤ貴君ノ近隣ノ建物カラ明ラサマニ見
 エル恐怖ト慕慮ノ日カ續キマス」

私ハ掠奪ヤ家宅侵入ノ色々ノ場合ヲ報ジテヤリマシ
 タ。其ノ家宅侵入ノ内ニハ米國人カ住ンデキル米國
 人ノ住居モ含マレテ居リマシタ。コノ手紙ハ下ノ様
 ニ結バレテ居リマシタ。

「我々ハ我々ノ尊敬スル貴下ニ對シ是等ノ行爲ヲ、

22-1-6
 1行爲ヲ、1是等行爲ハ東京ノ多数居住者ニ對シテ
 貴下ノ政府當局ノ支那人民ノ安寧ニ關心ヲ持チ又外
 國人財産ノ保護ノ聲明ト比較セラレンコトヲ御願ヒ
 スル

十二月十八日ニハ以下ノ言葉ヲ報ジマシタ。「兵
 士達ノ強姦、暴虐トソウシテ物盗ミノタメニ不幸ト
 恐怖カ何處ニモ絶エマセン」。其ノ前夜大暴（附屬）
 中學校ノ建物ノ中デ八名ノ婦女ガ凌辱セラレ、驚怖
 ノ余リ聲ヲ出シタ子供ハ銃剣ヲ殺サレ他ノ子供ハ傷
 ヲ負ヒマシタ。米國ノ國旗ハ兵士達ニヨツテ嘲笑ヒ
 氣ニ殺リ棄テラレマシタ。「兵士ハ夜トナク晝トナ
 ク幾度カ塙ノ上ニ登リマシタ。澤山ノ人ハ三日ノ間
 眠ルコトモ出来ズ（爲ニ）ヒステリイヤウナ恐怖心
 カ生マレテ居リマシタ。若シコノ恐怖ト絶望ガ兵士
 達ノ婦女攻撃ニ對シ反抗スルヤウナコトニデモナリ
 マシタナラバ貴下等官憲ノ責ヲ負フベキ殘忍ナル殺
 傷ガ起コルノデセウ」
 私ハ大學ノ他ノ五ツノ建物内ノ凌辱事件ヲ詳述致シ
 マシタ。大學ノ建物ニ警兵ハ配屬スルト云フ約束ハ
 アツタノデスガ、ゴザイマセンデシタ。「日本兵ノ
 居ル限り如何ナル人モ如何ナル家モ安全デハアリ得
 ナイト涙ヲ流ベテ悲シサウニ何處ノ町デモ言ハレテ

224/-7.

居リマシタルハ大使館ノ役人ニ話シテ私ニ從イテ
來ルヤウニ申シマシタル。貴下ノ建物ニ極ク近クコ
ノ設備ト苦價カ今尙ホアルトコロガ幾ツカアリマス
十二月二十一日ノ午後、其日ノ午前ニ大使館員ニ
ヨリナサレタ依頼ニ達シ以下ノ事實ヲ示シテヤリマ
シタル

裏面白紙

多数ノ人々ガ逮捕セラレテ、
 爲ニ大學カラ連レテ行カレマシタ。「今日我が大使
 館ニ下ヲ^{（？）}シテキル間ニ、私ノ住居ハ四度目ノ
 掠奪ニ遭ヒマシタ。他ノ七ツノ大學ノ建物ハ今日掠
 奪ニ遭ヒ（其ノ他）一再ナラズ侵入セラレタ建物ハ
 澤山ニゴザイマス」。「士官等ノ指圖ニ依ツテ働イテ
 キル大部隊ノ兵士達ノ、計畫的ナ放火ニ因ツテ、數
 千ノ市民ハ家ヲ失ヒ、職業ニ戻ル希望モ失ツテ居リ
 マス。」。「私ハ此ノ午後、兵士達ガ貧シイ市民カラ
 食品ト寝具ヲ取上ゲ、何レモ其ノ市民達ヲ運搬人ト
 シテ必需品ヲ持運ブヤウニ言付ケテキルノヲ五件見
 掛ケマシタ。」私ハ種々ノ凌辱ヤ物盗ミ^{（？）}ノ中ニ
 ハ貧シイ挽キ手カラ人力車ヲ窃取ツタ件モアリマシ
 タ^{（？）}ノ事件ヲ報ジテヤリマシタ。米國ノ国旗ハ又シ
 テモ兵士達ニヨツテ「アメリカンスクール」カラ破
 リ降ロサレ、踏ミ^{（？）}ラレ、再ビ掲揚シデモ仕様モノ
 ナラ殺シテ仕舞フト脅シ文句ヲ吐イタリシマシタ。
 「國際委員會ノ委員二名ハ自動車デ四、五哩走ツテ
 モ未ダニ一人ノ意兵ヲモ見掛ケナイ。」此ノ手紙ハ
 以下ノ言葉デ結ビマシタ。「若シ將軍達ガ市民ノ家
 庭ヲ破壊シ彼等ノ食品ヤ衣服ヲ殘ルトコロナク掠奪
 シヨウト思フナラ、秩序ヲ恢復スル等ト云フ希望デ
 欺瞞シナイデ卒直ニソウ言ツタ方ガヨイ。」
 其ノ翌日私ハ又、勞役ノ爲ニ大學カラ人々ヲ無理

2241-9

裏面白紙

矢理ニ連レ出シタ事、兵士達ノ意兵隊ノ在リテ守
 ラナイコト、市中ニ意兵ノ全ク居ラナイコトデ苦情
 ヲ述ベタ。一、荷物自動車ヲ用ヒテ行フ計畫的掠奪、
 續イテ起ル火事、コレガ極ク手近デ續ク。一、物盗ミ、
 凌辱其他暴虐ノ特別ノ事件ニ就テ詳シク書送ツタ。
 生誕祭日ニハ日本大使館宛ニ私ハ手紙ヲ書キマシタ。
 「訓練モセラレテキナケレバ、士官ニ引率モセラレ
 テキナイ、部隊カラ離レタ兵士達ノ新ナ幾群ガ何處
 ヘ行ツテモウロツイテ居リ、窃取シタリ、凌辱シタ
 リ、婦女ヲ掠奪シテ行ツタリスル。」(學校)ノ
 養護室ノ建物ダケデモ、平均シテ日ニ十件以上ノ婦
 女ノ凌辱ヲ掠奪ガアル。」「我々ノ住居ハ兵士達ニ
 ヨツテ夜トナク晝トナク侵入セラレテ、婦女ヲ凌辱
 シ勝手次第ニ物ヲ盗ンデ行ク。」「兵士達ハ貴草意
 兵ニヨツテ貼出サレタ布告ヲ頻々ト破棄スル。」「
 殆ンド兵士達ニヨツテ新ク秩序ガ亂サレテキルノニ
 我々ハ衛兵一人ナク周圍ニ意兵一人見掛ケナイ。」「
 十二月二十七日私ハ又書面ヲ以テ報ジマシタ。」「
 一週面報前カラ、兵士達ヲ配置替ヘヲシ、正規ノ訓
 練ヲ施シ、憲兵ヲ増員シテ一兩日ノ内ニ秩序ヲ恢復
 スルナドト約束ヲサレマシタ。ケレドモ未ダニ屈辱
 的ノ無秩序ガ繼續サレ、コレヲ停メルタメノ斷乎タ
 ル處置ガ取ラレナイデキル。」「其ノ次ニハ事細カニ
 沒收、凌辱、米國々旗ノ取外シヤ掠奪ナドヲ書添ヘ

2-7-10

マシタ。「兵士達が露々出云其等や惡徳ヲ示シテ
民ノ生活ハイツバイデアル。貴下達ハ市民ニ保護ヲ
施シタガ、兵士達ハ毎日數百ノ市民ヲ極メテ酷ク虐
メテキル。」一日本ノ軍隊ハ名譽ヲ重ジナイノダラ
ウカ。」

露シメノ爲ニ何等カ相當ノ對策ガ行ハレ始メタト
云フノハヤツト一九三八年二月初デアツタ。二月
廿二日ニ私ハ日本軍ニ依リ蒙ツタ市内ニ在ル南京大
臣ノ財産ノ損害ノ綜合報告ヲ米國大使館ニ提出致シ
マシタ。是等ノ報告ニハ、通常武裝シタ兵士ニ依ッ
テナサレタ不法侵入ノ一七二〇件、強制労働ノ爲ノ
六四七名ノ拉致、二九〇名ノ婦女凌辱、六十件ヲ超
ユル殺傷其他ノ暴行ト七回ニ亘ル米國々旗ノ破壊ヲ
合ンデ居リマシタ。此ノ報告ニハ、前ニ支那ノ軍隊
ニ居ツタト云フ廠デ南京大學ノ構内ニ避難シテキタ
者デ、記録ニ在ツタ四〇〇名ヲ超ユル人々ノ移動ト
半強制的事情ノ下ニ追加セラレタ男女ノ労働者ヲ含
ンデ居リマセンデシタ。疑ヒモナク實際ノ凌辱ヤ暴
行ノ件數ハ、報告セラレタモノヨリ數多クゴザイマ
シタ。ト云フ譯ハ、沈黙シタリ又ハ報復ヲ恐レテ告
ゲ出タクナイ節ガ明カダツタカラデス。軍人ダツタ
ト云フ廠デ他所ヘ移サレタ男ノ避難者達ニ就テハ今
晝キマシタ。南京大學デノ經驗ノ中デ代表的ナ事例
ガ一避難者ノ記録ガ他ノ場合ト大ナリ小ナリ比較サ

2247-11

レルノデアアルガ一十二月二十日ニ起ツタ。日本ノ士官達ハ、二〇〇〇人程ノ避難者ニ繰返シ呼ビ掛ケ、支那人ノ介添ヘデ士官達ノタメニ言ヘト強要シ、遂ニ二百人以上ノ者ニ、彼等ハ前ニ或ハ軍人、或ハ軍属デアツタト白狀サセ、日本軍トノ勞働ニ志願シテ罪ヲ逃レ身ノ安全ヲ得ヨト説明シタ。日本人ハ屢々硬張ツタ手ヲ指シ、此ノ手ハ銃ヲ荷ナツタニ相違ナイト主張シ、頭ノ皮膚ニ殘ル帽子ヲ被ツタアトヲ指シテ、コレハ支那人ノ軍帽ヲ被ツタ印ダト言張ツテ迫リ無理ニ事實ト承認サシタ。ソウヤツテ得ラレタ彼等ノ中ノ或ル者ハ、實際南京ノ防備ヲ停止シテカラ武器ト軍装ヲ脱イダ支那人デアツタガ、他ノ者ハ軍人ノ經驗ノナイ世間並ノ勞働者ヤ運搬業者デアツタリシマシタ。附近ニ任ンデキル總テノ支那人及外國人間ニ評判ダツタ殘忍ナ或ル士官ハ、他ノ場所デ其ノ日集メタ他ノ者ト共ニ二百名以上ノ者ヲ所刑シニ引率シテ行キマシタ。此ノ後二、三週ノ間ニ機關銃ノ彈丸ト銃剣ヲ逃レテ生キ殘ツタ四名ノ者カラ、夫々所刑ノ模様ヲ種々ト聞キマシタ。

私ハ一月ト十日程モ早クニ米國軍艦バネイ號ニ從イテ儘ク爲ニ揚子江ヲ廻航シタ米國救難曳船ニヨツテ南京カラ取出シタ通信ヲ、米國ニ居ル友達ヤ親族ニ書キ送りマシタ。其ノ命令書ニハ唯ダ商業地域ダケヲ除イタ都市全域ニ亘ル組織サレタ廣範圍ノ掠奪

2247-12

ト燒却ノ計畫ガサレタ事ヲ記載シテアリマシタ。私
 ハ放火口ニヨツテ用ヒラレタキタ化學藥品ノ小片ガ
 使用セラレルノヲ見モシ、現物ヲモ手ニ入レマシタ
 シ、又士官ノ指揮ノ下ニ掠奪品トシテ家財ヤ日用品
 ヲ他ニ移シテキル軍用荷物自動車ノ群ヲ見カケマシ
 タ。事實市内ノ建物ハ何レモ兵士ニヨツテ繰返シ剝
 奪サレマシタ。其ノ建物ノ中ニハ米國、英國及獨逸
 大使館或ハ大使ノ住居モ含マレテ居リ、外國財産ノ
 被害ハ甚大デゴザイマシタ。二ツノ獨逸ノ重要商業
 財産ガセ字號ヲ立タマ、故意ニ火ヲ放タレマシタ。
 我々ノ善ク組織立ツテ注意ノ届イテキタ安全地域内
 デノ婦女凌辱事件致ハ極ク内陸ニ見テモ八〇〇〇ヲ數
 ヘルコトガ出來マス。國際安全地域委員會ノ同僚デ
 アル獨逸人ハ二〇、〇〇〇件致ト見込デ居リマシ
 タ。此ノ當時大學ノ構内デ兵士達ガ九歳ノ子供ト七
 十六歳ノ老母ヲ凌辱スルノヲ私ハ附加ヘルコトガ出
 來マス。此ノ凌辱事件ノ約三分ノ一ハ日中ニ起キタ
 ノデアリ、而モ屢々路上デ起キタノデシタ。屢々同
 一ノ婦人ガ數名ノ兵士ニ續ケ様ニ凌辱セラレマシタ。
 又他ノ場合ニハ、聖書教師訓練學校デ一人ノ避難婦
 人ハ十七名ノ兵士ニヨツテ代ル代ル凌辱セラレマシ
 タ。

私ハ、江蘇省鎮江其ノ他揚州、H a i o p e n 高郵
 及鎮江ノ北ノ鎮江浦ノ町々、又南京ノ北天津浦口鐵

224/13

裏面白紙

道沿線ノ浦、烏衣、Kau Tsung, 六合、吳江、和州、
 揚縣、明光、蚌埠、懷遠、Hankow, 宿州及壽州
 ノ都市、又南京ノ南及南西ノ獨山、循化縣、滿熱、
 高淳、泰平、Paochow, 及 Taiching, ノ町々、真州及
 其附近、合肥及其附近ノ町村、後者ノ町村ハ安徽省
 ニ在ルニ住ンデ居ル長年ノ米田人及支那人ノ友達
 ガ居リマシタ。是等都市町村ノ内五、六ヶ所ニハ一
 九三八年カラ一九三九年マデノ間ニ私モ行ツテ見マ
 シタシ、他ノ都市町村ニハ米田ノ宣教師ノ友達ノ旅
 行及支那人ノ友達ヲ通ジテ絶エズ接觸ヲ保ツテ居リ
 マシタ。(犯罪)ノ件數ト度合コソ同ジデハアリマ
 センガ、是等ノ友人達モ一樣ニ殺戮、強姦、掠奪、
 沒收、燒却、拉強、強制勤務又ハ勞役ニ就テノ見聞
 ヲ持ツテキルコトヲ私ハ存ジテ居リマス。前記ノ町
 村ノ四、五箇所デハ日本軍ガ占據後六ヶ月カラ十二
 ヲ月ヲ經ナケレバ秩序ガ安定致シマセンデシタ。

224, 14

一九三九年ヲ通ジテ、南京國際救濟委員會ノ仕事ニ從事シテキル中ニ私ノ關心ハ、市民ノ一般困窮ヲ如何ニスルヤト考究シテキル矢先ニ、其ノ困窮ノ仲介者ガ遂ニ殖エテ來マシタ。ト云フノハ多量ノ避難者其他ノ貧シイ人々ガ臨時ニ心ヲ引カレテ行クコトデシタ。兩片ヤヘロインハ飢饉、疾病、瘧疾ニ對スル治療藥トシテ商人ニヨツテ安價ニ是等ノ人々ニ頒布サレマシタ。「コノ藥ヲ用キテ御覽ナサイ、才剛ハ無ミマセンヨ。」「コノ白イ粉ヲ少シ用キテ御覽ナサイ、是ガ輕クナツテ由デモ脱離エレルヤウナ氣ガシテ來マスヨ。」私ハ日本人旅行者デ人希ノ高熱ナ家議院議員田川大官郎氏ニ、貴衆兩院議員ノ委員會デ使用シタイカラ正確ナ調査報告ヲナサイト囑マサレマシタ。此ノ貴衆兩院議員ノ委員會ハ、大シタ效果ハアリマセンデシタガ、(日本ノ)軍隊ガ朝鮮ヤ滿洲デ臨時用テ惡用スルノヲ止メ様ト長年努力シテキタノデシタ。

一九三八年十一月ニ私ハ、南京及其附近ニ於ケル麻酔劑ニ關スル調査報告ヲ終リ、其ノ調査報告ノ一部ヲ南京駐在ノ日本總領事ニ送り一週間後ニ其レヲ發行致シマシタ。其ノ翌年十一月ニ、衛ノ商賈モ相當發展シテ來タノヲ觀ニ、同シ様ナ報告

224 15

書ヲ作ツテ出版セシ、此ノ出版ニ先立ツテ又之ヲ
日本官憲ニ送りマシタ。一九四〇年、私ハ「チャ
ノナ」タリスデヤン。イヤー。ブツク」ノ編輯者
カラ、支那ニ於ケル麻酔劑問題ニ就テ論文ヲ書ク
ヨウニト依頼セラレマシタ。ソコデ私ハ、研究ノ
範圍ヲ廣メ十四省ノ侵レタ觀察者研究者カラ報告
ヲ入手シヤシタ。

是等ノ報告ニ對スル只一ツノ日本側カラノ詮駁
ト云フ德國政府官憲カラ得タ聲明文ノ内デ特別ノ
點ニ付テ一九三九年ニナサレタダケデアツテ憲兵
隊モ軍ノ管轄ニ屬モ阿片トヘロインデ不當ナル利
益ヲ得テ居タ。ト云フ點ニ就イテデアツタ。

此ノ聲明文ヲ憲兵隊ハ直ニ、削除シテ呉レト要求
シテ來マシタ。彼等ハ事實ヲ一ツデモ追補スルデ
モナク正誤シテ來モシマセンデシタ。

阿片ハ長イ間支那ニ不幸ヲ持テ來シマシタ。一
般ニ勸勉デ餘餘ナ支那人ガ世界中ノ他ノ重要ナル
人種ヨリ一層此ノ浪費的ナ習慣ニ陷ルヤウナ傾向
ニ在ルト云フコトハ末ダニ了解ノ出來ナイコトデ
アル。此ノ力ヲ盡イ需用ハ悉シイ程デ、コノ危險ナ
氣狂ジミタ需用ヲ無節操ニモ企ラメバ固リナイ利
益ガ目ニ見エテ居ルノデアル。

過去百年ノ間、改善ト統制ノ努力ニ對シテ、支那

2247-10

及外國ノ種々公私ノ關係及個人ガ私利私欲ノ商賣ヲ
行ヒ又強暴ヲシテ不當ナ利益ヲ得テ來タ。

一九三七年ヨリ過去十年ノ間、支那國民政府ハ、
支那ノ東方及中央ノ(各)省ノ廣イ地域カラ警察
(栽培)ヲ止メサシテシマツタ。ソレデ其地方ノ
一般ノ消費量モ目ニ見エテ減少シマシタ。外國ノ
阿片ガ入ッテ來ル港ヤ鐵路ヤ北支ノ天津及其ノ附
近地ノ治外法權ト云フ保護ノ下ニ日本人ヤ朝鮮人
ニ依ッテ維持セラレテ居ル手廣イ麻酔劑ノ製造及
賣買ト云フヤウナ多クノ私イ場所ノアルノニ係ハ
ラズ、政府ノ阿片反對ノ政策ハ東部、中部支那及
背後ノ西部地方ニ於テモ廣範圍ニ涉リ力強ク行ハ
レマシタ。嘗ニ(此ノ)供給ガ禁ゼラレ、業者ガ
所賣セラレタバカリデナク、幾萬ノ個人耽溺者モ
登録セラレ必要ナル際ニハ特ニ用意シタ病院施術
ノ助ケニヨッテ阿片ヲ取り除ク方法ハ講ゼラレマ
シタ。夫々ノ省デハ或ル特定ノ日以後ハ、賣買者
數引者共ニ死刑ヲ科スルコトガ出来、公表ハ控エ
タガ、此ノ所罰ガ折々ハ行ハレマシタ。

私ガ南京ニ住ンデキタ一九三七年以前ノ十七年間
ニ、一九三〇年以前ニ揚子江上ノ汽船ノ中デ陰レ
テ南ヒラ違ッテキルラシイ様子ハ見掛ケマシタガ、
阿片ノ實物ヤ匂ヲ知ルマデニハ成リマセンデシタ。

2247-11

私ハ、私ノ一九三八年報告ニ次ノ様ニ記シマシタ。
「今日ノ時代、南京ニ於テハ阿片ノ大量ノ供給ヤ
消費ハナイヤウデス。又貧シイ人々無算ノ者ノ心
ヲ引クヤウナ方法デ公然ト賣捌クコトモゴザイマ
セン。阿片ハ古イ型ノ或ル富貴、商人ノ連中其他
ノ少数者ニヨツテ秘密ニ或ハ半バ秘密ノ方法ヲ用
ヒラレテ居リマス。殊ニ過去五年間ハ、政府ノ賣
買ニ對スル判然シタ絶エズ強要イ御紙ト過去三十
年間ノ教育ノ努力、效果ニ因ツテ阿片ノ使用ハ少
ナウゴザイマシタ」ケレドモ一九三八年變化ハ
不幸ナ革命ガ起リマシタ。今日デハ阿片ヤヘロイ
ンハ公衆ノ要請者ヤ、是等ノ者ノ惡意ヤ庇護ヲ受
ケテホル者達ニヨツテ多量ニ供給セラレテ居リマ
ス。

幾萬モノ人々ガ（之ニ）耽溺スルヤウニナリ、其
ノ中ニハ子供ヤ多勢ノ男女ノ若イ人々ガ含まレテ
居リマス。」

麻酔劑取引ニハ賤シイ明ラサマナル結果（所納
ノ意？）ト耻ツベキ性質カアルニモ拘ラズ信用ノ
墜ケル其ノ統計ヤ正確ナル其ノ量目ヲ手ニ入レル
コトハ決シテ容易ナコトデハナイノデアアル。
少量デ何ガ高ク陸シ易イコト、混合シテモ亦假令
隠メテ善ク組織セラレタ頒布網以外ノ方法テ賣ツ

2247-18

テモ内密ノ利益ヲ得ル見込ガアルコト、麻酔劑ヲ
賣買スル者ノ一般的ナ野郎ナドハ何レモ陰蔽ノ原
因ナノデアアル。佛佛政權ヤ其ノボスデアアル日本ガ
南京及中支ノ麻酔劑カラ得ルヤウナ多額ナ收入ヤ
利益ノ場合ニハ完全デアルトカ嘘ノナイ公財政ノ
發表ハアリハシナイ。麻酔劑ヨリ得タル收入ノ率
實ノ明ラサマナル發表デアアル。一番少ナイノデア
ルダカラ個人テ調査スルカ地方（首魁）ノ觀察ニ
依ルノ外ナイ。

コノ様ナ報告ニ着手スルニ際シテハ、私自身、
又私ノ指圖ノ下ニ信用ノ置ケル友達が内密デ手紙
ヨク多クノ阿片及ヘロイン關係者ヲ調査シタ。
官廳ノ規則ヤ許可ノ格式ヲ手ニ入レタ。麻酔劑ニ
關係アル他國警察官署ノ署長達ト話シタ。逮捕ヤ
發覺件數ヲ算メタ。一七五ノ阿片窟ヲ觀察シタ人
ノ著書ヲ讀ベタ。

一九三九年中南京市ノ公證組織デ日毎ニ配給セラ
レタ三千オンスノ阿片ヲ幾部分ニ分割シテキタ使
用人カラ文書ヲ得タ。傀儡政府ノ財政所管度デ用
ヒラレタ贖身票ノ豫算ヲ入手シタ。傀儡政府ノ南
京及地方廳ノ財政ニ關係シテキル他國官吏達カラ
私文書ヲ入手シタ。

一九四〇年ニ、漢口ニ居タエー、エー。ギルマン
ビシヨツブ、北京ニ居タアール、テイ。セイラー

2247-19

教授、廣東ニ居タール、ソムブソン博士等ノヤウ
ナ多ク都市ニ居タ米國人ノ友達ニヨツテ私ノタメ
ニ比較的研究ガナサレタ。次ニ攝ゲル材料ハ、日本
國官憲ニ提示シ、日本國支配下ニアツタ地域デ世ニ
間フタメニ上海デ發行シタ一九三八年、一九三九年
及一九四〇年ノ報告カラ移シタモノデアル。

一九三八年ニ南京公署組織規程ハ二〇〇ノ小倉庫、
販引箱ヲ定メタ。前者ハ每一四半期ニ二弗八四〇、
嗣デ後者ハ夫々ランブノ數ニ於テ三個ノ場合ハ五〇
弗、六個ノ場合ハ一〇〇弗、九個ノ場合ハ一五〇弗
ヲ課税セラレタ。家庭ニ於ケル一個ノランブハ月三
弗ノ最低ノ税金デ登録セラレルコトニナツテ居タ。
一オンスノ十分ノ一ノ阿片ノ日々ノ使用許可證ガ藥
其物ノ價ノ外ニ二弗二〇ノ手数料デ發行セラレタ。
ホテルヤ淫賣屋ニ對シテハ特別ノ許可ヲ與ヘルコト
ガ出來タ。次ニ又婚禮ヤ葬式ヤ、社界の行事等ニハ
七日間ノ非公式許可ガ與ヘラレルコトガ出來タ。
一九三八年十一月ニハ日々ノ阿片ノ賣捌キハ六〇〇
〇オンスニ制限サレテ居ルモノト（一般ニハ）知ラ
レテ居タガ周圍ノ田舎ノ買手カラノ注文ノタメニ是
以上ノモノガ放出セラレタ。卸値一弗デ六〇〇〇
オンスダト一ヶ月二、〇〇〇、〇〇〇弗ニ相當スル。
少量ノ供給ハ大連カラ來タ。ヘロインノ運搬ハ秘密

2247-20

裡ニ進歩シタ。ソレハ日本軍ノ特務機關ノ保護ノ下
ニヨク組織立ツテキタ。コノ組織ノ中デ長年營業ヲ
續ケテキル或ル代理機關ハ、特務機關ハ南京地方ノ
毎月ノ賣上ハ三、〇〇〇、〇〇〇弗ヲ超エテキルト
報ジテ居ルガ之ハ標準ヲ示スモノデアル。

警察ノ報告ハ道カニコレヨリ多イガ私ハ南京市ニ於
ケルヘロインノ使用者ハ五〇〇〇〇人デ其ノ人口ノ
八分ノ一ト内輪ニ見積ツテ居タ。

一九三九年ニハ南京市ハ三〇ノ公倉庫ト一七五ノ
許可セラレタ吸引窟ヲ有シテ居タ。十四ノホテルガ
許可セラレテ居タト言ハレ、官憲達ガ、自分達ノ勢
力下ニ置カウト暗ニ働キカケテキタ非常ニ大キナ番
外ノ合法的ナ商ヒガ其外ニ有ツタ。三〇ノ倉庫ヲ通
ジテ日々行ハレル賣上ハ平均三、〇〇〇オンス、小
賣デ六六、〇〇〇弗デアツタ。三、〇〇〇オンスハ
少クモ六〇、〇〇〇人ノ耽溺者アルコトヲ示シ、事
實ハ遙ニ之ノ數字ヲ超エテキルト信ゼラレテキタ。
改組セラレタ政府ノ行政院（當時ノ東中央支那ノ傀
儡政府）ハ毎月一、〇〇〇、〇〇〇オンスノ阿片ニ
對シ一オンスニ付三弗ノ割ノ税金ヲ得テ居タ。
官憲ハ消費者ニ配給セラレテ居タ阿片ノ實際ノ量ハ
コレヨリズツト多イト苦情ヲ言ツテ居タ。政府ノ拂
下組織ハ改組政府ニヨツテ其ノ行政區域全盤ニ亘ツ

2247-21.

テ横ゲラレテ居リ南京ヨリ遙カニ小サイ一都市デ三
〇〇ヲ超ユル許可セラレタ店ガアルト報セラレテキ
タ。一九三九年ノ報告ノ中デ私ガ言ツタ様ニ「阿片
カラ得ル三、〇〇〇、〇〇〇弗ノ收入ハ改組政府ノ
主ナル財源デアル。

裏面白紙

2247-22

而シテ又日本ト支那ノ官憲ハ、現在ノ統治ト實情
ノ下ニ於ケルコノ地域ノ如何ナル政府ヲ經營スル
ノニモヘ之ハ必要缺クベカラザルモノデアル。』
其ノ年ノ七月ニ、日本ノ外務省ノ阿片専門家デア
ル芳賀氏ハ丁度支那ヘノ觀察旅行カラ戻ツテ、京
京ノ役所デ、將軍達ハ戦争カ終ルマデハ少シノ改
善モ望メナイ、ト云フ語ハ、臨時政府ニトツテハ
他ニ適當ナ收入ノ財源カ發見セラレナイカラ。』
ト話シタト私ニ語りマシタ。改組政府ノ一官吏ハ
卸賣價格ノ一九弗ハ、大違カラノ阿片ニ關シ八弗、
運搬ニ對シ日本人ノ他ノ利益ノタメニ二弗、所謂
「課税」トシテ三弗カラ九弗マデノ利鞘ヲ包含シ
テキルノデアツテコノ「課税」カラ憲兵隊ヤ特務
機關ハ分ケ前ニ與ルノデアル。ト私ニ言明致シマ
シタ。ヘロインノ賣捌ハ約二、四〇〇名ノ（人員）
ト日本人ニヨリ供給サレ保護サレ半バ秘密組織ニ
ヨリ引續キ行ハレテ居リマシタ。

一、九四〇年ニ、中央支那ニ於ケル臨時政府ノ
後繼者デアル汪兆銘ノ傀儡政府ノ中央金庫ハ楊子
江下流平野地域ダケデ分配サレル阿片ノ所謂「課
税」カラ毎月五、六百萬弗ヲ得テキタ。北京ニハ
六〇〇ノ阿片商社カアツタ。ヘロインハ、漢口デ
モソウダツタヤウニ、阿片ヨリモ一層一般ニ用キ
ラレテ居ルト云フコトデアツタ。漢口ニハ阿片ヲ

2247-23

公ニ使用スル三四〇ノ阿片窟ト一二〇ノホテルガ
アリマシタ。此ノ阿片ハ五〇〇、〇〇〇ノ人口ニ
對シ日々四〇〇〇オンスノ割テ供給セラレテ居リマ
シタ。許可ヲ受ケテキル吸引者ハ五〇〇〇名デ許
可ヲ受ケテキナイ吸引者ハ五〇、〇〇〇名ト謂ハ
レテ居リマシタ。國前ノ嚴重ニ抑壓セラレテ居ッ
タ時ノ狀況ト對照シテミルト悲シムベキヘモノガ
アル。

山西及山東ノ占領地域ノ小都市デハ賣捌キモ耽
溺使用モ而シテ又公署ノ獎勵ト保護ニヨル罂粟ノ
地方的栽培モ微増シタ。爾對ニハ一七〇ノ阿片倉
庫ガアリ、二五〇、〇〇〇ノ人口中四〇、〇〇〇
ノ明カナ吸引者カ居ツタノニ對シ二〇〇以上ノ吸
引窟ガゴザイマシタ。(登録シテアル吸引者ハ只
七〇〇名ダケデアリマシタ。一九四〇年ノ私ノ
調査ニ依リマスト、開封デハ朝鮮人ガ一外國ノ商
社ト區別セラレテ約二〇〇ノ店舗デ政府ノ許可
ヲ受ケテヘロインノ商社ヲ經營シテ居リマシタ。
又、阿片ハ北河南カラ河北ニカケテ澤山ニ出來マ
シタ。人口一五〇、〇〇〇モ有ルカナイカト云フ
都市燕湖ニハ三〇ノ公認阿片商社、六〇〇近イ公
認、非公認吸引窟ト而シテ約一〇〇ノヘロインヲ
賣ル場所ガアリマシタ。廣京城内ニハ、當時ハ人
口五〇〇、〇〇〇ヲ推シテ居リマシタガ、八五二

2247-24

ノ登録セラレタ阿片額ガアリ、此ノ外約三〇〇ノ登録セラレテイナイ阿片額ガアツタ筈デゴザイマス。

一九四〇年ノ占領地域ノ支那ニハ政府ノ店舗又ハ免許商人ニヨリ公然トヘロインガ賣捌カレ此外ニウルサイ行商人カ賣リ廣メテ歩キマシタ。或ル地方デハ麻酔劑ノ使用ヲ廣メルタメニ心ヲ引クヤウナ廣告ガ用キラレマシタ。阿片ハ、一九三九年ニハ相當多量ノ品ガ日本トイラン國トノ貿易ニヨリ入手シタノデアリマシタガ、主ニ滿洲國カラ供給セラレテ居リマシタ。地方的生産ハ増加セラレマシタ。ヘロインハ大連ト天津ノ工場カラ多量ニ入荷セラレマシタ。占領地域ニ於テハ抑壓ノ努力ハ少シモナサレマセンデシタ。

注意スベキ制限カナサレダトスレバ其レハ誰ダ大キナ内
容デヤル商賣ヲ強制シテ公ノ收入ヲ生スル配給機
器ニ變更シヨウト工夫セラレタコトダケデアリマ
シタ。

一九三八年ノ春カラ一九四一年五月ニ私カ南京
ヲ立去ルマデノ間ニ南京口際救済委員合ハ幾度カ
私ニ市民實生活ノ状況及生活問題ニ就テ信用ノ置
ケル報告ヲ寄イテ貰ラヘナイカト依頼シマシタ。
是初私ハ一九三七年十二月カラ一九三八年三月ニ
至ル南京市民ノ損害ノ調査ヲ完成スルタメニ南京
大學ノ社會學ノ教授デアル リュイス・エス・シー
スミス博士ノ援助ヲ致シマシタ。即チ詳シク言ヘ
バ南京及其附近ノ食料・就業・住居ノ状況ニ就テ
テゴザイマシタ。コノ調査ノ何ヶ月カノ間ニ私ハ
次ノ事實ヲ發見致シマシタ――

軍行動ニ因ル損害ハ總損害ノ百分ノ二以下デゴ
ザイマシタ。城内及郊外地區ノ焼失ハ事實上日本
ノ兵士運ニヨツテ（後カラ）徐々ニ爲サレタノデ
シタ。南京城内ニ於テハ十二月十九日以前ニハ一
戸モ事實上焼失セズ（失焼シタノハ何レモ）日本
軍ガ入城シテカラ一週間モ湿ツテカラノコトデシ
タ。他ノ時ニハ（斯ル）一般的ナ大火ハナカツタ。
ケレドモ十二月十九日カラ六週間ハ何レノ日モ或
ル程度カ又ハ地區、地區ノ建物ガ火ヲツケラレタ。

2247-26

全地域ノ掠奪ノ大部分、南京ニ於ケル掠奪ノ殆ン
 フ全部ガ而シテ又實際市民ニ對スル暴行ノ總テガ
 日本兵ニヨツテ爲サレマシタ。私ハ日本ノ總領事
 ヘノ手紙ニ是等ノ事實ヲ明瞭ニ書キマシタ。其ノ
 總領事ハ私ノ報告ヲ讀シテ曾テ報告ニ不利ナル批
 評ハ申シマセシデシタ。

是等上ニ述ベタ調査ヲ行ツテ居ル間ニ私ハ又今
 言ツタヤウナ方法ニヨル掠奪ト燒失ノ損害ハ約二
 二一、〇〇〇名ノ城内居住ノ家族ノ支那通貨デ四
 〇、〇〇〇、〇〇〇弗ヲ一寸超シマシタ。戦争ノ
 起ツタ時人口一、〇〇〇、〇〇〇ヲ超エタ全市ノ
 建築物ト家具什器ノ損害ハ支那通貨デ二四六、〇
 〇〇、〇〇〇弗、戦前人口ノ一世帯當リ一、二六
 二弗デアツタ。南京隣接ノ田舎一四箇ノ縣トサル
 縣ノ二分ノ一ノ地域ニ居住シテキタ農民ノ間デハ
 七長世帯ニ一人ハ必ズ殺サレタ(コトニナツタ)
 全農家屋ノ百分ノ四十八燒燬ハレタ。家財ヲ除ク
 農産物被害ハ四一、〇〇〇、〇〇〇弗、一世帯當
 リ二二〇弗(一九三七年カラ一九三八年ノ支那弗
 ノ值ハ米國通貨デ三〇セントデソノ購買力ハ米國
 通貨デ約一弗ダツタ)

一九三八年カラ一九三九年ノ間ニ國際救済委員會
 ノ爲ノ調査ヲ進メテ居ツテ私ハ斯フ言フコトガ判
 ツタ。ソレハ個人財產及生産設備ノ破壊ノ上ニ國

2247-27、
民ノ主要階級ノ生命ニ危害ヲ加ヘタコトデアツタ
一九三八年中及一九三九年一月ニ南京ニ來タ日本
人商人ハ證デモ、且ノ特務機關又ハ憲兵隊ニヨツ
テ支那人カラ取上ゲタ商業用及居住用ノ設備家財
ヲ提供セラレタ。多クノ場合補償ハ當テガハレナ
カッタ。併シ偶ニハ契約ガ締結セラレ日本ノ公署
ニ登録セラレルコトモアツタガ支那人ハ屢々拒リツ
ブサレテ、支那人ハ何ウスルコトモ出奈ナカッタ。
支那人カ何カウマク小商賣デモ始メルト彼ハ屢々
日本人ヲ共同經營者ニセヨト要求セラレルノデシ
タ。其ノ日本人ハ資本ヲ出スデモナケレバ仕事ヲ
スルノデモナク唯ダ必要ナ許可ヤ保護ヲ特務機關
或ハ憲兵隊カラ得ルト云フダケデシタ。オマケニ、
銀行業、運送業、米、綿、糸、建築材料、電氣器
具、金屬類ノ卸賣ハ直販賣力許可制ニ依ル獨占ニ
ナツテ居リマシタ。且ニ協力シテ居ル或ル支那使
用人ハ餘々ニ斯ウ云フ企業ニ部分的ニ参ハルコト
ヲ許サレマシタ。然シ澤山ノ支那人商業利益ハ極
ク小サイ商業家内工業及行商ニ追詰メラレマシタ。
之ニ反シテ支那人身体ノ幾千ノ男ヤ女ハ日本軍々
需品運搬ノ臨時労働ノ安イ賃金ヲ受ケルコトニヨ
ツテノミ暮セレルノデシタ。

獨占ハ支那人生活者ト消費者ニ等シク用ラレマ
シタ。假令ハ巴魯ハ一時米價大暴落反日本人官吏

224
ノ政ル好意アル援助ニヨツテ南京國際救済委員會
ノ委員トシテ生産地デ米ヲ買フ權利ヲ得ヨウト幾
月モ努メタガ無駄デシタ。斯ル努力ニ就キ私ハ支
那ノ商人達カ支那人官吏達モ自由發賣ノ權限ヲ持
ツテ居ラナイノデ日本人隊長ニ行ツテ許シヲ受ケ
ルヤウニ言ハレテ居ルノヲ知ツタ經驗ガゴザイマ
シタ。南京ト蕪湖ノ間ノ米主與生産地ハ、南京デ
一ビクル約二〇弗シテキタ時ニ、日本軍ニ依ツテ
八弗カラ一〇弗ノ相場デ買收サレテ居リマシタ。
然ルニ軍隊ハ日本人商社ニ八弗ノ米ヲ蒙安及上海
ヘ一ビクル四〇カラ四五弗デ賣ルタメノ荷動キヲ
許シテ居リマシタ。

支那商人達ハ還穀ノ獨占ト總テノ卸賣商ヒヲ統
制スルタメノ其ノ差別的ナル運用トニ因ツテ抑壓
セラレテ居リマシタ。私ハ私ノ調査中、支那商人
達ガ傾カハシ氣ニ、一外國經濟ノタメニ、自分達
ヤ自分達支那國民ハ苦力ヤ小僧ノ地位ニ引下ゲラ
レタトコボスノヲ屢々耳ニ致シマシタ。取分ケ彼
等ハ次ノヤウナ種々ノ方面ニ於ケル差別的ナ統制
ヲ指摘シテ居リマシタ。一石灰、鹽、銀行業、綿
金屬類、セメント、石灰、電氣及用水設備。

尙又私ハ私ノ調査中ニ、商業地區カ全般的ニ燒
却セラレ、掠奪セラレ而シテ沒收セラレタ後復興
シタ時ニハ彼等ハ特權機關ニヨツテ、日本人共同
經營者ヲ受入レル迄常ニ脅迫セラレ邪魔ヲセラレ

2247
マシタ。其ノ共同經營者ハ必要デアレバ何ンナ許
可デモ又利益ト交換デサヘアレバ安全保障ノ対策
デモ又思フ儘ニ軍カラ援助ヲ求メ得ルヤウナ經營
上ノ發言ヲ、當時候シテ呉レタ。

斯ウ云フ事實ハ判リ切ツタコトナノデアル。私
ハ其ノ事ヲ日本總領事ヘノ手紙ニ明瞭ニ書キ次デ
公表發シマシタガ日本ノ官憲カラハ反對モ拘束モ
受ケマセンデシタ。

以上ハ一九四六年六月廿五日私ノ手記シタモノ
デアリマス

マイナー・シール、ベータス

前述ノ陳情書ハ一九四六年六月二十五日東京ニテ
本官ノ面前ニ於テマイナー・シール、ベータス
ニ依リ認メラレ宜書セラレマシタ。

メジャー・エフ、エー・ジー・デイ

ジョン・ハンメル

No. 1

323

22

P. 1747
Doc 1747

南京安全地区文書
政治経済研究叢書第七
南京安全地区文書

政治経済研究叢書第七
南京安全地区文書

編纂 前外務省顧問 哲學博士
徐淑希

評議会指導作成

リーランド・ウォレン会社

上海一書院一社製版

(発行年) 一九三九年

196

Doc 1744

序

本書に記載せる文書は南京安全地区に所有せる總督ハナクンテ國際事項評議會が幸甚と入手せし總督ノミデアノミナズノ内若干モノハ編者ノ日英人ノ戰事行爲中ニ載せしモノナリ。一方重要事項ノ大部分ハ合衆國ニシテ多ク項目ガニジイデハバレイ氏著戰争ガ要因とスルノ中國ニ於テ日英ノ附録中ニ記載せしモノナリ。然レシテハ多數ノ公共心ヲ有スル男女ノ衆亦ハ行爲ノ記述ヲト同時ニ歴史及國際法研究ノタメニ材料トシテノ刊記文書ノ重要性ニ鑑ミテ之ヲ特別ノ録録トシテ成立ス。且ハ之ヲ完全ニコレヲ文書ヲ刊行スルコトハ當を得タモノト思ハレ。コレヲヨシノ部分ニ分ケタノハ主トシテ便宜上カラテナリ。境界線ハカ三班大使館付吏員諸氏ノ南京復讐ニ伴ッテ起リタ。此吏員諸氏ハ当地且國際委員會ノ難事遂行ニ對シテ援助ニ對シテハ委員會ハ速早リ之ヲ承認ヒシタム。以テ前記ノ二書ノ他ヨ一見ス。議會ヲ持タナクシタ人々或ハ当地に在ル機能又当地に國際委員會ノ同知知識ヲ取得シテナクシタ人々ニ對シテ先ヲ述ブレリ。前ニカニカハノ文書ヲ一見シテ頂キバナニガシカノ教乃ニ思フ。

徐淑希

一九三九年五月八日

No. 2

Doc 1744

第一節

一九三七年(昭和十一年)十月十四日—一九三八年(昭和十三年)一月一日

第一

南京日本領事司 命令ニ對シ

一九三八年十二月十四日

詳述

私共(貴下ノ宛)兵隊ガモト地ニモ攻撃ヲシテカッダイトイフ大變ニ
對シテ又同地ニ於テ中國民間人ノ保護ニ對シテ務メノ計也
ニ就テ貴下ト連絡ヲトシテ備メヤリテモコトニ對シテ感謝ノ
意ヲ表スルモトアリマス

國際手裏會ハ同地ニ於テ人カラ攻撃ニ被ルモノニ對シテ莫クモ
マトリソノ住民ニ對シテ一俟食ヘンモノニモヤル餘額ヲ附シソノ
同地ニハ警察ヲ統制スルノ下アリマス

私共ハ同手裏會ガ大ニ事項ニ付御方ニカ賜ヒンコトヲ謹ミテ御願
敬シマス

一、貴方地ニハ入口ニ日人軍一隊兵ヲ置テ候ヘラス

二、ビストンノ人ハ貴方地ニ同地ニ所屬ノ常駐警察官ニ依リテ
警察官タルコトヲ新サレマス

三、同地ニ於テ大ニ難カク貴方地ニ所屬ノ常駐警察官ニ依リテ
表ニ責リマス

No. 3

Doc. 1744

我々ハ市面ノ別ノ方面ニ米ヲ貯蔵シテ居リシヲソレヲ確信スル意ニ
トスルニヨリ自由ニ運搬ヲ致シタイト存シテ居リマス

四一散人が各自ノ家庭ニ歸リ得ル迄現在ノ住居施設ヲ継続ス
ルコトヲ許シ更ニ歸リ得ル時ガ来テモ尚同地区ニハ世話ヲ要スル無教
ノ族無キ時難者連カ居ルコトデアリセリ

五電話電氣水道ヲ整フ限リ速カニ復旧スルコトニ就テ貴下側ト協
カス機会ヲ賜リ度

昨日午後数多ノ中國兵ガ同市北部ニ侵入セシタ際思ヒガキヌ
事急ガ勃発シタ。彼等ノ若千ノ者ハ私共ノ住所ニ入り入り。後
生デスカラ命令ヲ助ケテ貴ヒ更イト懇願ニモタムス。我々委員会ノ
代表達ハ貴下司令部ヘ参ラリト致シマシタガ漢中街ニ於テ一人ノ
大尉ノ方ヲ見ツケタキリテシタ。ソレデ我々ハカノ支那兵連ヲ武装
解除シ当地ニ於テ散居ニ致シタノデアリマス。私共ハコレヲ兵
士連ヲシテ彼等ガ今切望シテ居ル平和ヲ民間人ノ生活ニ歸スル
ルヤリ貴下ノ寛大ナル御許可ヲ御願ヒ申シ上ケルモデアリマス

No. 4
私共ハ更ニ貴下ニ對シテ人ジョン・マギー師ヲ主宰トシ南京國際赤
十字委員会ニ就テ申上ゲタイト存ジマス。コノ國際赤十字委員会ハ
外務省鐵道省及陸軍省ニ於ルモノ。併成病院ヲ管理シテ居ルモデ
リマス。我々赤十字委員会ハ昨日此等病院内ニ於ル全員ノ武器ヲ取上ゲ

裏面白紙

Doc. 1744

ル J.V. ビンカレン	アメリカ人	スミット・ギヤム・オースン 会長
ナ エッカード スバーリンゲン	ドイツ人	上海 陸
エ M.S. ベン博士	アメリカ人	南京 大学
エ W.P. ミズ師	アメリカ人	北都 長老傳道團
エ J. リーン	イギリス人	アシア 石油会社
エ C.S. トレー博士	アメリカ人	大学 病院
エ マンズリー夫人	アメリカ人	南京 大学

第七

福田氏への書簡

拝啓

少佐ニ指定され、私共ハ昨日正午通信銀行ニ於テ貴下ト会見
 致シマシタ。当中ラ出来、服ノ速カニ平常生活ニ引マ戻スコトハ
 当ヲ期タ事ト存ジマス。然レ昨日ハ安全地ニ在リ、引続キ騒擾
 ノ為ニ避難者連ノ間ニ恐慌状態ガ増大シマシタ。大敵屋内ノ避
 難者連ハ成數ヲ角レタノニ最モ可ノ調理所ヘ行クコトヲ恐ガツテ
 母リマス。ソノ結果私共ハソノ建物内ニ直接米ヲ給與セネバラナク
 ナリ。ソノニ私共ノ仕事ハ厄今ナモニナリマシタ。我々ハ調理所ヘ
 逾テ米石費ヲ擔フ苦力ヲ雇フコトスラ出来ズ、從テ今朝ハ數千ノ
 人々が朝食被ヤアサマサネバラナク、タノテアリマス。

No. 6

Doc. 1744

國際委員會ノ外人委員達ハ今朝日本軍ノ進撃ヲ察知シテ
トランク入ヲスベク必死ノ奮力ヲシテセルノ民間人達ニ供食シ
コトガ出来ンデアリマス 昨日我が委員會ノ外人委員達ノ個人
所有ノ自動車ハ日本兵ガ何處ヨリシテ遂ニ持テ去ッテシマヒシ
タ (騷擾ヲ受ケ一覽ノ夜ハ道路ヲ封鎖シテアリマス)

コノ恐慌状態ガ鎮ミテ迄ハ当局ニ於テ進行ヤレハ如何ナル程度ノ
活動即チ電話從員ヲ宛テ所從員ヲ恐ラシメ給水所從員モ
アテコシテ商店モ或ハ道路掃除ノ不可成ニナリテ行クノデアリマス
コノ状態ヲ速リニ改善スルノニ國際委員會ハ日本軍ノ進撃ノ
ヲ直ニニ放ルン事ヲ提議スルモヤアリマス

一總テノ搜索ハ責任アル將校ノ下ニ正規ニ編成サレタ小隊ヲ以テ爲
サレタシ (大抵ノ紛擾ハシテ迎ヲウロコイテハ將校ガナリニ三四ノ兵隊
ノ集團カウ起シテアル)

二夜間ニ於テハソレテ出来ン事ヲハ吾間モ安全地区内ニウロコシテ
日本兵ガ紛レ込ムコトガ一切ナイヤウニ安全地区ノ入口ニ衛兵ヲ置
カレタシ (此事ハ昨日少電ガ申出サレマシタ)

三日日本兵ガ騷ルニ取上ゲテ使用シナイマツニ或ハ私有ノ乗用車ヤトランクノ
點検ニ貼布大ヘテ証明書ヲ添付シテアリ (当局防衛ノ緊要ノ
際ニ於テハモ支那陸軍司令部ハ前線ノ証明書ヲ我々ニ交付シ

No. 7

Doc. 1748

我々が証明する人等、以前に取上げられた自動車ハッチの半壊を報告シテカラ一週及び内ニ委員会ニ返還サレタアリマス。更にソノ困難ナル状態、ニアツサヘモ支那陸軍ハ民間人ニ供與スル為メ運搬用ニ用ヒルベヤトラクニ台ヲ割リタリ、クレタナリマス。確リニ当局全体ヲ支配スル下ニ治メ別ニ戦ヒモ行ツテハキズ、ハルカニタノ装飾ヲ有シテ年々日本皇軍カ目下ソノ監督ト保護ノ下ニ支那民間人ニ對シテヨリヤイ事シカスル得ナリコトハナイ事デアリマス。我々ハ昨日ハ抗議スルヲモテモシメ、トイフノハ最高司令官ガ到着スルハ市ノ秩序ハ回復スルヲ思フテチカラナリマス。シカシカラ昨夜ハソノ朝、晩ヨリモ尚モイ位デアリシメ、ソコデ我々ハコレノ事柄ニ就テ日本皇軍ノ注意ヲ喚起シ、ウツ次々シクデアリマス。即チ日本皇軍ハ必ズ之ヲ日本兵士ノ不当ナル諸行為ヲ是認スルハナイト信ジテ居ルデアリマス。

朝事ハイス・C・スミス教曰

第ハ

安全地区ニ於テ日本兵士ノ騷擾事件

一九三七一年十二月十六日提出

茲コレハ我々が一致ト仔細ニ査照スル機会カタク幾ツカノ事件ノ例ニ過ギナイ。コレヨリマダズト多クノ事件ガ我々ノ所職員ニ報告セラル。

Doc. 17 X 8...

一十二月十三日日本兵ノタメニ銃剣ニ突テ安全地区内衛生係者
 三區區内六人道路橋樑大ガクウロウニ突テ死者一人生者二人於テ救テ
 レ一名が重傷ヲ負ハサレタ 此ヲ橋樑人夫達ハ救テ所ノ屋ニ入テ
 了タム何等ノキリシテ理由ハナカッタヤリ日本兵達ガ救ヘ
 侵入シテ救テラレタ

二救護員等ノ行軍ガ十二月十五日午後四時、ゼンリン大學附近ア日兵
 軍人ニ捕獲サレタ

三救護安全地区内ニ小分ビ救護ノ任人達ガ十二月十四日、夜救
 護ヲ進出サレ一切合同ノ物ヲ放棄サレタ、小分ビ救護長自身モ
 二回日兵兵ノタメニ救護サレタ

四十二月十五日、即チ昨晩南京大學圖書館建築物ニ七人、日本兵
 ガ入テ来て七人中國女避難者ヲ連行シテ行ッダガ、中ニ三人ノ
 女ハ、身ヲ焚キサレタ此ノ事件ノ詳細ハ南京大學醫局ニ委員會議決
 タレタ、此ノ開士カラ報告サレタ

五十二月十四日夜八、日本兵ガ中國人ノ救護員ヲ侵入シ来リ、セテ救護シ
 或ハ連シタルモノヲ事件ハ救護員アツタ、コトハ同地ニ恐惶ヲ起
 起シ救護員ヲ連ガキ、ゼンリン大學内ヘ引移ッダ、タメニ三人ノ
 アメリカ人、男ガ、ゼンリン大學内ニ三十人、女子兵ヲ護衛ス、ゾメ
 昨夜ゼンリン大學内ニテ夜ヲ過シタム

六別ニハキリシテ、橋樑者ガ、ナナイ約三十人ガリ、日本兵ガ十二月十四日

No. 9

Doc 1744

大學病院及看護婦寄宿舎ヲ搜索シ、病院係員ハ順々ニ被
奪テ、押シテ行カセ、品物ハ五十年筆三本、現金ハ六〇ドル、時計四個、
病院田畑等、夫、閃光電球二個、手袋二組、スウェーター一衣

七昨日、十月十五日、武が会ノ公共施設用建物内ニテハ、大連難着収
容者ノ總テが報告シテ、夫、所ナハ日本兵ケソコヘ入ッテ、夫、何
カ避難者連カラ持奪ヲ行ダト事デア

ハ、十二月十五日、アメリカ大使ノ住居ニ押入り、ソコヲ引カ、延シ、若干ノ小
サナ品物ヲ持チ去リ

ハ、十二月十五日、ギン・ソノ大子ノ夜校舎ニ後方ノ垣根ヲ越ニテ、ドア
ヲアチコハシテ、日本兵ガ入ッテ、夫、十二月十三日以來、動カシ得、物ハ
悉クソノ建物口ヲ押シ出サシキ、夫、何モ盗ラレ、カッタ

ハ、十二月十四日、正午、在シ、イン・シャンニ於テ、日本兵連ガ一軒ノ家ニ入ッテ
夫、十四人ノ娘連ヲ連れ去リ、強姦シテ、二時間ノ内ニ帰シテ、夫、

ハ、十二月十四日、寧ろ、街ノ家屋ニ十二月十五日午後、日本兵ガ訪レ、彼
等ハ三袋ノ米(三七五擔、ミセ、五〇〇)ヲ買ヒ、五ドルシカ、持ハカッタ

ハ、正規の紙幣ハ一擔、九ドル、五ヤン、デ、日本兵、軍ハ此、為、二國
際委員会ニ對シ、ニハ、ドル、七十五セントノ負債ガ、ア、ワ、ヤ、ア、

No. 10
ハ、十二月十四日午後十時、モ、イン・シャン、ナ、一軒ノ中國人ノ家ヘ
十一人ノ日本兵ガ入リ、込、ン、テ、夫、四人ノ中國婦人ヲ強サセ、ン、

No. 11

費下ニ專ニ御子致テ御掛りたる人盡ダ承繼テ御座居ス
 が私共が被領致サントシテ居リマス二十方ノ一衆人ノ苦悩ト
 困窮ヲ見マシテハや否也此ヲ徘徊スル日々軍人諸氏ノ間ニ於
 現在ニ無秩序振リヲ停止シテ廣クベク貴國皇國德首魁者

Doc. 1744

No. 12

諸氏より何事の行動を取ったと云うことが緊急事である
ト存心次第で御座るマス
又今ハ私共が記録するもハロニ早ク次カラ次へト起る事件フ一
獨レテ居る餘暇モ余地モナイデアリス 然レナカフ昨夜私共
ノ委員中ノベシ博士ハ南京大學ノ寄宿舎へ昨日夜ヲ寝シタ
メニソコへ逃ケ込ダ一千人ノ婦人達ヲ護衛スベク泊リニ行ツタ
アリマス 同博士ハソコモ大學圖書館新館ニテモ護衛ノ
任ニ就キ止ル意ヲ見カケタリマス 午後八時不意ニ
トスミス氏ガ門ノ前ノ野家屋ニ竊クWPミルズ師ヲヤシ
大學へ連テ行ツタ時(私共ハ内一人若シハ数人者ハ三千人ノ女
子供、昨日ハカノ恐慌ノタメニ四千人ニモ増シテシマツタ女子
供達ヲ護衛スルノ二十四日以降毎晩サウシテキタデアリスカ
我々ハ荒々シク搜索隊ニ捕ヘラレ一時間以上モ引留メラレテキ
タデアリス ソノ後將校ハズリジ大學ノ管理ヲシタルミンネ
オートリン頓ト陳大人二人婦人トソノ支達ノソウイム大人ヲ門ノ
角へ並ベセ、奥イ中ヲ其所カラ動カサセズソシテ兵士等ハ彼等連ヲ
乱暴ニゴツキ見シタデアリス カノ將校ハ轉リニ兵隊ガ
ルカフソレヲ見シテ出シテ射殺シタイタト言張リマシタ
トウノ將校ハ私達ヲ家へ帰ラセマシタガミズ師ガソコへ残ルコ
トヲ許シマセシタデアリス私共ハ帰ツタ後ア何カ起ツタ知リマセン

裏面白紙

Doc. 1744

No. 15

コノ事件ハ十二月十六日ノ司決省ニテ人々ノ連行事件ノ
 収束ノ確カキ記憶アル人々ノ中ニハ數百人ノ民間人トモカ
 安全地区ノ別墅警官ガチタノデアリマスガソノ事件ト一纏ニシテ
 考ヘマスト(別墅警官参照)収束ハコノ状態ヲ解決スル何
 等ノ措置ガ執ラナイ限り此区内ノ一般ノ安全ハ一掃ニシテ
 捜索隊長ノ見分ヌグトイフコトヲ知シマシタ。婦人達ノ間
 ニ起リタル恐慌ノ御蔭デソノ婦人達ハ今ハ保護ヲ求メテ収束ノ
 アメリカ側ノ施設ヘト何千人トナリ集ッテ来テエハチアリマスガ
 ソノ恐慌ノメニ男達ハ益々孤立シタルニ成リシヤリニナリマシタ
 (例ヘバ、シオオオエニノ旧語學教ハ十二月十六日迄ハ六百人人
 人々ノデアリマス。然シトフ別墅ノヤクダノ女達カ収束サレ
 タノデ十二月十五日ノ夜ニ四百人ノ女子兵ガ二百人ノ男達ヲ収
 ヘ残シテヤリシト大勢ヘト収束シタルアリマス)。コレガ公共
 収束場所ハ元来三千五百人ノ人々ヲ収容スルニ至ルベシナ
 タラス。所ガ今ハ婦人達ノ間ノ恐慌ノ故ニ収容人員ハ五千人
 ニ増シタルアリマス。セモニシテ建物ノ即チ司決省ト大審院
 ニハ男ハ人モ居リマセンデシタ。
 若シ此ノ恐慌ガ弛ミテハ我ガ此ニ住居問題ガ甚々深刻ニシ
 バカニナリ食糧問題ヤ労働者ノ採ス問題迄一掃トス大勢ヲ

Doc. 1744

No. 14

増入アナリヤウ。今朝、アナタカノ代表者二人、数バヤイ氏カ
 電燈工場ノ工員ヲ求メテ、私共ノ事務所ヘ来ラレマシタ。私達
 ハ我々自身、ドンナ仕事ヲスルノ労働者ヲ何コトナモ出スナシタ
 ト答ヘテ、得マセンデシタ。私達ハ、事員ヤ職員中、米ヤ石炭
 ヲ求メトラフア出掛ケテ行ンテクレ。西洋人、面々ノ御蔭ア
 コノ大世帯ノ人々ニ給與スル米ト石炭ヲ供給スルコトガ辛ウシア
 出取タナス。我が食糧委員ハ、二日ト数ヲ空サレコトハ取テ
 致シマセンデシタ。住居係、水車ノ男ハ、昨夜ノ夕食時、二日
 兵ニ數人ヲ殺シ、家族中ノ人、セリ渡口通ニ至リ、雷火ヲ探サネ
 バナリマセンデシタ。副食糧委員、ハル氏(神学教授)ハトク
 米ヲ運搬シ、夫々一袋ヲナシ、二十五百人ノ人々ヲ自ラ警戒セシム
 タノ同氏、南京神学校ニ残マコトヲ餘儀ナクサレタノデス。昨日ハ
 真黒間ニ、ソノ神学校ノ老若男セア二杯ノ大農場、更又中ノ於テ
 数人ノヤ運ガ、真白カラ、反唇サレタノデス！
 我々二十二人ノ欧米人ヲシアハ、二十万人ノ中国人ヲ養ヒソシチ、
 晝保護シテ行クコトハ不可能デス。ソレハ日本軍ノ当明者ノ
 責任デアリマス。若シアラ、エカガ後ヲ保護スル事ガ出来
 ルナラ、我運モ後ヲ養フコトガ出来ン、ナデアリマス！
 当地ニテ、我輩サレ日本ノ將校諸氏ノ為ヘガ、ハモウソノ問題ガ

裏面白紙

Doc. 1744

アリマス コー人々ハ此ハ私報ラ着ク事人カ清ナクテ
ト御考ヘンヤサス 其ハ十二月十五日午後武蔵野解除サレテ当地
ヘ入ッテ兵士達カ中トイフコトハ再三御通告致シマシタ然レ
作ラ現在ハ当地ニハ武蔵野解除サレテ中興兵、集團ハ一ツモナ
イトイフコトヲ何事解シ所サリ証言致スコトガ出来マス 貴國
捜索隊ハソレヲ中興兵ヲ一掃シタリ、民間人迄追連レシテ行ッ
タムアリマス

閣下者一同、此ニハ、極秘的決定ヲ致スコトヲ御承知下サイ

一兵士諸君ノ取締

一書夜当地ニテ、兵隊ニ依ッテ巡視シテ及キタイトイフ昨日ノ
御報ヒヲ再ビ申上ゲマス

一十二月十六日、私共カ去レテ書状ニ於テ、夜間兵士諸君カ
入り込テ徘徊サレテ防グタノニ当地ニ入ロニ術兵ヲ
置イテ、與キ夜イト甲シマシタ、コレハ、兵隊サレテアリセシ、然レ、追
ハ日本軍ハ兵士諸君カ一戦住民ヲ殺シ、殺傷シ、殺戮スル
就中兵隊ハ兵營中ニ閉込メラレテ、夜間ニ行ハレテ阻止スベ
キ、何事カ、方、御考ヘ下サレコト、存ジマス
一兵士諸君ノ間、一戦、秩序ガ回復スル迄、避難者達、十八箇所
ノ、比較的大キイ集合所ノ入口ニ歩哨ヲ遣イテ、頭キタイト存マス

No. 15

No. 16

Doc. 1744

裏面白紙

コレヲ歩哨ハ兵隊ガ邊境ノ境涯ヲ乘越シコトヲ阻止スルモ任務ノ
内デアレトイフコトモ當知御指令願ハネバナリマセン(添附避難者
収容所一覽参照)

④尚外ニ新記各収容所ノシヨカ何アヤンカソシテ日本兵ニソコ奥ノ
毒ノ人々ヲ苦シメテハナラヌトイフコトヲ命令シタ日本兵ノ布告ヲ
掲出シテ頂クコトヲ謹シア御願ヒ致シマス

ニ 搜索

①私共ノ避難者収容所ハ搜索隊長 諸氏ニ設解サレシ
ヤリヤリミス^体目下陸軍ノ上級將校一カ我々ノ方ノ住居
無ノ人ヲ伴シテヨリソレノハ避難者収容所ノ一ツクヲ
御高見下レバ大變有難イトイフコトヲ申し上ゲン次ヲ御
座居マス

②私共ハ当地ニハ武装解除サレタ兵士ニ集團ハツモ居ラズ又
当地ニハ何時ヤ何ニ時アモ狙撃ナドハナカッタトイフ
ヲ知ッテ居リマスシ更ニ又避難者収容所ト私共双方ノ搜索ガ
何見トナリ施行サレシヤ何時デモ搜索ガ行ハレトイフ
トハトリモ直チニ搜索ヲ行ハレトイフコトダッタデス
カラ、私共ハ一人トシテ皆テノ中國軍人カ当地ニ隠レコトハ
奇サナイトイフ貴軍ノ御希望ハ今更ニ前述ノ愚兵巡視隊

Doc. 174.4.

ニヨッテ急シテ得ルヤアトイフコトヲ取テ申上ケマス
 (三) 叔父ハエシ一般住民ヲニ、三日放逐シテオクナラバ彼等ハ
 当地ニ於テ牢當ナル日々ノ生活ヲ再開スルベシナラヌ
 食糧燃料ハ輸送スルコトガ艱難店ハ閉ヤ労働者
 ハ仕事ヲ求ムベキヲ見セシデアリマセウトイフコトヲ以
 テ信シテ是リマスデ又上ノ如キ提議ヲ以テ何トモアレ提
 出致ス大和ナチ御座居マス ソノ労働者達ハ電気
 水道電話トイッタククハナラズ幸甚ナリト云フニ便ナリ得
 レキアリマス

三 運行サレタ警官

昨日叔父ハ五十人制警官が司法省より運送ラレ四十六人、
 自警團員モ又引致サレトイフ事件ニツイテ貴下ノ御注意
 ヲ更起申上ケマシタ 叔父ハ以テ度々官院ニ懸在シテナ
 四十人、我が新報出登カヌエマ進行サレテ行ツトイフ事ヲ
 追知致サネバナリマセン 彼等ニ對スル唯一ノ計ニ就テハ司法
 省ニ於テ述ベシタリマシタ 即チ貴所ニ於テ日本前報ハ彼等
 警官ハ前ニ述ベシコトヲ搜索サレタ後テ兵隊ヲ連レ込メ 故ニ彼等ハ
 銃殺サレシヤアト申シタリマス 同野ニ司法省事件
 ニ對スル覺悟ニ於テ殆殆シテアリマス如ク若テノ民間人男ヤガ
 日本兵ノタメニ他ノ場所カラ追出サレテシマヒマシムナ 彼等ヲ

No. 17.

Doc. 1788

ソノ司法省ニ収容シタコトニ就キマシアハ我ガ委員中ノ欧米人ノ
役員達ガ全部ノ責任ヲ有シテアルデアリマス。昨日私共ハ
当地ニ此置サレタル四百五十人ノ制報警官ヲ此度日本側ノ
指揮ノ下ニ当市ノ新レイ警察カトレ組織致シタイト御願ニ申
上げマシタ。同門ニ私達ハ前記八千人ノ制報警官ヲヤハリ警官
トシテ旧職ニ復帰サセ四十人ノ自警團員モ我ガ使所ヘ勤人シテ
復帰サセリ。オモナクハ復得ノ所ニ就テモ御報セ下サルヲ希望
致シタデゴザキマス。我々ハソノ当地ニ此置サレタル四百五十人ノ
制報警官ノ全員ノ名簿ヲ綴込ニシテゴザイマスノデコノ良ノ仕事
ヲ進メテ行クニニアタカクノ助けニント存ジマス。
貴下ガ私共ガ失礼ヲモ顧ミテカウイフ提議ヲ致スコトヲ御承知下サレ
ンコトヲ祈リ且私共ハ当市ノ一般人民ノ福利ノクメニハ如何ニ
方面ニ於テモ欲シトシテ協力致スモデヤントイフコトヲ誓ヒ言致シマシ
テ。

委員長ジョシロレイブ致曰

同封 司法省事件ニ関スル覚書

安全地ニ改陣難者收容者一覽表

No. 18

Doc. 1744

第十四

日米大使館宛ノ書簡

一八七七年十二月十九日

午後五時

裏面白紙

No. 19

拝啓
此ハ此ノ貴下ニ付テモ七十迄(馬)ヲ内シテモ、安全地区ニ
ニテ、日米兵士ノ暴行ノ事件ノ一、純粋ラニ出致サネバナリヤセント
ハ誠ニ遺憾ノ極ミデアリマス。茲ニ於テ述ベデアリマスヤクハ、此
所ニ御報セ致シマスハ、私共ガ聞知スシマシノ諸事件ノホシ
ノ一部分デアリマス。スバリング氏(私共ノ總監督)、ローカ氏
ハツ氏、リッダス氏等ハ日米兵諸君ヲ致タカラ送リ出スノニ
寧リ日無キ有様デアリマス。コレノ人々ハ、ソレノ事件ヲ書取ラ
セシ暇トテ無イデアリマス。私ハ、今日ノ事態ハ依然トシテ
従長同、獲取レクナイトイフコトヲ御報セ致サネバナリマス。モ大
変遺憾デアリマス。一人ノ將校ガ等海軍附近ノ我々地区ニ入ル
ト入リテ、我々シテ暴ラ動キキル多ク、兵士ヲ殺リシタ。セフ
サウレテモ、我々ヲ中止セムコトハ出来マシテ、
レイブ氏ハ此處ニ来リナイコトニ就テ相済マシト云フ。我々ガ
同氏ハ、自今、兵士ニ安全ヲ求ムル者、兵士ハ三百人ノヤ子供ヲ

Doc. 1744

抱へて居りマシテノ着達ヲ置イテハニ思ヒナリタニテアリマス
 此ハ昨日ノ二ツノ表ヲ見上ケテハハヤ新ノ通難者
 此等ノ人々ハソノ博士ガ今朝醒顔シテハ大ニ病院ニ
 哨兵ヲ御覽置下シントラ御依頼申上ケマスサウシテ頂キ
 マスバ様々行ノ巷ニ於テモ少クモ十九ノ夜全ノ門ガ
 出来居民ノ三分ノ一ヲ保衛スルコトニナリマセウ

幹事ハス・C・スミス 再掲

第十五

中全地巴ニ於テ日本兵暴行事件

一九三七 年 十月 十九 日 提 出

No. 20

此コニ述ベハ其ガ職員ヨリ文書ニ依テ報告セタ事
 二ツノ他ノ事件モ聞知シテハハヤ新ノ報告シ
 其ノ余ハハヤ 第一五十五ノ事件ハ十月十六日提出
 十八日十月十五日夜 多数ノ日本兵ガダオミン(南京大學校舎
 二層入シテリ)ヲ焼キテテニ人ノサヲ支辱シタ アハハ
 六人ノ兵士モ殺害セタ(ソウ)

十月十六日夜 七人ノ日本兵ガ窓ヲ破リ時難者達ヲ

Doc. 1744.

綜尋シ使司ニ提供スヘキ所計ニ據テ持テアナカフドト云ッテ
大衆ノ職員ヲ斃命シテ復傷サセタソレテサ達ヲソノ精ニ内テ
殺シテメ(ベイツ)

三十二日十六日、日本兵ハ南京大寺ノ附近ニテ遭難者、
中ノ自分達ハ娘ヲ救ヒト申スレテ数人、当地ニ附警署
ヲ設テシタ

三八、十二月十六日、午後四時、日本兵達ハモウシ通「千一書」ニ在
ルニ入テ行ッテソノ婦人ヲ殺害シタ(不、五)

三十二日十七日、日本兵ハ羅漢通ノ五ノ兒ハ侵入シ人ノサヲ強
殺シ、自轉車一台、家具ソノ他ヲ持ッテ行ッタハ、ソト弘ハ現
ニ行ッタ時ハ後三ハ急早ク奉テ、レテ是タ(不、六)

四十一、十二月十七日、司法院附近ニテ一人、少ヤガ殺シ、サセ、下腹部
ヲ鋭劍ヲ突テ刺シタ

(五)

四十二、十二月十七日、レアンノ子ニテ四十歳ハセガ、死シ、強サシタ(五)

四十三、十二月十七日、モウサンノ子通近、ニテ一人、少ヤガ殺シ、兵士ニ

強サシタ(注)

四十四、五台山、小聖殿、コウノ方敷、サカ達、レ、夜通シ強サシ
翌朝、十二月十七日、朝、散サシタ(五)

No. 21

Doc. 1734

○十一月十九日●前十一時ハッ氏ハ等海軍●ハ部
 隣、敵、防空壕デ二人、日本兵が何人カ、女ヲ負持シツト
 レキ、ソヲ発見シタト報告シテキタ
 十人位ノ女ガカタソノ婦人達が助ケヲ呼ブ声ヲ聞イテハッ
 氏ハソノ防空壕ヘ入リ行キ、ソレヲ導致スベキ兵士共ヲ追ヒ出
 シタ。(ハッ)

第十六

日本大使館宛・書簡

一九三七早十二月二十日

詳略

此邊通信方ヲ南京ニ於テ日本兵暴行事件記事ノ続キ、如七
 ナリ至九十六ノ事件ヲ中上グス。貴下ハ昨日以來、私共ノ所ヘ
 報告ナレタタコレヲ二十六事件ノ内十四ハ昨日午後ト夜又本日
 起ツクモデアルコトニ御留意下サイ。之ヲ見マシテモコトイッダ
 事、改善ハ望メラレナイデアリマス。

昨夜ギンリン大亭ニ於テ貴下ノ領事護衛隊ノ一員ガ門ノ所ニ
 居リマシタ最中、二日兵矢達ヨリ我共ハ太ハ起リマシタ、南京
 大學、本屋等ニ於テ何モ嫌ナ事ハアリマセンデシタ。今日迄ノ処
 外ハ別ニ何カノ方法ヲ取ラントイフコトモナカシタ。私共ノカ、十箇

No. 22

No. 23

Doc. 1745

所、同難者收容所、又大学病院ニ今晚以後歩哨ヲ置カレ
又五台山ニアルヤン、ト、大学前ニ側、ノ、調理所、又、大、學、運動場ニハ
日中哨兵ヲ置カレ、ト、ト、夜ハヨリ御願、上、申、上、ゲ、マ、ス、
秋、夫、ハ、日、兵、諸、氏、ノ、間、ノ、コ、ノ、無、秋、序、後、ヲ、停、止、サ、セ、レ、タ、メ、ニ、モ、
ト、モ、ト、最、重、ナ、キ、被、ハ、直、ニ、執、ラ、レ、ン、コ、ト、ヲ、望、ミ、マ、ス、置、下、ガ、各、
有、シ、テ、丹、ラ、ン、患、兵、ノ、数、ハ、現、在、ノ、状、勢、ニ、見、ス、ル、ハ、色、分、デ、ハ、ア、リ、
マ、ヤ、ン、

委員長 ジョン・エイチ・ディー・レイブ 頓首

裏面白紙

Doc. 1744

ニ豆アテ券門ニ並バヤテオアアル。(一) トリン
 ソノ將校ハソノ施設ハ前ニモウ搜索サレタトク
 フトヲ証明スル書類ヲ破ツテ了アル
 九十五、十七日、ヤ、リン、大子、備内ニ住ニテ、ヤ、リン、避難者
 家族中ノ養女が、自分ノ室ヲ強姦サレタル
 散師ノ娘ハ、日本兵ノメニ誘拐カレタル、ヤ、トリン

第十八

日本大使館宛、書簡

一九三七年十二月三十一日

拝啓

此ノ度第九十三乃至百十三、事件ヲ貴下ニ御報告
 申上ルマス。ベ、フ、博士ハ、目分テ得ノ事例ハ、個
 ニ整理シテ居リマス。デ、ソ、ラノ事例ハ、私共グ、フ、ト、
 致シマ、リ、報告中ニ、合、マ、シ、ハ、居、リ、マ、ス。最初モ、
 以外ノ總テノ事件ハ、昨日午後以來起ツタモノ
 ア、リ、マス。我々ハ、若干ノソ、レ、タ、リ、ガ、ニ、起、ツ、タ、事件モ
 記録シテアリマス。ガ、ソ、レ、ハ、後程御送付申上ルマス。
 當如クニ於テ日々凌辱サレタ婦人達ハ、牧師、
 ェ、リスト、教青年会職員、大ニ請願ノ、他

No. 25

Doc. 1744

常ニ自重シテ生活ヲ送ツルモノハ事デアルトイフ
コトヲ御心ニ留メ置キテ頂キオホナリマセン。
コレヲノ事件ヲ見ラレルマデ個人住居ニトツテノ
絶エツル危険ノメニ收容所ノ避難者ハ七万
七千人ニ増エマシム
貴下軍部當事者諸氏ハ宜カナル且最重
ナル處置ヲ御執下サルコトヲ信賴シテ

幹事ルニススミヌ敬白

後記本署前送附後ハ六万七千ナル数字ハ作表
ニ同違ヒカラズキニ過デット判明スノ数字ハ
六万八千トアルベキデアル。

第ニナ

日本大使館へノ書簡

一九三七午十二月二日

拝啓

私共人通名ニ於テ南ネニテ市民安寧ノ
メニ次ノ處置ヲ採ラレタコトヲ請願致シマス。
一、當市ノ廣大ナ地区ノ焼打ヲ中止シ、當市ノ
残リハ不注意若クハ計畫的ハ火災カラ免レラ
ルヤウナ處置。

N.O. 265

Doc. 1744.

ニ、一週間に亘り一般住民ニ非常ニ多クノ被害ヲ蒙ラセタ處ノ日本軍ノ暴逆行爲ヲ即時中止スルヤウナ處置

三、掠奪ト殴打ガ當市ノ取引事務ヲ停頓サセ、結果トシテ全般住民ヲ一ツノ大キナ困難者收容所ヘト圧縮シタコトイフ事實ニ鑑ミ又國際平員会ハコレヲ人民ヲ一週間養育ツカヘ食糧ヲ保有シテイフ事柄ヲ考ヘテ我々ハ當市ノ食糧及ビ燃料ノ供給ガ再開サレ得ルヤウ市民生活ノ平常状態ニ復活セルベキ即刻ノ手段ヲトツテ頂ツコトヲ衷心ヨリ御願ヒ申上ケマス

現下ノ狀勢ハ自ツカラソレテ迅速ニ深刻ナル

飢餓状態ニ至リツアリス。我々ハ最低限ノ平

常生活ニ需事項、即チ家屋、安全、食物、

確保ヲ御願ヒスルモテアリマス。

南米外人会謹言 (三ニ外人署名)

第三十四

日本大使館宛ノ書簡

一九三七年十二月二十六日

拝啓

裏面白紙

Doc. 1744

裏面白紙

此度ハ第百三十七乃至百五十四ノ事件ヲ御報告
 申上ルマス。私達ハ事件ガ減少レツ、アリ
 事態ハ著ク改善サルトウフトヲ申上ルハ
 欣快アリマス。然レテガラ事態ハスツカリ肅正
 スルニハ、今後モ努力ガ爲メコレヲバナリマセン。
 夜ニナルト事件ガ起ツ、場所ガ特ニニアリマス
 即チ一聖書放師養成所避難者收容
 所。コヘハ昨日迄四晩繰テセ人ノ兵士ガヤツ
 テ、娘達ヲ夜辱シタゲアリマスガ昨晩ノ如キハ
 一晩中ソコニオラゲアリマス。(一)漢口通小支
 避難者收容所。ソレカラ(二)五台山小支
 避難者收容所。

スツ、氏ト私ハ本日午後コノ向題ニツキ貴大
 使館ヲ訪問致シ、コノ状態ヲ肅正致スルニ
 カクトモ五六夜ノ間、ケテモ、コノ箇所ニ兵
 ヲ配置シテ頂クコトヲ御願ヒレタゲアリマス
 コノコトノ向題ニ御助力ヲアランドスル貴下ノ熱心
 ナル御努力ニ付、又當地ニ於ケル改善
 サレタ事態ニ付感謝レツ。
 幹事ルイス、エス、スミス敬白

Doc. 1744

第百九

日本大使館宛書簡
一九三八年一月二日

拝啓

我々街ヲ歩ク日本兵ハ安全ニ入ッテハナラヌト
命令サレタ。趣、二十九日附、我々宛、貴下ノ御言
明ヲ深ク感謝スルモ、アリマス。命令ハ、事
態ヲ著シク改善セシメシム。然レ下ラ、昨日及
本日ハ、向題ニ関シテ若干失望スベキ様子
が見エマシム。多数ノ入口ハ、警護サレタス。
脱走ノナシ、五人連、兵隊ノ群ガ、沃山、當
地ニ内ヲ徘徊シテ居リマシム。コノ當地ニ内ヲ
再ビ兵士達ガ徘徊シ出タコトハ、同時に
同封一覽表ニアリマス。ヤウナ暴行事件、増加
トイフコトニ、ナラゲアリマス。最後ノ五ツノ事件、
即チ第百七十一乃至百七十五ハ、總テ昨日午後
私我ガ知ッテ、ワリマス。場所テ、起ッタゲアリマス。
(第百七十五、百七十五ノ事件ニ就テ、同封一覽
表御参照)

今朝程、アイフ左氏トスミスルハ、三十日ノ午後、北平直

裏面白紙

Doc. 1744

本四番地及六十九番地カラ日本兵ニ連レテ行カレタ
娘達ガ帰ッテヤ、ドワカラ見ルクニソノ地矣ヘ
出カテ行キマシム。彼等ハ帰フチ来マセンデ
シヲ。(十二月三日提出第一百六十四事件及此ノ
度ノ第六十九御秀照) コノ内題ニ就テ
貴下ノ有益ナル御助力ヲ感謝シ、新年ヲ恭
賀シテ

委員長ジョン・エイチ・ゲイル、レガト敬白

第三十一

日本大使館宛ノ書簡

一九三三年一月四日 午前十二時

拝啓

別ノ事件デ貴下ニ御迷惑ヲ御掛ケ致スコトハ
恐縮ナリ。ガ、ミカ、コノ、事件ニ五人ノ外ノ
婦人達ガ同族レテ居リマス。ソノ婦人達ヲ
救ッテ頂ク機会ガアレバト存スル次ヲモテササマス。
此ガ提出筋ニマシ、諸事件(第一、七、六、一、百、七、十九
ノ事件)御覽下サス。第一百十八ノ事件ガ
ソノ六人ノ婦人ガ我カ避難者集合所ノワカラ
サラレテ行ットイフ事件デス。コノ婦人ハ大子

NO. 30

FOC. 1744

裏面白紙

南院ニ連テ来リテダシコテ貴下ハソノ婦人ヲ
御覽ニナルコトヲ出来マセウ。
貴下ハ私共ノ中ノニミ者トソノ婦人ニ会ヒニ
行ケル出来ルナラバ、他ノ五人ノ事件ノ場所ニ
就テモット綿密ニ由承知ニナラレテハ如何デスカ。
サウスレバ貴下ノ憲兵ハ調査ヨレ、他ノセ達ヲ
救ヒ出ステアリマセウ。
コレヲ事柄ニ就キ、貴下ノ厚意アル御協力ヲ
感謝シテ

委員長 ジョージ・エイセー・レイブ 敬白

第五十八

現下ノ狀勢ニ関スル記事

一九三八年二月二日
一九三八年二月二日正午公開

No. 36
ニミ、4エン・ワン夫人(ニナ、キ)ハ一月二十九日家へ帰リ
キ、路ニテ彼女トモウ一人ノ婦人ハ三人、兵士ニ
止メラレ、ソノ兵士達ハ二人ニツイテクルヤウニ云フ
二人ハ平身低頭シテ 敬願シテ、一軒ノ店ニ

No. 1744

Doc. 1744

押込ヨレ。今、夫人ハソコデ三回凌辱サレタ。
二三、一月二十日、今、夫人ハ家へ歸フテ来タ。
彼女ハ日本兵ニヨツテ二回強姦サレタ。三十五、
二、四月一日、三、五、夫人ハ家へ歸ッテ
キテ、池デ米ヲ洗ッテサタ。一人ノ兵隊ガソノ米ヲ夜
ゲ捨テ、彼女ヲ桑畑ヘ引摺リツテ強姦セシタ。
二、五月一日、三十日、ヤオ、タ、イ、ツ、ン、嬢（ナメタ）ハ母親ト
一緒ニ大宮病院ヘ或ル人ヲ訪ネテ行ッタ。
太鼓橋（ワ、ロ、ウ）一、近、ク、デ、二人ノ兵隊ガ彼女
ヲ空地ヘ引摺リツテ強姦セシタ。
二、六月一日、三十日、ス、ウ、ケ、ン、夫人（ミナメタ）ハ夫ト数人
ノ近所ノ人ト一緒ニ家路ニアツタ。ツ、バ、バ、内、リ
タ、イ、ビ、ン、シ、ア、デ、二人ノ兵士ガ彼女ヲ一軒ノ小屋
ノ中ニ連リツテ強姦セシタ。

開

裏面白紙

DOC 1744

二三七

一月三十日、キアンリウ夫人(ニナセオ)義父上(諸ニ家へ歸ッテ)
一月三十一日午後十時、二人ノ兵士ガヤッテキタガ幸ニモ彼女ヲ
見ツケテカッタ

二三八、一月二十八日、ウエイ、チエン夫人(四十五オ)ハ、タイピン門
近クノ家へ近隣者ト一諸ニ歸ッテ行ツタ。彼女ハ日本兵
連ニ引離サレタガ、一人ノ親切ナ兵隊ガ助ケタ。然シ近所
ノ者ハ、先ノ兵隊連ニ強姦サレタ。

二三九、一月二十八日、コウ、シーウエイ(二十四オ)。特務機關デ数
日間、傷イタ兵隊ガ彼カラ五ドルト彼ノ登記証明書ヲ
持ッテ行ツタ。

二四〇、チヨウ、チエン夫人(三十六オ)ハ、一月三十日、東ナ門近
クノ家へ歸ツタ。二人ノ兵士ニ強姦サレタ。

二四一、チンワン夫人(三十二オ)ハ、一月二十三日、兵士連ニ連シ云
ラシテ、未ダ收容所へ歸ッテキテキナイ。

二四二、ピーウ夫人(ニナセオ)ハ、一月二十八日、家へ歸ッテキテ、
兵士ニ強姦サレタ。

二四三、一月二十八日、リウ、イン夫人(四十二オ)。門東へ歸ツタ。
夜中ニ数人ノ兵隊ガマッテキテ娘ヲ出セト云ツタ。

二四四、一月二十九日、チン、マ夫人(三十五オ)。家へ歸ツタ。ソシテ
北門橋ニ於テ強姦サレタ。

二四五、一月二十八日、チヤン、ウエイ夫人(二十オ)。家へ歸ツタ。
ソシテ二人ノ兵士ニ強姦サレタ。

No. 33

DOC 1744

二四六、一月二十八日、スー・チー夫人(三十三才)。家へ歸ツタ。ソノ家デ兵隊
ガ復テヲ強姦シ、彼女ノ夫ノ着物ヲ盗ンデ行ツタ。

二四七、ケン・フアン夫人(三十六才)。焼打サレタ東ナハ門近クノ自宅
ヘノ途上、二人ノ兵士ニ強姦サレタ。

二四八、一月二十九日、ヤオウン夫人(三十五才)。家へ歸ル途中、二人ノ兵
士ニ強姦サレタ。

二四九、一月二十九日、ツアイ・チヤイイン(三十八才)。母ト諸ニマ・タイ
通ノ家へ行ク途中、二人ノ兵士ニ強姦サレタ。

二五〇、一月三十日、チウ・チアン夫人(四十才)。家へ歸ツタ。ソシテ
二人ノ兵士ニ強姦サレタ。(西安新橋)

二五一、一月二十九日、ウウ・イン夫人(十九才)。子供ヲ生ニテ四日後、
一人ノ兵士ニ強姦サレタ。

二五二、チウ・ヤオ夫人(四十六才)。一月二十九日、家へ歸途、兵士達
ニ止メラシテ、娘ヲ出デト云ハレタ。

二五三、一月二十九日、ワン・チヤン夫人(四十五才)。西橋ノ自宅デ復
女ノ夫ハ兵士達ニ突殺サレ、彼女ハ強姦サレタ。

二五四、一月三十一日夜、二人ノ日本兵ガテ、エング・エイ・シマンニ住ン
デキル人カ車若カ、所ヘヤツテキテ、女ヲ探スニ才前ニ手傳ツテ
モライタイト云ツタ。彼ハロー・スセ、チウアン・ワン近兵士達ト一諸
ニ行ツタ。ソシテ一人モ見ツケラサカツタト告ゲタ。スルト兵士達
ハ彼ヲ改ツタ。(ミルス)

二五五、パン・ロスセト云フ四十六才ノ婦人が蚕糸会館カラ

DOC1744

クホ、ラウ通西部ノ家へ歸シタ。日本兵達ガソノ家ヘヤ
ツキテ、若イ娘ヲ出セト云ツタ。彼女ハ牧客所ヘ戻ッタ。
二五八、一月三十日、一人ノ娘ガクホ、ラウ通ノ家ヘノ歸途、
日本兵達ニ空室ニ引張り込マレ強セサレタ。彼女ハ
牧客所ヘ歸ツタ。

二五七、一月三十日、四十四才ニナル一婦人がタ、中央橋ノ家
ヘノ歸途、日本兵達ニ一軒ノ空家ヘ引込マレ強セサレタ。
彼女ハ養老會館ヘ戻ッタ。

二五八、一月三十日、一人ノ男ガシエン、カ、小路ノ家ヘ歸ツタ。
ソコヘ日本兵達ガヤツキテ若イ娘ヲ要求シタ。ソレデ彼女ハ
再び安全地ニヘ歸ツタ。

二五九、一月二十九日、四十二才ニナルスウチエン夫人ハ、スイ、フ、イ、フ、ン
七番地ノ自宅ヘ歸ツタ。ソレテ二人ノ日本兵ニ強セサレタ。

二六〇、二月三十日、オウタイ夫人トナレ一婦人ハ、ツ、エ、チ、イ、フ、ン、イ、ノ
揭示ヲ見テカラ二人ノ娘ト共ニ門西ハイン、マ、小路ノ家ヘ
戻ツタ。彼女ハ家近クデ三人ノ日本兵ニエメラレタ。彼女ガ所持シ
テキタ三ドルニセントノ金ハ、スツカリ掠奪サレタ。彼女達ハ牧
客所ヘ戻ルコトヲ余儀ナラサレタ。

二六一、一月二十日、ティン、リ夫人ト云フ一婦人ハ、スイ、フ、ア、小路ノ家
ヘ歸ルヤ否ヤ、日本兵達ガ七十才ニナル彼女ノ母親ニ娘ヲ強要
シテキルヲ奪見シタ。彼女ハ牧客所ヘ歸ツタルヲ得ナカッタ。

Doc 1744

二六二、一月二十八日、ス、マ、オ、チ、エ、ン、ハ、シ、エ、ン、チ、ヨ、ウ、通、一、セ、一
 号、ノ、家、ヘ、行、ク、途、中、日、本、兵、達、ニ、四、五、ド、ル、ヲ、掠、奪、サ、レ、タ、ツ、ク、
 三、サ、セ、ニ、ト、タ、ケ、持、タ、サ、レ、テ、歸、ル、タ、彼、ノ、家、ハ、焼、却、サ、レ、タ、

二六三、一月二十九日、六、十、四、オ、ニ、ル、ス、ウ、ハ、ウ、夫、人、ト、イ、フ、婦、人、ハ、
 タ、オ、フ、ウ、通、ニ、四、七、号、ノ、家、ヘ、歸、ツ、タ、昨、朝、六、人、ノ、日、本、兵、が
 ヤ、ツ、テ、テ、家、内、六、人、ヲ、一、室、ニ、押、シ、込、メ、家、中、ヲ、探、シ、……、ヲ、
 取、ツ、テ、……、

二六四、二月一日午後十二時、三人、日、本、兵、が、南、京、神、廟、ノ、夜、ニ、マ、ツ、テ、
 キ、テ、壁、ヲ、穿、越、シ、一、人、ノ、娘、ヲ、小、屋、ノ、中、ヘ、引、張、リ、込、メ、シ、カ、シ、
 ナ、ク、ラ、彼、女、ハ、逃、ゲ、出、シ、叫、ビ、聲、ヲ、揚、ゲ、タ、其、ノ、身、收、容、所、ノ、
 人、ハ、目、ヲ、醒、マ、サ、セ、彼、ハ、外、ニ、出、テ、叫、鳴、ツ、タ、兵、士、達、ハ、再、ビ、
 壁、ヲ、穿、リ、越、エ、テ、走、リ、去、リ、タ、(ソ、ウ、シ、ン)

二六五、一月三十日、本、子、ウ、ア、ン、氏、ノ、報、告、ニ、ヨ、ル、ト、一、月、二、十、八、日、以、来、
 今、迄、數、日、間、日、本、兵、が、絶、エ、ズ、ハ、ウ、ツ、イ、門、三、ニ、一、番、地、
 ノ、假、ノ、家、ヘ、ヤ、ツ、テ、来、タ、由、ソ、シ、テ、家、主、デ、アル、リ、ウ、ウ、エ、ン、ハ、ン、
 ノ、妻、君、ハ、日、本、兵、達、ノ、タ、メ、ニ、娘、ヲ、探、ス、コ、ト、ヲ、拒、絶、シ、テ、傷、
 ヲ、負、ハ、サ、レ、タ、本、ハ、一、人、防、空、壕、ノ、中、ニ、カ、レ、テ、サ、テ、ヤ、ツ、ト、助、
 カ、ル、コ、ト、が、出、来、タ、彼、ハ、收、容、所、ニ、留、マ、ル、コ、ト、ヲ、許、シ、テ、ク、レ、ト、
 願、ツ、タ、

二六六、一月二十九日、チ、ヨ、ウ、イ、チ、エ、ン、(田、子、ン、ハ、ラ、オ、メ、ツ、ア、ン、
 デ、日、本、兵、達、が、中、國、婦、人、ヤ、娘、達、ヲ、強、姦、シ、タ、ト、キ、ノ、目、
 撃、者、デ、ア、ツ、タ、ソ、ノ、婦、人、ヤ、娘、達、ハ、日、本、兵、が、彼、女、達、ニ、米、

No. 36

DOC1744

ト粉ヲ鶏肉ト鴨肉ト取替ヘテアルト云々デ、ソコヘ
集ツテキタルデアル、ソレハ、彼ノ言ニヨルニ要スルナ計畧
デアッタ。

ニ六七、一月三十日、ツギキ、フグイノ揭示ヲ見テ、マ、カン
ゲ、エントノ家族ハ自分達ノ家ヘ歸リタルニカレ、彼等ハ、
毎日ノヤウニ日本兵達ガ金ト娘ヲ探シエヤツクルハデ
収容所ヘ歸ラネバナラナカッタ。

ニ六八、一月三十日、ア、シ、ヒ、ン、通ノ金、ハ、チ、ア、ン、小路十三号宅
ニ住ニテ、ル、キ、ウ、ウ、夫、人、ハ、ナ、ニ、ガ、シ、カ、ノ、米、ヲ、取、リ、ニ、家
ヘ、戻、ツ、テ、日本兵達ニ強、キ、サ、レ、掠、奪、サ、レ、タ、彼、等、ハ、
収容所ヘ逃、ケ、歸、ツ、タ、

ニ六九、一月三十日、シ、ウ、イ、ス、イ、門、ノ、イ、ト、シ、ウ、ン、商店ノ持主デアル
ヤ、オ、氏、ハ、家ヘ戻、ツ、タ、ソ、レ、テ、一、人、ノ、日本兵ニ逢ヒ、金ヲヨコセト
強、要、サ、レ、タ、ヤ、オ、氏、ハ、裕、福、ナ、人、デ、アル、ソ、ノ、日本兵ハ、後、ニ、ヤ、オ、氏
ノ、進、所、ノ、首、ニ、ヤ、オ、氏、ガ、キ、ル、所、ヘ、行、ク、道、ヲ、教、ヘ、セ、ト、テ、ツ、タ、彼
ハ、モ、ウ、収容所ヘ戻、ツ、テ、タ、タ、

ニ七〇、一月二十九日、茶屋ヲ經營シテ、ユ、イ、フ、ワ、ル、ン、八十号宅ニ
住ニテ、アル、ヤ、シ、金、ニ、シ、ン、氏、ノ、母、親、ノ、ヤ、ン、ホ、シ、ー、夫、人、ト
兄、ノ、ヤ、シ、金、ニ、シ、ン、氏、ハ、日本兵達ニ殺、サ、レ、タ、収容所、テ、コ、ノ
報、告、ヲ、聞、イ、テ、ヤ、シ、金、ニ、シ、ン、氏、ハ、ソ、レ、ヲ、見、ニ、家、ヘ、行、ツ、タ、ソ、ノ、途
中、チ、ニ、シ、ン、門、ニ、於、テ、彼、ハ、又、モ、マ、日本兵ニ逢、ツ、タ、ソ、ノ、兵、士、等、ハ、
彼、有、金、ヲ、全、部、掠、奪、シ、タ、

No. 371

DOC 1744

ニセ、一月三十日、第三号館ニルツキ。ペイ・シー（英米協会）ノ
 ミンノ住居デ、三人日本兵ガ、同氏ヲ追出シテカラ、同居人ヲ
 強姦シタ。避難者ガ家ヘ歸ル日ヲドウカ延期シテクレ
 ト彼等ハ歎願スルノデアル。

ニセ八、一月三十日、デントアイ橋ニテモ宅、三人ノ日本兵ガソノ家ヘ
 入ッテ行ツタ。ソノ人ハノ身体検査ヲシテカラ、ニノ事件ヲ
 テッテ来タ者ノ叔母ヲ強姦シタ。ソノ婦人ハタツタ半月前ニ
 子供ヲ生シタバカリデアッタ。

ニセ九、一月三十日、朝、タレンカイ十八号宅、一人ノ日本兵ガ買ッ
 タバカリノ野菜ヲ全部持ッテ行ツタ。

ニセ一〇、一月二十九日、一人ノ婦人避難者ガ家ヘ寄ッタ。彼セガ家ヘ
 着タヤ不意、日本兵達ガ入ッテ来タ。彼女ハ燃シモ木ノ下ヘカク
 レタ。近所ノ者ガ、難願シタ。デ兵士達ハ行ッテアッタ。三時同
 乃至五時向位後ニ四人ノ兵隊ガソコヲ捜シニヤツテキタ。
 良イ按排ニ彼女ハ見ツケラレテアッタ。彼女ハ作所ヲ報セテ
 キタ。今オホシエ、寺西街四十七号宅。

ニセ一一、一月二十日、タ・シア・マホ・シアン小路一五号宅、ス・ン・ト
 イフ人ノ所、三人ノ日本兵ガマツテキテ、着物ヲ洗ヒサラヒ
 持ッテ行キ、一人ノ若い娘ヲ強姦シタ。翌月モ彼等ハマツ
 テ来テ、若い娘ヲ要オシタ。ソレニ應ジナカッタ。デ彼女等ハ
 怒リメツタヤタラニ斧碓シタ。コシラノ娘達ハヤンリ。
 大阻ノ避難收容所ヘ行ッテシマッタ。

DOC1744

二八、一月二十九日、才橋ノ質屋ノ向ニ側テ、年ノ頃ニオ
ハカリノ一人ノ若イ娘が、腕ツブテ小道へ引張り込コレタ
二八三、天津街三合ノ宅デ五ナヲ越シタ、宣介娘ノ今ヨウ
が無理矢理ニ強サレタ。彼セハ今デモソコヘ留メラキ
食物ヲ調理スコレヲ余儀ナラシテ平ル。二月一日報告サル。
二八四、一月二十九日午後六時、タジメノ池ハ号宅。日本兵が
来テ綺麗ナ娘（オオクウニヤン）ヲ出セト要求シタ
二八五、一月三十日、タジメ街ツブテ橋ニニ号宅ニ住ニテ
ナルツブテ、フア系ノグハツエ、イト、フウエ、イトノ命令ニ
従ッテ家ヘ歸ッタ。

二八六、一月三十日、一人ノ日本兵が漢口通一三三号宅ヘ来テ、
ハオ・クウニヤン（美シイ娘）ヲ出セト要求シ、断ハラレルト
怒リ出シタ。幸ヒナコトニハ誰モ怪我シナッタ。

二八七、一月二十九日、午後八時、五人ノ日本兵（三人ハ制服ニ人ハ
私服ヲ着テナッタ）が慈悲寺會十二号宅ヘ行ッタ。彼等ハ
マリアンエノ胸ニ銃剣ノ先ヲツキケテ脅シ、俺達ニ
着イテ来イト要求シタ。彼等ハ彼セノ夫ノ頭ニヤハリ銃
剣ヲ差シツケテ脅シタ。彼等ハ彼セノ義妹ニモ同ジニ
脅シタ。彼等ハ成功シナッタ。

No. 40

DOC 1744

二八八、一月三十日、上海通一一五号宅、午後七時、一人ノ日本兵
が手ニヒストルヲ持ツテマツテ来テ、ソノ辺ノ人々ヲ十二ドル
強奪シタ。

二八九、一月三十日朝、モ、キエ通十三号宅、楊ノ家へ四人ノ
兵隊が押込ニテ来テ、隅ヲ隅迄探シタ、ソノハ一人ノ老
婦人が住ニデ、兵士達ハ一人ノ若い娘（楊ノ娘）ノ
字直ヲ見タトキ、彼等ハカノ老婦人ニ、「娘ヲ出セトモツタ
断ハラレテ彼等ハ殺ツタシカレソ」老婦人が落着イテ
オカケテ事能ハハ救ハレタ。

二九〇、一月三十日、午前十一時、キエ、キエ、キエ、キエ、リ小路
十九号宅、ギンリン大学ノ避難者ノ家ヲ訪ヒテ行
ツタ。突然、ソノ内ノ兵隊が来テ、コノオヲ越シテ間
モナイ少女ヲ代ル、強姦シタ。

二九一、一月三十日朝、タ、ン、ア、市場デ教人ノ兵士が或ル家族
ノ所へ押入り、良クイ目付、タ、ニ、二人ノ娘ヲ引張り出サ
トシタ。誰カが彼女ヲ呼ビニ行ツタ。富兵が来タトキニハ、
ソノ兵士達ハ既ニ逃ゲテ了ツタ。

二九二、一月三十日夕刻、五台山、タン村デ二人ノ娘が連れ去ラレタ。
二九三、一月二十八日夕刻、テノ日本兵が娘ヲ探シテ、キエ、通、
アンペラ小屋へ二人ノ日本兵が入リキタ。娘ヲ見ツケルコトが
出来ズ、兵士達ハ、ナバカリノ老人ノ左肩ヲ突キ刺
シタ。

No. 47

DOC1744

二九四、一月二十九日夕刻、三人ノ兵士が一軒ノ民家デ一人ノ婦人ヲ強姦シタ。

二九五、一月二十九日夕刻、チウキアン通ノ一民家デ三人ノ兵士が一人ノ女ヲ強姦シタ。

二九六、二月二十九日夕刻、ワリン寺九番地デ三人ノ兵隊が一軒ノ家へ来テ、ニナバカリノ娘ヲ強姦シタ。

二九七、一月二十九日夕刻、イン・イン・インニテ号宅ノ(一)デ一人ノ婦人が日本兵達ニ強姦サレタ。

二九八、一月二十九日夕刻、イン・イン・イン、四十三、四十四、四十五、

四十六号宅ハ悉ク兵士達ニヤツテ来ラレ、金ト強姦セラルセントテ捜索サレタ。四十四号宅ニ於テハ、日本兵達四人ハ一人ノ女ヲ強姦シ、ソノ夫ヲ殴打シタ。

二九九、一月二十日朝、スセ小路橋ノ太平ホテルデ一人ノ女が戸口マデ引キツツテ来ラレ、ソノ場デ殺サレタ。

三〇〇、一月三十日、広州通デ二人ノ日本兵が一人ノ女ヲ強姦シタ。

三〇一、一月三十日、必イ・ニアカイノツツイ・分ズー雜貨店ニ接シテキル小道デ六丁ヲ越シタ老妾トナニオ作ノ

女ノ子が二人共日本兵達ニ強姦サレタ。

三〇二、一月三十一日、ア・ハ、デアホノ太鼓塔デナニオノ少女が強姦サレタ。

Doc 1744

三〇三、一月三十一日、スセ小路橋デ六丁オ以テ、老婆ガ先ツ
 強姦サレ、ソシテ銃剣デ腔ヲ突キ刺サレ殺サレタ。
 三〇四、一月三十一日、始メ南京大團ヲ收容所ノ炊事場ニ居、
 今ハ赤十字ニ勤ムル老人、住居ハ下関ニアル。二十八日、
 彼ハ親類ノ者カラ手荷物ヲ借り、ソシテ下関ヘ行ツテ
 住マウト思ツタ。彼ガサシ、バ、ロ、フ近辺、鐘山北通ノ
 交叉点迄来タキ、彼ノ荷物ハ日本兵達ニ強奪セタ。
 三〇五、百三十二人ノ避難者リ、ウンスゼトリ、ジアンア
 ハ新橋ノ彼等ノ家ヘ歸ツタ。彼等ハ十回以上モ搜索
 サレ、五六回殴打サレ、娘ヲ寄セト要求サレタ。
 三〇六、一月二十八日午前八時、一人ノ日本兵ガ、ウエ、チン
 七号宅ヘ来ニ階ヘソツテ行ツテ室ノ戸ヲ打テツ
 シタ。彼等ガ拒ミキルハ女デマツタ。セガ平チカッタデ
 彼等ハ立去ツタ。
 三〇七、サシ、バ、ロ、門ノ停車場デハ六十オ以テノ老婆ハ
 最近十回以上モ強姦サレテマタ。
 三〇八、二月一日、ウ、チ、通ノ二十号宅ヘ、正午二人ノ兵士ガ
 入ツテテ、隅ニ近探シマハツタガ、元ヨリ良カラヌ目的デ
 トコノ事件ヲ報告シテキタ者ハ云ツタ。人ハ二十三日宅ヘ
 走ツテ、外國人ニソノ日本兵達ヲ追出スヲ援ケテワレト
 頼ミタ。

No. 43

E 324
P 1702-1

南京慰勞會及人民救護會ノ報告ニ依ル敵人大隊殺

概況統計表

證人及ハ慈善會員名

南京市崇善堂

死亡人數

一一二、二六六
四三、〇七一
二六、一〇〇
二、〇〇〇余
五七、四〇〇余

8-18-29 (119)
南京慰勞會
(支那本部)

芮 芳 綠
張 鴻 福
楊 良 才
無 緣 佛

七、〇〇〇余
三、〇〇〇余

總計 死亡人員 約廿六万名

M
M
239

E 324
P 1702-1

南京慈善會及人民會聯合報告ニ依ル救入大略表

概況統計表

證人及ハ慈善會名

死亡人數

南京市崇善堂	一一二、二六六
紅十字會	四三、〇七一
下區	二六、一〇〇
伍長	二、〇〇〇余
魯德	五七、四〇〇余
芮芳	七、〇〇〇余
張鴻	
楊才	
無緣佛	三、〇〇〇余

總計 死亡人員 約廿六万名

裏面白紙

M
M
239

1702-2

年月日「自昭和十二年十二月廿六日至昭和十二年十二月廿八日」

取 扱 除 「崇字埋葬隊第一隊」

死体発見場所 「沐浴所ヨリ信衣廊ニ至ル」

埋 葬 場 所 「五台山」

男「九六」女「二十二」子供「六」計「一二四」

年月日「自昭和十二年十二月廿六日至昭和十二年十二月廿八日」

取 扱 除 「崇字埋葬隊第二隊」

死体発見場所 「堀江門東」

埋 葬 場 所 「横根」

男「三四二」女「三十八」子供「十二」計「三九二」

年月日「自昭和十二年十二月廿六日至昭和十二年十二月廿八日」

取 扱 除 「崇字埋葬隊第三隊」

死体発見場所 「新街口南」

埋 葬 場 所 「五台山」

男「八三」女「七」子供「一」計「九一」

年月日「自昭和十二年十二月廿六日至昭和十二年十二月廿八日」

取 扱 除 「崇字埋葬隊第四隊」

死体発見場所 「中華門東」

埋 葬 場 所 「横根」

男「三五二」女「三四」子供「一八」計「四〇四」

年月日「自昭和十三年一月三日至昭和十三年二月四日」

取 扱 除 「崇字埋葬隊第一隊」

死体発見場所 「北門前ヨリ堀江橋ニ至ル」

1702-3.

裏面白紙

埋葬場所 「紅土橋及北杉園」
男「二七二」女「二九」子供「九」計「三一〇」
年月日「自昭和十三年一月三日至昭和十三年二月四日」
取 扱 除 「崇字埋葬除第二除」
死体発見場所 「真中門ヨリ小栗門ニ至ル」
埋葬場所 「城根」
男「三五〇」女「五一」子供「一二」計「四二三」
年月日「自昭和十三年一月三日至昭和十三年二月四日」
取 扱 除 「崇字埋葬除第三除」
死体発見場所 「老王府ヨリ蘆政殿ニ至ル」
埋葬場所 「福香庵ノ東部、身延橋ノ東端」
男「二八四」女「四六」子供「二五」計「四八八」
年月日「自昭和十三年一月三日至昭和十三年二月四日」
取 扱 除 「崇字埋葬除第四除」
死体発見場所 「小栗府ヨリ蓮子營ニ至ル」
埋葬場所 「城根」
男「四三二」女「三一」子供「二五」計「四八八」
年月日「自昭和十三年二月五日至昭和十三年三月六日」
取 扱 除 「崇字埋葬除第一除」
死体発見場所 「鼓嶺ヨリ大石橋ニ至ルノ間」
埋葬場所 「鼓嶺子洞遺場附近其他」
男「三五四」女「一三」子供「八」計「三七五」
年月日「自昭和十三年二月五日至昭和十三年三月六日」

1702-4

取 扱 系 「長崎県第二分署」
 死体発見場所 「新島町ヨリ新島町ニ至ル」
 埋葬場所 「新島町」
 男「三五四」女「十三」子供「八」計「三七五」
 年月日「自昭和十三年二月五日至昭和十三年三月六日」
 取 扱 係 「崇字埋葬隊第三隊」
 死体発見場所 「花牌嶺ヨリ洪武門ニ至ル」
 埋葬場所 「三條巻、大中橋、城根其他」
 男「五二九」女「二四」子供「一五」計「五六八」
 年月日「自昭和十三年二月五日至昭和十三年三月六日」
 取 扱 隊 「崇字埋葬隊第四隊」
 死体発見場所 「長崎縣ヨリ半田園ニ至ル」
 埋葬場所 「城根」
 男「八七八」女「三六」子供「二八」計「九四二」
 年月日「自昭和十三年三月七日至昭和十三年四月八日」
 取 扱 隊 「崇字埋葬隊第一隊」
 死体発見場所 「大平門ヨリ富貴山ニ至ル」
 埋葬場所 「城根及山脚」
 男「六一〇」女「二二」子供「一六」計「六四八」
 年月日「自昭和十三年三月七日至昭和十三年四月八日」
 取 扱 隊 「崇字埋葬隊第二隊」
 死体発見場所 「大瀬荘ヨリ蘆衣荘ニ至ル」
 埋葬場所 「城根」

1702-5.

男「四七二」女「三九」子供「一七」計「五二八」

年月日「自昭和十三年三月七日至昭和十三年四月八日」

取 扱 除 「崇字廻葬除第三除」

死体発見場所 「石板橋ヨリ御霊街ニ至ル」

埋葬場所 「公園ノ東側及浮橋ノ北」

男「七一五」女「四八」子供「三五」計「四七四」

年月日「自昭和十三年三月七日至昭和十三年四月八日」

取 扱 除 「崇字廻葬除第四除」

死体発見場所 「鏡内東半地區」

埋葬場所 「各荒池及菜園」

男「三八五」女「五四」子供「三五」計「四七四」

鏡内、

男「六七四」女「五二二」子供「二八五」計「七、五四八」

年月日「自昭和十三年四月九日至昭和十三年四月十八日」

死体発見場所 「中津門外兵工廠南花台ヨリ花神廟ニ至ル」

男「二三、七五二」女「五六七」子供「二九三」計「二六、六一二」

年月日「自昭和十三年四月九日至昭和十三年四月廿三日」

死体発見場所 「水戸門外ヨリ土河ニ至ル」

男「一八四二九」女「三三六」子供「二三」計「一八七八八」

年月日「自昭和十三年四月七日至昭和十三年四月廿日」

死体発見場所 「中山門外ヨリ馬場ニ至ル」

1702-7

男「三三六〇」女「一九一」子供「三六」計「三三、八二八」

年月日「自昭和十三年四月九日至昭和十三年五月一日」

死者発見場所「通達門ヨリ方山ニ至ル」

男「二四、八三九」女「四七五」子供「一七六」計「二、四四九〇」

城外、男「一〇二、六二一」女「一、五六九」

子供「五二八」計「一〇四、七一八」

城内、男「六、七四一」女「五二二」子供「二

八五」計「七、五四八」

城外、男「一〇二、六二一」女「二〇九一」子供

「八一三」

計男「一〇九、三六二」女「二、〇九一」

子供「八三」

總計「一一二、二六六」

1702-7.

裏面白紙

世界紅十字會南京分會救護隊埋葬班
死体数統計表 墓字

墓内追記

埋葬場所 清涼山後山

死体数 男一二九 女〇 小兒〇 計一二九

月日 一二、二二 備考 救兵橋一帯ニ在リシモノヲ納棺

埋葬場所 金陵大學墓地

死体数 男一二四 女一 小兒〇 計一二五

月日 一二六 備考 西橋ノ池ノ中ニ在リシモノヲ

納棺

埋葬場所 五台山荒山

死体数 男一七 女二 小兒〇 計一九

月日 一二 備考 漢中橋一帯ニ在リシモノヲ納棺

埋葬場所 清涼山墓地

死体数 男四九 女〇 小兒〇 計四九

月日 二六 備考 龍泉寺一帯ニ在リシモノヲ納棺

埋葬場所 龍泉寺西倉山上

死体数 男一四七 女〇 小兒二 計一四九

月日 二七 備考 西倉ノ池ノ中ニ在リシモノヲ納棺

埋葬場所 五台山荒山

死体数 男一六 女〇 小兒四 計二〇

月日 二二 備考 上海路一帯ニ在リシモノヲ納棺

1702-8

裏面白紙

埋葬箇所 古林寺山上

死体数 男一〇七 女二 小兒〇 計一〇九

月日 二一四 古林寺山上ニ在リシモノヲ納棺

埋葬箇所 陰陽館南側 男六五〇 女二 小兒二〇 計六七二

死体数 男六五〇 女二 小兒二〇 計六七二

月日 二一六 諸考 城北各箇所ニ在リシモノヲ納棺

埋葬箇所 古林寺後山 男一五四 女〇 小兒〇 計一五四

死体数 男一五四 女〇 小兒〇 計一五四

月日 二二〇 諸考 城北各箇所ニ在リシモノヲ納棺

埋葬箇所 古林寺後山 男二九 女一 小兒〇 計三〇

死体数 男二九 女一 小兒〇 計三〇

月日 二二二 諸考 城北各箇所ニ在リシモノヲ納棺

埋葬箇所 陰陽館北側 男三三七 女〇 子供〇 計三三七

死体数 男三三七 女〇 子供〇 計三三七

月日 二二七 諸考 城北各箇所ニ在リシモノヲ納棺

城外地区

埋葬箇所 上新河太陽館 男四五七 女〇 小兒〇 計四五七

死体数 男四五七 女〇 小兒〇 計四五七

月日 二三八 諸考 太陽館河下ニ在リシモノヲ納棺

埋葬箇所 水田門外南傘巻 男一二四 女一 小兒〇 計一二五

死体数 男一二四 女一 小兒〇 計一二五

月日 二九 諸考 水田門外各箇所ニ在リシモノヲ納棺

1702-9.

裏面白紙

埋葬箇所	上新河二堤	死体数	男八五〇 女〇 小兒〇 計八五〇
月日	六	備考	死体腐爛セルタメ現場ニテ納棺
埋葬箇所	上新河江東橋	死体数	男一八五〇 女〇 小兒〇 計一八五〇
月日	九	備考	江東橋一帯ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所	上新河綿花堤	死体数	男一八六〇 女〇 小兒〇 計一八六〇
月日	九	備考	死体腐爛セルタメ現場ニテ納棺
埋葬箇所	漢西門外廣東共済墓地	死体数	男二七一 女一 小兒〇 計二七二
月日	二一	備考	漢西門一帯ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所	水西門外大王廟	死体数	男三四 女〇 小兒〇 計三四
月日	二一	備考	水西門外ノ池ノ中ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所	下關渡國里	死体数	男一八九一 女〇 子供〇 計一八九一
月日	二	備考	死体腐爛セル爲現場ニテ納棺
埋葬箇所	中央体育場共同墓地	死体数	男八二 女〇 子供〇 計八二
月日	一四	備考	体育場附近ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所	上新河中央監獄		

1702-1

裏面白紙

死体数	男三二八	女〇	子供〇	計三二八
月日ニ一八備考	中央監獄ニ在リシモノヲ納棺			
埋葬箇所	上新河區香庭空地			
死体数	男八一	女〇	子供〇	計八一
月日ニ一五備考	該處火場内ニ在リシモノヲ納棺			
埋葬箇所	上新河區鳳凰街空地			
死体数	男二四四	女〇	小兒〇	計二四四
月日ニ一六備考	該處西街ニ在リシモノヲ納棺			
埋葬箇所	漢中門外ニ道標子			
死体数	男一一二三	女〇	小兒〇	計一一二三
月日ニ一八備考	該處河邊ニ在リシモノヲ納棺			
埋葬箇所	上新河北河口空地			
死体数	男三八〇	女〇	小兒〇	計三八〇
月日ニ一八備考	北河口一帯ニ在リシモノヲ納棺			
埋葬箇所	下關九家坪			
死体数	男四八〇	女〇	小兒〇	計四八〇
月日ニ一八備考	下關沿江邊ニ在リシモノヲ納棺			
埋葬箇所	下關魚雷軍營旁			
死体数	男五二四	女〇	小兒〇	計五二四
月日ニ一九備考	死体腐爛セシタメ現存ニテ納棺			
埋葬箇所	下關草鞋岡空地			
死体数	男一九七	女〇	小兒〇	計一九七
月日ニ二〇備考	魚雷營碼頭ニ在リシモノヲ納棺			

1702-11

裏面白紙

埋葬箇所 下關草鞋問空地
死体数 男二二六 女〇 小児〇 計二二六
月日ニニ一備考 魚管管碼頭ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所 下關魚管管碼頭
死体数 男二〇〇 女〇 小児〇 計二〇〇
月日ニニ一備考 死体腐爛セシタメ現場ニテ納棺
埋葬箇所 下關石溜園
死体数 男一四七 女〇 小児〇 計一四七
月日ニニ一備考 幕府山旁ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所 幕府山下
死体数 男一一五 女〇 小児〇 計一一五
月日ニニ一備考 草鞋問後方ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所 上新河王福村
死体数 男二一七 女〇 小児〇 計二一七
月日ニニ一備考 王福村電台等ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所 下關草鞋問空地
死体数 男一五一 女〇 小児〇 計一五一
月日ニニ一備考 魚管管碼頭ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所 下關魚管管碼頭
死体数 男三〇〇 女〇 小児〇 計三〇〇
月日ニニ一備考 死体腐爛セルタメ現場ニテ納棺
埋葬箇所 中華門外普徳寺貧民墓地
死体数 男二〇六 女〇 小児〇 計二〇六

1702-12

裏面白紙

月日ニニ	備考	城内各箇所ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所	下關養家園	
死体数	男八五	女〇 小兒〇 計八五
月日ニニ	備考	下關各箇所ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所	下關石箱園	
死体数	男一九〇二	女〇 小兒〇 計一九〇二
月日ニニ	備考	幕府山旁ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所	下關東砲台	
死体数	男一九四	女〇 小兒〇 計一九四
月日ニニ	備考	煤炭港碼頭ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所	下關上元門外	
死体数	男五九一	女〇 小兒〇 計五九一
月日ニニ	備考	上元門内一帯ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所	中華門外望江貧民墓地	
死体数	男八七	女〇 小兒〇 計八七
月日ニニ	備考	城北各箇所ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所	下關石箱園	
死体数	男一三四六	女〇 小兒〇 計一三四六
月日ニニ	備考	幕府山旁ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所	三沢河西南空地	
死体数	男九九八	女〇 小兒〇 計九九八
月日ニニ	備考	三沢河一帯ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所	和平門外永清寺旁	

1702-13

裏面白紙

死体数	男一四〇九女〇	小兒〇	計一四〇九
月日三二	備考	該處大崎子ニ在リシモノヲ納棺	
埋葬箇所	下國石橋園		
死体数	男七八六	女〇	小兒〇
月日三三	備考	幕府山旁ニ在リシモノヲ納棺	
埋葬箇所	下國露炭港江邊		
死体数	男一七七二女〇	小兒〇	計一七七二
月日三六	死体腐爛セシタメ氣場ニテ納棺		
埋葬箇所	下國海軍醫院後方堤邊		
死体数	男八七	女〇	小兒〇
月日三一	備考	該處及怡和碼頭ニ在リシモノヲ納棺	
埋葬箇所	三汊河後邊		
死体数	男二九	女〇	小兒〇
月日三一	備考	該處一帶ニ在リシモノヲ納棺	
埋葬箇所	上新河甘饅寺空地		
死体数	男八三	女〇	小兒〇
月日三一	備考	該處一帶ニ在リシモノヲ納棺	
埋葬箇所	中華門外華嚴寺山頂		
死体数	男一〇〇	女〇	小兒〇
月日三一	備考	安德門一帶ニ在リシモノヲ納棺	
埋葬箇所	中華門外普德寺西安里堂		
死体数	男七九九	女〇	小兒〇
月日三二	備考	城內各箇所ニ在リシモノヲ納棺	

1702-14.

裏面白紙

埋葬箇所	太平門外城壁根	死体数	男五〇〇 女〇 小兒〇 計五〇〇
月日	三月二七	備考	死体腐爛セルタメ現場ニテ納棺
埋葬箇所	上新河甘露寺空地	死体数	男三五四 女〇 小兒〇 計三五四
月日	三月二七	備考	該處一帯ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所	中華門外安德皇廟山上	死体数	男一三三 女〇 小兒〇 計一三三
月日	三月二四	備考	上新河附近ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所	中華門外普德寺貧民墓地	死体数	男一七七 女〇 小兒〇 計一七七
月日	三月一四	備考	城南北各箇所ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所	上新河賈家桑園空地	死体数	男七〇〇 女〇 小兒〇 計七〇〇
月日	三月一六	備考	上新河各箇所ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所	三汊河空地	死体数	男二八二 女〇 小兒〇 計二八二
月日	三月一九	備考	三汊河口一帯ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所	下關炭炭港空地	死体数	男三八五 女〇 小兒〇 計三八五
月日	三月二七	備考	江邊水上ニ在リシモノヲ納棺
埋葬箇所	下關兵站江邊	死体数	男一〇二 女〇 小兒〇 計一〇二

1702-15.

裏面白紙

月日二六備考 下江沿江邊ニ在リシモノヲ納棺
 埋葬箇所 中華門外普德寺
 死体数 男四八六 女〇 小兒〇 計四八六
 月日二〇備考 兵工廠及城內ニ在リシモノヲ納棺
 埋葬箇所 下江石箱園
 死体数 男五一八 女〇 小兒〇 計五一八
 月日二一備考 兵工廠及城內ニ在リシモノヲ納棺
 埋葬箇所 老江口堤邊
 死体数 男九四 女〇 小兒〇 計九四
 月日二二備考 兵工廠及城內ニ在リシモノヲ納棺
 埋葬箇所 下江江邊
 死体数 男六五 女〇 小兒〇 計六五
 月日二一八備考 江邊水上ニ在リシモノヲ納棺
 埋葬箇所 上新河黒橋
 死体数 男五七 女〇 小兒〇 計五七
 月日二二〇備考 上新河江邊ニ在リシモノヲ納棺
 埋葬箇所 中華門外普德寺山上
 死体数 男二一六 女〇 小兒〇 計二一六
 月日二二六備考 城內各箇所ニ在リシモノヲ納棺
 埋葬箇所 下江黒炭港
 死体数 男七四 女〇 小兒〇 計七四
 月日二二一備考 該處江邊ニ在リシモノヲ納棺
 埋葬箇所 中華門外普德寺山上

1702-16

裏面白紙

死体数 男二六 女〇 小兒〇 計二六
 月日六三〇 備考 城内各箇所ニ在リシモノヲ總括
 埋葬箇所 中華門外普徳寺山上
 死体数 男二九 女五 小兒一 計三五
 月日七三一 備考 城内各箇所ニ在リシモノヲ總括
 埋葬箇所 中華門外普徳寺山上
 死体数 男一四 女四 小兒〇 計一八
 月日八三一 備考 城内各箇所ニ在リシモノヲ總括
 埋葬箇所 中華門外普徳寺
 死体数 男三一 女八 小兒九 計四八
 月日九三〇 備考 城内各箇所ニ在リシモノヲ總括
 埋葬箇所 男四二 女一三 小兒七 計六二
 月日一〇三〇 備考 城内各箇所ニ在リシモノヲ總括

城内區 合計

男 四一、一八三
 女 七五

小兒 二〇

小計 四一、二七八

城外區 合計

男 一、七五九

女 八

小兒 二六

小計 一、七九三

城内ト城外合計 四萬三千〇七十一人

1702-17

東京地方法院檢察ヘノ魯廷ニ依ル證言

敵軍入城後、將ニ退却セントスル國軍及難民男女老幼合計五萬七千四百十八人ヲ幕府山附近ノ四五仁村ニ閉込メ飲食ヲ斷絶ス。寡餓シ死亡スル者頗ル多シ。一九三七年十二月十六日ノ夜間ニ到リ、生残セル者ハ鐵線ヲ以テ二人ヲ一ツニ縛リ四列ニ列バシメ下國草鞋狀ニ追ヒヤル。

然ル後、鐵線ヲ以テ悉ク之ヲ掃射シ、更ニ又銃剣ニテ亂刺シ、最後ニハ石油ヲカケテ之ヲ焼ケリ。燒却後ノ遺屍ハ悉ク掃子江中ニ投入セリ。

此ノ大虐殺中ニ在ツテ教導總隊馬班長及ビ保安警察隊ノ郭某ハ縛ヲ解キテ逃亡シ、伴ツテ地上ニ仆シ屍ヲ以テ自分ノ身ヲ覆ヒ難ヲ免ルヲ得タリ。

但、馬班長ハ左肩ニ刺刀傷ヲ、郭某ハ背中ニ火傷ヲ負ヘド、上元門大茅洞ニ逃レ、私ニ亡リ便衣ヲ求メ、長衣シテ竊ニ江ヲ渡リ八卦洲ニ至リテ始メテ危難ヨリ逃ル。

當時、私ハ警察署ニ勤務シアルモ、敵市街戰ニ際シ敵砲彈ニヨリ腿ヲ負傷シ、上元門大茅洞ニ匿レ居リ、其慘狀ヲ咫尺ノ目前ニ見シ者ナリ。故ニ此ノ慘劇ヲ証明シ得ル者ナリ。

證人姓名 性別 年齢 原籍 職業 住所
魯廷 男 卅三才 湖南省 職 南京義興路五號

1702-18

南京地方法院機事ヘノ内芳縁、張鴻儒、楊廣才
ニ依ル合同陳述

一九三七年陰曆十一月十三日、日軍中島部隊ガ入
城ノ後、内芳縁等ハ沙州圩ヨリ避難ノ途、次ニ死体
ノ多數タルヲ見テ、自ラ道ンデ死体埋葬作業ヲ手
傳ツタ。紅心會ハ其ノ時、彼ニ當會ノ旗印ヲ渡シ
テ第一區公所ノ救濟隊ニ派遣シタ。

内ハ卅余名ノ住民ヲ集メテ屍体ヲ埋葬スル獻身節
ヲ開始シ、四十日間以上續ケテ行ツタ。陰曆十一月六日ヨリ作業
ヲ開始シ、四十日間以上續ケテ行ツタ。

然シテ南門外附近、花神廟一帶、及ビ街路、小
防空壕中ノ五千余ノ屍体ハ集メラレ埋葬サレタ。
一方兵營、宿舍内二階及三階ノ二千有余ノ兵士ノ
屍モ悉ク埋葬サレタ。

尙ホ雨花台、望江橋、及ビ花神廟等ニ別々ニ埋葬
サレタモノハ、其ノ埋葬地ハ未ダ埋ツテキル遺骨
ニ依リ容易ニ見分ケラレル。併シ其ノ姓名ハ容易
ニ確認シ得ズ。此レ即チ私等ガ目撃シタ日本軍ノ
南京ニ侵入シタ時ノ虐殺ノ事實デアリ茲ニ立證ス
ル。

陳述者	年齢	原籍	職業	住所
内芳縁	四六	南京	花園	高登柏村十四號
張鴻儒	四四	同	農	雨花路 三二號
楊廣才	四三	同	商	雨花路一〇二號

1702-17

南京地方検察廳へノ任長徳ニ依ル陳述
 一九三七年十二月十五日、日軍中島部隊ニ依リ
 察、及ビ一隊人民ヲ含ム二千余ノ中國人ハ理由ナ
 クシテ遼寧民區司法院ノ建陽ヨリ引キ出サレタ。
 彼等ハ建陽ヲ経テ中門外ニ送ラレタ。ソシテ後
 等ノ大部分ハ十二位ノ機關銃ニヨリ虐殺サレタノ
 デアル。死ニ就ハセケル迄ハ、木村ヤ石油ニ依リ
 皆捕カレテシマツタ。私ハ幸ヒニシテ負傷セルモ
 逃レテ助カル事ガ出来タノデアル。

陳述者 年齢 原籍 職業 現住所
 任長徳 三七 江蘇省 商人 南京坊橋九八號

南京無縁遺棄者碑銘ノ抜萃

一九三九年一月 南京市長高冠吾ニ依ル
 一九三八年十二月、秣山、馬鞍山、靈谷寺等ニ多
 ノ屍骸アリ經テサレン事ヲ報フトノ報アリ。
 余、公衛生局ニ命ジ人夫ヲ遣リ、屍骸ノ運搬、及
 ビ骨ヲ集メサシム。其ノ數三千ヲ越セリ。靈谷寺
 東部ニ共ニ手厚ク埋葬ス。
 其處ニ墓石ヲ建テ、無縁遺棄者碑銘。。。ト記ス

一九三九年一月
 南京市長 高冠吾

E325 P.1703-22

年月日、自昭和十三年十二月二十六日至昭和十三年十二月二十八日

取扱隊「炭字埋葬隊」一隊

死体発見場所「沐府西内ヨリ佐依廊ニ至ル埋葬場所」五台山

男「九六」廿「二二」子供「六」計一二四

年月日、自昭和十二年十二月二十六日至昭和十二年

男「三四二」廿「三十八」子供「十二」計三九二
年月日、自昭和十二年十二月二十六日至昭和十二年十二月二十八日

取扱隊「炭字埋葬隊」三隊
死体発見場所「新街口南」
埋葬場所「五台山」

男「八三」廿「七」子供「一」計九一

年月日、自昭和十三年十月二十六日至昭和十三年十二月二十八日

取扱隊「崇字埋葬隊第一隊」

死体発見場所「沐府西内ヨリ佐依廊ニ至ル」
埋葬場所「五台山」

男「九六」廿「二二」子供「六」計一二四

年月日、自昭和十二年十二月二十六日至昭和十二年十二月二十八日

取扱隊「崇字埋葬隊第二隊」

死体発見場所「城根」

男「三四」廿「三八」子供「十二」計三九二

年月日、自昭和十二年十二月二十六日至昭和十二年十二月二十八日

取扱隊「崇字埋葬隊第三隊」

死体発見場所「新街口南」

埋葬場所「五台山」

男「八三」廿「七」子供「一」計九一

1703-2

毎月日「自昭和十二年十二月二十八日至昭和十三年十二月二十八日」

取扱隊「炭字埋葬隊」

死体発見場所「中華門東」

埋葬場所「成根」

裏面白紙

1703-2

男「三五二」女「三四」子供「一八」計「四〇四」
年月日「自昭和十三年一月三日」至昭和十三年二月
四日

取扱隊「崇字連葬隊第一隊」

死体発見場所「北門橋ヨリ唱経橋ニ至ル」

埋葬場所「紅土橋及北極門」

男「二七二」女「二九」子供「九」計「三一〇」

年月日「自昭和十三年一月三日」至昭和十三年二月
四日

取扱隊「崇字連葬隊第二隊」

死体発見場所「奥中門ヨリ小東門ニ至ル」

埋葬場所「城根」

男「三五〇」女「五一」子供「二二」計「四二三」

年月日「自昭和十三年一月三日」至昭和十三年二月
四日

取扱隊「崇字連葬隊第三隊」

死体発見場所「老王府ヨリ蔵後橋ニ至ル」

埋葬場所「皇宮庭ノ東部、身置橋ノ東端」

男「二八四」女「四六」子供「二五」計「四八八」

年月日「自昭和十三年一月三日」至昭和十三年二月
四日

取扱隊「崇字連葬隊第四隊」

死体発見場所「小府府ヨリ蓮子營ニ至ル」

埋葬場所「城根」

男「四三二」女「三十一」子供「二十五」計「四八八」

1703-3

年月日「自昭和十三年二月五日 昭和十三年三月六日」

取扱除「崇字埋葬除第一除」

死体発見場所「鼓嶺ヨリ大石橋ニ至ルノ間」

埋葬場所「鼓嶺及側道場附近其他」

男「三五四」女「一三」子供「八」計「三七五」

年月日「自昭和十三年二月五日 昭和十三年三月六日」

六日」

取扱除「崇字埋葬除第二除」

死体発見場所「御史溝ヨリ高橋門ニ至ル」

埋葬場所「城根及南城」

男「三五四」女「十三」子供「八」計「三七五」

年月日「自昭和十三年二月五日 昭和十三年三月六日」

六日」

取扱除「崇字埋葬除第三除」

死体発見場所「花牌嶺ヨリ洪武門ニ至ル」

埋葬場所「三條巷、大中橋、城根其他」

男「五二九」女「二四」子供「一五」計「五六八」

年月日「自昭和十三年二月五日 昭和十三年三月六日」

六日」

取扱除「崇字埋葬除第四除」

死体発見場所「長樂路ヨリ半山園ニ至ル」

埋葬場所「鼓嶺」

男「八七八」女「三六」子供「二八」計「九四二」

年月日「自昭和十三年三月七日 昭和十三年四月

取役隊「崇字屋弄隊第一隊」

死体發見場所一、大平門ミリ富貴山ニ至ル

一城板及山脚

男「六一〇」女「三三」子孫「一六一」計「六四八」

年月日 一 宣和十三年三月七日 宣和十三年四月

八日一

取卷四一第字遲葬除第二段亡

死体發見場所一六海莊ヨリ藍衣莊ニ至ル

一、

男「四七二」女「三九」子侯「一七」計「五二八」

年月日 一 日 昭和十三年三月七日 三 昭和十三年四月

八
四
一

取扱候一文字廻葬第三段

死體發見場所一百五拾ヨリ調査所二三九

遷葬場所一公園ノ東側及浮橋ノ北に

男一七、一五、一女一四、八、一、子俱一三、五、一、計四七、四、一。

年月日 昭和十三年三月七日 昭和十三年四月

八日

聖教圖「宗字埋葬殿第四殿」

死骸発見場所一城内東半地區に

埋葬場所「客荒地及菜園」

男「三八五」女「五四」子供「三五」計「四七四」

城內另「六七四一」

女「五二二」子供「二八五」計「七五四八」

1703-5

年月日「自昭和十三年四月九日三時和十三年四月十八日」

死体発見場所「中華門外兵工廠南花賣ヨリ花神廟ニ至ル」

男「二五、七五二」女「五六七」子供「二九三」計「二六、六一二」

年月日「自昭和十三年四月九日三時和十三年四月廿三日」

死体発見場所「永西門外ヨリ上河ニ至ル」

男「一八、四二九」女「三三六」子供「二三」計「一八、七八八」

年月日「自昭和十三年四月七日三時和十三年四月廿日」

死体発見場所「中山門外ヨリ馬場ニ至ル」

男「三三、六〇一」女「一九一」子供「三六」計「三三、八二八」

年月日「自昭和十三年四月九日三時和十三年五月一日」

死体発見場所「蓮花門外ヨリ方山ニ至ル」

男「二四、八三九」女「四七五」子供「一七六」計「二五、四九〇」

城外、男「一〇二、六二一」女「一五六九」

子供「五二八」計「一〇四、七一八」

城内、男「六、七四一」女「五二二」子供「二八五」計「七、五四八」

裏面白紙

城外、男「一〇二、六二一」女「一、五六九」子
供「五二八」計「一〇四、七一八」

計 男「一〇九、三六二」女「二、〇九一」子供「八
一三」

總計「一一二、二六六」

南京市崇善堂之長

賣注者 扇一漁

(印) (官印)

墓地	埋葬箇所	区別	死体数	備考
金陵大學農場	一四二	一	一二五	西橋ノ地中ニ在リシ 漢中ノ地中ニ在リシ
五台山麓山	一七	二	一九	西橋ノ地中ニ在リシ 漢中ノ地中ニ在リシ
清涼山麓地	四九		四九	西橋ノ地中ニ在リシ 漢中ノ地中ニ在リシ
韓家巷西麓山	一四七		一四九	西橋ノ地中ニ在リシ 漢中ノ地中ニ在リシ
五台山麓山	一六		二〇	西橋ノ地中ニ在リシ 漢中ノ地中ニ在リシ
古林寺山上	一〇七	二	一〇九	西橋ノ地中ニ在リシ 漢中ノ地中ニ在リシ
陰陽營大谷村	三七	一	三〇	西橋ノ地中ニ在リシ 漢中ノ地中ニ在リシ
中華門外望江磯	一〇〇		一〇九	西橋ノ地中ニ在リシ 漢中ノ地中ニ在リシ
中華門外高壁相利	二五	一	二六	西橋ノ地中ニ在リシ 漢中ノ地中ニ在リシ

世界紅十字會南京分會救護隊埋葬死体数統計表 表 1 字第 九 號

Translator: AZUMA Torazu

区	城				区	地		外		城		区
中華門外高華胡同	中華門外望江磯	陰陽營北安村	回	吉林寺後山	陰陽營南秀村	吉林寺山上	五台山荒山	清涼山墓地	五台山荒山	金陵大學農場	清涼山後山	埋葬箇所
二五	一〇	五七	九	一五四	六五	一〇七	一六	四九	一七	二四	二九	四
一一			一		二	二			二	一		十
					二〇		四					小見合
二六一	一〇九	三三七	三〇	一五四	六七二	一〇九	二〇	四九	一九	二三	二九	日
同左	二六二	六七	二二	六六	二九	二四	二二	二六	二二	二二	三三	備
同	城門外高華胡同	回	城北各箇所	龍池墓	城北各箇所	吉林寺山上	五台山荒山	清涼山墓地	五台山荒山	金陵大學農場	清涼山後山	備
同	城門外高華胡同	回	城北各箇所	龍池墓	城北各箇所	吉林寺山上	五台山荒山	清涼山墓地	五台山荒山	金陵大學農場	清涼山後山	備

世界紅十字會南京分會救護隊埋葬証埋葬死体数
統計表 延字第幾

Translator: AZUMA Taro

裏面白紙

No 2

1704

[illegible]

裏面白紙

No.3

1704

区	地	外	城	墓	理葬箇所	男	女	小兒	合計	備考
中華門外普徳寺貧民地	下関草鞋間空地	下関魚雷軍營碼頭	下関草鞋間空地	下関九家軒	漢中門外二道樺子	二二六			二二六	
下関善家園	上新河五福村	下関石榴園	下関魚雷軍營碼頭	下関九家軒	上新河北河口空地				三八〇	
下関石榴園	幕府山下	下関石榴園	下関魚雷軍營碼頭	下関九家軒	漢中門外二道樺子	二二六			二二六	
下関東砲台	二五	一四七	五二四	四〇	三八〇				二二六	
下関上元門外	二七	一九七	四八〇	三八〇	北河口一帯				二二六	
中華門外土城遺蹟墓地	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
八七	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
五九二	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
一九四	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
一九三	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
八五	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
百六	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
三〇〇	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二五一	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二七	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二五	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
四七	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
一九七	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
五二四	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
四八〇	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
三八〇	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二二	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
五二四	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
四八〇	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
三八〇	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二二	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
五二四	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
四八〇	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
三八〇	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二二	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
五二四	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
四八〇	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
三八〇	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二二	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
五二四	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
四八〇	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
三八〇	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二二	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
五二四	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
四八〇	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
三八〇	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二二	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
五二四	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
四八〇	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
三八〇	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二二	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
五二四	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
四八〇	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
三八〇	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二二	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
五二四	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
四八〇	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
三八〇	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二二	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
五二四	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
四八〇	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
三八〇	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二二	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
五二四	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
四八〇	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
三八〇	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二二	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
五二四	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
四八〇	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
三八〇	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二二	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
五二四	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
四八〇	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
三八〇	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二二	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
五二四	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
四八〇	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
三八〇	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二二	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
五二四	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
四八〇	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
三八〇	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二二	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
五二四	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
四八〇	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
三八〇	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二二	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
五二四	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
四八〇	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
三八〇	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二二	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
五二四	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
四八〇	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
三八〇	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二二	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
二二六	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
五二四	二五	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
四八〇	二七	一九七	五二四	四〇	漢中門外二道樺子				二二六	
三八〇										

裏面白紙

1794

裏面白紙

No 5

1704

附記						区		地		外		城	地
總計	同	中華門外普德寺山	同	同	中華門外普德寺山	下関煤山及港	中華門外普德寺山	上新河里橋	下関口灘	老江口硬	下関石榴園	中華門外普德寺山	埋
四萬三千〇七十一人	四二二三七六二一〇三〇	三八九四八九三〇	一四四八三	二九五一三五七三	二六六三〇	七四七五	三三六	五七五	六五五	九四五	三八五	四八六四〇	男
													女
													小兒
													合計
													月日
	同	同	同	同	同	城内各竹園所ニ在リテモウ納棺	城内各竹園所ニ在リテモウ納棺	上新河江口ニ在リテモウ納棺	江口水上ニ在リテモウ納棺	同	兵站処江口ニ在リテモウ納棺	兵工廠及城内ニ在リテモウ納棺	備
													考

裏面白紙

南京地方法院檢察處敵人罪行調查報告

一、調査ノ經過

本檢察處ハ敵人罪行調査ヲ命ゼラレテヨリ、所用ノ文書ヲ印關シテ市民一般ニ明ラカニ指示スルト共ニ南京市内ニ調査統計局・軍事委員會調査統計局・南京警察廳・南京法務部・南京軍區憲兵司令部・三民主義青年團南京本部・南京市商會・南京市農會・南京市工會・南京市

字會南京分會及本院等十四單位ニ宛

年十一月七日午後二時本院會議室ニ參

會議ニ於テ南京敵人罪行調査委員會ノ

組織ヲ決議シ之ヲ成立ス

又各代表者ハ夫々文書ヲ以テ關係各方面ニ傳達シ、市政府ハ各區町村ノ保甲ヲ督勵シ警察廳ハ各區警察分局ヲ督勵シ、各々分擔責ニ仕ジ、其他ノ各團體ハ各其性質ニ應ズル調査ノ對象ヲ確定シテ以テ調査ノ重複ヲ避クルコトヲ議決ス

此間敵側ノ偽稱妨害等激烈ニシテ民心銷沈シテ自發的ニ殺人ノ罪行ヲ申告スル者甚ダ少キノミナラズ 委員ヲ派遣シテ訪問セシムル際ニ於テモ冬ノ罽ノ如ク口ヲ嚙ミテ語ラザル者、或ハ事實ヲ否認スル者或ハ又自己ノ慍面ヲ憚カリテ告知セル者、他處ニ轉居シテ不在ノ者、生死不明ニシテ探索ノ方法ナキ者等アリ

以上ノ如キ理由ニ依リ此五百餘件ノ調査事實ハ何レモ異常ナル困難ヲ經テ調査セルモノニシテ就中南京大虐殺ハ前代未聞ノ大殘虐タルト同時ニ敵軍罪行ノ重點ナルヲ以テ特別ノ注意ヲ拂ヒテ慎重調査ヲ期シ種々探索訪問ノ方法ヲ講ジ數次ニ亙リ行ハレタル集團屠殺ニ關

南京地方法院檢察處人罪行調査報告

一、調査ノ經過

本檢察處ハ敵人罪行調査ヲ命ゼラレテヨリ、所用ノ文書ヲ印刷シテ市民一般ニ明ラカニ指示スルニ付、南京地方法院檢察處、軍事委員會調査統計局・南京警察廳・南京市政府・南京市農會・南京市工會・南京市辯護士公會・南京醫師公會・紅十字會南京分會及本院等十四單位ニ宛テ通牒シ各代表者ヲ民國三十四年十一月七日午後二時本院會議室ニ召集ヲ請ヒテ第一次會議ヲ開催、會議ニ於テ南京敵人罪行調査委員會ノ組織ヲ決議シ之ヲ成立ス

又各代表者ハ夫々文書ヲ以テ關係各方面ニ移送シ、市政府ハ各區町村ノ保甲ヲ督勵シ警察廳ハ各區警察分局ヲ督勵シ、各々分擔責ニ任ジ、其他ノ各團體ハ各其性質ニ應ズル調査ノ對象ヲ確定シテ以テ調査ノ重複ヲ避クルコトヲ議決ス

此間設備ノ偽備妨害等強烈ニシテ民心銷沈シテ治安的ニ殺人ノ罪行ヲ申告スル者甚ダ少キノミナラズ、委員ヲ派遣シテ訪問セシムル際ニ於テモ冬ノ緯ノ如ク口ヲ塞ミテ語ラザル者、或ハ事實ヲ否認スル者、或ハ又自己ノ體面ヲ憚カリテ告知セル者、他處ニ轉居シテ不在ノ者、生死不明ニシテ探索ノ方法ナキ者等アリ

以上ノ如キ理由ニ依リ此五百餘件ノ調査事實ハ何レモ異常ナル困難ヲ經テ調査セルモノニシテ就中南京大屠殺ハ前代未聞ノ大殘虐タルト同時ニ敵軍罪行ノ重點ナルヲ以テ特別ノ注意ヲ拂ヒテ慎重調査ヲ期シ種々探索訪問ノ方法ヲ講ジ數次ニ亘リ行ハレタル集團屠殺ニ關

Doc 1706 P2

スル貴重ナル資料ヲ獲得スル毎々一々之ヲ審査シ、確定セル謀殺者既
ニ三十餘萬ニ達シ此外尙未ダ確證ヲ得ザル者合計二十萬人ヲ下ラザル
景況ナリ

目下ステニ第一期資料審査ヲ完了シ、今後ノ工作ハ各關係機關ト協議
シ公開方式ヲ採リ一層宣傳ニ努メ調査工作ヲ徹底シ、獲得セル資料ハ
引續キ整理綜合シテ報告セントス

以上本處ニ於ケル敵軍罪行調査経過ノ概要ナリ

二 敵人罪行ノ種類

敵人ノ罪行ハ之ヲ要約スレハ概ネ左ニ列舉スル數種ニ分類セラル
1 虐殺ニ關スルモノ

南京陷落ニ關セル當時・雨花台地區ニ在リシ我方軍民ニ三萬ハ退
去ニ當リ敵軍ノ掃射ヲ蒙リ哀聲地ニ滿チ屍山ヲ築キ流血腥ヲ沒ス
ル慘狀ヲ呈シ 又八畧洲ニ於テハ爭ヒテ揚子江ニ渡リ逃レントス
ル我軍民ハ悉ク掃射ヲ受ケ屍体ハ江面ヲ蔽ヒ流水モ赤クナリタル
程ナリ

陷落後・男女老幼五六萬人ヲ幕府山附近數ヶ村ニ監禁シ其飲食ヲ
絶チ・十六日 針金ヲ以テ二人宛縛シ・四隊ニ別チテ草鞋峽ニ連
行シ悉ク機銃掃射ヲ加ヘ・其上銃劍ニテ滅多刺ニ刺突シ更ニ石油
ヲ浴セテ放火シテ之ヲ焚キ殘餘ノ屍体ハ之ヲ揚子江ニ投入セリ
又陷落後・難民區内ニ在リシ我軍民ヲ驅ツテ中門ニ連れ行キ網
ヲ以テ縛シタル後掃射ヲ加ヘテ殺害セリ

敵軍入城ノ日ヨリ起算シ集團屠殺二十餘萬ハノ外・凡ソ我軍民ニ
シテ未ダ退去セサリシ者ハ敵人ニ遣ヘバ必ズ殺サレ身ヲ置シ居リ
テ發見逮捕サレシ者ハ多クハ刀槍ノ下ニ生命ヲ失ヒ四肢ト體トバ
ラバト成リ血肉ノ區別モ分ラヌ如キ狀態ト成リ

此虐殺ノ慘狀ハ實ニ有史以來未曾有ノ事ナリ・此外ニ・人民ヲ強
制徵發シテ軍役ニ使用シ自動車ニ搭載シテ何處ニカ運ビ去リ今日
ニ至ルマデ八年・杳トシテ消息ヲ絶チタルモノアリ

之等ハ如何ナル方式ニテ殺害セラルヤ不明ナリ
2 傷害ニ關スルモノ

敵軍兵隊ハ勝手ニ人民ヲ誣告シテ中國軍人ナリトシ之ヲ捕ヘテ鐵
線又ハ網ニテ縛シテ空中ニ吊シ上ゲ・鐵棒・皮鞭或ハ棍棒等ニテ

Doc 1706 24
痛打シ・全身ニ傷害ヲ與ヘテ自白ヲ強要ス

或ハ又水若クハ石油ヲ鼻口ニ注ギ込ミ之ガ爲死ニ類スルコト屢々ナリ

特ニ被害受傷者ノ呻吟ヲ嚴禁シ若シ一人ニテモ呻吟スレバ必ズ全部ノ者ヲ強打ス

毎日悉々ニ棍棒ヲ以テ俘虜ヲ亂打シテ禁シミトナシ・亂打サレル際身ヲ躡スヲ禁シ若シ之ニ違ヘバ直ニ毆リ殺サル

斯ノ如キ酷刑ハ古昔ノ暴君殷ノ幽王ヤ秦ノ始皇ノ暴虐ヨリモ甚ダシキモノアリ

又常ニ人民ヲ拘禁シテ之ヲ凍工サセタリ飢工シメタリ

或ハ重荷ヲ負ワセテ路上ヲ奔馳セシメ・少シデモ遅ルゝ者ハ直ニ鞭ヲ以テ打タル此ノ如キ虐待ハ牛馬ヨリモ甚ダシキモノアリ

又人民ヲ毆打スルニ左右ノ手ヲ以テ一同宛蹴リ次ギニ足ヲ揚ゲテ一同蹴リ之ヲ名付ケテ(三面合掌)ト稱ス凡ソ陷落地區ノ人民ノ

毆打ヲ受ケシモノハ悉々ク此狀態ニテ毆打セラレタリ

3 姦淫ニ關スルモノ

一般青年婦女ヨリ六七十歳ノ高齢老父ニ至ルマデ被害者甚ダ多シ其方式ハ強姦アリ輪姦アリ拒姦致死アリ或ハ父ヲシテ其姦ヲ或ハ兄ヲシテ其姦ヲ舅ヲシテ其姦ヲ姦セシメテ禁シミトナス者アリ或ハ乳房ヲ割キ胸・臍ヲ截リ齒ヲ抜キ其慘狀見ルニ忍ビザルモノアリ

4 掠奪ニ關スルモノ

市内ノ商店・住宅ハアヲユル衣服・雜物品・珍寶等悉ク勝手ニ捜シ出サレ・財物ハ一物モ残ラズ搬送セラレタリ

5 破壊ニ關スルモノ

飛行機 ● 砲ヲ撃破セルガ敵軍城内ニ進入ス ● ヤ到ル處ニ放火シ
莫大ナル災害ヲ惹起シ市民ノ蒙レル損害ハ幾ゲテ數フ可カラズ
6 其他ニ關スルモノ

敵多摩部隊ハ俘虜トナレル我人民ヲ醫藥試驗室ニ連れ行キ各處有
毒細菌ヲ其体内ニ注射シ其變化ヲ實驗セリ此部隊ハ最モ秘密ノ機
構ナルヲ以テ之ニ因リテ死亡セルモノノ確數ハ明白ナラズ
醫藥ノ實驗ノ爲ニ犬猫ヲ犠牲トスルコトサヘモ仁者ノ忍ビザル
所・況ンヤ我俘虜同胞ヲ實驗ニ供スルハ誠ニ犬猫ニモ劣レル取
扱ナリ哀マサルヘケンヤ之ヲ要スルニ敵ハノ罪行ハ殘暴兇惡無道
ノ極ニシテ搜索セル資料ヲ總計スルニ

被害者確數

三十四萬人

燒失又ハ破壊家屋

四千餘戸

被姦及拒姦ノ後殺

害サレタル者

二、三十人

被逮捕後生死不明者

百八十四人

ニシテ其他ハ尙調査未完ナルモ實ニ人類史上未ダ曾テナキ慘劇
ナリ

三 戦犯及關係資料

南京ニ於ケル敵人ノ暴行ヲ其性質ニ依リ分類セルノ外ニ更ニ戦犯
及關係資料ニ就キ附加説明ス

1 個別犯罪ノ調査

敵人ノ行ヒタル屠殺状況ノ調査ハ死者ハ四ヨリ證言ヲナス能ハ
ズ幸ニシテ屠殺ヲ免レタルモノト雖モ其身ハ災害ニ遭ヒ掠奪
ヲ受ケ・危急ノ場合ニアリテ確カ能ク加害者ノ姓名ヲ尋ネ隊番
號ヲ記録シ得ンヤ故ニ此種ノ調査ハ僅カニ其片鱗ヲ獲タルノミ

205 1706 876
ナリ姓名ヲ得ルモノハ僅カニ

中野・黒木巳六・山崎新・石塚・吉田曹長・藤田軍曹・國本一誠
山本・吉板・矢木三郎・永野貞信・元木・清山尙次・中原八千代
等其所屬部隊番號アルモ姓名不明ノモノ

大野・中島・長谷川・支那派遣軍・西部・畑中・日本特務機關
金酸・日本空軍・日本海軍・橋口・日本警備隊・登一六二九部隊
箕浦・山田・後藤・榮一六二五・多摩・大熊・塚部・石岡・一九
二六部隊・治骨・鈴木・日本憲兵隊・日使館・猪木・徳川・佐藤
收容所等二十九個單位

Doc 1706 P7

2、集團屠殺ノ證據

南京陥落當時集團屠殺ヲ行ヒタル部隊ハ

中島、畑中、山本、長谷川、箕浦、猪木、徳川、水野、大徳ノ九個

單位、

被屠殺者タル我同胞 二七九、五八六名

新河地城 二、八七三名（埋葬者^{盛世徴}昌開運證言）兵工廠及南門外花神廟一帯 七〇〇〇餘名
（埋葬者^{陳永清}丙芳淑、張鴻儒證言）草鞋峽 五七四一八名（被害者^{伍長徳}魯聯證言）漢中門 二〇〇〇餘名（被害者^{陳永清}陳永清證言）

靈谷寺 三〇〇〇餘名

（漢奸高冠吾ノ無主孤魂碑及碑文ニヨリ實證）

其他崇善堂及紅字會ノ手ニヨリ埋葬セル屍

体合計 一五五、三〇〇餘

以上何レモ別冊表ニ記載セルガ如シ

埋葬地點及人數ニ關シテハ何レモ極メテ明瞭ニシテ且ツ關係人ノ證

言ニ依ル、其情況ヲ益々明白ナラシムル爲メニ關係機關ヲシテ各埋

沒地區ノ殘存情況ヲ撮影セシメタル寫眞二十餘枚ヲ添ヘテ證據トナ

ス

四 調査後ノ感想及建議

抗戰八年人民塗炭ニ苦シミ家屋墓地廢墟ト化シ被害ノ大ナルコト紙紙

ニ盡シ難シ

今ヤ敵人屈服シ和平克復ス、宜シク忠烈ヲ表彰シ遺族ヲ救恤シ慈善機

關ヲ褒賞スルト共ニ悲慘極マリナキ史實ヲ保存シ以テ民心ヲ奮シメ愛

國心ヲ養成スヘキナリ

200 1700 128
茲ニ其主要ナル事項ニ付述ブレバ左ノ如シ

1、罹災軍民ヲ記念ス

今次罹災軍民ノ埋葬地ハ何レモ粗陋ニシテ雜草ニ蔽ハレ逐次殫滅ノ
恐アリ宜シク官營ヲ以テ立派ナル墓地ヲ設ケ英靈ヲ安ンズルト共ニ
碑ヲ建テ銘ヲ錄シテ其事蹟ヲ明カニシ以テ英靈ヲ慰安スルト同時ニ
之ヲ千萬年ノ後世ニマデ傳ヘテ國民ノ鑑鑑トス

2、罹災者及其家族ノ救済

被害者ヲ調査スルニ、田園荒廢シ骨肉離散シ殊ニ八年ノ困苦ヲ經テ
既ニ一家滅亡セル者アリ疾病ニ悩ム者アリ或ハ飢寒ニ迫マラレ日々
救済ノ手ヲ渴望スルモノアリ宜シク政府ニ於テ救済ノ策ヲ樹テ生存
者ハ之ヲ保護シ死没者ハ之ヲ慰藉スヘキナリ

3、慈善機關ノ褒賞

敵軍ノ南京大屠殺ニ當リ崇善堂及紅字會ノ組織セル埋葬隊ハ屍体
ノ埋葬ニ從事セルガ崇善堂ハ連續工作四ヶ月埋葬死体一一二六七紅
字會ハ連續工作半ヶ年埋葬死体四三〇七一當時南京ニ留守セル金
陵大學及金陵女子大學ノ亞米利加人教授ハ此光景ヲ目撃シテ傷心ニ
堪ヘス國際救済委員會ヲ組織シ前後避難民數萬人ヲ收容セリ之等尊
敬スヘキ盟友善士ハ人類ノ同情ト義憤ニ激シ敵人ノ侮辱ト脅威ヲ願
ミズ危險ヲ冒シ或ハ救済ニ或ハ埋葬ニ努力シ其功績ハ永遠ニ不滅ナ
リ

宜シク各人別ニ夫々一遺額ヲ贈呈シ或ハ褒賞ヲ授與シ以テ褒賞スヘキ
ナリ

特ニ崇善堂堂長周一漁先生ノ如キハ老衰病弱、生活ニ困窮セル有様
ナルヲ以テ宜シク之ヲ救済スルヲ要ス

4 腊人館ノ設置

敵ノ我同胞ニ加ヘタル暴行ハ鬼神ヲモ震憾セシムルモノアリ
宜シク一個ノ紀念館ヲ建設シ繪影彫刻ヲ以テ其實相ヲ模寫シ又一度其
中ニ入レバ觸目驚心セシメ以テ教誡激勵ノ資料トナスベキナリ
之腊人館建設スベシトナス所ノ理由ナリ

其様式ハ巴里ノ紀念館ニ仿ヒ裁長補短、市中形勢ノ地ヲ揆定シ宏壯ナ
ル館ヲ建設シ全國著名ノ藝術家ヲ召集シテ描畫彫刻セシメタル後開館
シ實相ヲ將來永久ニ傳ヘ、我々ノ蒙リタル大ナル苦ミヲ人ノ眼ニ染メ
付ケ、心ニ烙キ付ケ且ツ之ヲ保存スルノ方法ヲ講ズベキナリ

南京地方法院首席檢察官 陳 光 虞

中華民國三十五年二月

監 印 龔 敬 贊
使 封 張 殿 桐

21-8-09 (2)
P1728-1
11
12 Aug
日本軍ニ依ル支那地方民及ビ武装解除シレタ軍人
ノ南京ニ於ケル虐殺並ニ南京紅十字會ニ依ル屍体
埋葬ノ實況

一九三七年（昭和十二年）十二月支那國民政府ガ
南京ヨリ移轉セル際、國際委員會ガ中外ノ紳商並
ニ宣教師ニヨツテ組織サレタ。日本當局ハ中山北
路以西並ニ漢中路以北ノ地ヲ避難民區域トナス申
出ニ同意シ、紅十字會ハ其地ニ於ケル救済事業ヲ
管理スルコトヲ許サレタ。

十二月十三日、日本軍ノ中島部隊ガ光華門ヨリ南
京ニ入り、支那軍ガ下關ノ河岸ニ退却シタ際、地
方民及ビ武装解除サレタ將兵ハ難民區域ニ入り、
若クハアチラコチラニ擲レ場所ヲ求メ、ソノ数ハ
二十余万デアツタ。紅十字會ハアメリカノ宣教師
及ビ教授ノ援助ニヨリ、毎日食事ヲ給シ、秩序ヲ
維持スルタメ給食所ヲ設置シタ。

避難民區域外ニ在ッタ人々ハ殆下河外ナク斃殺、
没殺、強姦ノ如キ種々ノ虐待行爲ヲ受ケタ。ソノ
犠牲者ハ南京内外ノ地方民並ニ武装解除サレタ軍
人ヲ含ンデ居タ。

一殺殺

日本兵ハ附近一帯ノ搜索ヲナシ、遠ケレバ銃撃
シ、近ケレバ刺殺シタ。鶏ヤ犬マデ殺サレタ。翌

1738-2

十二月十四日、日本兵ハ堀江門ヲ突破シタ後、再ビ
 府並ミノ要害ヲ行ヒ人ヲ見レバ殺シタ。和記洋行
 工廠ニ於テハ數千、寶塔橋ニ於テハ數百ノ地方民
 並ニ武裝解除サレタ。軍除ガ俘虜トナツタ。彼等ハ
 煤炭港ノ倉庫ニ入レラレ、扉ガ閉サレタ。日本兵
 ハ彼等ヲ捕縛シテ殺シ、屍體ニ石油ヲカケ、火
 ラツケタ。同じ手段ガ下關老虎山ニ於テ武裝解除
 ノ後數千ノ文部兵ニ繰返サレタ。堀江門外ニ於テ
 寶塔橋ハ退却ニ際シ中國軍ニヨツテ破壊サレタ。
 日本兵ハ下關近邊ニ於テ捕ヘタ五體ノ遺ツタ地方
 民ハ皆殺レタ。捕カラ河ノ中ニ追ヒ落シタ。ソノ數
 ハ數百デアツタ。日本兵ハ流レル河ノ中デ助カラ
 ウト徒ラニモガイテ居ル殺傷者ノ悲惨ナ光景ヲ見
 テ面白ガツテ居タ。

二百名以上ノ醫官ガ南京城外デ縛ラレ、地面ノ穴
 ノ廻リニ置カレタ。ソレカラ穴ニハ石油ガ入レラ
 レ、火ガツケラレタ。醫官ハ皆モガキ苦シミナガ
 ラ火炙リニサレタ。前記ノ諸事件ハ、日本兵ガ南
 京ニ於テ同様ナ方法デ行ツタ他ノ多クノ惡行爲
 ラ單ニ例示シタニ過ギナイ。

ニ強 姦

日本兵ハ少女ヨリ老嫗ニ至ル殆ドスベテノ女ヲ
 強姦シ、屢々殺傷者ガ死ヌマデ交代デ繰返シ繰返

1528-3
シ強姦シタ。死ンダ後デモ屍体ヲ銃剣デ突イタリ
切ツタリシ、明ラカニ野獸的ナ日本軍自身ヲ樂シ
マセルタメニ國イ物体ヲ腔中ニ突込ンダ。最モ怪
シカラヌコトニハ、一家族ニ對シテ、悉ルベキ質
問ノ後、一旦家族關係ガ確認サレ、父ト誤、母ト
息子、兄弟姉妹ガ性交ヲ強ヒラレ、日本軍ハ傍ニ
立ツテ笑ヒ、喝采シタ。カ、ル野獸的の行爲ハ眞ニ、
支那人ノ道義心破壊ヲ目的トシタモノデアツタ。
弔 葬

殺害後、屍体ハ南京及其ノ近郊ニ山積シテ居タ。
紅卍字會ハ彼等ヲ葬ルタメ埋葬隊ヲ組織スルコト
ヲ申出タ。日本側ハ約一ヶ月後迄ソレヲ許サナカ
ツタ。ソノタメ實際ニ仕事ヲ始メタ時ニハ、屍体
ハ殆ト腐爛シ、變形シテ居テ識別ガ不可能デアツ
タ。他ノ多クノ屍体ガ大塘及ビ河溝ニ於テ河中ヨ
リ引キ上ゲラレタ。屢々、日本軍ハ十若クハソレ
以上ノ屍体ニ長イ針金ヲ通シ、雲ギ合セテ、河中
ニ投ジタ。紅卍字會ニヨツテ葬ラレタ屍体ノ總數
ハ四三、〇八一デアツタ。
屍体埋葬作業 月日、屍体ノ種別、屍体發見箇所
埋葬地ノ表ヲ添付スル。

世界紅卍字會南京分會之印

1728-*

會長（署名捺印）吳 偉 炎
副會長（署名捺印）許 晉

一九四六年（昭和二十一年）四月六日

註
此ノ表ノ證明サレタ寔シガ利用出來ル。ソノ
證明ハ一九四六年（昭和二十一年）三月調整
サレタ南京區裁判所事務局ノ報告書（官類番
號一七〇四）ト一結ニアル。

21-2-29
(2)
P.1701-1

原本不明瞭

裏面白紙

「漢書」卷六十六（一九三七）
東京大學漢學部編輯「漢書」

目次

- 一、陰陽書北抄
- 二、陰陽書南抄
- 三、古抄書北抄
- 四、陰陽書南抄
- 五、上野河二道得子ノ正百
- 六、陰陽書北抄
- 七、陰陽書南抄
- 八、上野河二道得子ノ正百
- 九、上野河二道得子ノ正百
- 十、上野河二道得子ノ正百
- 十一、上野河二道得子ノ正百
- 十二、上野河二道得子ノ正百
- 十三、上野河二道得子ノ正百
- 十四、上野河二道得子ノ正百
- 十五、上野河二道得子ノ正百
- 十六、上野河二道得子ノ正百
- 十七、上野河二道得子ノ正百
- 十八、上野河二道得子ノ正百
- 十九、上野河二道得子ノ正百
- 二十、上野河二道得子ノ正百
- 二十一、上野河二道得子ノ正百
- 二十二、上野河二道得子ノ正百

歐人暴行其變態ノ致致ニ此ノ時ニ至リタルヲ知ス。
空氣ハ日ニ日ニ緊張シ、事變ハ急ムニ急ムヲ告グ時
デアツタ。民國廿六年（一九三七年）十二月十二日
ノ早朝、我々ノ首都南京ヲ襲ヒ此ノ凶行スルニ至リ
トナツタノデアル。

美ノ時ニ於テ未ダ彼向ヲ退出セザリシ人民ハ一帯一帯ト散人ノトラツクデ逐ビ去ラレ、彼等ハ豫貴港ニ於テ蓄財シ彼中門ニ於テ、大方港ニ於テ蓄財シ、更ニ又非人道的ニモ草鞋狀ニ於テ五六萬人ヲ大層環、大籠獄シタノデアル。蓄財ノ後ニ則チ更ニ之ヲ燒キ、最後ニハ長江（揚子江）中ニ投ジテ魚飼ト爲シタノデアル。

逃亡ハ如何ニ？ 何處ニ方逃匿ガ有ラウ？
八洲州ノ江中ニ漂流セル江ニ漂々タル死骸ハ逃亡セ
ル者達ノ末路デハナカッタカ。

魚口管江道ニ生々ト興ヘル土墓ハ管、逃亡者ノ落付
キ處デハナカツタカ。何處ニ生防ガアロウゾ。逃ゲ
ザルモ又方法デハナカツタ。紅十字會、崇善堂等ノ
機關口體ノ個人的ニ組織シタ民衆數字ハ何十萬ニ上
ツテキル。之等ハ逃ゲザリシ者ノ結束デハナカツタ
カ。大道小道ニ無茶苦茶ニ留レテキルノハ隨ヲ違ケ
ント身ヲ墮カシタ結果デハナカツタカ。

此ノ部屋、彼ノ部屋ニ文雅流麗、血ニマミレテ居ル
ハ家ニコモリ、外ニ出ルヲ肯ンゼザリシ人達デハナカ
ツタカ。我！我！我！
天地ヲ嘗ニシ、天地ヲ嘗ガシテ我シタノデアル。
能レルモ我シ、能ケルモ我シ、能グルモ我シ能ゲズ

原本不明瞭

裏面白紙

1701-3

ルモ漢シ、難民区内ニ居リシモ漢シ、南東諸島、
ノ流レハ恰モ子江ノ水流ノ如ク難民ノ山ハ難民
ニモ漢シ、難民ナリシ南東諸島ハ難民ノ山ハ難民
セン地獄ニ爲ッタノデアアル。
今ヤ漢民ハ難民ニ爲ッタ。難民ノ難行ハ正ニ此ノ一
種ニ属ス。
我等ハ更ニ難民及ビ難民者ト共ニ未ダ難民ニヨリ
難民セラレザリシ難民ニ行キ難民ヲ難民テ来タ。
我等ハ難民ナル難民ニ難民シ同難民ニ難民ニ難民
ヲ難民シナシ。
難民、難民全部ヲ難民スルトモ、永久ニ難民ハレザル
難民ニ難民ス事ガ出来ヨウゾ。

難民難民ス（印）

一九四六年一月十四日・難民

「敬言」

難民！難民、民國廿六年（一九三七年）ニ我ガ
首都ヲ難シ、難民ノ人民ヲ大難シタ。難民ノ内外ニ
難民ハ難シ、難民ニ難シ、難民ニ難シ、難民ニ難シ、
ガアル。難民、難民、難民、難民、難民、難民、
ハ難シ、難民、難民、難民、難民、難民、難民、
アル。難シキニ難シテハ江中ニ難シ、難民、難民、
難民ニ難シテ難民、難民、難民、難民、難民、
ノ難民、難民、難民、難民、難民、難民、
ノ難民、難民、難民、難民、難民、難民、
事シ之ヲ難シ、難民、難民、難民、難民、
八年來、難民シタ土難民、難民、難民、難民、

1701-4

或ハ牛年ニ當マレ一節僞ハ又法人ニ歸シテ大半ハ
在ニ原形ヲ求ムルニ難ナリ。
本月十四日、先般及ビ幸子門等ハ中央社ノ編輯者
幸倉康及ビ上越各口等ノ責任者連署人等ニ傳ヒテ
返リテ一頁シ、終日ノ勞ニ依リ、此ノ小形ヲ復形セ
リ。當時大層癡ノ實情ヲ表示スルニハ不足ト謂ドモ
尙、法人ニ行ノ一、二ヲ見ルニ足ラン。此處ニ歸シ
ミテ後言ヲ述ベ沈痛ノ意ヲ表ス。

助手 幸子門 附記 (印)

民國五年一月十五日

寫眞說明

一、地圖ハ陸防營北旁村ニシテ當時ノ組織圖ハ三
百廿七ナリ。

城北を處ノ陸防收察組織ハ世界紅記字會之ヲ爲
ス。

寫眞說明

二、地圖ハ陸防營南旁村ニシテ當時ノ組織圖ハ合
計六百七十二ナリ。

城北を處ノ組織者ハ右ニ同シ。

寫眞說明

三、古跡寺由ニ於ケル當時ノ組織圖ハ合計二百九
十三ナリ。山上、及ビ龍池を處ノ組織收察、組織
者ハ世界紅記字會ナリ。

寫眞說明

四、地圖ハ陸防營南旁村附近ノ金田大學農場ナリ。
當時ノ組織圖ハ一百廿三ト爲ス。百廿三ノ内ノ

1701-5

鹿嶋郡、延壽寺ハ世界江正字會ナリ。

寫眞說明

五、地誌ハ上新河二道得子トス。當時ノ延壽鹿嶋ハ
合計八百四十三ナリ。

五福村、龍台村等ノ鹿嶋郡、延壽寺ハ世界江
正字會ナリ。

寫眞說明

六、地誌ハ藤原老倉山ナリ。當時ノ延壽鹿嶋ハ合
計一百五十九ナリ。

延壽郡内ノ鹿嶋郡、延壽寺ハ右記ト同様ナリ。

寫眞說明

七、地誌ハ漢中内外二道得子ナリ。當時ノ延壽鹿嶋ハ
合計一千一百廿三人ナリ。該處河附近ノ鹿嶋郡
容、延壽寺ハ江正字ナリ。

寫眞說明

八、地誌ハ上新河延壽附近ト爲ス。當時ノ延壽鹿
嶋合計二百四十ナリ。

該處河附近ノ鹿嶋郡、延壽寺ハ右記ト同様ナリ。

寫眞說明

九、地誌ハ上新河二道ナリ。當時ノ延壽鹿嶋ハ合計
八百五十五トス。該處河附近ノ鹿嶋郡、延壽寺
ハ世界江正字會ナリ。

寫眞說明

十、地誌ハ南京魚雷軍兵營附近ナリ。
江正字會責任者ノ言ニ依レバ當時ノ延壽鹿嶋ハ
合計二百余トス。當時此處ハ八個アリシモ該人
役得以前ニ於テ記ニ美ノ七個ハ記サレヌニ其ノ

171-6

一ツヲノミ直ス。此ノ一巻中ニ三千人ノ屍骨有
リ江口ヨリ散容セシモノニシテ大部份ハ腐爛シ
アリシトノ事。

寫眞説明

十一、地蔵ハ上新河橋北端ナリ。當時埋葬屍骨ハ合
計一千八百六十余トス。河口一帯ノ屍骨散容、
埋葬者ハ右ニ同ジ。

寫眞説明

十二、地蔵ハ上新北河口ノ地端ナリ。當時ノ埋葬屍
骨ハ合計三百八十トス。北河口附近ノ屍骨散容、
埋葬者ハ世界江配字會トス。

寫眞説明

十三、地蔵ハ下田寶壽橋下ノ永壽寺邊ヨリ草鞋岡石
道沿山根一帯ニシテ十余丈長サノ墓ニハ五百
余ノ屍骨ガ埋葬サル。該處江邊ヨリ散容セシモ
ノニシテ埋葬者ハ江配字會ナリ。

寫眞説明

十四、地蔵ハ中華内外墓江口一帯トス。
當時ノ埋葬屍骨ハ五百三十余ナリ。該内各處ノ
屍骨散容、埋葬者ハ義善堂トス。

寫眞説明

十五、地蔵ハ中華内外墓寺附近ナリ。當時ノ埋葬
屍骨ハ約六千四百六十八トス。合計三仁ノ墓墓
葬ハ約一丈三尺ニ達ス。該内各處埋葬者義善
堂ニ依リ散容サル。

十六、地圖ハ中華内外疆江嶺、高卑積層ナリ。當時

ノ建築材料ハ合計六百二十七トス。
 對内各處に害者江記字會ニ依リ運搬サル。

會 展 記 要

十七、他國ハ中外ノ英靈廟ニシテ爾花台ヨリ花
 廟庭ニ到ル。當時ノ無算民衆ハ合計二万六千六
 百十二ニシテ境内各處祖廟者莫不盛ニヨリ収容
 サレル。以上各處ハ普徳寺ノ近側ナリ。

寫真記

十八、十九、二十、

右ニ同シ

寫真說明

二十一、道路ハ美濃郡・岐阜市公共施設附近ナリ。當時ノ建築規格ハ合計二百七十二ト爲ス。

西門外一宿收容者世界記字會ニ依リ坦葬スル。

萬寶記

二十二、上面ハ敵人暴行痛恨影嚮ノ即ち人ニシテ
避難ノ不明ノ地ハ現處在兵ニ訪問シ、併セテ
圖見セシ情況ナリ。

寫真中一、陳光敬二、李子門三、四、鄭民

三六、通譯者及ピ法醫

本稿眞性ハ本官ノ派遣セシ本處書記陳光敬、李于門
ガ當日、日軍ニ居殘サレシ屍体ヲ收容シタ暴善堂代
表員一湯反ビ紅記字會代表經管人及ビ該地方ニ於テ
事情ヲ知レル者反ビ中央日報社爲眞記者李金府等

原本不明瞭

裏面白紙

1701-8

ト共ニ鑑影メシ二十一枚ノ寫眞ニシテ、鑑影既ハ
合計四萬六千九百十五ナリ。其ノ行進中、道傍門外
ヨリ方山、牛山門ヨリ馬場水、仁門外ヨリ上新河一
帯ニ到ル鑑影タル地ハ鑑影既ハ合計七万八千一百〇
六ニ達ス。人方勘方鑑影ニ使リ未ダ鑑影シナイ、
又ハ役人ノ改竄メシヲ鑑影シ能ハザレバ、此處ニ其
ノ四分ノ一ヲ鑑影ニ其ノ鑑影ヲ示スニ他ナシ。

首都地方法院首席檢察官

陳 光 辰（官印）

民國三十三年一月十六日